

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券報告書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和8年6月30日
- 【計算期間】 第19期（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）
- 【発行者名】 ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド
(WisdomTree Metal Securities Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ヴィノッド・ラジプット
(Director, Vinod Rajput)
- 【本店の所在の場所】 英国領チャンネル諸島、ジャージー、JE1 1ST、
セント・ハリアー、IFC 5
(IFC 5, St. Helier, Jersey, JE1 1ST, Channel Islands)
- 【代理人の氏名又は名
称】 弁護士 中川 秀宣
- 【代理人の住所又は所
在地】 〒106-6123 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中川 秀宣
- 【連絡場所】 〒106-6123 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所
- 【電話番号】 03-6438-5511
- 【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）、スターリング・ポンド（以下「ポンド」といいます。）及びユーロ（以下「ユーロ」といいます。）の円貨換算は、令和8年5月1日午前0時（ロンドン時間2026年4月30日午後4時）現在のものとしてブルームバーグによって表示される為替レート（スポット・レート）（1米ドル=156.59円、1ポンド=212.696円及び1ユーロ=183.70円）によります。

（注2）発行体は、英国領チャンネル諸島ジャージーの法律に基づいて設立されていますが、発行体の基準通貨は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、米ドル貨をもって行います。

（注3）本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入がしてあります。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書に記載した語句については、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、別添の原語を翻訳したものをを用いており、その定義も別添に記載した通りとします。

（注5）本書において、ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドを「発行体」、「ファンド」又は「外国投資法人」ということがあります。

（注6）発行体は現在8つの種類の投資信託（以下、総称して「貴金属上場投資信託」又は「WisdomTree貴金属上場投資信託」といいます。）を発行しており、これには7種類の個別上場投資信託と1種類の貴金属バスケット上場投資信託があります。個別上場投資信託は個々の金属（金、銀、白金又はパラジウム）の価格に連動するよう設計されており、貴金属バスケット上場投資信託は金属の全部又は一部から構成される金属バスケットの価格に連動します。これらの個別上場投

資信託の内、WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託、WisdomTree銀上場投資信託、WisdomTree金上場投資信託及びWisdomTree貴金属バスケット上場投資信託が東京証券取引所に上場されています。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

貴金属上場投資信託は、期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体の債務です。全投資口（以下「投資口」といいます。）は、親会社である投資口保有会社（以下に定義します。）により保有されています。投資家が投資口を取得することはできません。上場投資信託保有者の権利は、後記「(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格、C. 外国投資法人の特色、(B) 担保にかかるストラクチャー」に記載されています。

発行体は、資産担保証券である上場商品を発行するために設立された特別目的会社です。

	第15期末 (2021年12月31日)	第16期末 (2022年12月31日)	第17期末 (2023年12月31日)	第18期末 (2024年12月31日)	第19期末 (2026年12月31日)
(a) 営業収益（注1・注2）	47,336,630米ドル (7,412.442百万円)	38,388,323米ドル (6,011.227百万円)	32,215,918米ドル (5,044.690百万円)	35,915,853米ドル (5,624.063百万円)	48,615,713米ドル (7,612.734百万円)
(b) 経常利益金額 又は経常損失 額	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)
(c) 当期純利益金額 又は当期純 損失額	30,736,709米ドル (4,813.0618百万円)	-42,235,783米ドル (-6,613.701百万円)	35,437,988米ドル (5,549.234百万円)	3,292,096米ドル (515.509百万円)	426,342,956米ドル (66,761.043百万円)
(d) 出資総額（注3・注4）	10,228,358米ドル (1,601.658百万円)	-32,007,426米ドル (-5,012.042百万円)	3,430,562米ドル (537.191百万円)	6,722,658米ドル (1,052.701百万円)	419,620,298米ドル (65,708.342百万円)
(e) 発行済投資口 総数	2口	2口	2口	2口	2口
(f) 純資産額	10,228,358米ドル (1,601.658百万円)	-32,007,426米ドル (-5,012.042百万円)	3,430,562米ドル (537.191百万円)	6,722,658米ドル (1,052.701百万円)	419,620,298米ドル (65,708.342百万円)
(g) 総資産額	12,664,912,818米ドル (1,983,198.698百万円)	10,147,105,050米ドル (1,588,935.179百万円)	9,383,970,824米ドル (1,469,435.991百万円)	11,378,389,075米ドル (1,781,741.945百万円)	20,618,457,767米ドル (3,228,644.302百万円)
(h) 1口当たり純 資産価格（注5）（注6） 外国投資証券 1単位当たり の純資産額	5,114,179米ドル (800.829百万円)	-16,003,713米ドル (-2,506.021百万円)	1,715,281米ドル (268.595百万円)	3,361,329米ドル (526.350百万円)	209,810,149米ドル (32,854.171百万円)
(i) 1口当たり当 期純利益金額 又は 当期純損失金 額（注7）	15,368,355米ドル (2,406.530百万円)	-21,117,892米ドル (-3,306.850百万円)	17,718,994米ドル (2,774.617百万円)	1,646,048米ドル (257.754百万円)	213,171,478米ドル (33,380.522百万円)
(j) 分配総額	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)
1口当たり分配金	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)	0米ドル (0百万円)

(l) 自己資本比率 (注8)	0.0808%	-0.3154%	0.037%	0.059%	0.020%
(m) 自己資本利益 率(注9)	300.5048%	131.9562%	1,033.01%	48.9702%	1.016%

(注1) 発行体は、資産担保証券である上場商品を発行するために設立された特別目的会社です。

(注2) 営業収益は発行体の管理及び運用にかかる費用、受託者及びカストディアンへの報酬を含む費用等に充てられます。

(注3) 資本及び負債合計から負債合計を控除して算出される投資主持分の額を記載しています。

(注4) 出資総額は、発行済資本の額のみを反映しています。ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド (WisdomTree Management Jersey Limited) (以下「管理事務代行会社」ということがあります。) は、業務提供契約に基づき同社が提供する業務の対価として発行手数料及び償還手数料及び管理事務代行報酬を受領します。発行体は、投資口保有会社(ウィズダムツリー・ホールディングス・ジャージー・リミテッド)の100%子会社です。

(注5) 貴金属上場投資信託は、期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体の債務です。全投資口は、親会社である投資口保有会社により保有されています。投資家が投資口を取得することはできません。上場投資信託保有者の権利は後記「(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格、C. 外国投資法人の特色、(B) 担保にかかるストラクチャー」に記載されています。

(注6) 1口当たり純資産価格は、純資産額を外国投資証券(外国投資法人債券を除きます。)にかかる発行済投資口総数(以下、単に「発行済投資口総数」といいます。)により除して計算されます。

(注7) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を発行済投資口総数により除したものです。

(注8) 自己資本比率は、純資産額を総資産額により除したものです。

(注9) 自己資本利益率は、当期純利益金額を純資産額により除したものです。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

A. 概要

WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託、WisdomTree銀上場投資信託、WisdomTree金上場投資信託、WisdomTree貴金属バスケット上場投資信託、WisdomTreeスイス保管金上場投資信託、WisdomTreeコア保管金上場投資信託及びWisdomTreeコア保管銀上場の8つの種類の貴金属上場投資信託が発行されており、そのうち、前5種類の上場投資信託を東京証券取引所に上場しています。本書においては、東京証券取引所において上場されている貴金属上場投資信託についてのみ記述を行っています。

発行体は、貴金属上場投資信託の発行、及び、契約の締結を目的とし、並びに、貴金属であるか卑金属を問わず、貴金属地金又はその他の種類の金属に関連したその他の種類の上場投資信託の発行(及び、関連する契約の締結)のために、ジャージーにおいて設立された公開会社です。発行体の投資口は、ジャージーにおいて設立された投資口保有会社が全て保有しています。

貴金属上場投資信託は、様々な証券取引所に上場されている、期限の定めがない、遡求権が限定された発行体の負債で構成されます。発行体は、無額面投資口の無限資本を有しています。本書提出日現在、その投資口は全て親会社である投資口保有会社によって保有されています。

貴金属上場投資信託の市場価格は、貴金属上場投資信託の売買を希望する投資者における需要と供給、及び、マーケット・メイカーの提示する売値/買値のスプレッドによって決定されます。貴金属上場投資信託は、定められた条件に従い、認定参加者によって、いつでも、発行され、また、償還されます。発行及び償還にかかる仕組みは、貴金属上場投資信託が十分な流動性を持つこと、及び、ロンドン証券取引所において取引される価格が関連する貴金属地金の価格に(手数料徴収前の段階で)連動することを確保するためのものです。認定参加者のみが貴金属上場投資信託を購入又は(認定参加者がいない場合若しくは別途公表された場合はこの限りではありません。)償還を行うことができます。その他の者はロンドン証券取引所(又は随時取引を認められる他の証券取引所)における取引を通じて貴金属上場投資信託を売買することとなります。

貴金属上場投資信託の日本における流通市場での売買は、東京証券取引所における取引を通じて行うことができます。

B. 外国投資法人の目的及び基本的性格

(A) 貴金属上場投資信託の概要

発行体は、8つのそれぞれ異なる種類の上場投資信託を設定、及び、発行しています。

これらの上場投資信託の全てを総称して、「WisdomTree貴金属上場投資信託」又は「貴金属上場投資信託」といいます。本プログラムの下では、WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託、WisdomTree銀上場投資信託、WisdomTree金上場投資信託、WisdomTree貴金属バスケット上場投資信託、WisdomTreeスイス保管金上場投資信託及びWisdomTreeコア保管金上場投資信託の7つの種類の貴金属上場投資信託が発行されており、前5種類の上場投資信託が東京証券取引所に上場されています。本書においては、東京証券取引所において上場されている貴金属上場投資信託についてのみ記載しています。

貴金属上場投資信託は、貴金属地金の現物の受渡し又は保管の取引を行わずに投資者が貴金属市場に投資する手段を提供することを目指します。投資者は、ロンドン証券取引所及び取引が随時承認されるその他の全ての取引所に上場された上場投資信託の取引を通じて貴金属上場投資信託を売買することができます。

貴金属上場投資信託は、期限の定めのない、遡求権の限定された発行体の債務であって、貴金属上場投資信託によって、上場投資信託保有者は(認定参加者である場合又はその他一定の状況下においては)、上場投資信託の償還を要求でき、また、決済日において、当該日における貴金属エンタイトルメントに等しい価額の貴金属地金を受け取る権限が付与されます。

個別上場投資信託の各クラスには、それぞれ個別の貴金属エンタイトルメントが設定されています。2007年4月24日(当初貴金属上場投資信託の取引がロンドン証券取引所において開始された日)においては、当初貴金属上場投資信託の各クラスの貴金属エンタイトルメントは0.10トロイ・オンスの白金、0.10トロイ・オンスのパラジウム、1.00トロイ・オンスの銀、及び、0.10ファイン・トロイ・オンスの金と定められていました。

新しい外国投資法人債券の発行、又は既存の外国投資法人債券の償還は、常に当該時点における貴金属エンタイトルメントに基づき行われます。これにより同じクラスの全ての外国投資法人債券は同じ貴金属エンタイトルメントを保有することとなり、完全に交換が可能なことが確保されます。

貴金属上場投資信託を担保として保証する白金及びパラジウムは、当初カストディアンのレストランの金庫室、又は、チューリッヒの当初サブ・カストディアンのレストランの金庫室に保管されています。銀及び金(WisdomTreeスイス保管金上場投資信託に帰属するものを除きます。)は当初カストディアンのレストランの金庫室内で保管されます。

当該貴金属地金は関連するカストディアン若しくはかかるカストディアンにより選任されたサブ・カストディアン又はサブ・カストディアンから委託を受けた者により他の場所で保管されることもあります。それは当該金庫室への移送に先立ち又は発行若しくは償還の手続の一環としてなされる一時的なものです。全ての当該貴金属地金は、「特定された」形態で(即ち、唯一のものとして特定できるグッド・デリバリー・延べ棒として)、担保設定貴金属口座に保有されます。そのごく一部分は、貴金属地金が設定、若しくは、償還のために特定される、若しくは、非特定化される過程にある場合、又は、一本の延べ棒として保有することができないほどの少量の分量である場合、短期的に非特定の形態で保有される可能性があります。

(B) 日本における貴金属上場投資信託の位置付け

貴金属上場投資信託は、発行体による期限の定めのない、遡求権が限定された債務であり、金融商品取引所に上場されています。本書提出日現在、その投資口は全て親会社である投資口保有会社によって保有されています。

(C) 発行体の目的及び基本的性格

発行体は、資産担保証券としての上場商品(ETC)を発行するために設立された特定目的会社です。発行体に対する請求権は、支払いの優先順位に従って履行されます。特定の合同管理資金(プール)に対して適用のある担保証書の執行の後、当該合同管理資金(プール)に関する、担保資産の売却による純売却代金が、当該クラスの個別上場投資信託(及び、当該種類の個別上場投資信託によって構成される限りにおいて貴金属バスケット上場投資信託)にかかる全ての義務を履行し、また、全ての支払期限の到来している支払いを行うために十分でない場合には、当該クラスの当該個別上場投資信託(及び、当該種類の個別上場投資信託によって構成されている限りにおいて貴金属バスケット上場投資信託)にかかる発行体の義務は、担保資産の売却による純売却代金に限定されます。この場合、関連する合同管理資金(プール)に帰属する資産以外の発行体の資産(もしあれば)を不足分に充てることはできず、かかる義務に関して追加額を受領する関連する上場投資信託保有者の権利は消滅し、上場投資信託保有者又は受託者のいずれも当該金額を回収する目的で更なる措置を講ずることはできません。これらの状況において、上場投資信託保有者は、投資額の全てを換金できないため、損害を被ることになります。

C. 外国投資法人の特色

(A) 貴金属上場投資信託の概要

貴金属上場投資信託は、期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体の債務であって、上場投資信託保有者は(認定参加者である場合又は他の限定的な場合に限り、)、上場投資信託の償還、及び、決済日において、当該日における貴金属エンタイトルメントに等しい価額の貴金属の受領を求める権限を付与されます。認定参加者ではない上場投資信託保有者は、いかなる営業日においても、認定参加者が存在しない場合、又は認定参加者ではない上場投資信託保有者の償還請求を認める旨を発行体が告知した場合、貴金属上場投資信託の償還のみを求めることができます。その場合、上場投資信託保有者が別段の意思表示を行い、かつ特定の条件を満たさない限り、上場投資信託保有者には、貴金属における貴金属エンタイトルメントではなく、貴金属エンタイトルメントの売却代金が支払われることとなります。

個別上場投資信託の各クラスには、それぞれ個別の貴金属エンタイトルメントが設定されています。

2007年4月24日(当初貴金属上場投資信託の取引がロンドン証券取引所において開始された日)においては、当初貴金属上場投資信託の各クラスの貴金属エンタイトルメントは0.10トロイ・オンスの白金、0.10トロイ・オンスのパラジウム、1.00トロイ・オンスの銀、及び、0.10ファイン・トロイ・オンスの金と定められていました。

2025年6月30日現在、個別上場投資信託における各クラスの貴金属エンタイトルメントは以下の通りです。

貴金属上場投資信託における各クラスの貴金属エンタイトルメント

WisdomTree白金上場投資信託	0.091007299	トロイ・オンス
WisdomTreeパラジウム上場投資信託	0.091007299	トロイ・オンス
WisdomTree銀上場投資信託	0.910072964	トロイ・オンス
WisdomTree金上場投資信託	0.092777862	ファイン・トロイ・オンス

(B) 外国投資法人の特色

発行体は、分別された複数の合同管理資金(プール)を有する「傘型(アンブレラ型)」又は「複数クラス(マルチ・クラス)」の投資法人として設立されており、その結果、発行体は、様々の種類の貴金属地金、若しくは、様々な種類の貴金属地金の組合せを基礎として、又は、その他の異なった特徴を有している様々な個別の種類の上場投資信託を発行することが可能となっている一方で、そのような個々の個別のクラスの上場投資信託は、当該クラスに帰属する合同管理資金(プール)に対してのみ遡求権を有しており、その他のクラスに帰属する合同管理資金(プール)に対しては遡求権を有していないとの条件の下での発行が可能となってい

ます。各クラスの個別上場投資信託（及び、当該個別上場投資信託から構成される限りで貴金属バスケット上場投資信託）に帰属する資産及び負債は、当該クラスにかかる合同管理資金（プール）に対応するものとなります。

従って、貴金属上場投資信託には7つの異なる合同管理資金（プール）があります。一つの合同管理資金（プール）は一つのクラスの全ての個別上場投資信託及び当該個別上場投資信託を構成する限度においてバスケット上場投資信託を担保します。

貴金属上場投資信託は、発行体と各種類の上場投資信託保有者の受託者としてのザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシーとの間で締結された信託約款に基づき組成されています。受託者は、信託約款上の全ての権利及びエンタイトルメントを上場投資信託保有者のために信託に基づき保持しています。

更に、発行体と受託者は、各々の合同管理資金（プール）に関して、個別の担保証書を締結しています。各々の担保証書に従って受託者により保有されている権利及びエンタイトルメントは、貴金属上場投資信託の特定のクラスの上場投資信託保有者のために信託に基づき受託者によって保有されています。

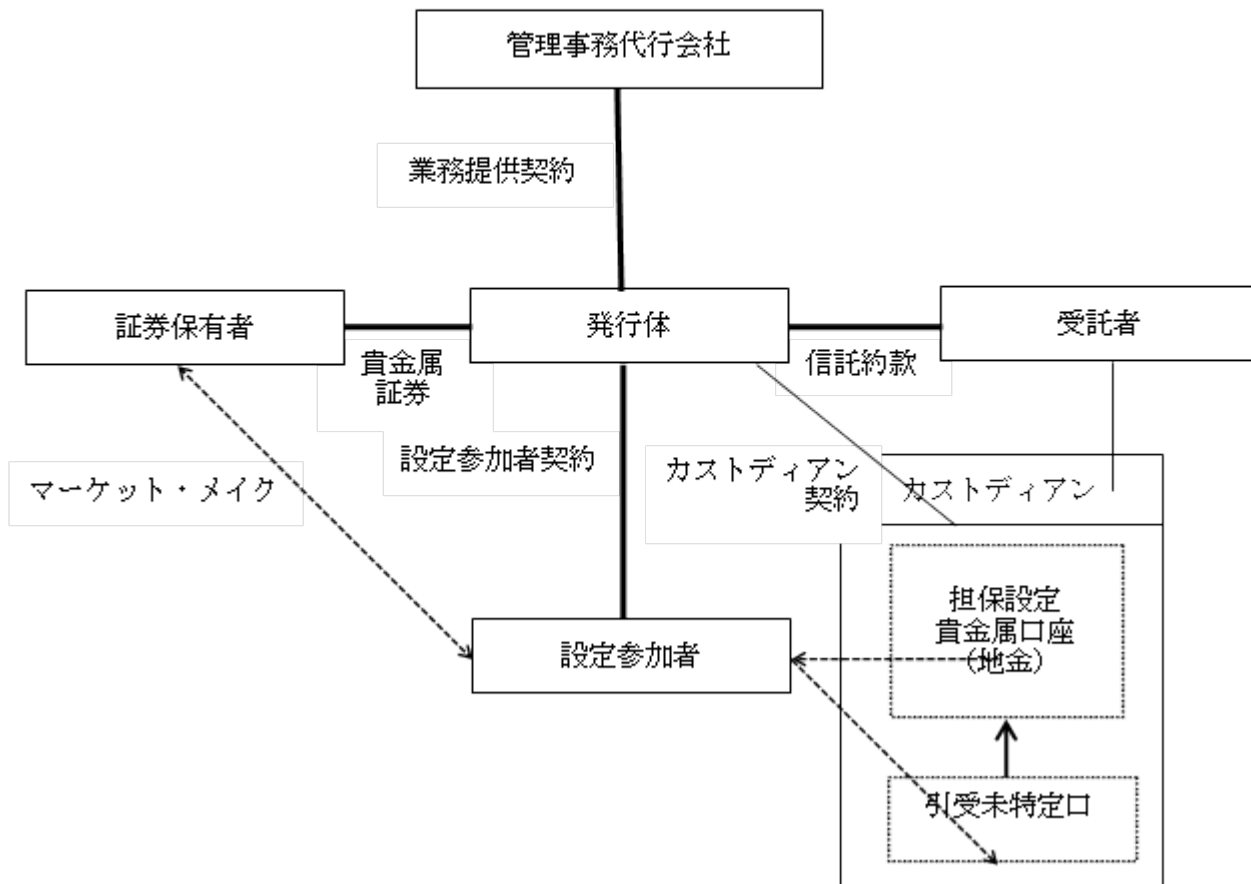
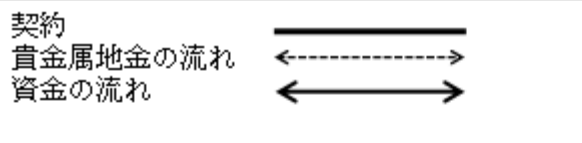
（３）【外国投資法人の仕組み】

A. 外国投資法人の仕組み

貴金属上場投資信託は、信託約款に基づき組成されています。信託約款の規定の下で、受託者は、各々の種類の貴金属上場投資信託の上場投資信託保有者のための受託者として行います。貴金属地金は、発行体が貴金属上場投資信託に関して受託者及び上場投資信託保有者に対して負っている義務を担保するため、担保証書に基づき、受託者を担保権者とする固定担保の対象となっています。カストディアン契約において、関連するカストディアンは、受託者を担保権者とする担保権の成立を承認し、また、貴金属地金が担保設定貴金属口座に預託された後は、受託者の同意なくして当該貴金属地金の引出しを行うことができないことに同意しています。

各々のクラスの個別上場投資信託（及び、当該種類の個別上場投資信託により構成されている範囲で、各々の種類の貴金属バスケット上場投資信託）にかかる発行体の義務は、発行体が担保設定貴金属口座に保有している関連するクラスの貴金属地金、及び、関連するカストディアン契約に基づき当該担保設定貴金属口座に対して発行体が有する権利に対する担保権によって担保されることとなります。

現在設定されている構成の主要な部分は以下の通りです。



B. 外国投資法人及び外国投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の概要

(A) 概要

関係法人の名称	運営上の役割	契約等の概要
ウィズダムツリー・マネジメント・ジャー ジー・リミテッド (WisdomTree Management Jersey Limited)	運用会社	業務提供契約に基づき、運用会社は一定の運用及び管理事務代行サービス業務を発行体に対して提供し、また、発行体の全ての運営及び管理事務代行にかかる費用の全てを支払います。
エイペックス・フィナンシャル・サービス (オルタナティブ・ファンド) リミテッド (Apex Financial Services (Alternative Funds) Limited)	管理事務 代行会社	管理事務契約に基づき、エイペックス・フィナンシャル・サービス(オルタナティブ・ファンド) リミテッドは、特定の管理、会社秘書約業務及び登録サービスの提供又は調達のサービス業務を発行体に対して提供します。

<p>ザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー (The Law Debenture Trust Corporation p.l.c)</p>	<p>受託者</p>	<p>貴金属上場投資信託は、発行体と各種類の上場投資信託保有者の受託者であるザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシーとの間で締結された信託約款に基づき組成されています。受託者は、上場投資信託保有者のために信託に基づき、信託約款上の全ての権利及びエンタイトルメントを保持しています。</p> <p>更に、発行体と受託者は、各々の合同管理資金（プール）に関して、個別の担保証券を締結しています。各々の担保証券に基づき、保持されている権利及びエンタイトルメントは、特定のクラスの上場投資信託保有者のための信託に基づき受託者により保持されています。</p>
<p>エイペックス・フィナンシャル・サービス（セクレタリーズ）リミテッド（Apex Financial Services (Secretaries) Limited）</p>	<p>秘書役</p>	<p>管理事務契約に基づき、管理事務代行会社は、特定の管理、会社秘書役業務及び登録サービスの提供又は調達のサービス業務を発行体に対して提供します。管理事務代行会社は、会社秘書役業務をエイペックス・フィナンシャル・サービス（セクレタリーズ）リミテッドに再委託しています。</p>
<p>コンピューターシェア・インベスター・サービスズ（ジャージー）リミテッド（Computershare Investor Services (Jersey) Limited）</p>	<p>登録名義書換事務代行会社</p>	<p>発行体、登録名義書換事務代行会社及び受託者との間の名義書換事務代行契約に基づき、登録名義書換事務代行会社として業務提供するために任命され、ジャージーで登録簿を管理します。</p>

<p>エイチエスピーシー銀行・ピーエルシー (HSBC Bank p.l.c)</p>	<p>カスト ディアン</p>	<p>エイチエスピーシー銀行・ ピーエルシーは、エイチエス スピーシー・ホールディング・ ピーエルシーの完全子会社 で、その登記上の事務所は E14 5HQ、ロンドン、カナ ダ・スクエア8番に所在しま す。当初カストディアン契約 に従い、随時保管及び登録業 務に携わります。</p>
---	---------------------	---

(B) 担保にかかるストラクチャー

各々の担保証書の条項に基づき、発行体は、カストディーの下におかれている関連するクラスの個別上場投資信託（及び、当該個別上場投資信託を構成する範囲で貴金属バスケット上場投資信託）に帰属する貴金属地金及び担保設定貴金属口座に関する発行体の全ての権利を、第一順位の固定担保により、受託者に託しており、また、発行体は、担保権の設定により、カストディアン契約に基づく当該クラスに関連した発行体の契約上の権利を、受託者に譲り渡しています。更にまた、発行体は、受託者のために、関連する合同管理資金（プール）に帰属する担保の対象となっている資産にかかる全ての発行体の権利に対して、当該合同管理資金（プール）に帰属するカストディアン契約及び担保設定貴金属口座に基づく権利を含め、また、これらの権利に限ることなく、第一順位の浮動担保を設定しています。

関連する担保設定貴金属口座から回収される額が、関連する合同管理資金（プール）にかかる全ての義務の履行及び全ての支払いに応じるために不十分である場合には、発行体には、その不足部分に応じるために利用可能なその他の資産は存在せず、当該クラスの個別上場投資信託（及び、当該個別上場投資信託を構成する範囲で貴金属バスケット上場投資信託）にかかる保有者のそれ以上の請求権は全て消滅することになります。

信託約款の条項では、上場投資信託保有者、又は、上場投資信託保有者のために行為する受託者は、貴金属上場投資信託に関して、発行体によって発行された全ての発行済貴金属上場投資信託に対して支払われるべき全ての金額が払い戻された日から2年間（又は、その後の場合は、発行体が当該期間内に行った取引が関連する破産又はその他の手続の下で異議を提起できるかに関しては、破産の開始により終了する最長の停止期間、優先期間、あるいは、類似の期間（表現を問いません。））と一日の間は、発行体に対して、（管財人及び関連する保証証書に従った管理者の選任を除き）破産、支払停止、負債の支払猶予、清算、事業再編成、債務整理、破綻若しくは解散にかかる手続、又は、その他のいかなる類似の法的手続をも提起せず、また、そうした法的手続を提起する他の者に参加しないこととなっています。

(4) 【外国投資法人の機構】

A. 発行体の統治に関する事項

(A) 投資主総会

a. 投資主総会

年次投資主総会は、毎暦年に1回開催されます。但し、発行体が設立日から18ヶ月以内に最初の年次投資主総会を開催する場合には、設立年又はその翌年に年次投資主総会を開催する必要はありません。その他の全ての投資主総会は、臨時投資主総会と呼ばれます。投資主総会の日時及び場所（ジャージーにおいて、又はそれ以外の）は、取締役会によって決定されます。

取締役会は、適切とみなす時はいつでも、及び、1991年ジャージー会社法に基づき投資主が書面による請求を行った時には、発行体の臨時投資主総会の招集を決定することができます。

請求により招集された臨時投資主総会においては、取締役会により召集された場合でない限り、請求において記載された以外の議事は、会議の目的として処理されません。

各年次投資主総会及び特別決議の可決のために召集される各総会については、少なくとも21日の猶予期間をもって通知され、また、その他のあらゆる総会については、少なくとも14日の猶予期間をもって通知されます。

b. 投資主総会の権能及び議事

年次投資主総会の議事は、発行体の会計、及び、取締役会及び監査人の報告書を受領し、検討すること、取締役を選任すること(必要な場合)、監査人を選任し、監査人報酬を決定すること、適当であると判断される場合に配当を承認すること、並びに、通知の付与されたその他の全ての議事を処理することです。

投資主総会の議事が議題へ進む際に、定足数が満たされていない限り、投資主総会の閉会を除き、いかなる議事も、投資主総会において取り扱われないものとします。

発行体の定款において別に規定されている場合を除き、いかなる者であっても、議決権の行使を要求する出資証券の所有者であるとして登録されていない限り、いかなる議事に出席若しくは参加し、又は、自身若しくは代理人により投票する権限を有しません。

投資主総会の決議は、1991年ジャージー会社法又は発行体の定款に特段の定めがある場合を除き、投じられた投票の過半数によって採択されます。

取締役及び監査人は、本投資法人のあらゆる投資主総会について通知を受領し、出席し、かつ発言する権利を有します。

挙手に際しては、自身で出席している各投資主は、1議決権を有します。

B. 発行体の運用体制

発行体は、コモディティ上場投資信託(ETC)を資産担保証券として後記「2. 投資方針、(1) 投資方針」に従って発行します。投資方針を実行するに当たり裁量はなく、また発行体は投資方針に関し変更を予定していません。したがって、発行体の各取締役を除き、発行体には投資方針の遵守を確保する責任を負う監督機関はありません。

(A) 取締役

a. 取締役

発行体は、通常決議によって、取締役の最大数及び最少数を決定することができます。別の決議がなされるまで、若しくはなされない限り、又は(法により別の定めがある場合を除き)基本定款の署名者により、若しくは発行体の定款に従ってその多数により1名の取締役のみが任命されるまで、若しくは、されない限り、取締役の最低数は2人とします。発行体は、1991年ジャージー会社法の求める方法により、取締役の登録簿を事務所に備える、又は、備えさせるものとします。

取締役は、投資主である必要はありませんが、発行体のいかなる投資主総会又は別個のいかなるクラスの出資証券の投資主総会であっても、その通知を受け取り、出席し、また、発言する権利を有します。

取締役は、取締役会、若しくは、投資主総会に出席し、又は、発行体のその他の業務に当たるために、その適正かつ必要に応じて支出した、旅費及びその他の費用につき、発行体の資金から、返済を受けるものとします。取締役は、その取締役としての業務に対して、発行体の決議によって定められる報酬の支払いを受けるものとします。その金額は、取締役の間で合意されるところに従い、又は、合意がない限り、平等に、分配されるものとし、日々発生するものとみなされます。

b. 取締役の権能

発行体の業務は、取締役により運営されます。取締役は、1991年ジャージー会社法又は発行体の定款により投資主総会により行使されることが要求されない発行体のあらゆる権限を行使することができるものとされており、不動産及び動産に関する取引、並びに、全てのその他の

法的及び裁判上の取引、行為及び事柄において、また、全ての裁判所において、発行体を代表する権能及び権限は、取締役に授けられています。

c. 取締役会の議事

取締役は、適切と判断されるところに従い、業務の迅速な処理のために会議を開催し、延会し、また、別途統制することができます。いずれかの会議において発生した問題は、議決権の過半数によって決定されます。議決権の賛否が同数である場合には、議長は、第二の議決権、又は、キャスティング・ボートを有します。代理取締役でもある取締役は、その代理する取締役が欠席の場合にあっては、当該取締役のために、自身の投票に加えて、別個の議決権を有します。

取締役及び取締役の請求を受けた秘書役は、いかなる時にあっても、24時間よりも少なくない通知を各々の取締役及び代理取締役に行うことによって、取締役会を招集することができます。但し、いかなる取締役会であっても、取締役会において別に決議されない限りにおいて、取締役会の通知は文書によることが必要とはされていないことを条件として、より短い時間の通知により、また、各取締役又は代理取締役が承認する方法により、開催することができます。

(B) 業務執行取締役

取締役会は、随時、一名又はそれより多い数の取締役を、その定める条件により、及びその定める期間に基づく経営責任者を務めるよう任命することができます。いかなる取締役の経営責任者への任命は、取締役ではなくなった場合には、停止されますが、それは、取締役と会社との間のいかなる業務契約の違反による請求に対し何らの影響を及ぼしません。

取締役は、経営責任者の職にある取締役に対して、取締役によって執行される全ての権限を、適当と判断する条件により、及び、制限を付して、並びに、その権限に付随して、又は、その権限を除外して、委託又は授けすることができます。また、取締役は、随時に、かかる権限の全部又は一部を破棄、撤回、修正、又は変更することができるものとされています。

(C) 秘書役

管理事務契約に基づき、管理事務代行会社であるエイベックス・フィナンシャル・サービス(オルタナティブ・ファンド)リミテッドが、特定の管理、会社秘書役業務及び登録サービスの提供又は調達のサービス業務を発行体に対して提供します。管理事務代行会社は、会社秘書役業務を、エイベックス・フィナンシャル・サービス(セクレタリーズ)リミテッド(Apex Financial Services (Secretaries) Limited)に再委託しています。

(D) 外国投資法人の運用体制

業務提供契約に基づき、運用会社であるManJerが行い、また、発行体の管理及び運営にかかる費用(管理事務代行会社、登録名義書換事務代行会社、受託者及びカストディアン)の報酬を含みます。)の全てを支払います。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

発行体である外国投資法人は、投資口保有会社の完全子会社であり、管理事務代行会社により運営されています。貴金属上場投資信託は期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体の債務で、上場されています。発行体は、無額面投資口の無制限な資本を有しています。本書提出日現在、その投資口は全て投資口保有会社によって保有されています。

発行体の2025年12月31日現在の発行済投資口総数及び出資総額は次のとおりです。

出資総額 6,722,658米ドル(959,323,297円)
発行済投資口総数 2口

なお、最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減は、以下のとおりです。

第15会計年度末 (2021年12月31日)	第16会計年度末 (2022年12月31日)	第17会計年度末 (2023年12月31日)	第18会計年度末 (2024年12月31日)	第19会計年度末 (2025年12月31日)

出資総額	10,228,358米ドル (1,601,658,579円)	-32,007,426米ドル (-5,012,042,837円)	3,430,562米ドル (537,191,703円)	6,722,658米ドル (1,052,701,016円)	-419,620,298米ドル (-65,708,342,463円)
発行済投資 口総数	2口	2口	2口	2口	2口

(6) 【主要な投資主の状況】

発行体である外国投資法人は、投資口保有会社の完全子会社です。貴金属上場投資信託は期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体の債務で、上場されています。発行体は、無額面投資口の無制限な資本を有しています。本書提出日現在、その投資口は全て親会社である投資口保有会社によって保有されております。

(2025年12月31日現在)

名称	住所	所有投資 口数	総投資口数に対する 所有投資口数の比率
ウィズダムツリー・ ホールディングス ・ジャージー・リミ テッド	英国領チャンネル諸島、 ジャージー、JE1 1STJE4 8PW、セント・ハリアー、 IFC 5	2口	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

本プログラム

A. イントロダクション

貴金属上場投資信託は、期日の定めのない、遡求権の限定されている、上場投資信託保有者（認定参加者である場合）に権利を与える発行体の債務であって、上場投資信託保有者は（認定参加者である場合は）、上場投資信託の償還、及び、決済日において、当該日における貴金属エンタイトルメントに等しい額の貴金属の受け取りを求めることができる権限を付与されます。認定参加者ではない上場投資信託保有者は、いかなる営業日においても、認定参加者が存在しない場合又は認定参加者でない上場投資信託保有者の償還を認める旨発行体が発表した場合には、貴金属上場投資信託の償還のみを求めることができますが、その場合、上場投資信託保有者が別段の意思表示を行い、かつ特定の条件を満たさない限り、上場投資信託保有者には、貴金属における貴金属エンタイトルメントではなく、米ドル建てで貴金属エンタイトルメントの売却代金が支払われることとなります。

WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託、WisdomTree銀上場投資信託、WisdomTree金上場投資信託、及びWisdomTree貴金属バスケット上場投資信託の貴金属上場投資信託が東京証券取引所に上場されており、その各々は、金庫にある現物の貴金属地金によって裏づけられたものとなります。すなわち、各々の貴金属上場投資信託は、関連する協会によって定められた「グッド・デリバリー」基準に則って「割り当てられた」貴金属地金によって担保されることとなります。

B. 貴金属エンタイトルメント

a. 個別上場投資信託

各々の種類の個別上場投資信託に対して、それぞれ個別の貴金属エンタイトルメントが設定されており、2007年4月24日（当初貴金属上場投資信託の取引がロンドン証券取引所において開始された日）においては、0.10トロイ・オンスの白金、0.10トロイ・オンスのパラジウム、1.00トロイ・オンスの銀、及び、0.10ファイン・トロイ・オンスの金と定められていました。2026年6月30日現在における各々の種類の個別上場投資信託にかかる貴金属上場投資信託は以下の通りとなっています。

上場投資信託のクラス 貴金属エンタイトルメント

WisdomTree白金	0.091007299	トロイ・オンス
WisdomTreeパラジウム	0.091007299	トロイ・オンス
WisdomTree銀	0.910072964	トロイ・オンス
WisdomTree金	0.092777862	ファイン・トロイ・オンス

新たな上場投資信託が発行され、又は、既存の上場投資信託が償還される際には、いつでも、その時点において有効な貴金属エンタイトルメントによって行われることになり、従って、同じ類型の全ての上場投資信託が同じ貴金属エンタイトルメントを有していること、及び、完全に代替可能であることが確保されています。

管理費用により、貴金属エンタイトルメントは、日々、以下のように減少します。

$$ME(i,t)=ME(i,t-1) \times (1-MF(1,t))^{1/N};$$

ここで、

i は、関連するクラスの個別の上場投資信託を指します。

t は、関連する日を指します（t-1は、当該日の前日を指します。）。

ME(i,t) は、t日におけるiクラスの貴金属上場投資信託の貴金属エンタイトルメントを指します。

ME(i,t-1)は、当該日の前日におけるiクラスの貴金属上場投資信託の貴金属エンタイトルメントを指します。

MF(1,t) は、t日の1クラスの貴金属上場投資信託に適用される年間の管理費用を少数で表示したものです（従って、年率49ベース・ポイント（年間）は0.0049として、年率39ベース・ポイント（年間）は0.0039として表示されます。）。

N は、365（又は、うるう年にあっては366）です。

貴金属エンタイトルメントは、発行体により、0.0000000005トロイ・オンス（又は、金の場合にはファイン・トロイ・オンス）を切り上げて、小数点以下第9位まで各日計算されます。

管理費用は、毎月月末に、担保設定貴金属口座からの貴金属地金の振替えにより、支払われますが、それは受託者の同意があった場合に限られます。

b. 貴金属バスケット上場投資信託

WisdomTree貴金属バスケット上場投資信託は、以下の表に記載された固定数の個別投資信託により構成される一つの上場投資信託です。

個別上場投資信託のクラス	貴金属バスケット上場投資信託の数
WisdomTree白金上場投資信託	0.1
WisdomTreeパラジウム上場投資信託	0.2
WisdomTree銀上場投資信託	1.2
WisdomTree金上場投資信託	0.4

従って、2025年6月30日現在、各々のWisdomTree貴金属バスケット上場投資信託には、以下のように、4つの貴金属の各々によって構成される合成貴金属エンタイトルメントが設定されています。

貴金属の種類	貴金属エンタイトルメント
白金	0.00910073 トロイ・オンス
パラジウム	0.01820146 トロイ・オンス
銀	1.092087557 トロイ・オンス
金	0.037111145 ファイン・トロイ・オンス

貴金属バスケット上場投資信託の貴金属エンタイトルメントは、その構成されている個別上場投資信託に適用される管理費用分だけ減少していくことになります。

C. LPPM及びLBMA

現物貴金属市場における清算は、白金及びパラジウムについては、主に、チューリッヒ及びロンドンを中心として行われており、銀及び金については、ロンドンを中心として行われています。これらの市場での業務の調整者として活動する二つの取引協会があります。すなわち、ロンドン白金・パラジウム市場(London Platinum and Palladium Market (LPPM))、及び、ロンドン地金市場協会(London Bullion Market Association (LBMA))です。これらの協会の役割には、「公認溶解業者リスト(グッド・デリバリー・リスト、"Good Delivery" list)」の維持、現物延べ棒の質にかかる最低基準への合致の確保、市場における清算及び金庫保管に関する調整、良質な取引慣行の促進、並びに、標準契約文書の促進が含まれます。

D. グッド・デリバリー

「グッド・デリバリー」とは、延べ棒/インゴットが、ロンドン貴金属市場における現物貴金属の取引において受け入れられるために順守されなければならない細目のリストです。白金及びパラジウムのインゴットに関する「ロンドン/チューリッヒ・グッド・デリバリー・リスト」に含まれるために必要とされる基準は、LPPMのウェブ・サイト上に表示されています。金及び銀の延べ棒に関する「グッド・デリバリー・リスト」に含まれるために必要とされる基準は、LBMAによって出版されている「金及び銀の延べ棒に関するグッド・デリバリー・ルール(The Good Delivery Rules for Gold and Silver Bars)」において示されています。その要約は、以下の表に掲載されています。

	白金	パラジウム	銀	金
形状	延べ板又はインゴット	延べ板又はインゴット	延べ棒	延べ棒
最低純度	99.95%	99.95%	99.9%	99.5%
重量	1kg～6kg (32～192oz)	1kg～6kg (32～192oz)	750oz～1,100oz	350oz～430oz
度量単位	トロイ・オンス	トロイ・オンス	トロイ・オンス	ファイン・トロイ・オンス

延べ棒となっている純金の実際の重量は、小数点第3位まで表示され、(オンス単位で小数点第3位までの)総重量に(パーセント単位で小数点第2位までの)純度を乗じることによって計算されます。例えば、404.075トロイ・オンスで99.58パーセントの純度の金の延べ棒は、402.377ファイン・トロイ・オンスの純金の含有量を有するものとして記帳されます(小数点第4位が9でなければ切り上げはありません。)

市場においては、より少量の含有量の高い延べ棒が入手可能ですが、発行体は、グッド・デリバリーの延べ棒により担保された上場投資信託のみを発行します。

E. 取引単位

白金、パラジウム、及び、銀の取引単位は、トロイ・オンスです(「ファイン」という言葉が用いられないので、その重量は、純度には関係ないということになります。)。金に関しては、1ファイン・トロイ・オンス(「ファイン」とは、純粋な金属であることを意味します。すなわち、100パーセントの純度の金の実際の含有量を意味します。)です。協会がトロイ・オンスとメートル法との間での換算に用いる交換比率は、1トロイ・オンスが31.1034768グラムであり、1キロ・グラムが32.1507465トロイ・オンスです。

F. 保管

a. 特定口座

特定口座とは、取引業者が、唯一の特定可能な金属の延べ棒が、顧客に「特定して割り当て」られ、当該取引業者の金庫において保管されているその他の金属から区分されていることを証拠立てつつ、当該顧客の名称で、保有している口座です。当該顧客は、取引業者がこの金属をカスタディアンとして保有していることによって、当該金属に対する完全な権限を保有します。

b. 非特定口座

ロンドン及びチューリッヒにおいて取引される貴金属のほとんどは、非特定の形態で取引され、決済されます。この形態により保有されている金属については、保有者は、金属の特定の延べ棒にかかる権限を取得できず、一定量の金属のデリバリーを要求する権利を取得します。顧客の口座契約の条項に従い、顧客は、非特定口座と特定口座の間の振替えを（顧客が十分な残高を有しているのであれば）行うことができます。

c. 受渡し場所

チューリッヒ/ロンドン市場において取引される白金及びパラジウムは、通常は、チューリッヒ受渡し（ロコ・チューリッヒ。貴金属の現物がチューリッヒの金庫に保管されていることを意味します。）若しくはロンドン受渡し（ロコ・ロンドン。貴金属の現物がロンドンの金庫に保管されていることを意味します。）、又は、チューリッヒ若しくはロンドンに設定された口座で振替えられます。チューリッヒ/ロンドン受渡しのスポット取引にかかる決済及びデリバリーの基準では、取引日以後2営業日において、デリバリーに対して（通常は米ドルによる）支払いが行われます。金属のデリバリーは、現物のデリバリー、又は、非特定口座に対する清算システムを通じてのデリバリーのいずれかにより行うことができます。

ロンドン市場における銀及び金の取引は、白金及びパラジウムの取引と類似しますが、これらの貴金属は通常はロンドン受渡しでのみ取引されることが異なっています。気配値は通常、米ドルで出されますが、その他の交換可能通貨によっても気配値を出すことができます。

G. 値決め

ロンドン市場においては、世界中の顧客の注文を相対させることを意図した値決めがなされるという貴金属の価格設定にかかるサービスが提供されています。歴史的に、各々の関連する市場における値決めは、ロンドンにおける会員の営業日に、電話により行われていました。2014年及び2015年に、新しい入札手続きを導入するため、各類型の地金の値決めについて数々の変更が実施されました。

金

ICEベンチマーク・アドミニストレーション（以下「IBA」といいます。）は、2015年3月20日に、LBMAが認定した参加金ブリオン・バンク又は参加マーケット・メイカー（以下「金参加者」といいます。）のための、米ドル、ユーロ又は英ポンド建てで取引を決済できる電子的、取引可能かつ監査可能な店頭入札市場の運営管理を開始しました。本入札により、1日の取引に関する金指標価格が設定されます。本入札は、2015年3月19日に廃止された、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドが以前決定していた「ロンドン金値決め」に取って代わる金価格設定基準としてLBMAが選択したものです。新しい入札手続きでは、従前の金値決め手続きと同様、ロンドン各取引日に2回、ロンドン時間午前10時30分及びロンドン時間午後3時に開始する値決め時間にフィン・トロイ・オンス当たりの値決めが行われ（前者を「LBMA午前金価格」、後者を「LBMA午後価格」といいます。）、これらが公表されます。

銀

LBMAは、2014年5月14日に、銀値決めメンバーが行っていた電話での銀の値決め手続きが、2014年8月14日以降に稼働終了することを発表しました。LBMAは、2014年7月11日に、CMEグループ・ヨーロッパ・リミテッド（以下「CME」といいます。）及びトムソン・ロイター・ベンチマーク・サービ

シース・リミテッド(以下「トムソン・ロイター」といいます。)の提供するソリューションが、LBMAのメンバーにより、銀のロンドン午前値決めの代替として選定されたと発表しました。CMEは、2014年8月15日以来、ロンドン取引時間中に毎日1回、LBMA認定参加銀プリオン・バンク又は参加マーケット・メイカー(以下「銀参加者」といいます。)の間で、当該日の取引に関する銀指標価格(「ロンドン銀価格」と称されることが多いです。)を設定する「均衡入札」を行っています。

白金

ロンドン金属取引所(以下「LME」といいます。)は、2014年12月1日に、ロンドン・プラチナ・アンド・パラジウム・フィキシング・カンパニー・リミテッド(以下「LPPFCL」といいます。)が従前に利用していた手動のロンドン白金値決め手続きを電子的に複製した、電子的白金地金値決めシステム(以下「LMEプリオン」といいます。)の運営管理と、LME値決めメカニズムで設定された価格での白金地金取引のための電子的市場決済手続きの提供を開始しました。LMEの電子的値決め手続きでは、従前のロンドン白金値決め手続きと同様、ロンドン各取引日に2回、ロンドン時間午前9時45分及びロンドン時間午後2時に開始する値決め時間に白金のトロイ・オンス当たりの価格が設定され(前者を白金の「LME午前価格」、後者を白金の「LME午後価格」といいます。)、これらが公表されます。

パラジウム

LMEは、2014年12月1日に、LPPFCLが従前に利用していた手動のロンドンパラジウム値決め手続きを電子的に複製した、LMEプリオンの運営管理と、LME値決めメカニズムで設定された価格でのパラジウム地金取引のための電子的市場決済手続きの提供を開始しました。LMEの電子的値決め手続きでは、従前のロンドンパラジウム値決め手続きと同様、ロンドン各取引日に2回、ロンドン時間午前9時45分及びロンドン時間午後2時に開始する値決め時間にパラジウムのトロイ・オンス当たりの価格が設定され(前者を「LME午前価格」、後者を「LME午後価格」といいます。)、これらが公表されます。

	白金	パラジウム	銀	金
値決め時刻 (概算)(時間)	09.45 14.00	09.45 14.00	12.00	10.30 15.00

H. 金庫での保管及び清算

関連する協会の一定の会員が、清算業務の提供を行っています。会員は、現物貴金属の保管のために、自己の金庫を使用することもあれば、又は、それ以外の会社の安全が確保された保管施設を使用することもあります。現在のカストディアンは、両方の協会の会員です。発行体としては、現在のところ、カストディアン及びその関連する者は、市場における最大の貴金属の清算者うちの2社であると考えています。両方の協会の清算会員は、毎日運営されている清算制度を使用しており、そこでは、これらの会員は、相互の間の全ての取引、及び第三者への振替えを決済するために、これらの会員が相互の間で維持している非特定貴金属を用いています。この制度は、貴金属の現物の移送に伴う安全上のリスク及び費用を避けるために設計されたものです。

I. 契約文書

関連する協会は、特定口座及び非特定口座の運営、並びに、貴金属のスポット取引における売買取引についての条件にかかる多数の標準契約書を発展させ、また、導入してきました。貴金属の売買取引においては、発行体は、可能な限りにおいて、標準清算契約書を、受託者の求めにより改訂されたところに従って、使用することとしています。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」に記載の通りです。

(3) 【配分方針】

貴金属上場投資信託は、特定の満期を有しない外国投資法人債券であって、金利を支払いません。

(4) 【投資制限】

特定の種類の貴金属上場投資信託が発行済みである限りにおいて、発行体は信託約款において、特に、以下を規定しています。

- i . いかなる合同管理資金(プール)に関しても、貴金属上場投資信託又はそれ以外に発行される上場投資信託を除き、借入れによる負債を起こすこと、又は、そうした負債の存続を許容することは行ってはならず、また、個別の事案ごとに受託者が予め書面により同意する場合を除き、いかなる者の負債に関しても保証、又は、補償を行ってはならない。
- . 関連する担保証書に基づき許容される場合を除き、担保資産又はその権利を処分してはならず、また、いかなる者のためであっても、抵当権、質権、担保権、先取特権、若しくは、その他の形態での権利への制限、又は、遡求権にかかる担保権若しくは権限の設定をしてはならない。
- . 信託約款により許認される場合を除き、貴金属上場投資信託の発行及び償還、貴金属地金の取得及び処分、並びに、そのための契約の締結、義務の履行及び権利の行使以外のいかなる事業も行ってはならない。
- . 上場後3ヶ月経過以前にあっては、少なくとも一の認定参加者を確保し、その後は、常に二以上の認定参加者を確保するよう、合理的な努力を尽くすものとする。
- . 決済日において計算される貴金属エンタイトルメントに等しい総額の貴金属地金を受領しない限り、いかなる個別又は貴金属バスケット上場投資信託も発行してはならない。
- . 英国において、事務所又はその他の事業のための固定的な場所を設営してはならず、いかなる恒久的施設も設立してはならない。また、英国における税法上の居住者となつてはならない。
- . 米国連邦所得税法上の法人としての課税対象団体以外のものとして、米国連邦所得税法上取り扱われることを選択してはならない。
- . 課税の影響を最小限のものとするよう事業を行わなければならない。
- . 複数の合同管理資金(プール)を常に、相互に容易に分別できるような方法で管理されなければならない。

以上にかかわらず、発行体は、無担保の遡求権の限定された債券を発行し、それぞれの条項を履行することができます(但し現在かかる債券は発行されていません。)。

3 【投資リスク】**A. リスクの特性**

過去のパフォーマンスは、将来的に期待されるパフォーマンスを示すものではなく、貴金属上場投資信託に対する投資のパフォーマンスは、大きく変動する可能性があります。

貴金属上場投資信託に投資した場合には、顕著なリスクを伴います。投資予定者は、本書に記載される発行体及び発行体の業界、並びに商品上場投資信託に関するリスクが、商品上場投資信託への投資を検討するか否かを投資予定者が評価するために最も不可欠であると発行体が考える点に留意すべきです。発行体及び商品上場投資信託が直面するリスクは、将来生じる可能性があり、又は生じない可能性のある事象に関連し、及びそのような状況に影響を受けるため、投資予定者は、目論見書に要

約された主要なリスクに関する情報だけでなく、とりわけ、目論見書及び以下に記載されたリスク及び不確定要素を考慮する必要があります。

上場投資信託保有者は、貴金属上場投資信託への投資額の一部又は全部を、以下に挙げられている理由(例えば、現時点では発行体が重要だと考えていない理由、状況に基づくとは考えていない理由、又は発行体が現時点で認識していない事実に基づく理由)以外の理由によって失うことがあります。

潜在的投資者は、投資判断を行う前に、目論見書全体を注意深く読み、自分自身の判断を明確に持つ必要があります。

a. 貴金属地金の価格

金属上場投資信託の価値は、貴金属地金への同等の投資の価値に直接関連することを目的としています。貴金属地金の価格は一般的に幅広く変動する可能性があるものであり、多数の要因に影響を受ける可能性があります。そうした要因には、以下が含まれます。

- ・ 貴金属地金の主要な生産者である国からの供給の中断につながるような世界的及び地域的な政治、経済、又は、金融上の事象及び状況、特に、戦争、テロリズム、強制収用、及びその他の活動。
- ・ 世界的な貴金属に対する供給及び需要。こうした需給は、採掘の成功、鉱山での生産、貴金属生産者による先物でのネットの売却、宝飾品用需要、投資用需要及び工業用需要、並びに、リサイクルによる差引の結果等の要因による影響を受けます。また、特定の種類の貴金属地金が不足した場合、当該種類の貴金属地金の価格が急上昇することがあります。価格の急上昇により、先物為替相場及びリース料が不安定になることがあり、それにより、貴金属投資信託が取引されている証券取引所での呼び値スプレッドが乖離したり、関連する貴金属地金における短期先物為替相場を反映することがあります。
- ・ 金融活動。こうした金融活動には、世界の供給及び需要に影響を及ぼすような、大商社、生産者、ユーザー、ヘッジ・ファンド、商品ファンド、政府、その他の投機家による投資取引、ヘッジ取引、又はその他の活動が含まれます。
- ・ 将来のインフレ率、世界の株式、金融及び資産市場の動向、金利、並びに、為替、特に米ドルの強さと米ドルに対する信認に関する投資者の予測といった金融市場における要因。

貴金属地金価格が下落すると、関連する貴金属地金の価格が貴金属上場投資信託を購入した時よりも下回った時に証券を売却する上場投資信託保有者が得る利益に不利な影響を及ぼすことがあります。

b. トラッキング・エラー及び流動性リスク

いかなる時にあっても、貴金属上場投資信託の取引されているロンドン証券取引所における(又は、その相場が立っている、若しくは取引が行われているその他の全ての取引所又は市場における)当該貴金属上場投資信託の価格は、当該貴金属上場投資信託に表象される貴金属の価格を正確に反映しない可能性があります。貴金属上場投資信託にかかる申込み及び償還の手続、及び、特定の認定参加者のマーケット・メイカーとしての役割は、こうした潜在的な乖離、又は、「トラッキング・エラー」を最小化するためのものです。しかし、貴金属上場投資信託の市場価格は、貴金属上場投資信託の売買を希望する投資者における需要と供給、及び、マーケット・メイカーの提示しようとする売値買値のスプレッドの相関関係によって決定されるものです。更に、貴金属上場投資信託に対する新規の需要が、かかる新規の貴金属上場投資信託を設定するために必要とされる現物貴金属地金の利用可能な額を越える場合には、新規の貴金属上場投資信託の発行は制限され、従って、貴金属上場投資信託は、プレミアムがついて取引される可能性があります。投資者が、プレミアムを支払うこととなると、当該投資者には、貴金属上場投資信託に対する需要が沈静化した場合、又は、新規に貴金属上場投資信託が発行されることとなった場合には、そのプレミアムを失うリスクが生じます。投資者は、トラッキング・エラーを最小化にし、また、投資者に対して流動性

の供給がなされるためには、貴金属上場投資信託のマーケット・メイクを行う認定参加者の存在に依存することになります。

貴金属上場投資信託の流動性及び市場価格に影響を与えることになる貴金属上場投資信託の流通市場(もしあれば)の程度についての保証はありません。

c. 認定参加者のみが貴金属上場投資信託の申し込み、又は、償還が可能

認定参加者のみが、貴金属上場投資信託の申込み、及び、償還について、発行体との間で取り扱うことができます。但し、いかなる場合であっても、認定参加者が存在しない場合又は発行体が発表する他の限定された場合には、償還に関しては、その限りではありません。発行体は、いかなる時であっても、少なくとも二以上の認定参加者の存在を確保すべく合理的な努力を払うことに合意しています。しかしながら、発行体との間で貴金属上場投資信託の申込み又は償還を取り扱う認定参加者が常に存在するという保証はありません。

d. 貴金属上場投資信託の早期償還

発行体は、いかなる時にあっても、上場投資信託保有者に対して、30日よりも少なくない(上場規則の目的上の定義でいう)規制情報サービス(以下「RIS」といいます。)を通じた事前通知(以下、「RIS通知」といいます。)を行うことによって、特定の種類の全ての貴金属上場投資信託を償還することが出来ます。受託者は、いかなる時にあっても、発行体の債務不履行事象が発生し、継続している場合にあっては、2営業日以上前の通知によって、全ての発行済貴金属上場投資信託が償還されることを、発行体に対して通知し、また、上場投資信託保有者に対しては、RISによって公表することができます。

発行体は、7日より少なくなく14日よりも多くない文書による事前通知を行うことによって、いかなる時であっても、保有が禁止されている米国人又は保有が禁止されている年金投資者によって保有されている、並びに、信託約款に基づく条件に従って、又は、その条件において特定されたその他の状況において、その地位にかかる適切な証明書を提出しなかった上場投資信託保有者によって保有されている全ての貴金属上場投資信託を償還する可能性があります。

当初貴金属上場投資信託における当初カスタディアンとの間のカスタディアン契約は、当初カスタディアンが90日前の文書による通知を行うことにより、解約することができます。当初カスタディアンが当初カスタディアン契約を解約する場合には、発行体が適切な保管機関によって代替させることが出来ない限り、発行体は、発行済の当初貴金属上場投資信託の償還を選択することになります。更に、当初担保設定非特定口座契約が解約された場合には、当初貴金属売却カウンターパーティー契約は、自動的に解約されます。当初貴金属売却カウンターパーティー契約が解約され、代替の当初貴金属売却カウンターパーティー契約が締結されない場合にあっては、発行体は、発行済の当初貴金属上場投資信託を償還することを選択します。

e. カストディー及び保険

当初貴金属上場投資信託又はその他の貴金属バスケット上場投資信託(当初個別上場投資信託で構成される場合に限り、)に帰する地金に関して、白金及びパラジウムは、当初カスタディアンにより、そのロンドンの金庫室において保管されますが、白金及びパラジウムの一部又は全部が、一又はそれよりも多いチューリッヒの当初サブ・カスタディアンにより、そのチューリッヒの金庫室において保管されることもあります。銀及び金(WisdomTreeスイス保管金上場投資信託に帰属する金を除きます。)は、当初カスタディアンにより、そのロンドンの金庫室に保管されます。

貴金属地金は、金庫に移送される以前、又は、設定及び償還の過程において、関連するカスタディアン、又は、関連するカスタディアンによって任命されたサブ・カスタディアン、若しくはサブ・カスタディアンからの受任者によって、一時的に、それ以外の場所に保管されることがあります。かかる貴金属地金へのアクセスは、洪水のような自然の事象、又は、テロリストによる攻撃のような人的作為によって、制限されてしまう可能性があります。

カストディアンは、保護預協定に基づくカストディアンの義務に関連して適当と認める保険を維持し、かつ、これに関連するすべての費用、手数料及び費用について責任を負います。発行会社は、機密性の制限に従うことを条件として、合理的な事前の通知により、これらの保険契約の詳細の随時提供を要求することができます。カストディアンは、貴金属地金につき、滅失、窃盗、又は、損害に対して保険を付する義務は負っておらず、発行体は、そうしたリスクにつき保険を付する意図は有していません。更に、受託者は、適切な保険契約が締結されるよう確保する、又は、担保設定金属口座において保有されている貴金属地金に対して付保することに関しての責任を負っておらず、また、かかる事柄に関しては、どのような調査であったとしても、求められることがあってはなりません。更に、発行体及び受託者のいずれも、チューリッヒに所在するサブ・カストディアン又はその他のいかなる直接若しくは間接のサブ・カストディアンに対しても、そのカストディアンとしての業務又はカストディアン契約に基づきカストディアンが保有している地金に関して、付保又は保証契約の締結を求めることはありません。

従って、貴金属地金が、滅失させられる、窃盗にあう、又は、損害を受ける可能性があり、発行体が、その貴金属上場投資信託にかかる義務を履行できないというリスクがあり、上場投資信託保有者に損失を生じさせる可能性があります。

カストディアン契約においては、カストディアンはそのサブ・カストディアンから地金の受渡しを受けるために取引上の信義則に則った努力を行う以外には、カストディアンは、チューリッヒのサブ・カストディアン以外のいかなるサブ・カストディアンのいかなる行為についても、(かかるサブ・カストディアンの任命が過失又は悪意をもって行われている場合を除き)責任を負うものではないと規定されています。受託者は、チューリッヒのサブ・カストディアン以外のいかなるカストディアンとも直接の関係を有してはしません。受託者がチューリッヒのサブ・カストディアンと有している関係は、チューリッヒのサブ・カストディアンからの、貴金属地金が、チューリッヒのサブ・カストディアンが保有する地金又はその他の者のために保有する地金とは分別管理されること、及び、カストディアン及びカストディアンの顧客のために保有されている地金とは分別管理されたこと、並びに、適切に記帳及び記録を行うことについての確認の受領に限定されています。従って、受託者は、サブ・カストディアン又はチューリッヒのサブ・カストディアンのいずれであっても、指示する契約上の権利は有していません。受託者の唯一の契約上の権利は、一定の状況下で、カストディアンに指示することです。

カストディアン契約の下では、カストディアンは、その義務の遂行に当たっては、その過失、悪意又は意図的な債務不履行の直接的な結果である損失についてのみ、当該カストディアンによってかかる過失、悪意又は意図的な債務不履行が発見された時点における地金の市場価値を上限として、責務を負います。また、カストディアンは、伝達、通信、又はコンピュータ設備の断絶、機能不全、又は故障を含めて、その合理的なコントロールを超えた原因による理由により生じた、カストディアン契約に基づく、その義務の履行遅延又は不履行については、責めを負いません。いずれかの貴金属上場投資信託に帰属する担保設定資産の一部を構成する地金が、発行体及び/又は受託者に対して義務を負っている者の責めに帰すべき状況において、失われた、毀損した、盗難にあった、又は破壊された場合には、責めを負うべき者は、債務を履行するために十分な(損害保険によってカバーされている債務を含めて)金融資産を有していない、又は、容易に特定し得ない可能性があります。また、発行体は、上場投資信託保有者に損失を生じさせている貴金属上場投資信託について、義務を果たすことができない可能性があります。

発行体及び受託者がカストディアンの業務遂行をモニターする能力は限定されている可能性があります。これは、カストディアン契約の下において、受託者及び発行体にとっては、地金、及び、カストディアン又はチューリッヒのサブ・カストディアンによって維持されている一定の関連記録を検査する目的で、カストディアン又はチューリッヒのサブ・カストディアンの金庫を訪問する権利が限定されているためです。

受託者に対して付与されている地金に対する担保権が、いかなるサブ・カストディアンやいかなるチューリッヒのサブ・カストディアンに対しても有効であるかに関しては、調査が行われていません。

各々カストディアンは、90日前の文書による通知を行うことにより、関連するカストディアン契約及び貴金属売却カウンターパーティー契約を解約する権限を有しています。当該通知に基づいて発行体が新たなカストディアンを任命することができなかった場合、発行体は、影響を受けた貴金属上場投資信託を償還しなければなりません。それにより、上場投資信託保有者は、自らの希望よりも早い時期に投資額を現金化することになります。また、当該時点の貴金属上場投資信託の価額が、上場投資信託保有者が当該貴金属上場投資信託を購入した時の価額よりも低かった場合、発行体による償還によって上場投資信託保有者に損失が生じる場合があります。

カストディアンは、英国において、英国金融行為監督機構によってそれぞれ規制されていますが、カストディアン契約に基づきカストディアン及びサブ・カストディアンにより提供されるカストディー業務は、現在のところ、英国金融行為監督機構の監督及び規則の対象となる規制対象業務となっておりません。

f. 為替

貴金属地金は、一般的に米ドル建てで値付けされるため、貴金属上場投資信託の価格もロンドン証券取引所において米ドル建てで相場が立ちます。上場投資信託保有者が、貴金属上場投資信託をそれ以外の通貨で評価する場合には（東京証券取引所では円建てで取引されます。）、その価値は、米ドルと当該通貨（東京証券取引所での取引では円）の間の為替変動の影響を受けることとなります。

g. 担保設定非特定口座で保有される貴金属地金のカストディアンの与信リスク

貴金属上場投資信託の貴金属地金が一般的に特定された形態で保有される一方、1延べ棒未満で表される地金又は買戻手続の一部として求められる量は、担保設定非特定口座で保有されることがあります。担保設定非特定口座で保有される貴金属地金は、貴金属地金の特定の延べ棒の所有権ではなく、当該口座において保有される貴金属地金の当該量に関し、資産のカストディアンに対する無担保の請求権を付与するものであり、当該貴金属地金はカストディアンの資産と分別管理されていません。その結果として、カストディアンが支払不能に陥った場合、担保設定非特定口座で保有される貴金属地金の一部又は全部が取り戻せなくなる可能性があります。このことは、発行体が貴金属上場投資信託に関して買戻請求に応じる義務を果たせなくなる可能性があることを意味します。これらの状況において、上場投資信託保有者は、貴金属上場投資信託の全額を現金化できないことから、損失を被る可能性があります。

h. 白金及びパラジウムの決済

当初カストディアンは、白金及びパラジウムにかかる決済銀行ではなく、白金又はパラジウムにかかる貴金属上場投資信託の設定及び償還を有効にするためには、チューリッヒにおける決済銀行（現在は、UBS AGです。）に依頼して、かかる銀行におけるその口座に貸記することになります。特に、償還の場合には、当該口座への白金又はパラジウムの貸記には3営業日より長くかかる可能性があります。その場合には、決済日は遅延することになり、上場投資信託保有者に損失が生じる可能性があります。

i. 付加価値税（VAT）

白金、パラジウム及び銀は、英国内に輸入された際（現時点では、輸入付加価値税の対象ではないEU内からの到着である場合を除きます。）に、20パーセントのVATの課税対象となります。付加価値税は、輸入者がLBMAの加盟者（銀の場合）及びLPPM（白金及びパラジウムの場合）の加盟者であって、貴金属がロンドンの「ブラック・ボックス」清算システム内に止まっている限りは、還付を受けることができます。投資用金については、税率はゼロです。

当初カストディアンは、LBMA、及びLPPMの両方の加盟社であり、本プログラムの下でカストディアンに課されたいかなる付加価値税も、還付請求が可能です。発行体のためにカストディアンが立案した手続では、将来的に回収不可能な付加価値税の課税は生じないことになっています。但し、

回収不可能な付加価値税又は輸入に関する規則が変更された場合には、貴金属地金が英国に輸入された際に貴金属上場投資信託に付加価値税の支払義務が生じる可能性があります。これにより上場投資信託保有者が課税される可能性があります。しかし、現行規則の下であっても、上場投資信託保有者が、償還の際に、ブラック・ボックス決済システム外への現物の移送を求める場合には、付加価値税の支払義務があることとなります。

EU外から到来する貴金属については、保税倉庫に直接に持ち込まれることとなります。その意味するところは、かかる貴金属は、自由な移送ができない限り、輸入付加価値税は課されないということです。当該貴金属は、保税倉庫留置のままで、付加価値税が課されないまま取引が可能です。保税倉庫留置になっている貴金属にかかる倉庫料は、付加価値税の課税の対象とはなりません。保税倉庫外にあって、しかし、ロンドン「ブラック・ボックス」決済システムに依ることになる貴金属にかかる倉庫料は、付加価値税の課税対象となります。

カストディアン契約により、全ての付加価値税はカストディアンの負担となります。

j. 一般的な市場におけるリスク

地域及び国際市場における一般的な動向、並びに、投資環境及び投資者心理に影響を及ぼす要因は、取引の水準に影響を与える可能性があります。従って、貴金属上場投資信託の市場価格及びこれにより、貴金属上場投資信託の価格が下落する可能性があります。より高い価格で貴金属上場投資信託を購入した投資者に悪影響を及ぼします。こうしたリスクは、上場証券に対するいかなる投資にも一般的に当てはまります。投資者は、貴金属上場投資信託は、その価格が下落し、また、上昇する可能性があります。投資者は、その投資の全て又は一部の価値を失う可能性があることを理解しなければなりません。

k. 金融取引税

2013年2月14日、欧州委員会は、特定の参加EU加盟国（ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシア、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア、スロバキアを含みます（「参加加盟国」）。但し、エストニアは後に不参加の意思表示をしています。）において導入される金融取引税（「FTT」）に関する指令案（「委員会原案」）を含む提案を提示しました。さらに、特定の国（フランス、イタリア等）は、自国のFTTを一方的に導入又は発表しており、他国も同様の措置を講じる可能性があります。

委員会原案が提唱する[put forward]FTTは、とりわけ金融機関（発行体が含まれます。）の金融取引（デリバティブ契約の設定又は変更及び、金融商品の移転を含みます。）に課される税金となります。委員会原案は、FTTの適用対象を、一定の場合に、参加加盟国の域内及び域外の両方の居住者としています（発行体はこの居住者に含まれます）。しかし、政治的な意見の一致に至らないことから、委員会原案は採択されておられません。そのため、委員会原案が将来採択されるか否か（又は修正の上採択されるか）は不透明なままです。

仮に委員会原案どおりに採択されますと、貴金属上場投資信託の取引に関し、納税義務が発生するリスクが存在します。更に、上場投資信託保有者は、当該証券に関するFTTの納税義務を直接的に負う可能性があります。

2019年6月、EUの財務大臣はFTTに関する交渉を再開し、2019年12月にドイツ財務大臣の提案（以下「最新提案」といいます。）により修正された最新案が提出されました。

参加加盟国の合意があれば、この最新提案が2021年から発効する可能性があります。

この最新提案は、委員会原案よりも適用対象が狭く、時価総額が10億ユーロ（約1,502億円）を超えるEU上場企業が発行する株式の0.2%以上の取得に主に適用されます。従って、現在提案されている最新提案どおりにFTTが発効された場合、FTTが発行体または金属上場投資信託の取引に適用されることはない想定されます。

しかしながら、FTTは依然としてEUレベルでの継続的な議論の対象であり、採択された場合、最新提案は発行体などの他の金融機関または金属上場投資信託の取引にも拡大されるリスクがあります。

本書提出時点では、最新提案は依然として議論の対象となっており、採択されるかどうか、採択される場合はどのような形で採択されるかは不明です。

金属上場投資信託の潜在的保有者は、金属上場投資信託の引受または償還に対するFTTまたは類似の取引税の適用に関して、ご自身の専門家から助言を受けることを推奨します。

l. 発行者及び担保設定資産以外に対する請求権の不存在

発行体は、資産担保証券である上場商品を発行するために設立された特定目的会社です。発行体に対する請求権は、支払いの優先順位に従って履行されます。特定の合同管理資金（プール）に対して適用のある担保証券の執行の後、当該合同管理資金（プール）に関して、担保資産の売却による純売却代金が、当該種類の個別上場投資信託（及び、当該種類の個別上場投資信託によって構成される限りにおいて貴金属バスケット上場投資信託）にかかる全ての義務を履行し、また、全ての支払期限の到来している支払いを行うために十分でない場合には、当該種類の当該個別上場投資信託（及び、当該種類の個別上場投資信託によって構成されている限りにおいて貴金属バスケット上場投資信託）にかかる発行体の義務は、担保資産の売却による純売却代金に限定されます。関連する合同管理資金（プール）に帰属する資産以外の発行体の資産は（もしあれば）、当該不足分の支払いのために充てることはできない場合には、関連する上場投資信託保有者が有している当該債務に関して更なる金額を受け取るという権利は消滅し、上場投資信託保有者又は受託者のいずれもが、当該金額の回復のために更なる行為を取ることできません。

発行体に対する全ての請求権は、信託約款に基づき、支払いの優先順位に従って履行されます。この状況において、上場投資信託保有者は、投資した全額を現金化できない場合、損害を被ることになります。

m. 限定された執行権

受託者は、その裁量により、担保権の行使を行うことができます。しかし、それは上場投資信託保有者のために、以下の指示によって担保権の行使が必要とされる場合のみです。

a. 発行体が債務不履行となっている上場投資信託保有者による指示

b. 発行体が債務不履行となっており、債務不履行の状態が継続している場合において、

)当該時点における発行済貴金属上場投資信託（全体）の（書面の最終署名時における）元本金額の25%以上を保有する上場投資信託保有者の書面による指示、又は、

)特別決議による指示

それぞれの場合において、受託者が、免責されていること、及び/又は、その了解が得られていることが条件となります。受託者が上場投資信託を執行する義務がない場合、証券保有は発行体に対し直接請求権を行使する権利を有さないため、投資額を現金化できなくなります。

n. 英国における更生管財手続及び会社整理手続、並びに、請求権の執行停止

1986年破産法第426条の下においては、英国裁判所は、「関連する国及び地域」（ジャージーを含みます。）の裁判所より請求を受けた場合には、発行体のような外国会社に関して、更生管財命令又は会社整理命令を出すことができます。

更に、欧州破産規制（No1346/2000）（以下「EIR」といいます。）の下においては、発行体の主たる利害関係の中心が英国にあるものと考えられる場合には、主たる破産手続（更生管財手続及び清算を含みます。）が開始される可能性があり、又は、発行体が英国において（EIRにおいて定義されたところによる）施設を有している場合には、会社整理手続（清算）が開始される可能性があります。

発行体が英国において更生管財手続に置かれることとなった場合には、その効果として、更生管財手続の期間中は、発行体の事務、業務及び財産は、管財人と呼ばれる者によって管理されること

になります。このことは、上場投資信託保有者が保有する貴金属上場投資信託を希望する時期に買戻す権利に影響を及ぼし、投資先資産の上場投資信託保有者への返還に遅れを生じさせるとともに、当該期間において投資先資産の価額が下がった場合に損失をもたらすこととなります。

更生管財手続命令の申立に始まり、かかる命令の発出又は申立の却下によって終わる期間においては、裁判所の許可により、また、裁判所によって課される条件に従って行う場合を除き、証券の執行のためにいかなる措置も取ることとはできません。

更生管財手続の場合には、管財人による同意、又は、裁判所による許可により、裁判所が課する条件に従って行う場合を除き、証券の執行のためにいかなる措置も取ることとはできません。管財人は、また、裁判所に対して、証券とは関わりなく、証券の対象となっている財産の売却を申し立てることができます。しかし、管財人は、売却代金について、受託者及び上場投資信託保有者に対して報告しなければなりません。

2006年国際倒産規則の下では、外国破産代理人は、この場合には、ジャージーにおける発行体の破産代理人となりますが、英国裁判所に対して、就中、英国法に基づく商業破産手続(更生管財手続を含む可能性があります。)を申し立てることができ、又は、英国裁判所にいかなる証券のいかなる執行であっても、執行停止を承認するよう申し立てることができます。

発行体が、英国において、清算手続に置かれることになった場合には、上場投資信託は、受託者によって、上場投資信託保有者のために執行されることがあり得ます。

o. 規制上のリスク

発行体は、貴金属上場投資信託の取引が承認されている(ロンドン証券取引所以外の)取引所の規則によって最小限の数のマーケット・メイカーを有するよう求められる可能性があります。マーケット・メイカーが行為を取り止め、代替を見出せず、また、その結果として、発行体が、最小限の数にかかる要件を満たすことができない場合にあっては、関連取引所は、発行体に対して、取引を停止するよう求める可能性があります。これにより、上場投資信託保有者が保有する貴金属上場投資信託を希望する時期に売却することがより困難となる可能性があるだけでなく、後に当該投資信託を売却できるようになった時、その価格が、上場投資信託保有者が当初売却しようとしていた時点での価格を下回った場合に、上場投資信託保有者に損失をもたらす可能性があります。

B. リスクの管理

発行体は、その活動から生じる多くのリスク(信用リスク、決済リスク、流動性リスク及び市場リスク等)にさらされています。取締役会は、リスク管理手法全般に対して並びにリスク管理に係る戦略及び原則を承認する責任を有しています。

取締役会は頻繁に会議を開催し、発行体のリスク・エクスポージャーの検討及び適切な管理方針の決定を行っています。これらのリスク管理のため発行体が採用しているリスク管理方針は、下記の通りです。貴金属証券は、通常の市場の変動並びに有価証券及びその他の金融商品に対する投資に固有のその他のリスクにさらされています。有価証券の価値が上昇する保証はありませんし、投資家の当初投資の資本価値も保証されていません。投資の価値は下落及び上昇する可能性があり、投資家は当初投資金額を回収できない可能性があります。

以下に記載の情報は、貴金属証券に関連する全てのリスクの包括的な要約を意図したものではなく、貴金属証券に対する投資に固有のリスクの詳細な要約に関して、投資家は直近の目論見書を参照しなければなりません。提供された全ての情報は、将来予測または投資パフォーマンスの根拠として使用または解釈すべきではありません。

(a) 信用リスク

信用リスクは主に、指定参加者またはカスタディアンが契約上の債務を履行できず財務上の損失が発生するリスクです。

貴金属地金と借入貴金属地金の帳簿価額、未決済の未収金額並びに売掛金及びその他の債権の帳簿価額の総額は、報告日における信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表しています。報告日現在における発行体の未決済の未収金額並びに売掛金及びその他の債権は、財政状態計算書上に詳述しています。

発行体は、信用力があると考えられる指定参加者とのみ取引することによって、信用リスクを管理しています。指定参加者がその義務を履行しない場合には貴金属証券が設定されないため、発行体には受取予想額に係る損失のリスクがありません。

信用リスクには保管リスクも含まれています。貴金属地金は、当社が受託者及び関連する貴金属証券の保有者に対して負う債務を担保するために受託者と当社が締結した担保証書に従い、The Law Debenture Trust Corporation p.l.c (以下「受託者」という)のために固定担保または法的抵当権の対象となっている(以下「担保」という)。しかし、本証券の存在により受託者が信用リスクにさらされることはありません。カストディアン契約に基づき、関連するカストディアンは受託者のために作成された担保を認め、貴金属地金が担保された貴金属口座に預けられた後は、受託者の承認後のみ取り出すことができることに同意しています。

カストディアンは保険への加入を要求されておらず、受託者も要求されていません。したがって、担保設定された貴金属地金には紛失、盗難または破損のリスクがあり、発行体はその貴金属証券に関する債務を返済できなくなる可能性があります。発行体は現在、HSBC及びJPモルガンの2社をカストディアンとしています。報告日現在のカストディアンに対するエクスポージャーは、それぞれ約85%及び15%(2024年度:それぞれ88%及び12%)に分散されています。

カストディアンに保管されている貴金属地金は、割り当て型または非割り当て型の形で保管されています。

- 割り当て型: 割り当て口座は、一意に識別できる地金が顧客に「割り当て」られ、カストディアンの保管庫に保管されている他の貴金属と分離されていることを証明するものである。割り当て口座は、顧客の名前(貴金属証券では、証券に基づく法的抵当権者として、また証券保有者のための受託者として受託者の名義で保有されることを意味します)で保有されます。顧客は、割り当てられた口座に保有されている地金の完全な所有権を持ちます。その結果、割り当てられた地金は、カストディアンに対する信用リスク・エクスポージャーを伴わず、カストディアンに対する信用エクスポージャーは、したがって、非割り当て口座に保有されている金額に限られます。

- 非割り当て型: 割り当て口座で保有される地金とは異なり、非割り当て口座の地金は、顧客に特定の地金を得る権利を与えず、顧客の保有は、他の顧客やカストディアンと分離されていません。その代わりに、カストディアンの帳簿と記録には、顧客が特定の量の地金を得る権利があることが記録されています。地金は分離されていないため、顧客はカストディアンに対する信用リスク・エクスポージャーを負っています。非割り当て型の地金は、現物の地金の移動ではなく、カストディアンの帳簿と記録の更新を必要とするだけなので、移動が容易であり、このため金属証券の設定と償還に関連した移動は非割り当て型で行われます。

貴金属証券は、可能な限り割り当てられた口座の貴金属地金の現物によって裏打ちされています。一部分が短期的に非割り当て型で保有される場合は、貴金属地金が設定や償還のために割り当てられたり、割り当てを解除されたりする過程にある場合、あるいは(金以外の貴金属地金に関して)地金全体で保有できない場合、などにあり得ます。非割り当て口座の金属地金が1本分の量に達すると、その金属地金は割り当て口座に移動することができます。

発行体は、全てのウィズダムツリー・スイス・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズ、ウィズダムツリー・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズ、ウィズダムツリー・コア・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズが、それぞれ割り当てられた形の金の保有によって支えられるように、当座貸越枠を設定しているため、非割り当て金の残高は、当座貸越枠で引き出される貴金属地金に関連しています(「第5 外国投資法人の経理状況、1. 財務諸類、財務書類に対する注記」注9参照)。金以外の貴金属地金については、非割り当て口座は(各タイプの貴金属地金の)現物1本未満であり、価値は重要ではありません。

貴金属証券の裏付けとしてカストディアンに保管されている貴金属地金は、独立した金属監査会社であるInspectorate Internationalによって年2回監査され、カストディアンに保管されている貴金属地金が、バーリストに開示されている貴金属地金とすべての点で一致していることを確認します。最初の監査は、毎年年初に前年度末に保有されていた貴金属地金に対して行われ、その後、年の後半にランダムに2回目の監査が行われます。

取締役会は、カストディアンの信用格付けの評価を通じてなど（HSBC：AA（2024年：AA）（フィッチ、2025年8月19日）およびJPモルガンAA（2024年：AA）（フィッチ、2025年6月3日））、当社の信用リスク・エクスポージャーを確実に管理すべく当該エクスポージャーを監視しており、ウクライナ危機に関連する潜在的影響または動向を注視しながら一層厳密に監視を継続しています。

(b) 決済リスク

決済リスクは主に、指定参加者、カストディアン及び発行体の取引相手方が契約上の債務を履行できず財務上の損失が生じるリスクです。

決済リスクは、発行体の取引相手方が決済日に貴金属地金または貴金属証券を引き渡さないことのみによって生じるものであると取締役は考えています。貴金属証券は、CRESTシステムを通じて決済されます。取締役は、カストディアンに貴金属地金の所要量が受領されるまで貴金属証券が発行されないこと、かつ関連する貴金属証券がCRESTに引き渡されるまで貴金属地金の引渡しも行われないうことにより、こうした決済リスクは軽減されていると信じています。結果として、取引の両当事者が契約上の義務をそれぞれ履行するまで、取引が決済されないようになっています。

未決済のポジションに関する残高は、「第5 外国投資法人の経理状況、1. 財務諸類、財務書類に対する注記」注記7及び8に開示されています。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、金融負債の満期時に、関連する債務を履行する際に発行体が困難に直面するリスクです。発行体の未払金額は全て要求払いであり、通常短期間で決済されます。

費用の未払金額に係る流動性リスクは軽減されていますが、これは、管理・運用報酬分の貴金属地金については、発行体が日次で確保し関連するManJerに対する費用累計額（月次、後払い）を請求を受け次第（貴金属地金で）決済できるようにしていること、また設定及び償還手数料額については、関連する取引相手方からManJerに直接送金され発行体を経由する関連キャッシュ・フローはないためです。各クラスの貴金属証券は、公正価値ではなく、契約上の価値で償還され、限定責任条項に基づき発行されます。これにより、保有者は貴金属地金（貴金属証券の裏付けとして保有）に対してのみ求償権を有し、他のクラスの貴金属証券の貴金属地金は当社に対しては求償権を有しません。したがって、貴金属証券の発行に関連して、当社に流動性は制限されます。

貴金属証券には契約上の満期日はなく、証券保有者からの償還請求（請求は常時可能で、取引の決済はその2日後に請求を受けた貴金属地金の引渡しにより実施）、または強制償還（請求を受けた貴金属地金の引渡し、または貴金属地金を現金化しその現金を保有者に速やかに支払うことにより実施）の場合にのみ償還されます。通常は発行体との指定参加者契約を締結している貴金属証券保有者のみまたはウィズダムツリー・フィジカル・スイス・ゴールド・セキュリティーズおよびウィズダムツリー・コア・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズの保有者のみが、発行体に直接申込及び償還を申請できます。

貴金属証券が償還された場合、発行体は、当該金属証券の貴金属エンタイトルメントにより確定した対応する額の貴金属地金を返還します。したがって、貴金属証券の償還は、発行体の流動性に影響を与えません。

以上から、発行体は流動性リスクに関して定量的情報を表示していません。

(d) 自己資本管理

発行体の自己資本管理方針の主な目的は、業務上十分なリソースを確実に維持することです。管理の対象となる資本は資本変動計算書に記載の資本金です。資本変動計算書に記載の利益剰余金及び再評価剰余金は管理の対象となる資本ではありません。これは、これらの残高が貴金属地金（貴金属証券の裏付けとして保有）と貴金属証券に係る未実現の利得及び損失に関するものであり、その後の貴金属証券の償還及び関連貴金属地金の引渡し時に戻入れを行う（つまり実現しない）ためです。発行体は、規制当局によって課されている自己資本規制の対象となっておらず、当年度において自己資本管理への発行体のアプローチに変更はありません。

発行体の主要な活動は、貴金属証券の発行及び上場です。これらの証券は需要に応じて発行及び償還されます。発行体は発行済貴金属証券の契約上の負債合計額と一致する額の貴金属地金を保有しています。ManJerは、発行体へのあらゆる運営・管理サービスの提供及び提供の手配を行い、発行体の運営・管理費用（受託者報酬及び保管報酬を含む）を全て支払います。これらのサービスの見返りとして、発行体は、サービス契約の条件に従い、稼得した管理・運用報酬並びに設定及び償還手数料の総額に等しい額の報酬をManJerに支払う義務を負います。

発行済貴金属証券は全てカストディアンによって保管されている同量の現物地金によって裏付けられており、発行体の運営費用はManJerにより支払われたため、発行体の取締役は、自己資本管理及び現在の自己資本の源泉が貴金属証券の継続的な上場及び発行を維持するのに十分であると考えています。

(e) 市場リスク

市場リスクは、市場価格（為替レート、金利、地金価格及び株価等）の変動リスクであり、発行体の収益または保有・発行している金融商品の価値に影響を与えます。

(f) 価格リスク

前述の通り、貴金属証券は、投資家に貴金属に対するエクスポージャーを提供しています。基礎となる貴金属地金の価値は大きく変動する可能性があり、当社の発行する貴金属証券の需要に影響を与える可能性があります。貴金属地金の価格変動は以下の通りです。

	ロンドン地金市場協会 価格		変動率 %
	2025	2024	
プラチナ	2,027.000米ドル (317,407円)	914.000米ドル (143,123円)	(121.77)
パラジウム	1,567.000米ドル (245,376円)	909,000米ドル (142,340,310円)	(72.39)
金	4,307.950米ドル (674,581円)	2,610.850米ドル (408,833円)	(65.00)
銀	71.990米ドル (11,272円)	28.905米ドル (4,526円)	(149.06)

貴金属証券に関する発行体の負債の価値は貴金属地金の価格に従って変動し、当該価格の変動リスクについて発行体は、その負債と同量の貴金属地金を保有することによってこれを管理しています。貴金属証券は公開市場で値付けされていますが、発行体の最終的な負債は各取引日に貴金属エンタイトルメントにより確定した貴金属地金と引き換えに、貴金属証券を発行及び償還する契約上の義務です。発行体は、貴金属証券を契約上の価値（目論見書に記載）ではなく、IFRS第13号に従い公正価値で測定しています。貴金属地金の価値と貴金属証券の公正価値との差額である利得または損失は、その後の貴金属証券の償還及び対応する貴金属地金の引渡し時に戻入れを行います。

したがって、発行体には貴金属地金の価格変動による財務リスクは残りません。さらに、価格の感応度による当財務諸表に対する影響に重要性はないと考えています。

しかしながら、貴金属地金の価格及び貴金属証券の価値は、特に貴金属地金の供給または需要の変動、政府及び金融上の政策や介入、グローバルまたは地域の政治、経済または金融事象を要因として大幅に変動する可能性があるため、投資家の観点からは固有のリスクがあります。貴金属証券の市場価格は、貴金属証券の売買を望む投資家の供給と需要の働きによるものであり、マーケット・メイカーが自発的に値付けする買呼値と売呼値のスプレッドとなります。これは「第5 外国投資法人の経理状況、1. 財務諸類、財務書類に対する注記」注記16及び後述の公正価値ヒエラルキーの項で取り上げています。

i) 金利リスク

貴金属地金も貴金属証券も無利息であるため、発行体は、金利リスクに対する重要なエクスポージャーを有していません。

ii) 為替リスク

発行体の資産及び有価証券は米ドル建てです。

貴金属証券に表象される負債に関する利得または損失が、対応する貴金属地金に起因する損失または利得と経済的に一致するため、取締役は、世界中の多くの国々が直面している現在の景気の不透明性により生じる為替リスクに対し、発行体が重要なエクスポージャーを有していないと考えています。

(f) 感応度分析

IFRS第7号により、報告日現在事業体がさらされている市場リスクの種類ごとに感応度分析を開示し、合理的な可能性のある適切なリスク変数の変化によって純損益及び持分がどれだけ影響を受けるかを示す必要があります。

貴金属証券に関する発行体の権利及び負債は、各取引日に貴金属エンタイトルメントにより確定した貴金属地金と引き換えに、貴金属証券を発行及び償還する契約上の義務に関連するものです。貴金属証券の設定及び償還時の各公正価値は、取引日のLBMAの提示価格により計上しています。但し、当該負債はIFRS第13号に従い公正価値（証券取引所の取引価格）で計上するため、ミスマッチが生じます。このミスマッチは、後記「第5 外国投資法人の経理状況、1. 財務諸類、財務書類に対する注記」注記16に記載の通り貴金属証券の償還時に解消されます。

このように、貴金属証券の発行及び償還に関する発行体の契約上及び経済上の負債は、対応する貴金属地金の変動に連動します。このミスマッチについて感応度分析の実施は可能ですが、当社が最終的に経済的影響を受けるのは貴金属証券の取引所取引価格ではなく契約上の負債額であることから、発行体は市場価格リスクに対する正味エクスポージャーを有していません。また、取締役は、数値による感応度の結果に重要性はないと判断し、感応度分析を開示する必要はないと考えています。

(g) 公正価値ヒエラルキー

ヒエラルキーのレベルは下記のように定義されています。

- ・ レベル1 同一の資産に関する活発な市場における相場価格に基づく公正価値
- ・ レベル2 相場価格以外の観察可能なインプットを用いた評価技法に基づく公正価値
- ・ レベル3 観察可能な市場データに基づかないインプットを用いた評価技法に基づく公正価値

ヒエラルキーの分類は、各関連資産/負債の公正価値測定にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。

貴金属証券には公開市場での相場があり活発に取引されているため、発行体は入手可能な市場価格を用いる必要があります。そのため、貴金属証券はレベル1の金融負債に分類されています。

発行体は、貴金属エンタイトルメント（目論見書で公表されている合意された計算式に従って算出）によって確定している貴金属証券の裏付けとなる貴金属地金を保有しています。貴金属地金は、LBMA公表の直近の価格を用いて公正価値で評価しています。発行体は、各取引日に貴金属証券

の各クラスにおける貴金属エンタイトルメントにより確定した貴金属地金と引き換えに、貴金属証券を発行及び償還する契約上の義務を有しています。貴金属証券のそれぞれの設定及び償還時の公正価値は、当該貴金属エンタイトルメントに適用される取引日のLBMAの提示価格を用いて計上しています。したがって、その価値は、観察可能で検証可能なインプットの裏付けのある第三者の価格情報を用いて算出していることから、貴金属地金はレベル2の金融資産に分類しています。

「第5 外国投資法人の経理状況、1. 財務諸類、財務書類に対する注記」注記2及び9に開示の通り、発行体は、当座借越により借り入れた貴金属地金を保有しており、これをLBMA公表の直近の価格を用いて公正価値で計上しています。したがって、借入貴金属地金は第三者の価格情報を用いて価値を算出していることからレベル1の金融資産に分類し、また当座借越は観察可能で検証可能なインプットの裏付けのある第三者の価格情報を用いて価値を算出していることからレベル2の金融負債に分類しています。

発行体の公正価値で測定した資産及び(負債)の分類は下記の通りです。

	12月31日現在の公正価値			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
レベル1				
貴金属証券	(20,959,029,304)	(3,281,974,398)	(11,356,446,827)	(1,778,306,008)
レベル2				
当座借越	(1,558,388)	(244,027)	(1,569,651)	(245,791)
借入貴金属地金	1,558,388	244,027	1,569,651	245,791
貴金属地金	20,539,409,002	3,216,266,055	11,363,169,481	1,779,358,709
	20,539,409,002	3,216,266,055	11,363,169,481	1,779,358,709

貴金属証券、当座借越、借入貴金属地金、及び貴金属地金は、発行体の会計方針に従って、それぞれ当初認識時に公正価値で認識し、公正価値で再評価します。レベル3に分類している資産または負債はありません。レベル間の振替は、レベル1のインプットの公開情報が入手できなくなった場合に行います。この振替は、振替の原因となる状況の変化が生じた日に認識します。レベル間の振替は、商品有価証券の価格が提示されている主要市場が当該報告日に不活発であると判断された場合に認識されます。発行体は、特定の商品有価証券の市場が活発であるかどうかを判断するために、最終取引日と各報告日までの5取引日の取引量の両方を考慮します。市場の活動レベルの分析結果としての振替は、各報告期間に識別され認識されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、貴金属上場投資信託の申込の際に、支払わなければなりません。ロンドン証券取引所等の流通市場で貴金属上場投資信託を取得する投資家は、申込手数料は支払いません。

発行体は、申込みの際に、貴金属上場投資信託の発行される数にかかわらず、認定参加者に対して500ポンド(106,348円)の手数を請求することになります。

申込手数料に関連して支払われるべき付加価値税(VAT)に関しては、発行体は、申込み者又は上場投資信託保有者に追加的な額を請求することはありません。

発行体は、いかなる時であっても、30日前に文書による事前通知を、認定参加者又は上場投資信託保有者に対して行い、また、RISを通じて行うことによって、申込手数料を変更することができます。

(2)【買戻し手数料】

償還手数料は、貴金属上場投資信託の償還の際に支払わなければなりません。ロンドン証券取引所等の流通市場で貴金属上場投資信託を売却する投資家は、償還手数料を支払いません。

発行体は、償還のなされるごとに、貴金属上場投資信託の償還される数にかかわらず、認定参加者に対して500ポンド(106,348円)の償還手数料を請求します。

強制償還の場合、又は、認定参加者が存在していない状況において認定参加者ではない上場投資信託保有者が償還請求を提出する場合には、発行体は、償還手数料を当該請求に応じるための発行体における費用と同額まで減額します。この発行体における費用には(500ポンド(95,263円)を超えない範囲で)、上場投資信託保有者の地位に関する照会にかかる費用、及び、償還請求様式の提供にかかる費用を含みます。発行体は、当該費用の金額については、当該上場投資信託保有者に支払われるべき償還金額から差し引くことにより、徴収します。

償還手数料に関連して支払われるべき付加価値税(VAT)に関しては、発行体は、申込み者又は上場投資信託保有者に追加的な額を請求することはありません。

発行体は、いかなる時であっても、30日前に文書による事前通知を、認定参加者に対して行い、また、RISを通じて行うことによって、償還手数料を変更することができます。

(3)【管理報酬等】

管理事務代行会社が、発行体に対して、一定の管理事務代行業務を提供することの対価として、発行体は、業務提供契約に基づき、管理事務代行会社に対して、手数料として、管理費に等しい量の貴金属地金を移転する責任を負っています。

個別上場投資信託の各クラスの管理費は、関連するクラスの全貴金属エンタイトルメントに適用される利率を適用することにより定められます。

個別上場投資信託の各クラスの管理費の利率は以下の通りです。

貴金属上場投資信託のクラス	管理費の利率
WisdomTree金上場投資信託	39 ベーシス・ポイント
WisdomTree銀上場投資信託	49 ベーシス・ポイント
WisdomTree白金上場投資信託	49 ベーシス・ポイント
WisdomTreeパラジウム上場投資信託	49 ベーシス・ポイント
WisdomTreeスイス保管金上場投資信託	15 ベーシス・ポイント

貴金属バスケット上場投資信託の管理費は、上場投資信託を構成する個別上場投資信託の管理費の合計となります。

個別上場投資信託のいかなるクラスに関する管理費の料率は、発行体により随時変更される可能性があります。管理費が改定される場合にあっては、そのような改定は、RISを通じて通知

されます。そして、管理費が引き上げられる場合には、RISの通知から少なくとも30日間は発効しません。

貴金属上場投資信託の各クラスの管理費は、月毎に合計され、貴金属地金によって管理事務代行会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

カストディアンに対し支払われるべき手数料及び費用

カストディアンは、カストディアン契約に基づき、その提供する業務にかかる手数料として、担保設定特定口座に保管されている貴金属地金の総額に基づく割合で(最低手数料を設定せず)、毎営業日の終了時に計算し毎月末を支払期限として、(カストディアンの定める)貴金属地金によって支払うよう請求することが合意されています。

更に、発行体は、カストディアンが、担保設定貴金属口座契約及び担保設定非特定口座契約の下での、又は、その他の担保設定貴金属口座に貴金属地金を貸記する関連職務及び義務を遂行するに当たり、カストディアンに生じた全ての費用、経費、及び、支出(付加価値税(VAT))を除く全ての関連する税、関税及び弁護士費用を含みますが、上記のカストディアンに対する支払手数料によってカバーされている、貴金属地金の移送、保管及び保険にかかる手数料、並びにサブ・カストディアンにかかる全ての手数料及び費用は除かれます。)を、請求に応じて、支払わなければなりません。

(5) 【課税上の取扱い】

A. 日本における課税

下記は貴金属上場投資信託の譲渡等にかかる日本における税制上の取扱いについて、一定の限定された観点から要約したものです。また、これらは日本の現行における税務に関する法令に基づくものであり、今後の法改正等に伴い、遡及効をもって変更される可能性があります。なお、これらの取扱いは日本の居住者及び内国法人である一般的な貴金属上場投資信託保有者に関してのものであり、非居住者等の課税関係については言及していません。さらに、下記の説明は、一般的な指針として意図されたものであって、関連する税務当局または裁判所が当該内容及び解釈に同意することを保証するものではありません。貴金属上場投資信託の取得を検討している投資家は、税務に関する専門家に相談されることを推奨します。

a. 個人に対する課税

貴金属上場投資信託は、外国投資法人の発行する投資法人債券であり、日本の税務上「上場株式等」として取り扱われることとなります。日本における貴金属上場投資信託保有者に対する課税は以下のようになります。

貴金属上場投資信託の譲渡時及び償還時

a) 譲渡所得等の課税方式

貴金属上場投資信託に係る譲渡益、償還差益等は、原則として日本における課税の対象となり、「上場株式等に係る譲渡所得等」として、その譲渡に係る譲渡益の20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%。)(なお、2038年以降は復興特別所得税の終了に伴い合計20%)の税率による申告分離課税の対象となります。なお、原則として支払調書の提出が必要となります。

b) 損益通算と損失の繰越控除

貴金属上場投資信託の譲渡等から生じる譲渡損益は「上場株式等に係る譲渡所得等」に含まれることから、他の上場株式等の譲渡損益等との損益通算が可能であり、また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び3年間の繰越控除の対象となります。

c) 特定口座での取り扱い

2016年1月1日以後に取得した貴金属上場投資信託は、一定の要件の下、特定口座に受け入れることができます。なお、2015年12月31日以前に有価証券を取得し、一定の要件を満たせば、原則として2016年1月1日に特定口座に預託することができるほか、上記以

外の場合であっても、特例として、2016年1月1日から2016年12月31日までの間、有価証券を特定口座に預託することができます。特定口座への受け入れに必要な手続き等の詳細は、お取引のある証券会社にお問い合わせください。

利子

貴金属上場投資信託には、利子の支払いはありません。

b. 法人に対する課税

貴金属上場投資信託の譲渡時及び償還時

投資家が内国法人（日本法人）である場合、貴金属上場投資信託に係る譲渡益、償還差益等は、法人税の課税所得を構成し、2018年4月1日以降開始事業年度においては、実効税率約31%（東京都特別区の場合、中小法人は約35%）で法人税が課されます。なお、支払調書の提出は不要です。

利子

貴金属上場投資信託には、利子の支払いはありません。

B. 英国における税制

a. 概説

以下のパラグラフは、貴金属上場投資信託の保有にかかる英国における税制上の取扱いについて、一定の限定された観点から要約したものです。それらは、現在の英国法及び英国歳入関税庁の慣例（なお、英国歳入関税庁は当該慣例に必ずしも拘束されません。また、いずれも本書作成日現在のものです。）に基づくものであって、今後、遡求効をもって変更される可能性があります。以下のパラグラフは、私人として行為する個人（即ち、自然人）であり、また、英国税法上、定住者及び固有居住者（英国個人）である上場投資信託保有者、英国法人税の対象となって貴金属上場投資信託を投資として保有している上場投資信託保有者、又は、英国のオープン・エンド型投資会社若しくは認定集団投資スキームである上場投資信託保有者に関するものです。従って、このパラグラフは、ディーラーのような一定の部類の上場投資信託保有者には（貴金属地金であろうと貴金属上場投資信託であろうと）適用がありません。この要約における説明は、一般的な指針として意図されたものであって、適切な注意をもって取り扱われなければなりません。貴金属上場投資信託の取得（本プログラムに従うか否かにかかわらず）を検討している全ての者は、特に、英国以外の地域の税制の対象となる者の場合には、直ちに、専門家である助言者と協議することを強く推奨します。

b. 発行体

取締役は、発行体が、英国の税法上、英国の居住者とされることがないように、発行体の事務の管理及び遂行を行うべく意図しています。従って、また、英国の法人税法上の目的のために位置づけられた恒久的施設又は発行体を英国における所得税に服せしめる英国内に所在する支店若しくはエージェントを通じて英国において取引を行わないことを前提として、発行体は、発行体に発生する所得及びキャピタル・ゲインに対する英国法人税又は所得税を課されることはありません。取締役は、その支配の及ぶ範囲では、そうした恒久的施設、支店又はエージェントとされることのないよう、発行体の事務を遂行すべく意図している一方で、そうした恒久的施設、支店又はエージェントが常に存在することのないようにするための必要条件が常に満たされていることを保証することはできません。

c. 源泉徴収税

発行体が貴金属上場投資信託に関して上場投資信託保有者に対して行う支払いに関しては、英国の税制上の必要性から、あるいは、税制上の理由から、控除又は源泉徴収されることは必要とはされていません。

d. 所得及び資本利得に対する法人税

一般的に、英国法人税の対象となる上場投資信託保有者は、一般に認められた会計慣行に従って計算され、法定会計における取扱いを反映した基準に則って、貴金属上場投資信託にかかる利益、利得又は損失を確定させるよう、税法上では取り扱われることとなります。これらの利益、利得、又は損失(貴金属上場投資信託の処分又は償還による利益、利得又は損失の全てを含み、外国為替損益に関する価値の変動を含みます。)は、上場投資信託保有者の英国法人税の計算上、所得損益として取り扱われます。

e. 譲渡益課税(個人)

2009年12月1日以前取得分

貴金属上場投資信託が、英国の税法上、「大幅に減価した証券」として取り扱われるのでなければ、英国の個人である上場投資信託保有者が、貴金属上場投資信託を譲渡し、又は、償還を受ける場合には、英国資産譲渡益税上の処分となるのであって、利用可能な課税免除又は控除の適用を受けつつ、資産譲渡益税上の課税対象所得、又は、控除対象損失となる可能性があります。発行体は、英国歳入関税庁より、その見解として、貴金属上場投資信託は、「大幅に減価した証券」ではないとの、非法規的確認を取得しています。しかし、この確認は発行体に対するものであって、貴金属上場投資信託保有者に対する英国歳入関税庁による対応を拘束するものではないため、投資家は、この点に関して、投資家自身の税に関する助言者に相談することを望むことになるかもしれません。

2009年12月1日以前の取得分にかかる課税上の取扱いは、下記の「オフショア・ファンド」に関する新しい定義によって影響を受けることはありません。

2009年12月1日以降取得分

発行体は、2009年12月1日より前の期間にあっては、英国税法上「オフショア・ファンド」とは看做されていませんでした。しかし、2009年12月1日に、「オフショア・ファンド」にかかる新たな定義が発効し、発行体は「オフショア・ファンド」として取り扱われることになりました。従って、英国税法上、当該日又はそれ以降における取得分については、「オフショア・ファンド」に対する投資として、取り扱われる可能性があります。

その場合には、また、上場投資信託は、「大幅に減価した証券」として取り扱われることはなく、その他の例外規定の適用もなければ、発行体が「レポートニング・ファンド」としての証書を取得しなければ、投資家が2009年12月1日に、又は、それ以降に取得した上場投資信託の売却、償還、又はその他の処分により投資家に生じた利得は、譲渡所得ではなく、所得として課税されます。発行体は、英国歳入関税庁より、全ての貴金属上場投資信託は、2009年1月1日より開始される会計期間から、「レポートニング・ファンド」制度への参加が認められているとの通知を受領しています。「レポートニング・ファンド」としての証書は今後全ての期間において維持されるものと予期されていますが、保証されているものではありません。

レポートニング・ファンドにかかる規則に従い、発行体は、貴金属上場投資信託の関連する種類より生じた純所得の全てを投資家に報告しなければならないことに留意してください。いかなる貴金属上場投資信託からも、かかる報告されるべき所得が発生するものとは、考えられません。

レポートニング・ファンドにかかる規則に基づき投資家に報告することが必要されている年次報告書の写しは、発行体により、次のホーム・ページ：<https://www.wisdomtree.eu/en-gb/resourcelibrary/prospectus-and-regulatory-reports#tab-2A942D42-5AA1-4008-9080-3C2DADB050A7>. under the 'WisdomTree Jersey Issuer Tax Information' tab. において提供されます。

f. 所得税(個人)

貴金属上場投資信託が、英国税法上、「大幅に減価した証券」として取り扱われることになり、また、英国税法上、「対象外指数」に該当しないのであれば、英国の個人である上場投資信託保有者に、貴金属上場投資信託の譲渡又は償還時に生じる利得は、英国所得税の対象となり、英国譲渡益課税の対象とはなりません。上記「譲渡益課税(個人)」において記載されているように、発行体は、英国歳入関税庁より、貴金属上場投資信託は、大幅に減価した証券ではないとの非法規的確認を取得しています。

g. 付加価値税

貴金属上場投資信託の保有者による貴金属上場投資信託の取得と譲渡は付加価値税の対象から免除されており、当該保有者が貴金属上場投資信託を償還(非常に限られた状況です)する権利を有する場合、付加価値税が賦課される「ブラック・ボックス」外への引渡しを当該保有者が要求しない限り、付加価値税はかかりません。

h. 英国オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキーム

英国オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキームは、通常は、英国法人税の対象となりますが(現在20パーセントの基礎所得によります。)、資本利得に対する課税は免除されています。2006年認定投資ファンド(税)規則(S.I. No.2006/964)第二部により、債権者融資関係及び金融派生商品契約に対する英国オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキームから生じる資本利得、利得、又は損失にかかる課税は免除されます。この観点からは、資本利得、利得、又は損失は、英国において一般に公正妥当と認められている会計原則に従って、全収益計算書において(「資本純損益」の表題の中で)、適当な実務会計報告書に沿って取り扱われるものとなり、これによって、英国オープン・エンド型投資会社又は認定集団投資スキームである上場投資信託保有者に貴金属上場投資信託に関して生じる利益、利得、又は損失について、課税が免除されるかどうかが決まることとなります。しかしながら、かかる規定は、所有権の純粋分散の条件に該当しない適格機関投資家スキームには適用がありません。加えて、規定の第二部Bに基づき、所有権の純粋分散の条件に該当する英国オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキームにおいて、「投資取引」(融資関係及びデリバティブ取引を含みます。)に生じた全ての譲渡所得、利得及び損失(上記のように、英国において一般に公正妥当と認められた会計原則によります。)は、非売買取引として取り扱われ、所得として課税対象とはなりません。規制のかかる部分により、オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキームである投資信託保有者に生じた利益、利得又は損失が、貴金属上場投資信託に関して、課税対象となるかどうかが決まされます。

i. 印紙税及び印紙税補完税

英国において、発行体によって、又は、発行体のために、登録が維持されていないことを前提として、非証書形態での貴金属上場投資信託の発行、又は、その後の譲渡若しくは譲渡の合意によっては、印紙税、及び、印紙税補完税のいずれについても、支払いを要することはありません。

証書形態によって、貴金属上場投資信託が保有されている場合には、(i)英国において、発行体によって、又は、発行体のために、登録が維持されていないこと、(ii)譲渡にかかる契約が英国において履行されないこと、及び、(iii)譲渡にかかる契約が、英国にある財産、英国で行われる、または行われる予定の事項や事柄に関連するものではないことを前提として、貴金属上場投資信託の発行又はその後の譲渡に対して、印紙税、又は、印紙税補完税のいずれもが、支払いを要しません。

貴金属上場投資信託の償還は、印紙税、又は、印紙税補完税の対象とはなりません。

j. 相続税(個人)

相続税法上、貴金属上場投資信託は、個人である上場投資信託保有者の資産の価値の一部となり、個人である上場投資信託保有者からの贈与又は死亡に際して、貴金属上場投資信託の価値に関して、(一定の課税免除及び控除の適用を受けつつ)相続税の支払いを要することになる可能性があります。そうした税債務は、適用可能性のある二重課税条約の下での適切な規定の適応を受ける可能性があります。

k. 経済協力開発機構(「OECD」)の共通報告基準及び行政協力指令

米国外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)を各国政府間で実施するアプローチを大幅に促進するため、OECDは、国外における脱税問題に世界規模で取り組むための共通報告基準(「CRS」)を策定しました。効率性を最大限に高めるため及び金融機関の費用削減のため、CRSにより、デューデリジェンス、報告及び金融口座の情報交換に関する共通基準が定められています。CRSに基づき、FATCAに参加する法域の税務当局は、共通のデューデリジェンス及び報告手順に基づき、金融機関が特定する全ての報告対象者の金融情報を当該報告を行う金融機関から入手し、当該報告対象者が税法上の居住者とされるFATCAに参加する法域の税務当局との間で、毎年、自動的に情報交換します。ジャージーはCRSを実施しています。このため、発行体は、ジャージーが採択するCRSのデューデリジェンス及び報告義務を遵守することが必要になります。

上場投資信託保有者は、発行体がCRS上の義務を履行するために必要な情報を発行体に対し追加で提供することが必要になる場合があります。必要な情報を提供しなかったときは、発行体が、ジャージーの規制に従い罰金その他のサンクションを受けることになるか、及び/又は投資家が、罰金その他の課徴金及び/又は発行体の上場投資信託の強制償還について、投資家は責任を負わなければならない、可能性があります。

C. ジャージーにおける税制

a. 概説

以下のパラグラフは、貴金属上場投資信託の保有にかかるジャージーにおける税制上の取扱いの一定の限定的側面を要約したものです。この記述は一般的なガイドとしてのみ提供されており、適切な注意を払って取り扱う必要があります。これらは現在のジャージー州の法律と慣行に基づいており、おそらく遡及的な効果があります。将来の投資家は、貴金属上場投資信託の購入、保有、売却、償還とその支払いの受領に起因する特定の状況に関連する税務上の影響について、各自の税務アドバイザーに相談する必要があります。

b. 所得税

発行体は、1961年所得税法(ジャージー)(改正後)(以下「ジャージー所得税法」といいます。)に基づきジャージーにおける居住者として看做されています(しかし、本書提出時点では、ジャージー所得税に基づき金融サービス会社、特定公益会社、大麻業界の会社あるいは大規模小売事業者とは看做されていません。また、ジャージーへの炭化水素オイルの輸入事業者と看做されてもおりません。)。しかし、発行体は(以下の注を除き)税率零パーセントの対象となります。

上場投資信託保有者(ジャージー居住者以外)は、貴金属上場投資信託の保有、売却、又はその他の処分に関して、いかなるジャージーの課税の対象となることはありません。償還金(ジャージー居住者を除きます。)はジャージーにおける源泉徴収課税又は課税の対象とはなりません。

c. 印紙税

現在のジャージーの法制上、相続又は遺産税、キャピタル・ゲイン税、贈与税、資産税、遺産承継又は資本譲渡税は、存在しません。ジャージーにおいては、貴金属上場投資信託の発行、譲

渡、所得、所有権、償還、売却、又は、その他の処分について、印紙税は課されません。貴金属上場投資信託の個人単独所有者が死亡した場合には、保有されている貴金属上場投資信託の価値の0.75パーセントまでの税を、10万ポンドを上限として、死亡した個人単独保有者によって保有されていた貴金属上場投資信託の移転、又は、その他の処理のために必要とされる遺言検認、又は、遺言管理状の登録に際して、ジャージーにおいて支払われなければなりません。

d. 物品サービス税

2007年物品サービス税法(ジャージー)(以下「GST法」といいます。)には、発行体は、「国際サービス事業者」となります。現在、発行体は、

i. GST法に則り、課税対象者として登録すること

- ・発行体の提供するいかなる物品サービスに関してもジャージーにおける物品サービス税を課税すること、又は、
- ・(発行体に適用があるとは想定されていない限定された例外を除き)発行体に対して提供されるいかなるサービスに関してもジャージーにおける物品サービス税を納付することは必要とされません。

e. ジャージーと米国との間の政府間協定

米国追加雇用対策法の結果として、外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)が米国で制定されました。発行体が発行する米国内の貴金属上場投資信託の直接又は間接保有者に関する身元その他の情報について、米国国税庁又はジャージー関連当局(なお、ジャージー関連当局により当該情報は米国国税庁に伝達されます。)に対する年次報告義務を発行体が遵守している場合を除き、FATCAに基づき、30パーセントの源泉徴収税が米国内源泉所得の支払及び米国内源泉所得を生じ得る不動産の売却益の特定の支払に対し課されることになりました。発行体が発行する貴金属上場投資信託の保有者が発行体に対して必要な情報提供を怠った場合、直接又は間接的に米国内源泉所得となる支払に対しては、30パーセントの源泉徴収税が課される可能性があり、また、発行体については、当該保有者の保有する貴金属上場投資信託の償還が必要になる場合もあります。

2013年12月13日、ジャージーと米国との間でFATCAに関する政府間合意が締結され、2014年6月18日、2014年税規制(ジャージー)により、当該政府間合意に関するジャージー法が制定されました。

当該源泉徴収税の納税義務を免れるために課される義務を履行する努力は行うものの、発行体が当該義務を履行できるという確証はありません。FATCAの結果として、源泉徴収税が発行体に課されることとなった場合、発行体により発行される貴金属上場投資信託の一部又は全部の利益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。一定の状況下では、発行体は、一又は複数の保有者の一部又は全ての貴金属上場投資信託を強制的に償還し、及び/又は貴金属上場投資信託の保有者に対する償還金を減少する場合があります。

f. 経済協力開発機構(「OECD」)の共通報告基準

米国外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)を各国政府間で実施するアプローチを大幅に促進するため、OECDは、国外における脱税問題に世界規模で取り組むための共通報告基準(「CRS」)を策定しました。効率性を最大限に高めるため及び金融機関の費用削減のため、CRSにより、デューディリジェンス、報告及び金融口座の情報交換に関する共通基準が定められています。CRSに基づき、FATCAに参加する法域にある国は、共通のデューディリジェンス及び報告手順に基づき、金融機関が特定する全ての報告対象者の金融情報を当該報告を行う金融機関から入手し、参加国間で、毎年、自動的に情報交換します。ジャージーはCRSを実施しています。従って、発行体は、ジャージーで採択されるCRSに基づくデューディリジェンス及び報告義務を遵守する必要があります。ジャージーにおいて採択された2015年課税(施行)(国際課税コンプライアンス)(共通報告基準)(ジャージー)規則により、発行体は、ジャージーが採択するCRSのデュー

ディリジェンス及び報告義務を遵守することが必要になります。2016年1月1日にジャージーにおいて採択されたCRSの枠組みにデューディリジェンスの実施及び2017年6月30日までに情報を報告することが定められています。ジャージー税務当局とFATCAパートナー国間の情報交換は2017年9月30日までに実施される予定です。上場投資信託保有者は、発行体がCRS上の義務を履行するために必要な情報を発行体に対し追加で提供することが必要になる場合があります。必要な情報を提供しなかったときは、その結果課される罰金若しくはその他の課徴金及び/又は貴金属上場投資信託の強制償還について、投資家は責任を負わなければならない可能性があります。

g. 税源浸食と利益移転

税に関する法律その他の規則若しくは慣行、又は発行体、その資産及び発行体の投資に関する税の解釈は、発行体が存続する期間、変更する可能性があります。特に、世界規模で進められている税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトは、発行体の課税措置に著しい影響を及ぼす可能性があります。また、課税当局又は裁判所による発行体、その資産並びに投資家に対する課税規定及び慣行の解釈及び適用は、発行体が想定したものと異なる可能性があります。いずれも、投資家への利益に著しい影響を及ぼす可能性があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年12月31日現在)

資産の種類	国名(注1)	時価(注2)		投資比率 (%) (注3)
		米ドル	日本円(千円)	
白金	英国/スイス	706,832,002	110,682,823	3.43%
パラジウム	英国/スイス	262,374,079	41,085,157	1.27%
銀	スイス	3,767,341,418	589,927,993	18.27%
金	スイス	7,726,984,146	1,209,968,447	37.48%
スイス保管金	スイス	5,235,472,266	819,822,602	25.39%
コア保管金	英国	1,964,474,814	307,617,111	9.53%
コア銀		875,929,833	137,161,853	4.25%
資産総額		20,618,457,767	3,228,644,302	100%
負債総額		21,038,078,065	3,294,352,644	100% (注4)
合計(純資産総額)		(419,620,298)	(65,708,342)	- (注5)

(注1) 白金及びパラジウムは、カストディアンにより、その保有するロンドンの金庫内、又は、チューリッヒのサブ・カストディアンにより、その保有するチューリッヒの金庫内に保管されます。銀及び金は、カストディアンにより、その保有するロンドンの金庫内に保管されます。カストディアンは、アメリカ合衆国デラウェア州で設立された国法銀行で、ロンドン支店を通じて行為するエイチエスピーシー銀行・ユーエスエー・ナショナル・アソシエーション(HSBC Bank USA, National Association)であって、英国における主たる営業所はE14 5HQ、ロンドン、カナダ・スクウェア8番にあります。

(注2) 評価手法

白金は、ロンドン白金・パラジウム市場における2025年12月31日午前値決めによるートロイ・オンス当たり2,027米ドル（317,407.93円）との価格を用いて、市場価値により記録されています。

パラジウムは、ロンドン白金・パラジウム市場における2025年12月31日午前値決めによるートロイ・オンス当たり1,567米ドル（245,376.53円）との価格を用いて、市場価値により記録されています。

銀は、ロンドン地金市場協会における2025年12月31日値決めによるートロイ・オンス当たり71.99米ドル（11,272.91円）との価格を用いて、市場価値により記録されています。

金は、ロンドン地金市場協会における2025年12月31日午前値決めによる一ファイン・トロイ・オンス当たり4,307.95米ドル（674,581.89円）の価格を用いて、市場価値により記録されています。

（注3）投資比率とは、発行体の総資産に対する当該資産の時価の比率をいいます。個別上場投資信託（及び当該種類の個別上場投資信託を構成する限度において貴金属バスケット上場投資信託も含まれます。）がプールされており、個別上場投資信託（及び当該種類の個別上場投資信託を構成する限度において貴金属バスケット上場投資信託も含まれます。）の特定の種類に関する全資産は当該種類に関連する全債務を担保することができます。各合同管理資金（プール）については別途担保書が必要となります。

（注4）資産総額に対する負債総額の比率です。

（注5）発行体の合計純資産額を合計総資産額で除した比率です。

（注6）上表は、WisdomTree貴金属バスケット上場投資信託に関する情報を含みます。なお、WisdomTree金上場投資信託とWisdomTreeスイス保管金上場投資信託の口座は異なるため、これらの上場投資信託の資産の種類に関する情報は上表のとおりそれぞれ別個に記載されています。

（注7）発行体及び受託者は、HSBC Bank USA,N.A.及びHSBC Bank plc（「初期カストディアン」）と更改協定（「HSBCノベーション契約」）を締結しており、これに基づき、当初カストディアンは、当初カストディアン契約に基づきHSBC Bank USA,N.A.の債務を同条件で引き受けております。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当ありません。

【投資不動産物件】

該当ありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2025年12月31日現在）

資産の種類	国名	重量（（ファイン） トロイ・オンス）	単価		時価		投資比率（%）
			米ドル	日本円（千円）	米ドル	日本円（千円）	
白金	英国 / スイス	348,708.43	2,027	317,408	706,832,002	110,682,823	3.43%
パラジウム	英国 / スイス	167,437.20	1,567	245,377	262,374,079	41,085,157	1.27%
銀	英国	52,331,454.62	71.99	11,273	3,767,341,418	589,927,993	18.27%
金	英国	1,793,656.88	4,307.95	674,582	7,726,984,146	1,209,968,447	37.48%
スイス保管金	スイス	1,215,304.79	4,307.95	674,582	5,235,472,266	819,822,602	25.39%
コア保管金	英国	456,011.52	4,307.95	674,582	1,964,474,814	307,617,111	9.53%

コア 銀		12,167,382	71.99	11,273	875,929,833	137,161,853	4.25%
---------	--	------------	-------	--------	-------------	-------------	-------

(注1) 発行体は現在8つの種類の投資信託を発行しており、これには7種類の個別上場投資信託と1種類の貴金属バスケット上場投資信託があります。個別上場投資信託は個々の金属(金、銀、白金又はパラジウム)の価格に連動するよう設計されており、貴金属バスケット上場投資信託は金属の全部又は一部から構成される金属バスケットの価格に連動します。WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託、WisdomTree銀上場投資信託、WisdomTree金上場投資信託及びWisdomTree貴金属バスケット上場投資信託が東京証券取引所に上場されています。本書では東京証券取引所に上場されている貴金属上場投資信託について記述していますが、参考のためWisdomTreeスイス保管金上場投資信託及びWisdomTreeコア保管金上場投資信託についても記載することがあります。

(注2) 上表は、WisdomTree貴金属バスケット上場投資信託に関する情報を含みます。なお、WisdomTree金上場投資信託、WisdomTreeコア保管金上場投資信託とWisdomTreeスイス保管金上場投資信託の口座は異なるため、これらの上場投資信託の資産の種類に関する情報は上表のとおりそれぞれ別個に記載されています。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

下記会計年度末及び2022年4月末日から2023年3月末日までの期間における外国投資法人の純資産の推移は、以下のとおりです。

(注) 発行体は、その負債となる外国投資法人債券に一致する額の資産を保有しています。このため、各外国投資証券について、常に純資産額は、零となるため、併せて、1口当たりの資産額を記載しています。

WisdomTree白金上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位当りの純資産額	
	米ドル	百万円	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第16会計年度 (2022年12月31日)	464,670,850.98	72,333	-	-	98.60	15,349
第17会計年度 (2023年12月31日)	384,472,228.48	59,849			92.69	14,429
第18会計年度 (2024年12月31日)	553,876,402.37	86,731.51			83.79	13,121.32
2025年4月末日	592,980,118.05	92,854.76	-	-	88.97	13,931.45
5月末日	646,706,232.14	101,267.73	-	-	97.99	15,344.20
6月末日	648,621,760.43	101,567.68	-	-	123.46	19,333.36
7月末日	452,921,360.94	70,922.96	-	-	119.39	18,695.43
8月末日	494,748,538.05	77,472.67	-	-	123.09	19,274.83
9月末日	498,824,606.04	78,110.95	-	-	143.50	22,470.46
10月末日	609,218,684.22	95,397.55	-	-	145.08	22,718.44
11月末日	567,637,521.17	88,886.36	-	-	149.68	23,438.77
第19会計年度 (2025年12月31日)	686,332,953.12	107,472.88	-	-	184.92	28,956.89
2026年1月末日	805,944,444.65	126,202.84	-	-	209.74	32,843.59

2月末日	845,107,743.39	132,335.42	-	-	215.68	33,773.33
3月末日	635,351,677.93	99,489.72	-	-	173.85	27,223.91

WisdomTreeパラジウム上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位当りの純資産額	
	米ドル	百万円	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第16会計年度 (2022年12月31日)	136,005,377.72	21,171	-	-	180.40	28,082
第17会計年度 (2023年12月31日)	109,259,024.55	17,008	-	-	103.10	16,049
第18会計年度 (2024年12月31日)	100,969,823.99	15,810.86	-	-	83.34	13,049.54
2024年4月末日	112,409,635.43	17,602.22	-	-	85.40	13,372.47
5月末日	115,550,853.63	18,094.11	-	-	88.20	13,811.21
6月末日	148,876,676.32	23,312.60	-	-	103.71	16,240.02
7月末日	181,427,710.93	28,409.77	-	-	111.25	17,421.39
8月末日	151,030,923.97	23,649.93	-	-	99.97	15,654.54
9月末日	187,389,388.59	29,343.30	-	-	112.81	17,664.56
10月末日	220,402,708.35	34,512.86	-	-	133.76	20,945.57
11月末日	210,573,631.36	32,973.72	-	-	132.16	20,694.72
第19会計年度 (2025年12月31日)	230,679,893.56	36,122.16	-	-	142.96	22,385.52
2026年1月末日	259,421,897.01	40,622.87	-	-	165.97	25,989.28
2月末日	247,876,786.84	38,815.03	-	-	163.45	25,594.07
3月末日	184,526,472.01	28,895.00	-	-	131.94	20,660.49

WisdomTree銀上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位当りの純資産額	
	米ドル	百万円	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第16会計年度 (2022年12月31日)	1,414,648,811.89	220,211	-	-	22.17	3,451
第17会計年度 (2023年12月31日)	1,231,583,192.76	175,747	-	-	21.92	3,412

第18会計年度 (2024年12月31日)	1,359,753,534.74	212,923.81			26.50	4,149.58
2025年4月末日	1,978,289,305.47	309,780.32	-	-	29.50	4,618.73
5月末日	1,778,777,176.92	278,538.72	-	-	30.27	4,739.37
6月末日	2,017,637,187.31	315,941.81	-	-	32.90	5,151.98
7月末日	2,011,326,000.88	314,953.54	-	-	33.11	5,184.90
8月末日	2,167,121,713.65	339,349.59	-	-	35.46	5,552.07
9月末日	2,535,375,102.46	397,014.39	-	-	42.18	6,604.54
10月末日	2,525,886,422.84	395,528.55	-	-	44.70	6,999.97
11月末日	2,814,163,584.16	440,669.88	-	-	49.20	7,704.78
第19会計年度 (2026年12月31日)	3,679,976,252.50	576,247.48	-	-	65.68	10,284.19
2026年1月末日	4,732,956,158.35	741,133.60	-	-	94.10	14,735.35
2月末日	3,956,964,891.80	619,621.13	-	-	82.02	12,843.43
3月末日	3,225,897,922.02	505,143.36	-	-	66.23	10,370.91

WisdomTree金上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位当りの純資産額	
	米ドル	百万円	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第16会計年度 (2022年12月31日)	4,735,566,540.84	737,162	-	-	170.46	26,535
第17会計年度 (2023年12月31日)	4,438,067,079.53	690,852			193.22	30,078
第18会計年度 (2024年12月31日)	4,835,286,459.48	757,157.51			243.65	38,153.02
2025年4月末日	6,029,605,878.94	944,175.98	-	-	307.76	48,191.75
5月末日	5,883,210,188.08	921,251.88	-	-	305.38	47,818.82
6月末日	5,959,588,959.02	933,212.04	-	-	306.20	47,947.35
7月末日	5,982,509,559.46	936,801.17	-	-	307.16	48,097.65
8月末日	6,175,735,740.29	967,058.46	-	-	319.19	49,981.92
9月末日	6,910,279,875.24	1,082,080.73	-	-	355.94	55,736.95
10月末日	7,054,160,002.11	1,104,610.91	-	-	373.14	58,430.60
11月末日	7,350,083,423.76	1,150,949.56	-	-	389.73	61,027.59
第19会計年度 (2025年12月31日)	7,549,416,549.06	1,182,163.14	-	-	400.46	62,707.66
2026年1月末日	8,813,323,445.67	1,380,078.32	-	-	462.95	72,493.84

2月末日	9,111,801,393.74	1,426,816.98	-	-	485.15	75,969.99
3月末日	7,895,053,555.82	1,236,286.44	-	-	427.97	67,015.76

WisdomTree貴金属バスケット上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位当りの純資産額	
	米ドル	百万円	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第16会計年度 (2022年12月31日)	162,349,617.70	25,272	-	-	137.76	21,444
第17会計年度 (2023年12月31日)	134,671,352.78	20,964	-	-	133.48	20,778
第18会計年度 (2024年12月31日)	126,843,855.46	19,862.48	-	-	154.31	24,162.75
2025年4月末日	152,159,701.59	23,826.69	-	-	184.47	28,886.82
5月末日	153,342,811.56	24,011.95	-	-	185.91	29,111.43
6月末日	170,361,092.38	26,676.84	-	-	195.05	30,542.66
7月末日	227,392,294.83	35,607.36	-	-	196.79	30,814.77
8月末日	236,010,083.08	36,956.82	-	-	202.53	31,713.64
9月末日	284,968,885.73	44,623.28	-	-	229.90	36,000.19
10月末日	262,162,680.33	41,052.05	-	-	244.16	38,233.16
11月末日	266,980,968.21	41,806.55	-	-	256.34	40,139.59
第19会計年度 (2025年12月31日)	317,125,304.77	49,658.65	-	-	286.08	44,796.89
2026年1月末日	445,105,043.47	69,699.00	-	-	352.27	55,162.17
2月末日	458,090,304.53	71,732.36	-	-	346.74	54,296.26
3月末日	408,422,067.80	63,954.81	-	-	294.44	46,105.89

(注) 貴金属上場投資信託の1口当たり純資産価格は、貴金属上場投資信託1口当たりの価額に基づいたものとなっています。上場投資信託1口当たりの価額は、上場投資信託1口当たりの貴金属エンタイトルメントに関連する値決めによる価格を乗じたものとなります。貴金属上場投資信託の裏付けとなっている地金の各種類の純資産総額は、関連する貴金属上場投資信託の残高と等しくなります。このために、純資産価額は零となり、総資産額は、貴金属上場投資信託の裏付けとなる、地金の総額と等しくなります。WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託、WisdomTree銀上場投資信託、WisdomTree金上場投資信託及びWisdomTree貴金属バスケット上場投資信託は、2007年4月24日よりロンドン証券取引所において、2007年5月8日よりフランクフルト証券取引所において、2007年5月9日よりNYSE ユーロネクスト・パリ及びNYSE ユーロネクスト・アムステルダムにおいて、2007年6月20日よりイタリア証券取引所において、2009年8月24日より東京証券取引所において取引されています。

金

ICEベンチマーク・アドミニストレーション(以下「IBA」といいます。)は、2015年3月20日に、LBMAが認定した参加金プリオン・バンク又は参加マーケット・メイカー(以下「金参加者」といいます。)のための、米ドル、ユーロ又は英ポンド建てで取引を決済できる電子的、取引可能かつ監査可能な店頭入札市場の運営管理を開始しました。本入札により、1日の取引に関する金指標価格が設定されます。本入札は、2015年3月19日に廃止された、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィキシング・リミテッドが以前決定していた「ロンドン金値決め」に取って代わる金価格設定基準としてLBMAが選択したものです。新しい入札手続きでは、従前の金値決め手続きと同様、ロンドン各取引日に2回、ロンドン時間午前10時30分及びロンドン時間午後3時に開始する値決め時間にファイン・トロイ・オンス当たりの値決めが行われ(前者を「LBMA午前金価格」、後者を「LBMA午後価格」といいます。)、これらが公表されます。

銀

LBMAは、2014年5月14日に、銀値決めメンバーが行っていた電話での銀の値決め手続きが、2014年8月14日以降に稼働終了することを発表しました。LBMAは、2014年7月11日に、CMEグループ・ヨーロッパ・リミテッド(以下「CME」といいます。)及びトムソン・ロイター・ベンチマーク・サービシース・リミテッド(以下「トムソン・ロイター」といいます。)の提供するソリューションが、LBMAのメンバーにより、銀のロンドン午前値決めの代替として選定されたと発表しました。CMEは、2014年8月15日以来、ロンドン取引時間中に毎日1回、LBMA認定参加銀プリオン・バンク又は参加マーケット・メイカー(以下「銀参加者」といいます。)の間で、当該日の取引に関する銀指標価格(しばしば「ロンドン銀価格」と称されます。)を設定する「均衡入札」を行っています。

白金

ロンドン金属取引所(以下「LME」といいます。)は、2014年12月1日に、ロンドン・プラチナ・アンド・パラジウム・フィキシング・カンパニー・リミテッド(以下「LPPFCL」といいます。)が従前に利用していた手動のロンドン白金値決め手続きを電子的に複製した、電子的白金地金値決めシステム(以下「LMEプリオン」といいます。)の運営管理と、LME値決めメカニズムで設定された価格での白金地金取引のための電子的市場決済手続きの提供を開始しました。LMEの電子的値決め手続きでは、従前のロンドン白金値決め手続きと同様、ロンドン各取引日に2回、ロンドン時間午前9時45分及びロンドン時間午後2時に開始する値決め時間に白金のトロイ・オンス当たりの価格が設定され(前者を白金の「LME午前価格」、後者を白金の「LME午後価格」といいます。)、これらが公表されます。

パラジウム

LMEは、2014年12月1日に、LPPFCLが従前に利用していた手動のロンドンパラジウム値決め手続きを電子的に複製した、LMEプリオンの運営管理と、LME値決めメカニズムで設定された価格でのパラジウム地金取引のための電子的市場決済手続きの提供を開始しました。LMEの電子的値決め手続きでは、従前のロンドンパラジウム値決め手続きと同様、ロンドン各取引日に2回、ロンドン時間午前9時45分及びロンドン時間午後2時に開始する値決め時間にパラジウムのトロイ・オンス当たりの価格が設定され(前者を「LME午前価格」、後者を「LME午後価格」といいます。)、これらが公表されます。

【分配の推移】

2025年1月1日から2025年12月31日までの期間について、該当はありません。貴金属上場投資信託は、特定の満期を有しない外国投資法人債券であって、金利を支払いません。

【自己資本利益率(収益率)の推移】

WisdomTree白金上場投資信託	収益率(注)
第15会計年度末(2021年12月31日)	-10.95%
第16会計年度末(2022年12月31日)	10.17%
第17会計年度末(2023年12月31日)	-6.00%
第18会計年度末(2024年12月31日)	-9.6%
第19会計年度末(2025年12月31日)	120.69%

WisdomTreeパラジウム上場投資信託	収益率(注)
第15会計年度末(2021年12月31日)	-19.05%
第16会計年度末(2022年12月31日)	-7.71%
第17会計年度末(2023年12月31日)	-37.72%
第18会計年度末(2024年12月31日)	-19.17%
第19会計年度末(2025年12月31日)	71.54%

WisdomTree銀上場投資信託	収益率(注)
第15会計年度末(2021年12月31日)	3.22%
第16会計年度末(2022年12月31日)	-1.13%
第17会計年度末(2023年12月31日)	20.89%
第18会計年度末(2024年12月31日)	147.84%
第19会計年度末(2025年12月31日)	-13.26%

WisdomTree金上場投資信託	収益率(注)
第15会計年度末(2021年12月31日)	-4.13%
第16会計年度末(2022年12月31日)	-0.81%
第17会計年度末(2023年12月31日)	13.35%
第18会計年度末(2024年12月31日)	26.10%
第19会計年度末(2025年12月31日)	64.36%

WisdomTree貴金属バスケット上場投資信託	収益率(注)
第15会計年度末(2021年12月31日)	-10.56%
第16会計年度末(2022年12月31日)	-1.14%
第17会計年度末(2023年12月31日)	-3.10%
第18会計年度末(2024年12月31日)	15.61%
第19会計年度末(2025年12月31日)	85.4%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間末の貴金属上場投資信託1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の計算期間末の貴金属上場投資信託1口当たり純資産価格(分配落の額)

第2【外国投資証券事務の概要】

A. 名義書換

貴金属上場投資信託は、登録債であって、個別に譲渡可能です。

貴金属上場投資信託は、規制に従って、非登録債として、クレスト（CREST）において保有され、また、譲渡されることが可能となっています。受託者は、上場投資信託保有者の承諾を得ることなく、非登録債としての貴金属上場投資信託の保有又は譲渡に関する規則又は適用される法律及び実務の変更を反映する目的で信託約款の規定を修正することにつき、発行体に同意することができます。上場投資信託保有者は、その貴金属上場投資信託を登録債とするよう要請することができます。その際には、当該貴金属上場投資信託はクレストから除外されます。

発行体は、その登記上の事務所又は受託者が同意する英国外のその他の場所において、全ての発行済貴金属上場投資信託の発行日並びにその所有権のその後の全ての移転日及び変更日と、上場投資信託保有者及びかかる上場投資信託保有者から権原を受ける者の氏名及び住所を記載した登録簿を保管させるものとし、受託者及び上場投資信託保有者又はそのいずれか並びにかかる者により授権された者は、営業時間内のあらゆる合理的な時間において、自由に登録簿を閲覧し、その全部又は一部の謄本又は抄本を（無償で）作成することができるものとし、受託者が上場投資信託保有者集会の招集又は上場投資信託保有者への通知を要求した場合、発行体は、受託者が要求する登録簿の謄本又は抄本を（無償で）受託者に提供するものとし、発行体は、発行体が適切と考える期間及び時期において（但し、1年につき全体で30日を超えないものとし、）登録簿を閉鎖することができます。

登録名義書換事務代行会社は、登録簿をジャージーにおいて維持します。

日本においては、株式会社証券保管振替機構が、社債、株式等の振替に関する法律に従い当局により承認された外国株券等の保管及び振替決済に関する貴金属上場投資信託の取引を決済する責任を負います。株式会社証券保管振替機構は、現地保管機関を通じてかかる責任を遂行します。

B. 外国投資法人債権者に対する特典

該当事項はありません。

C. 外国投資証券の譲渡制限の内容

米国

貴金属上場投資信託は、証券法及びその他の米国における適用のある法律の下での登録は行われておらず、また、登録が行われることもありません。貴金属上場投資信託は、米国証券法レギュレーションS、又は、その他の証券法からの登録除外取引に基づく登録除外に依存して、米国外において、そして非米国人に対してのみ募集及び売り付けが行われています。

発行体は、米国投資会社法及び関連規則に基づき投資会社として登録を行っておらず、また、行う意図も有していません。貴金属上場投資信託、並びに、それらを含む受益権は、米国内、又は、米国人に再募集、再売り付け、担保設定、又はその他の譲渡を行うことは出来ません。いかなる上場投資信託保有者であっても、発行体が保有を禁止されている米国人（投資会社において定義された「適格購入者（qualified purchaser）」ではない米国人）であると判断した場合には、信託約款に従い、当該上場投資信託保有者によって保有されている貴金属上場投資信託を償還する可能性があります。

改正された米国1974年従業員退職所得保障法（the United States Employee Retirement Income Security Act of 1974、以下「ERISA法」といいます。）第3条第3項に規定される退職給付制度の制度資産、ERISA法第4部第1章副題Bにより米国1986年内国歳入法（United States Internal Revenue Code of 1986、以下「内国歳入法」といいます。）第4975条の適用を受ける退職給付制度（以下「退職給付制度」と総称します。）、連邦規則集29第2510.3-101条（改正済み）若しくは、ERISA法第3（42）条（改正済み）に規定される上記制度の制度資産を投資先資産に含む全ての者、ERISA法若しくは内国歳入法の規定に基づき禁止される取引に類似するものであって米国連邦法、米国州法、現地法に服する政府制度資産若しくは教会制度資産（このような退職給付制度、制度資産、者を「禁止給付制度投資者」といいます。）は貴金属上場投資信託を購入することはできません。発行体が、上場

投資信託保有者であったとしても、禁止給付制度投資者であると判断する場合には、信託約款の規定に従って、その上場投資信託保有者が保有する貴金属上場投資信託を償還することができます。

D. その他

該当事項はありません。

第二部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

発行体は、1991年ジャージー会社法（改正済）に基づき、2007年2月22日に、非公開有限責任会社として設立され、その後2007年3月30日付の書面による決議に従って、2007年3月30日に公開会社にその形態を変更しました。発行体は、1991年ジャージー会社法及びその後の改正法規に基づいて運営されています。発行体は、ジャージーにおいて、登録番号95996で登録されています。

2【役員の状況】

本書提出日現在における発行体の取締役は以下の通りです。

ヴィノッド・ラジプット（Vinod Rajput）-取締役

ヴィノッド・ラジパット氏は、ManJerと投資口保有会社の取締役です。同氏は、また、発行体、ゴールド・ブリオン・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド及びウィズダムツリー・フォーリン・イクスチェンジ・リミテッドの社外取締役です。ラジパット氏は、Apex Groupの取締役でもあり、公認会計士（FCCA）の会員でもあります。ラジパット氏は金融サービス業界で20年以上の経験を持ち、豊富な知識と専門知識を提供します。彼のキャリアはアジア、中東、英国、ジャージーなど複数の地域に及び、地元と国際の両方の金融情勢について包括的な理解を与えています。ラジパット氏は、上場顧客から規制および非規制のファンド、大企業構造に至るまで、さまざまな金融サービスの管理において実績を誇っています。

ブライアン・ガヴァニー（Bryan Governey） 社外取締役

ブライアン・ガヴァニー氏は、2014年9月にWisdomTreeに加わり、2016年11月から2026年3月の間、欧州のWisdomTreeのゼネラル・カウンセルを務めていました。ガヴァニー氏は2026年3月に欧州のWisdomTreeの最高執行責任者に任命されました。ガヴァニー氏は、欧州の法務、コンプライアンス、人事部門の責任者です。ガヴァニー氏は、また、発行体、ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・フォーリン・イクスチェンジ・リミテッド、ゴールド・ブリオン・セキュリティーズ・リミテッド及びウィズダムツリー・イシューアール・エクス・リミテッドの社外取締役です。ウィズダムツリーへの入社以前は、2012年から2014年までルネッサンス・アセット・マネージャーズの法律顧問を務め、2010年から2012年まではアヴィヴァ・インベスターズの法律顧問を務めました。それ以前は、ガヴァニー氏は、アイルランドのディロン・ユースタスの資産運用業務のソリシター弁護士でした。ガヴァニー氏は、2010年にアイルランド法学会によりソリシター弁護士として認められ、同年にイングランド・ウェールズ法学会のソリシター弁護士としても認められました。ガヴァニー氏は、ダブリン・トリニティ・カレッジの哲学・政治科学で学士号を取得しています。

ティモシー・ダーシー（Timothy Darcy） - 社外取締役

ティモシー・ダーシーピーター・エム・ジーンバ氏は、2023年11月にウィズダムツリーに加わり、欧州のETFオペレーションズ取締役を務めています。同氏は取引時間中におけるすべてのプロダクトのワークフロー管理を担当し、プラットフォームが効率的に運営されることを確実にしています。ダーシー氏はウィズダムツリー・ヨーロッパのETFオペレーション責任者に報告しており、2006年以降この業界で活動しています。同氏は、発行体、ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティ・リミテッド、ゴールド・ブリオ

ン・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・フォーリン・エクスチェンジ・リミテッド及びウィズダムツリー・イシューアー・エックス・リミテッドの社外取締役です。

WisdomTree加入前、ダーシー氏はHAN ETFに在籍し、ETPのオペレーション、商品ローンチの管理、オペレーション体制の構築およびプロセス設計、さらには規制およびガバナンスの監督を担当していました。それ以前には、米国のETF業界において複数の職務を歴任しています。ダーシー氏は、アイルランドのダブリン・ビジネス・スクールにてミューチュアル・ファンド・サービスのディプロマを取得しています。

エリザベス・キャズリー (Elizabeth Casely) 社外取締役

エリザベス・キャズリー氏は ManJerと投資口保有会社の取締役で、発行体、ゴールド・ブロン・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・フォーリン・エクスチェンジ・リミテッド及びウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドの社外取締役でもあります。キャズリー氏は Apex Group内の取締役でもあり、ローン管理業務の顧客を担当し、規制の遵守と業務の確実な実行を務めています。キャズリー氏は、債務および資本市場、証券化、ローン管理において強みを持つ、経験豊富な金融の専門家です。

同氏は30年以上にわたる金融業界での経験を有し、JPモルガンおよびパークレイズ・キャピタルにおいて上級職を歴任してきました。戦略的なビジョンと商業的な専門性を備え、投資銀行業務、不動産の証券化、そしてESGに関するプロジェクトにおいて重要な成果を上げてきました。同氏は、銀行・金融・経営分野における一級優等学士号 (BSc (Hons)) を取得し、さらにケンブリッジ大学にてビジネスおよび気候変動に関する修了証を取得しています。

(注) いずれの取締役も投資口は保有していません。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

ジャージーにおいては、共同ファンドの設定及び運営については、1988年に改正された共同投資ファンド法 (Collective Investment Funds (Jersey) Law)、及び、1947年に改正された借入管理法 (Control of Borrowing (Jersey) Law) という2つの法律により、規制されています。

さらに、ジャージー金融サービス委員会 (Jersey Financial Services Commission) (「金融サービス委員会」) は、共同投資ファンド法第15条により自己に付与される権限に基づき、許可証書取得済ファンドの行動基準 (「行動基準」) を発行しました。発行体は、行動基準の遵守を要求されません。

A. 共同投資ファンド法

a. 共同投資ファンドの適用

共同投資ファンド法 (Collective Investment Funds (Jersey) Law 1988) 第3条では、概ね、以下のいずれかに該当する共同投資にかかるスキーム又はアレンジメントを、投資ファンドとして規制しています。

- i . 受益証券の引受け、売却、あるいは、転換による、「公衆に対する募集 (下記参照)」によって得られた資金の共同投資を、その目的、又は、目的の一つとしていること、及び、投資ファンドが、リスク分散の原則の下で運営され、受益証券を発行し続けている、又は、上場投資信託保有者の要請により投資ファンドの資産から償還し続けることができること共同投資ファンド法3条3項に基づき、受益証券の申込、売却又は転換は、限定された範囲の者に対する募集ではなく、一般公衆に対する募集を構成します。

募集は、以下の場合に該当しない限り、限定された範囲の者に対する募集とはみなされません。

識別可能な範囲の者に対して募集が行われた場合

募集者又は募集者が選任した代理人が直接募集について連絡した場合

当該範囲の者のみが募集を認めることができ、募集者を評価するに十分な情報を保持している場合

募集者が連絡を取った相手方が50名を超えない場合

募集が行われる前1年以内に受益証券が証券取引所に上場されていない場合

b. 分類されないファンド

ファンドの二つの分類

共同投資ファンド法は、ファンドの異なるクラスを設定することができる旨規定しています。現在、一つのクラス、すなわち分類投資ファンドのクラスのみが導入されています。共同投資ファンド法の下での他のファンドは全て未分類投資ファンドです。

未分類投資ファンドが証書を保有するための要件

共同投資ファンド法第8条第1項では、1991年ジャージー会社法に基づいて設立され、ジャージーにおいて事業所を設立していることの要件に合致する未分類投資ファンドが、同法第8条Bに基づき、ファンドにかかる許可証書(certificate)を取得しないで、又は、許可証が無効となっているにもかかわらず投資ファンド事業を行うことを禁止しています。第8条第2項では、同第1項に違反した場合、刑事罰の対象となり、7年以下の禁固及び罰金が科せられると規定されています。

c. 許可証書の申請

共同投資ファンド法8A条第1項により、投資ファンドに対する許可証書の付与を受けるためには、投資ファンドの運営者が、申請書、及び、法律で定められた要件に合致していることを証する書面等を金融サービス委員会に提出しなければなりません。

同法8A条第2項により、許可証書の申請書は、金融サービス委員会の指定する様式である必要があり、集合投資信託、申請者が運営者、受託者、ジェネラル・パートナーを務めるファンドのクラス(もしあれば)を特定し、金融サービス委員会が要求する他の情報を含み、金融サービス委員会が要求する形態及び範囲で確認され、所定の費用を添えたものでなければなりません。

d. 許可証書の授与、拒絶、条件の賦課、許可証書の取消

共同投資ファンド法8B条は、金融サービス委員会は未分類投資ファンドに関し許可証書を授与し、又は拒絶することができます。また、許可証書は無条件で、又は金融サービス委員会が適切とみなす条件の下で授与される場合がある旨も規定しています。共同投資ファンド法8B条第7項は、金融サービス委員会は、以下のいずれかに該当する場合には、許可証書の付与を拒絶することができる旨規定しています。

(a) 以下について、金融サービス委員会が許可証書の付与が適切ではないとした場合

- i. 申請者の健全性、能力、財務状況、構成及び組織
- . 申請者によって申請者の事業のために雇用、又は、協業する者
- . 投資ファンド事業の性質
- . 集合投資信託に関する申請者の役割
- . 申請者の評価
- . その他、投資ファンド事業にかかる運営会社等

金融サービス委員会は、以下の場合には、申請者に対して許可証書を授与することが適切であると認めないものとします。

(b) 申請者が、共同投資ファンド法に基づく情報の提供について、申請に関連するか否かを問わず、以下のいずれかに該当する場合

- i. これを提供しない場合
- . 虚偽又は不正確な情報を金融サービス委員会に提供した場合

(c) 申請者が以下を遵守しない場合

- i. 許可証書等の付与に当たって付された条件

・許可証書に付された条件

(d) 申請者、又は、申請者の事業のために申請者に雇用された者、若しくは、協業する者が、以下のいずれかについて有罪を宣告された場合

i . 犯罪(ジャージーの内外を問わない)

・以下の法律違反

- a . 共同投資ファンド法
- b . 1991年ジャージー銀行業法
- c . 1998年ジャージー金融サービス法
- d . 1996年ジャージー生命保険業法
- e . 以上の法律に基づく規制又は規則

・ジャージー外における上記 . に規定する法律に類似する法律の違反

・住宅資金貸付組合、会社、消費者信用、消費者保護、商工組合、インサイダー取引、破産、マネー・ロンダリング、テロリスト・ファイナンスにかかる違反(ジャージーの内外を問わない)

v . 裁判の公正を妨げる違反

(e) 金融サービス委員会が共同投資ファンド法8A条に基づき提供された情報又は他の方法で得られた情報に基づいて以下の判断を行った場合

i . 公共、又は、共同投資ファンドへの既存の参加者、若しくは、将来的に参加する可能性のある参加者の保護のために、許可証書の付与を拒絶すべきと判断した場合

・ジャージーにおける金融及び商務上の評価及び健全性維持のため、許可証書の付与を拒絶すべきと判断した場合

・ジャージーの経済的利益のために、許可証書の付与を拒絶すべきと判断した場合

(f) 金融サービス委員会が、申請者が実務規則を遵守しないと判断した場合

(g) 申請者が共同投資ファンド法13条に基づく金融サービス委員会の指示を遵守しない場合

共同投資ファンド法8B条第10項に基づき、金融サービス委員会は以下の場合には、集合投資信託に関する許可証書を取り消すことができます。

ファンドが運用を停止した場合

以下のいずれかの者により要求された場合

- ・ファンドが受益証券を発行する会社である場合、当該会社
- ・ファンドがユニット・トラストである場合、当該ユニット・トラストの受託者
- ・ファンドがリミテッド・パートナーシップ又はリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップの場合には、当該パートナーシップのジェネラル・パートナー

集合投資信託、ファンドのクラスに関する金融サービス委員会の要求が充足されないと金融サービス委員会が判断した場合

ファンドに代わり雇用されている者又はファンドに対してサービスを提供している者が共同投資ファンド法、その他の規制、共同投資ファンド法に基づき許可証書に定められた条件に違反したと金融サービス委員会が考える場合又は金融サービス委員会に対して提供された情報が虚偽、不正確又は誤解を生じさせるものであった場合

共同投資ファンド法8B条第7項に規定される一以上の条項について、申請者を許可証書の保有者と読み替えて適用される場合

許可証書の保有者が共同投資ファンド法8B条第13項に規定される手数料の支払を怠った場合

行動基準

発行体が遵守することを要求される行動基準は、9つの基本方針及び各基本方針に関する具体的な義務で構成されています。

行動基準の9つの基本方針は、以下のとおりです。

1. ファンドは、誠実に自己の事業を実施しなければなりません。

2. ファンドは、常に受益者の最善の利益となるよう行動しなければなりません。
3. ファンドは、自己の活動の適切な履行のために自己の業務を効率的に組織及びコントロールし、かつ、十分なリスク管理システムの存在を示すことができなければなりません。
4. ファンドは、受益者との事業上の取決めにおいて透明性を有していなければなりません。
5. ファンドは、十分な金融資源及び十分な保険の両方を維持し、かつ、それらの存在を示すことができなければなりません。
6. ファンドは、金融サービス委員会及びジャージーのその他の当局に、率直かつ協力的に対応しなければなりません。
7. ファンドは、誤解を招くか、虚偽を含むか、又は詐欺的な表示を行ってはなりません。
8. ファンドは、常に、あらゆる適用ある指針を遵守し、これに従って運営されていなければなりません。
9. ファンドは、ジャージー金融サービス委員会が定めるオルタナティブ・インベストメント・ファンドとAIFサービス・ビジネスの実践規範のうち関連する箇所及び適用ある箇所を遵守しなければなりません。

B. 発行体

発行体は、共同投資ファンド法に基づき、証券にかかる業務を遂行するための許可証書を取得しています。

発行体の英文目論見書は、2012年共同投資ファンド(許可済ファンド 目論見書)(ジャージー)命令(Collective Investment Funds(Certified Funds - Prospectuses)(Jersey) Order 2012)に従って作成され、その写しは当該命令に従って金融サービス委員会に送付されています。

C. 借入管理法

借入管理法は、島内における、とりわけ、資金の借入れ及び調達、証券発行、法人の構成員の承認、並びに、証券の引受け、売却、又は、交換による募集の取扱いにかかる規制を規定しています。借入管理法に基づく下部法規が、1958年借入管理令(Control of Borrowing (Jersey) Order)(その後の改正を含みます。)(以下「借入管理令」といいます。))として制定されています。これにより、金融サービス委員会に投資元本の引き上げを含む監督権限が付与されています。

金融サービス委員会は、借入管理令第2条に基づき、発行体の証券を口数の制限なく発行することについて、一定の条件付で同意しており、この同意は撤回されていません。

4【監督官庁の概要】

A. ジャージー金融サービス委員会の主要目的と目標

監督官庁であるジャージー金融サービス委員会の主要目的は、以下によって、高度な規制水準を維持しつつ、ジャージーの国際金融センターとしての地位を維持することにあります。

- ・ 金融サービス提供者の虚偽、能力の欠如、誤った業務執行、又は、金融上の健全性の欠如に起因する公共の金融上の損失発生リスクを減少させること
- ・ ジャージーにおける商業上、及び、金融上の事象の評判及び健全性を維持及び増進すること
- ・ ジャージーの経済上の最善の利益を保護すること、並びに、
- ・ ジャージー及びその他の地域における金融犯罪に対処すること

以上の主要な目的の達成のため、ジャージー金融サービス委員会は以下を目標としています。

- ・ 認可された者の全てが、適切かつ適正な基準に合致すること
- ・ 全ての規制を受ける者が、優れた規制慣行にかかる受け入れられた基準の下で運営されるよう確保すること
- ・ 銀行、証券、信託業、及び保険規制、並びに、マネー・ロンダリング防止及びテロリスト・ファイナンス防止に関する国際基準に合致すること
- ・ 規制上の基準の悪用及び違反を認識し、防止すること、並びに、

- ・ 金融サービス委員会の有効かつ効率的な運営、及び首席大臣に対する適正な説明責任の遂行の確保

5【その他】

a. 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

b. 発行体の役員の変更

発行体は公開有限責任会社であるため、1991年ジャージー会社法（以下「会社法」ともいいます。）に基づき、常に2名以上の取締役を有していなければなりません。発行体の付属定款の規定に基づき、発行体の取締役は、いつでも、偶発的な欠員を補充するため又は現職の取締役の増員として、18歳以上で、制限行為能力者でなく、かつ、会社法その他の法令上の取締役欠格事由に該当しないあらゆる者を取締役に選任することができます。

発行体の付属定款に基づき、

発行体の取締役が退任するか、又は解任される投資主総会において、発行体は、取締役の定員を減らす旨を決定しない限り（但し、常に2名以上の取締役を有する必要があるとの会社法の要件に従います。）、欠員を補充するために取締役を選任することができます。

投資主総会において発行体が取締役の増員を決定した場合、発行体は、追加的に取締役を選任するものとします。

（発行体の投資主自身が全会一致で承認する場合を除き）特定の者を取締役に推薦する発行体の投資主の意図が記載された通知は、正味7日前までに発行体に対し提供されます。

発行体の付属定款に基づき、発行体の取締役は、以下のいずれかに該当しない限り、その退任時まで在職するものとします。

選任書又は選任決議に別途記載されている場合

当該取締役が発行体に対する通知をもって退任した場合

会社法の規定に基づき取締役が取締役でなくなったか、又は法律により取締役となることを禁じられ、若しくは取締役でいることが不適格とされた場合

当該取締役が破産した場合、又は一般的に債権者との間で任意整理若しくは債務免除を行った場合

当該取締役が発行体の投資主決議により解任された場合

1988年共同投資ファンド（ジャージー）法に基づき付与される許可証書により発行体に課される条件により、発行体のいかなる取締役の変更も、ジャージー金融サービス委員会の担当官の事前の同意を得ない限り行うことはできません。

c. 発行体の基本定款及び付属定款の変更

会社法に基づき、発行体は、特別決議を可決することにより(特別決議を提案する意図が明記された14日前までの通知により招集される投資主総会で少なくとも3分の2の過半数により可決されなければなりません。)、基本定款及び付属定款を変更することができます。

特別決議の写しは、可決後21日以内にジャージー会社登記所に提出されなければなりません。

d. 事業譲渡

発行体は投資口保有会社の完全子会社です。したがって、投資口保有会社は、希望する場合には、第三者に対してその発行体の投資口の全部又は一部を譲渡することができます。発行体は、投資口保有会社が第三者に対して発行体の投資口の全部又は一部を譲渡する意図を有していることは把握しておりません。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

A. 申込の手続及び決済等

日本国内においては、貴金属上場投資信託の設定にかかる申込は取り扱っておりませんが、認定参加者による海外における申込みについては、以下のとおりです。なお、貴金属上場投資信託は、東京証券取引所に上場しておりますので、日本国内の証券会社等で購入することができます。

貴金属上場投資信託は目論見書の日付から12ヶ月の期間内のいずれの時点においても設定することができます。

貴金属上場投資信託の申込みについて、上限又は下限はありません。認定参加者のみが申込み様式を提出することができます。

貴金属上場投資信託に対する支払いは、認定参加者により、決済日における計算で(0.001トロイ・オンス未満、又は金の場合にあってはファイン・トロイ・オンス未満の端数を切り上げて)、申し込まれた貴金属上場投資信託の総貴金属エンタイトルメントに等しい額の貴金属地金を預託し、申込非特定口座に対して、(i)白金上場投資信託又はパラジウム上場投資信託についての決済日(T+2)における、白金及びパラジウムについて、LPPMによって定められた、現在はチューリッヒ時間正午(ロンドン時間午前11時)となっている決済期限時間、と()金上場投資信託又は銀投資信託についての決算日(T+2)における、銀及び金について、LBMAによって定められた、現在はロンドン時間午後4時となっている決済期限時間のいずれか早い時間までに、並びに、スイス保管金上場投資信託の決済日(T+2)のチューリッヒ時間正午(ロンドン時間午前11時)までに行われなければなりません。

営業日のロンドン時間午後4時30分(T日)までに、R&Hによって受け取られた申込みであって、3営業日内(T+2)に、申込非特定口座に貴金属地金が受領されている場合には、一般的には、上場投資信託を申し込んだ認定参加者は、そのクレストにおける口座に新規の貴金属上場投資信託を2営業日以内(T+2)に、受け取ることができます。

(a) 当初貴金属上場投資信託(及び当初個別上場投資信託により構成される範囲で貴金属バスケット上場投資信託)

預託は、(白金及びパラジウムの場合にあっては)チューリッヒ渡し又はロンドン渡しの非特定貴金属地金として、(銀及び金の場合にあっては)ロンドン渡しの非特定貴金属地金としてなされなければなりません。

(b) スイス保管金貴金属上場投資信託

新規の貴金属上場投資信託は、申込非特定口座に預託された貴金属地金が、関連する担保設定非特定口座に振り替えられた後になって、初めて発行されます。新規に発行された当該貴金属上場投

資信託は、同じクラスの既存の全ての貴金属上場投資信託と交換することができ、同じ資産により担保されます。

有効な申込に関して申込非特定口座で保有されている貴金属地金は、関連する担保証券により設定された上場投資信託に服しませんが、当該地金の譲渡を保留している、上場投資信託を申し込んだ認定参加者申込者から担保設定貴金属口座へ移され、当該口座で保有されます。関連する申込みが拒否されるか又は関連する申込みが過剰に貴金属地金を交付した場合、当該地金（又は場合により当該超過分）は、上場投資信託を申し込んだ認定参加者申込者のために保有され、当該申込者の損失において可及的速やかに当該申込者に返却されます。

関連する担保設定非特定口座に入ると、カスタディアンは、（一本のグッド・デリバリーの延べ棒に足りない分量以外の）全ての貴金属地金を、当該貴金属地金を関連する担保設定特定口座に振り替えることにより特定します。特定は、通常、同日中に完了することが期待されています（但し、例外的な事情がある場合には、白金及びパラジウムについては、特定に一営業日又は二営業日長くかかることがあり、スイス保管金貴金属上場投資信託の発行についてロンドン渡しの金が受領された場合においても、一般的に、特定に一営業日から二営業日の遅れが生じることがあります。）。

2【買戻し手続等】

A. 償還の手続及び決済等

日本国内においては、貴金属上場投資信託にかかる償還は取り扱っておりませんが、認定参加者による海外における償還については、以下のとおりです。なお、貴金属上場投資信託は、東京証券取引所に上場しておりますので、日本国内の証券会社等で売却することができます。

認定参加者である上場投資信託保有者は、何時でも、有効な償還請求を発行体に提出することにより、その保有する全ての、又は、いずれかの貴金属上場投資信託の償還を要求することができます。

償還にかかる支払いは、カスタディアンが、受託者の承認を得た後、決済日における計算により（0.001トロイ・オンス未満、又は金の場合にあってはファイン・トロイ・オンス未満の端数を切り下げて）、償還される貴金属上場投資信託の総貴金属エンタイトルメントに等しい額を、担保設定貴金属口座から、貴金属地金を引き出し、償還を行う認定参加者の非特定貴金属口座に送金することによって行われます。貴金属地金は、決済日において、認定参加者の口座に振り替えられる前に、担保設定特定口座から担保設定非特定口座へと非特定とされます。

白金及びパラジウム

白金及びパラジウムについては、カスタディアンは、貴金属地金はそのチューリッヒの清算銀行にある自己の口座に貸記される後でなければ、振替えを発効させることができず、それには1日又は2日以上かかる可能性があります。その場合には、決済日は、そうした後日に延期されます。

上場投資信託保有者は、決済日の午前8時以前に、償還される貴金属上場投資信託を発行体に預託しなければならず、償還にかかる支払いは、登録機関がカスタディアンに貴金属上場投資信託の受領を確認した後でなければ行われません。償還請求が発行体に、営業日（T日）の午後4時30分までに提出され、貴金属上場投資信託が2営業日後（すなわち、T+2日）の午前8時までに預託されれば、通常は、認定参加者は、その貴金属地金を同日（T+2日）中に受け取ることができます。償還請求が、営業日の午後4時30分（ロンドン時間）より後に提出された場合には、翌営業日に提出があったものとして取り扱われます。

認定参加者ではない上場投資信託保有者は、償還請求の提出日時点で、認定参加者が存在していないか、又は認定参加者ではない上場投資信託保有者による償還が認められる旨を発行体が発表した場合で、上場投資信託保有者が当該日において有効な償還請求を提出し、かつ、償還される貴金属上場投資信託を発行体若しくは登録機関の名義の適切なクレストの口座に預託するとともにクレストにおける申請手数料不要の発送指図を発出するか、当該貴金属上場投資信託に関する証書を発行体に送付することにより当該貴金属上場投資信託を発行体にデリバリーした場合（若しくはその他発行体との合意により当該貴金属上場投資信託を発行体にデリバリーした場合）にのみ、その保有する貴金属上場投資信託の一部又は全部の償還を要求することができます。償還請求は、償還される貴金属上場投資信託が上記の

とおり発行体にデリバリーされるまで、提出があったものとしては取り扱われません。かかる償還に対する支払いは、貴金属地金ではなく米ドルで行われます。かかる償還を実施するために、受託者は、貴金属売却カウンターパーティー契約に基づき、貴金属売却カウンターパーティーに対して、決済日の計算により(0.001トロイ・オンス未満、又は金の場合にあってはファイン・トロイ・オンス未満の端数を切り下げて)、償還される貴金属上場投資信託の総貴金属エンタイトルメントに等しい価額の貴金属地金を売却します。貴金属地金は、償還請求が提出された(又は、提出されたと取り扱われる)日から最初の営業日において、当該タイプの貴金属地金についてのロンドン午前値決めによって決定された価格で売却されます。売却代金が受領されると、その支払いは、一般的には、償還請求がApexに提出された日から2営業日後、すなわち、T+2ベースで、クレストを通じて、全ての償還手数料を差し引いた上で、行われます。当該決済日が、関連する市場における「決済日」ではない日に当たった場合については、貴金属上場投資信託の発行条件では、「決済日」となる次の日まで決済日が延期される旨が規定されています。そうした事情の下にあっては、管理費用(その中から管理事務代行会社は、カスタディアンに対する手数料を含めた発行体の全ての費用を支払います。)は、引き続き発生します。カスタディアン(又は、貴金属売却カウンターパーティー)が、受託者及び/又は発行体の指図に従って、貴金属地金(又は米ドル)の支払いを実施することができなかつた場合には、いかなる場合にあって、受託者及び発行体のいずれも、責任を負うこと、又は、賠償義務を負うことはありません。しかしながら、そのような支払いの実施ができないという事象が生じた場合には、発行体は、出来る限り、償還される貴金属上場投資信託に関して、償還を行う上場投資信託保有者の全ての請求権が満足されるよう、当該貴金属地金(又は米ドル)に関連して発行体が有する請求権を、当該上場投資信託保有者に譲渡します。それにより、当該上場投資信託保有者は、発行体又は担保設定資産に対して、それ以上の請求権を有しないこととなります。

発行体又は受託者による強制償還

解約時における強制償還

発行体が貴金属上場投資信託全ての償還を選択した場合、又は一若しくは複数のタイプの貴金属上場投資信託全てを強制的に償還すべき場合、発行体は、何時でも、貴金属上場投資信託全て又は一若しくは複数のタイプの貴金属上場投資信託全てを償還することができます。かかる場合、発行体は、RISによる公表を通じて、あるロンドンにおける営業日を当該貴金属上場投資信託に関する最終取引日とする旨を30日以上前に通知するものとします。

発行体の債務不履行事象が発生した場合における強制償還

発行体の債務不履行事象が発生し、これが継続している場合、受託者は、何時でも、その裁量により、全ての発行済貴金属上場投資信託が強制的に償還される旨を、当該貴金属上場投資信託に関する強制償還通知日となる営業日(当該通知日から2営業日以上後の日とします。)を指定の上、発行体に対して通知し、また、上場投資信託保有者に対しては、RISによる公表を通じて通知することができます。但し、当該時点における発行済貴金属上場投資信託(全体)の元本金額の25%以上を保有する上場投資信託保有者の書面による指示、又は上場投資信託保有者の(単一の種類としての)特別決議による指示があった場合(受託者がまず、その満足のゆくまで、補償及び/若しくは保証並びに/又は資金提供を受けていることを条件とします。)は、上記の通知を行わなければなりません。

正当な理由による強制償還

発行体は、以下の場合、その絶対裁量により、上場投資信託保有者に対し、当該上場投資信託保有者が保有する貴金属上場投資信託が強制的に償還される旨を、当該貴金属上場投資信託に関する強制償還通知日となる営業日(当該通知日後7日以上14日以内の日とします。)を指定の上、何時でも書面により通知することができます。

発行体が、上場投資信託保有者に対し、同人が保有を禁止されている年金投資者であるか否かを証明するよう要求した場合で、()当該上場投資信託保有者が、信託約款に基づき行われた当該通知に明記された日までに、要求される方法により作成された要求される様式のかかる証明書を発行体に提出しなかったか、又は()当該上場投資信託保有者が、自らが保有を禁止されている年金投資者であることを証明した場合

発行体が、上場投資信託保有者に対し、同人が保有を禁止されている米国人であるか否かを証明するよう要求した場合で、()当該上場投資信託保有者が、当該通知に明記された日までに、要求される方法により作成された要求される様式のかかる証明書を発行体に提出しなかったか、又は()当該上場投資信託保有者が、自らが保有を禁止されている米国人であることを証明した場合。

(a)当該貴金属上場投資信託が、いずれかの国の法律若しくは要件に違反している者、又はかかる違反により当該貴金属上場投資信託の所有につき適格でない者により直接又は実質的に所有又は保有されている、あるいはその可能性があるか、(b)発行体の合理的な意見によれば、当該貴金属上場投資信託の所有若しくは保有又は継続的な所有若しくは保有(かかる所有又は保有が単独で生じたか、関係あると発行体がみなすその他の状況とともに生じたかにかかわらず)により、発行体又はその他の上場投資信託保有者が本来被る又は負担することのない金銭上又は税務上の不利益を受けることになる、発行体が(その絶対裁量により)考えた場合。

但し、関連する上場投資信託保有者が、信託約款に定める場合はかかる証明書を上記のとおり提出しなかった、又は信託約款に定める場合は自らが保有を禁止されている年金投資者若しくは保有が禁止されている米国人であることを証明した場合、いずれの場合においても、本条に基づき発行体が当該上場投資信託保有者により保有される当該貴金属上場投資信託の一部のみに関して行った通知は、かかる一部の貴金属上場投資信託にのみ関連する(ものとし、当該上場投資信託保有者が保有するその他一切の貴金属上場投資信託には関連しない)ものとします。

通知の対象となる上場投資信託保有者が、強制償還通知日の1営業日以上前に、発行体に対し、自らの貴金属上場投資信託が保有を禁止されている年金投資者又は保有が禁止されている米国人でない者に対して譲渡されたことについて発行体により要求される証明書を提出した場合、当該通知に記載された個別上場投資信託は、貴金属上場投資信託の発行条件に基づく償還が行われないものとします。

通知の対象となる上場投資信託保有者が、信託約款に定める強制償還通知日の1営業日以上前に、発行体に対し、自らの貴金属上場投資信託が保有を禁止されている年金投資者又は保有を禁止されている米国人でない者に対して譲渡されたことについて発行体により要求される証明書を提出しなかった場合、当該上場投資信託保有者は、当該通知に記載された貴金属上場投資信託を譲渡することができないものとし、発行体は、当該貴金属上場投資信託の意図された譲渡を登録する義務を負わないものとします。

発行体は、信託約款に従いなされた決定、判断又は宣言の理由を説明する義務を負わないものとします。信託約款により付与された権限の行使は、いかなる場合も、当該貴金属上場投資信託の直接的若しくは実質的な所有若しくは保有の証拠が不十分であったこと又はその他を理由として、異議を唱えられない又は無効とされないものとします。但し、かかる権限が誠実に行使されたことを前提とします。

強制償還

貴金属上場投資信託を強制的に償還する旨の通知が行われた場合、以下の(a)及び(b)に該当する貴金属上場投資信託は、貴金属受渡しにより償還されるものとします。

- (a) その上場投資信託保有者が認定参加者である貴金属上場投資信託
- (b) その上場投資信託保有者が、最終取引日又は強制償還通知日以前において、関連する貴金属上場投資信託がUCITSファンドでないことを証明し、かつ、当初貴金属上場投資信託に関しては、関連する地金が預託される、関連の協会の協会員の下で開設された非特定口座(又は貴金属バスケット上場投資信託の場合は、関連の協会の一若しくは複数の協会員の下で開設された一若しくは複数の非特定口座)を指定した貴金属上場投資信託

償還に関して、強制決済日(償還の効力発生日)は、該当する強制貴金属売却日後2営業日目の日又は該当する強制償還通知日後2営業日目の日とします。但し、以下の定めに従うものとします。

- (a) WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託、WisdomTreeスイス保管金上場投資信託又はWisdomTree貴金属バスケット上場投資信託(又は、特にWisdomTree白金上場投資信託若しくはWisdomTreeパラジウム上場投資信託で構成されるその他の貴金属バスケット上場投資信託)が償還される場合、償還される全ての貴金属上場投資信託の強制決済日は、該

当する強制貴金属売却日の2日(2日ともロンドンにおける営業日及びチューリッヒにおける営業日であるものとします。)後の日とします。

- (b) 貴金属売却カウンターパーティーが、受託者に対し、当該タイプ(又は複数のタイプの貴金属上場投資信託が償還される場合は、関連する各種類)の地金の売却を当該日に関連する市場において実行することができない旨を通知したときは、強制決済日を決定する目的上、強制償還通知日は、翌営業日に延期されたものとみなされます。
- (c) WisdomTree白金上場投資信託及び/又はWisdomTreeパラジウム上場投資信託(並びにかかる種類の貴金属上場投資信託のうち一方又は両方のみで構成される貴金属バスケット上場投資信託)のみが償還(貴金属受渡しによるか、貴金属売却によるかを問いません。)される場合で、当該日がLPPM評価日でないとき、強制決済日は、翌LPPM評価日となります。
- (d) WisdomTree銀上場投資信託及び/又はWisdomTree金上場投資信託(並びにかかる種類の貴金属上場投資信託のうち一方又は両方のみで構成される貴金属バスケット上場投資信託)のみが償還(貴金属受渡しによるか、貴金属売却によるかを問いません。)される場合で、当該日がLBMA評価日でないとき、強制決済日は、翌LBMA評価日となります。
- (e) WisdomTreeスイス保管金上場投資信託のみが償還(貴金属受渡しによるか、貴金属売却によるかを問いません。)される場合で、当該日がLBMA評価日でないとき、強制決済日は、LBMA評価日に当たる翌営業日となります。
- (f) その他一切の場合で、当該日がLPPM評価日でもLBMA評価日でもないとき、強制決済日は、LPPM評価日及びLBMA評価日の両方に当たる翌日となります。
- (g) 非特定及び(WisdomTreeスイス保管金上場投資信託に関する担保設定資産に帰属する又はその一部を構成する白金、パラジウム又は金の場合)は)カストディアンの手続きにおける決済銀行に開設されたカストディアンの口座への関連する地金の貸記が、本項の定めにより強制決済日に該当する日に完了しないとカストディアンが判断したとき、強制決済日は、非特定及び(WisdomTreeスイス保管金上場投資信託に関する担保設定資産に帰属する又はその一部を構成する白金、パラジウム又は金の場合)は)当該口座への関連する地金の貸記が完了するその後の日となります。

貴金属上場投資信託の発行条件に従い償還が貴金属売却により実施される場合に関して、受託者は、以下の事項を行うものとします。

- (a) 貴金属売却カウンターパーティー契約に従い、強制貴金属売却日又は強制償還通知日に、貴金属売却カウンターパーティーに対し、強制決済日における決済に係る償還される貴金属上場投資信託の総貴金属エンタイトルメント(強制決済日時点で、0.001トロイ・オンス未満、又は金の場合にあってはファイン・トロイ・オンス未満の端数を切り下げて計算されます。)に等しい価額の、当該貴金属上場投資信託に関する担保設定資産に帰属する又はその一部を構成する地金を売却する旨を、貴金属売却カウンターパーティー契約に基づき(発行体のために)通知します。
- (b) (発行体のために)カストディアンに対し、地金の売却により実現された売却代金を受託者指定の口座に支払う代わりに、かかる地金を強制決済日に担保設定貴金属口座から貴金属売却カウンターパーティー口座にデリバリーするよう指示します。
- (c) 米ドル建てのかかる代金に従い受託者が発行体指定の発行体の口座に支払う償還手数料、並びにかかる売却に関連して発生した受託者の手数料及び費用(もしあれば)が控除されます。)を、関連する上場投資信託保有者に対し、また、信託約款に基づく償還の場合は、償還される貴金属上場投資信託を(発行体の指示に従い)発行体若しくは登録機関の名義の適切なクレストの口座に預託するとともにクレストにおける申請の手数料不要の発送指図を發出するか、当該貴金属上場投資信託に関する証書を登録機関に送付することにより当該貴金属上場投資信託を発行体にデリバリーした(若しくはその他発行体との合意により当該貴金属上場投資信託を発行体にデリバリーした)上場投資信託保有者に対し、クレストを通じて、又は証書形態によ

る貴金属上場投資信託の場合は、当該上場投資信託保有者を受取人とし、当該上場投資信託保有者の危険負担で郵送される小切手若しくは金銭支払証券により、送金します。当該上場投資信託保有者が、当該貴金属上場投資信託を適切なクレストの口座に預託するとともにクレストにおける申請の手数料不要の発送指図を发出しなかったか、その他上記のとおり当該貴金属上場投資信託を発行体にデリバリーしなかった場合、発行体は、本来支払われるべき当該代金を、当該上場投資信託保有者が上記のとおり当該貴金属上場投資信託を預託又はデリバリーするまで留保し、その後、本条に従い、かかる代金（利息は付さないものとし、発生した利息は発行体の勘定に留保するものとします。）を当該上場投資信託保有者に送金することができます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

前記「2 投資方針、(1) 投資方針、プログラム」をご参照ください。

(2)【保管】

貴金属上場投資信託は、登録債、又は、非登録債として、クレスト（CREST）において発行されます。クレストは、券面によらず、複数通貨によって、電子決済を行う手続であって、（債券を含めた）証券にかかる書面によらない証明の提供、及び効率的なデリバリー・バーサス・ペイメントによる移転を可能にしています。発行体は、クレストの参加発行体であり、また、貴金属上場投資信託は、クレストの参加証券です。従って、貴金属上場投資信託が非登録債として発行される限り、貴金属上場投資信託の決済は、クレストの中において生じます。

貴金属上場投資信託は、規制に従って、クレストを通じて、非登録債として、所有され、また、移転されます。上場投資信託保有者は、その貴金属上場投資信託を登録債とするよう要請することができます。その際には、当該貴金属上場投資信託はクレストから除外されます。

貴金属上場投資信託は、日本においては、株式会社証券保管振替機構が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する兼業業務として行っている外国株券等の保管及び振替決済に係る業務において、決済されることとなり、同社は、貴金属上場投資信託を、同社の現地保管機関において、当該現地保管機関のノミニー名義で保管します。

(3)【存続期間】

発行体には、存続期間の定めはありません。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月1日から開始し、12月31日に終了します。

(5)【その他】

A. 増減資にかかる制限、解散又は償還条件

発行体は、特別決議をもって付属定款の規定を変更することにより、1991年ジャージー会社法に基づいて、その出資総額を変更することができるものとされています。

外国投資法人債券の発行により増額された出資総額は、当該外国投資法人債券の発行の際の条件に別途定めがない限り、出資元本の一部とみなされ、かかる外国投資法人債券は払込請求、外国投資法人債券の譲渡、担保等の発行体の発行済外国投資法人債券に関する定款の定めに従います。

1991年ジャージー会社法に従い、発行体は、特別決議により、その出資総額を減額することができます。

発行体の清算の際には、定款又は出資証券の発行の際に明示されているところにより出資証券に付されている特別の権利又は制限に従って、投資主に分配することが可能な資産は、第一に、投資主に、それぞれのその出資証券にかかる払込み額の返済に充当されるものとし、かかる資産が、投資主

にその出資証券にかかる払込み額全額を返済するに足りる以上である場合にあっては、残額は、清算の開始時におけるその出資証券について実際に払い込まれた額のそれぞれに比例して投資主に配分されるものとされています。

また、発行体の清算の場合には、発行体は、特別決議による承認により、また、1991年ジャージー会社法によって求められるその他の全ての承認により、発行体の資産の全部又は一部を現物により分割できるものとされています。清算人、又は、清算人が存在しない場合には、取締役は、そのために、資産を評価し、また、分割が投資主間で、又は、異なる種類の投資主間でどのように行われるべきかを決定するものとし、また、同様の承認により、資産の全部又は一部を受託者の下に、同様の承認によって、その決定するところに従って、投資主のための信託に付することができるものとされていますが、しかし、いかなる投資主も債務を有する資産を受け取るよう強制されることはないものとされています。

B. 規約の変更、関係法人の契約更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

1991年ジャージー会社法に基づき、発行体は、特別決議を可決することにより(特別決議を提案する意図が明記された14日前までの通知により招集される投資主総会で少なくとも3分の2の過半数により可決されなければなりません。)、基本定款及び付属定款を変更することができます。

特別決議の写しは、可決後21日以内にジャージー会社登記所に提出されなければなりません。

2【利害関係人との取引制限】

A. 取締役との取引制限

取締役と発行体との取引に関しては、定款において、以下のように定められています。

- a. 取締役は、代理取締役を含め、その取締役としての役職に関連して、発行体内における他の役職又は地位に就くことができ(監査人としての役職を除く。)、また、専門的職能により発行体に対して、取締役会の決定する在職期間、報酬その他の条件に従って行動することができるものとします。
- b. 1991年ジャージー会社法に従い、また、取締役が、取締役会に対して、発行体の利益と大きく相反する、又は、相反する可能性のある、当該取締役の利益の性質及び程度を、取引が検討される最初の取締役会において、若しくは、当該取締役会后、出来る限り速やかに秘書役に対して文書により開示したことを条件として、又は、以前に、特定との者との取引に対するに利益を有しているものとみなされることを開示していることを条件として、取締役は、その職務にもかかわらず、
 - a.) 発行体との、又は、発行体が利益を有している取引又は取決めの相手方、又は、利害関係者となることができるものとします。
 - b.) 発行体により発起された、又は、発行体が利益を有する法人の取締役若しくは社員となり、若しくは、当該法人に雇用され、又は、当該法人との間で取引若しくは取決めの相手方となる、若しくは、利害関係を持つことができるものとします。
 - c.) その職務上の理由から、当該法人における当該役職、雇用、取引若しくは取決め、又は、利害関係より、取締役が受領する利益について、発行体に対して、責任があることはないものとし、かかる利害関係又は利益を根拠として、かかる取引又は取決めに忌避する責務はないものとします。

B. 利益相反

ガヴァニー氏、キャズリー氏及びラジプット氏は発行体に対する業務提供を行う管理事務代行会社の取締役であり、またガヴァニー氏、キャズリー氏及びラジプット氏は発行体の唯一の株主である投資口保有会社の取締役でもあります。これらの役職により利益相反の可能性が生じますが、取締役は、取締役及び/又は発行体の運営・管理・監督機関が発行体に対して負う職務と私的な利益及び/又は職務との間で現実の又は潜在的な利益相反はないと考えています。

発行体の取締役は、投資口保有会社によって保有される他の取引所上場商品を発行する発行会社その他のウィズダムツリーのグループ会社(ブースト・マネジメント・リミテッド(上場商品を発行するブースト・イシューアールplcにサービスを提供する会社)の取締役を兼任しています。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

貴金属上場投資信託は、期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体の債務で、金利を支払いません。

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

貴金属上場投資信託保有者が保有する主な権利は以下に記載されるとおりです。

A. 貴金属上場投資信託保有者の権利とその行使手続

貴金属上場投資信託は、特定の満期を有しない債券であって、金利を支払いません。

B. 上場投資信託保有者集会にかかる権利

発行体及び受託者は、それぞれ、上場投資信託保有者集会を招集することができます。但し、受託者は、当該時点における発行済貴金属上場投資信託の元本金額の総額の10分の1以上の登録保有者の書面による請求があった場合で、当該集会の招集及び開催に係る費用につき受託者が必要とする補償を受けたときは、上場投資信託保有者集会を招集しなければなりません。かかる集会はいずれも、受託者が決定又は承認するジャージー内の場所及び日時において開催されるものとします。

全ての集会については、上場投資信託保有者に対し、14日以上前の通知、又は当該集会が特別決議を可決する目的で招集される場合は21日以上前の通知(いずれの通知の場合も、当該通知が送達された又は送達されたとみなされる日及び当該通知が行われた日は通知期間から除きます。)が行われるものとします。かかる通知には、当該集会の開催場所及び日時並びに当該集会で審議される議題の要領を記載するものとしますが、特別決議の場合を除き、提案される決議事項を当該通知に記載することを要しないものとします。かかる通知の写しは、受託者(当該集会を受託者により招集される場合を除きます。)及び発行体(当該集会が発行体により招集される場合を除きます。)に対し郵送されるものとします。偶発的な事由によりいずれかの上場投資信託保有者に対する通知の送付漏れが生じた場合、又はいずれかの上場投資信託保有者が通知を受領しなかった場合でも、集会の議事が無効となるものではありません。

いずれの集会においても、決議の定足数は、特別決議を可決する目的による場合を除き、本人若しくは代理人又は(上場投資信託保有者が法人の場合は)その適法に授権された代表者により出席し、かつ、(合計で)当該時点における発行済貴金属上場投資信託の元本金額の総額の3分の1を保有又は代表する上場投資信託保有者である一又は複数の者とします。特別決議の可決に必要な定足数は、本人若しくは代理人又は(上場投資信託保有者が法人の場合は)その適法に授権された代表者により出席し、かつ、(合計で)当該時点における発行済貴金属上場投資信託の元本金額の総額の4分の3を保有又は代表する上場投資信託保有者である一又は複数の者とします。集会においては、議事の開始時において必要な定足数が出席していない限り、いかなる議事(議長の選出を除きます。)も審議してはならないものとします。

受託者により書面で指名された者は、全ての集会において議長を務めるものとします。但し、かかる者が指名されていない場合、又はある集会において、指名された者が当該集会の開催指定時刻後5分以内に出席しない場合には、出席している上場投資信託保有者は、その中から議長1名を選出するものとします。延会の議長は、延会が生じた集会の議長であった者と同一人物であることを要しないものとします。受託者、受託者の法律顧問及び財務顧問、これらの者の被信託人である法人の取締役、役員又は従業員、発行体の取締役、秘書役、法律顧問及び財務顧問、並びにかかる目的で受託者により授権されたその他の者が、集会に出席し、かつ、発言することができます。

集会において、集会の議決に付される決議は、挙手で採決するものとします。但し、(挙手表決の結果の宣言前又は宣言時に、)議長により、又は本人、代理人若しくは(上場投資信託保有者が法人の場合は)その適法に授権された代表者により出席し、かつ、当該時点における発行済貴金属上場投資信託の元本金額の総額の20分の1以上を保有若しくは代表する一名若しくは複数名の上場投資信託保有者により投票が要求された場合はこの限りではありません。かかるとおり投票が要求されない限り、決議が全員一致若しくは特別過半数により可決され、特別過半数により可決されず、又は否決された旨の議長による宣言がなされた場合は、当該決議に対する賛成又は反対として記録された議決権の数又は割合の証明を必要としない、当該事実の確定的証拠となるものとします。

挙手表決において、本人若しくは代理人又は(上場投資信託保有者が法人の場合は)その適法に授權された代表者により出席する各上場投資信託保有者は、1議決権を有するものとします。投票においては、かかるとおり出席する各上場投資信託保有者は、保有者又は代理人若しくは適法に授權された代表者として保有している上場投資信託に帰する元本金額1.00米ドルにつき1議決権を有するものとします。

投票において、議決権は、本人若しくは代理人又は(上場投資信託保有者が法人の場合は)その適法に授權された代表者により行使することができ、2個以上の議決権を有する上場投資信託保有者は、(議決権を行使する場合、)自己の議決権全部を行使すること及び自己の議決権全部を同一の方法で行使することを要しないものとします。

日本においては、上場投資信託保有者の集会に関する通知及び議決権行使に関する業務は、株式会社証券保管振替機構が取扱い信託銀行に委託して行います。

(2) 【為替管理上の取扱い】

ジャージーにおけるマネー・ロンダリング防止法令、及びノ又は、その後の同等の法律による、身元証明にかかる証拠提出は、貴金属上場投資信託の発行にかかるプログラムにも適用され、貴金属上場投資信託の認定参加者についての身元証明が必要となる可能性があります。その他の地域のマネー・ロンダリング防止法及び規制が、貴金属上場投資信託の発行にかかるプログラムにも適用され、貴金属上場投資信託の認定参加者は、身元証明が必要となる可能性があります。

(3) 【本邦における代理人】

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

TMI総合法律事務所

上記法律事務所は、発行体から日本国内において、発行体に対する法律上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領するための、日本における真実かつ適法な発行体の代理人です。

関東財務局長に対する届出及び金融庁長官に対する届出等の代理人は、以下の通りです。

弁護士 中川 秀宣

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

TMI総合法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

発行条件、貴金属上場投資信託、及び信託約款は、ジャージー法に準拠しています。担保証書は、イングランド法に準拠しています。担保証書には、発行体による英国裁判所への管轄権の受諾が含まれていますが、受託者がそれ以外の正当な権限のある管轄地において手続を開始することについて障害となることはありません。

(注) 上場投資信託保有者は、信託約款及び信託約款に基づき設定された条件に従って、正当な権限のある管轄地(日本を含みます。)において訴訟手続を開始することができます。

第4 【関係法人の状況】

1 【資産運用会社の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 名称

ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド

(WisdomTree Management Jersey Limited)

b. 資本金の額

2025年12月31日現在2,250,000ポンド(478,566,000円)

c. 事業の内容

管理事務代行会社の業務は、発行体、及びウィズダムツリー・フォーリン・エクスチェンジ・リミテッド(WisdomTree Foreign Exchange Limited)、ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド(WisdomTree Commodity Securities Limited)、ゴールド・ブليون・セキュリティーズ・リミテッド(Gold Bullion Securities Limited)、ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド(WisdomTree Hedged Metal Securities Limited)、ウィズダムツリー・イシューアール・エクス・リミテッド(WisdomTree Issuer X Limited)及びウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド(WisdomTree Hedged Commodity Securities Limited)等のその他のウィズダムツリー・グループに属する上場投資信託の発行体に対して、管理業務及びその他のサービスを提供することです。

(2) 【運用体制】

A. 統治に関する事項

(A) 株主総会

a. 株主総会

株主総会は、暦年に1回開催されます。但し、管理事務代行会社が設立後18ヶ月以内に最初の株主総会を開催する場合には、設立した年又はその翌年に株主総会を開催する必要はありません。その他の全ての株主総会は、臨時株主総会と呼ばれます。総会の日時及び場所(ジャージーの内外を問いません。)は、取締役会によって決定されます。取締役会は、適切と考える時、及び、1991年ジャージー会社法に基づき株主からの書面による請求があった時には、臨時株主総会の招集を決定します。

請求により招集される臨時株主総会においては、招集通知において記載される議事以外は、上程されません。

年次株主総会及び特別決議事項を議決するための株主総会の招集は、24日以前までに通知されなければなりません。その他の株主総会については、14日以前までに招集の通知がなされなければなりません。

b. 株主総会の権能及び議事

年次株主総会において、決算、取締役会及び監査人の報告書の受領、検討、取締役の選任(必要であれば)、監査人の選任、及び監査人報酬の決定(適当であると判断される場合)配当の承認、並びに、招集通知に記載されたその他の全ての議事を処理することとされています。

株主総会においては、議事進行時に定足数が満たされていない場合には、集会の延期を除き、いかなる議事も集会において取り扱われないものとします。

1991年ジャージー会社法又は定款に別の定めがある場合を除き、全ての決議は、投じられた投票の過半数によって採択されるものとします。

取締役及び監査人は、管理事務代行会社の全ての株主総会について、招集通知を受領し、出席し、かつ発言する権利を有するものとします。

株式に付されている特別議決権又は制限に従って、その発行条件又は定款において明記されているところにより、投票に際しては、自ら出席している各株主は、その保有する各株式につき一議決権を有するものとします。

B. 会社の運用体制

(A) 取締役

a. 取締役

管理事務代行会社は、普通決議によって、取締役の定員の上限と下限を決定します。管理事務代行会社は、1991年ジャージー会社法の求める方法により、取締役の登録簿を事務所に備える、又は、備えさせるものとします。

取締役は、株主である必要はありませんが、しかし、管理事務代行会社のいかなる総会、又は、別個のいかなる株主集会であっても、その通知を受け取り、出席し、また、発言する権利を有します。

取締役は、取締役会、若しくは、株主集会に出席し、又は、管理事務代行会社のその他の業務のために、その適正かつ必要に応じて支出した、旅費及びその他の費用について、管理事務代行会社の資金から、償還を受けるものとします。取締役は、その取締役としての業務の対価として、管理事務代行会社の決議によって定められる報酬の支払いを受けるものとします。その金額は、取締役の間で合意があればそれに従い、合意がなければ、平等に分配されるものとします。

b. 取締役の権能

管理事務代行会社の業務は、取締役により運営されます。取締役は、法律又は定款により管理事務代行会社により行使されることが要求されていない管理事務代行会社のあらゆる権限を行使することができるものとされており、不動産及び動産に関する取引、並びに、全てのその他の法的及び裁判上の取引、行為及び事柄において、また、全ての裁判所において、管理事務代行会社を代表する権能及び権限は、取締役に授権されています。

c. 取締役会の議事

取締役会は、業務の遂行及び取締役会が適切と考える事項について開催されます。疑問が呈される場合には、多数決により決定されます。

取締役及び取締役の要求を受けた秘書役は、各取締役及び代理取締役に24時間前までに招集通知を送付することによりいつでも取締役会を招集することができます。但し、いかなる取締役会であっても、各取締役又は代理取締役が同意する場合、より短い時間の通知により、同意された方法により招集することができ、更に、取締役会で異なる決議が行われない限り、招集は書面で行う必要はありません。

定足数に達している取締役会は、取締役会の全ての権能及び判断を行うことができます。

d. 業務執行取締役

取締役会は、随時、一名以上の取締役を、その定める条件及び期間に基づく業務執行者に任命することができます。

取締役は、業務執行取締役に対して、取締役によって執行される全ての権限を、適当と判断する条件により、及び、制限を付して、その権限に付随して、又は、その権限を除外して、委託又は授権することができます。また、取締役は、随時に、かかる権能の全部又は一部を破棄、撤回、修正、又は変更することができるものとされています。

(3) 【大株主の状況】

(2025年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済み株式数に対する所有株式数の比率
エレクトラ・ター ゲット・ホールド コ・リミテッド	英国領チャンネル諸 島、ジャージー、 JE1 1ST、 セント・ハリアー、 IFC 5	300,000株	100%

(4) 【役員の状況】

(本書提出日現在)

ブライアン・ガヴァニー (Bryan Governey) 社外取締役

本書「第二部 外国投資法人の詳細情報 第1 外国投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。

ティム・ダーシー (Tim Darcy) 社外取締役

本書「第二部 外国投資法人の詳細情報 第1 外国投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。

エリザベス・キャズリー (Elizabeth Casely) 社外取締役

本書「第二部 外国投資法人の詳細情報 第1 外国投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。

ヴィノッド・ラジプット (Vinod Rajput) -取締役

本書「第二部 外国投資法人の詳細情報 第1 外国投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。

ヒラリー・ジョーンズ (Hilary Jones) 社外取締役

ジョーンズ氏は、1993年にジャージーへ移住するまでの15年間、故国北アイルランドに所在するノーザン・バンク (Northern Bank) に勤めていました。同氏は、2009年から2019年までアール・アンド・エイチ・ファンド・サービシーズ (ジャージー) リミテッド (R&H Fund Servies (Jersey) Limited) のディレクターを務め、その後はジェイティーシー・ファンド・ソリューションズ (ジャージー) リミテッド (JTC Fund Solutions (Jersey) Limited) に勤務しています。ジョーンズ氏は、1993年から1999年まで、ロイズ・プライベート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (Lloyds Private Bank and Trust Company) の証券部門及びバークレイズ・プライベート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (Barclays Private Bank and Trust Company) において、リレーションシップ・マネージャー (relationship manager) として勤務していました。ジョーンズ氏は英国勅許公認会計士会のフェローメンバーであり、金融業界において40年以上の経験を有しており、法人顧客向けの暗号通貨、不動産、プライベートエクイティ、特別目的事業体に関する業務について豊富な経験を有しており、同氏は、暗号資産、プライベートエクイティ及び不動産を含む幅広い資産クラスにまたがる数多くの企業の取締役を務めております。ジョーンズ氏はまたジャージーファンド協会のリーガル・アンド・テクニカルサブコミッティに所属しております。同氏は、2020年4月まで、発行体の取締役を務めていました。

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

管理事務代行会社が資産の運用を行っている外国投資法人は以下の通りです。

(2025年12月31日現在)

	名称	基本的性格	設立年月日	総資産額 (米ドル)
1	ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド	WisdomTree商品上場投資信託の上場及び発行です。	2005年8月16日	(70,949,445) (11,109,974百万円)
2	ウィズダムツリー・フォーリン・エクスチェンジ・リミテッド	保証付外国為替上場投資信託の上場及び発行です。	2009年7月1日	(1,150,851) (180,212百万円)
3	ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド	通貨ヘッジされた商品上場投資信託の上場及び発行です。	2011年11月11日	(11,608,500) (1,817,775百万円)

4	ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド	通貨ヘッジ貴金属上場投資信託の上場及び発行です。	2011年6月6日	31,125,909 (4,874,006百万円)
5	ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド	本書第一部ファンド情報 第1ファンドの状況 1外国投資法人の概況 (2)外国投資法人の目的及び基本的性格を参照ください。	2007年2月22日	(419,620,298) (65,708.342百万円)
6	ゴールド・プリオン・セキュリティーズ・リミテッド	ゴールド・プリオン上場投資信託の上場及び発行です。	2004年3月17日	(1,061,158) (166,167百万円)
7	ウィズダムツリー・イシューアール・エクス・リミテッド	デジタル証券の上場及び発行です。	2019年9月17日	(17,402,972) (2,725.131百万円)

(注1) 2025年12月31日現在で記載しています。全ての外国投資法人が、外国投資法人債券を発行し、上場させているため、外国投資法人の負債となる当該債券に一致する資産を保有しています。従って、純資産額ではなく、総資産額を記載しています。また、各投資法人とも多数の外国投資法人債券を発行しているため、その一口当たりの資産額にかかる記載は省略しています。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

- a. ザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー (The Law Debenture Trust Corporation p.l.c)

・資本金

発行・払込み済資本は、6,626,000ポンド(1,409,323,696円)です(2025年12月31日現在)。

・事業の概要

ザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシーは、100年以上前に設立されており、現在は、法人及び年金信託、手続サービス代理人、財務管理、並びに、特定目的事業体、ストラクチャード・ファイナンス管理、及び、公益通報等の企業サービスを含めた、以前よりも幅広いサービス業務を提供しています。

- b. エイペックス・フィナンシャル・サービス(オルタナティブ・ファンズ)リミテッド (Apex Financial Services (Alternative Funds) Limited)

・資本金

発行・払込み済資本は、310,000ポンド(65,935,760円)です(2025年12月31日現在)。

・事業の概要

エイペックス・フィナンシャル・サービス(オルタナティブ・ファンズ)リミテッドは、2003年10月24日にジャージーにおいて設立された有限責任会社です。同社は、集団投資スキームを含む様々な法人の管理者及び運営者としての業務以外は行っておらず、アペックス・グループ・リミテッドの完全子会社です。

- c. エイチエスピーシー銀行・ピーエルシー (HSBC Bank p.l.c)

・資本金

発行・払込み済資本は、797,000,000ポンド(169,518,712,000円)です(2025年12月31日現在)。

・事業の概要

エイチエスピーシー銀行・ピーエルシーは、HSBCホールディングス・ピーエルシーの完全子会社であって、E14 5HQ英国ロンドン市カナディアン・スクエア8に登記上の事務所を有しており、発行体に対して、2014年8月13日付変更契約に従い変更されたカストディアン契約に基づき、カストディー及び移転業務を提供します。

エイチエスピーシー銀行・ピーエルシーは、健全性規制機構により認定され、かつ、健全性規制機構及び英国金融行為監督機構によって規制されており、また、HSBCホールディングスは2023年12月31日現在で3.038兆ドルの資産を保有しています。

- d. コンピューターシェア・インベスター・サービシズ(ジャージー)リミテッド(Computershare Investor Services (Jersey) Limited)

・資本金

25,000ポンド(5,317,400円)です(2025年12月31日現在)。

・事業の概要

コンピューターシェア・インベスター・サービシズ(ジャージー)リミテッドは、ジャージー、JE1 1ES、セント・ハリアー、キャッスルストリート13に登記上の事務所を有します。同社はジャージー金融サービス委員会により規制されています。

同社は世界規模で登録業務や複数の管轄地域にわたる取引業務を提供し、同社グループ内の様々な公開市場へのアクセス、グローバルなマネジャー及び登録をカバーする総括報告書を提供します。さらに、同社は、ジャージーにおいて設立・秘書業務も提供します。

(2)【関係業務の概要】

- a. ザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー(The Law Debenture Trust Corporation p.l.c)

貴金属上場投資信託は、受託者及び各種類の上場投資信託保有者の受託者としてのザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシーとの間で締結された信託約款に基づいて設定されています。受託者は、上場投資信託保有者のために信託により、信託約款に基づく全ての権利及びエンタイトルメントを保持しています。

更に、発行体と受託者は、各々の合同管理資金(プール)に関して、個別の担保証書を締結しています。担保証書に基づき、受託者によって保持されている権利及びエンタイトルメントは、当該特定の種類の貴金属上場投資信託の上場投資信託保有者のための信託に基づき受託者により保持されます。

- b. エイペックス・フィナンシャル・サービス(オルタナティブ・ファンズ)リミテッド(Apex Financial Services (Alternative Funds) Limited)

発行体は、エイペックス・フィナンシャル・サービス(オルタナティブ・ファンズ)リミテッドとの間で、会社管理契約を締結しており、その下で、アール・アンド・エイチ・ファンド・サービシズ(ジャージー)リミテッドは、発行体のために一定の管理業務を遂行する管理事務代行会社としての業務を行います。

- c. エイチエスピーシー銀行・ピーエルシー(HSBC Bank p.l.c)

当初カストディアンは、担保設定金属口座及び申込非特定口座に保管される地金の保護預かりにつき責任を有します。発行体に対するその職務としての当初カストディアンの主要な業務活動は、地金のカストディアンとしてのものです。当初カストディアンは、その管理する資産を、帳簿振替方式又は非特定方式、及び特定方式の双方により保持します。

エイチエスピーシー銀行・ピーエルシーは、健全性規制機構により認定され、かつ、健全性規制機構及び英国金融行為監督機構によって規制されています。

d. コンピューターシェア・インベスター・サービシーズ(ジャージー)リミテッド(Computershare Investor Services (Jersey) Limited)

2012年12月31日付の名義書換事務代行契約に基づき、コンピューターシェア・インベスター・サービシーズ(ジャージー)リミテッドは、当該契約に記載されたとおり、発行体に対し、登録名義書換事務代行の営業所の供給を含む登録名義書換事務代行業務の提供及び調達につき責任を負い、当該契約に基づき発行体はコンピューターシェア・インベスター・サービシーズ(ジャージー)リミテッドに報酬を支払います。コンピューターシェア・インベスター・サービシーズ(ジャージー)リミテッドは、名義書換事務代行契約に基づいてその任務又は機能の一部を外部委託することができます。

(3) 【資本関係】

上記に掲げる会社は、いずれも発行体との間には、資本関係はありません。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務書類】

- a. ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドの財務書類（2024年及び2025年の各12月31日現在の財政状態計算書、2024年及び2025年の各12月31日に終了した2事業年度の包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び財務書類に対する注記 - 以下「財務書類」といいます。）は、ジャージーにおける法令及びジャージーの法令に基づき使用されている国際会計基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類の翻訳文（日本語）です（但し、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定を適用して作成されています。
- b. 本書に記載されている財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの監査証明に相当すると認められている証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 原文の財務書類は、米ドルで表示されています。翻訳文の財務書類における日本円による金額は、ブルームバーグにおいてロンドン外国為替市場のクロージング時（令和8年5月1日午前0時（ロンドン時間2026年4月30日午後4時）現在のものとしてブルームバーグによって表示される為替レート（スポット・レート）（1米ドル=156.59円、1ポンド=212.696円）で換算しています。なお、千円未満の金額は、四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド
貸借対照表

	注記	12月31日現在			
		2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
貴金属地金	7	20,539,409,002	3,216,266,056	11,363,169,481	1,779,358,709
借入貴金属地金	9	1,558,388	244,028	1,569,651	245,792
未決済の資産に関して保有する 貴金属地金	7	46,342,962	7,256,844	1,558,425	244,034
未決済の証券に係る未収金額	7	25,529,461	3,997,658	9,055,431	1,417,990
報酬として保有する貴金属地金	5	5,577,358	873,358	3,020,864	473,037
売掛金及びその他の債権	6	40,596	6,357	15,223	2,384
資産合計		20,618,457,767	3,228,644,302	11,378,389,075	1,781,741,945
負債					
貴金属証券	8	20,959,029,304	3,281,974,399	11,356,446,827	1,778,306,009
当座借越	9	1,558,388	244,028	1,569,651	245,792
未決済の資産に係る貴金属地金 未払額	8	25,529,461	3,997,658	9,055,431	1,417,990
未決済の証券に係る未払金額	7	46,342,962	7,256,844	1,558,425	244,034
買掛金及びその他の債務	10	5,617,950	879,715	3,036,083	475,420
負債合計		21,038,078,065	3,294,352,644	11,371,666,417	1,780,689,244
資本					
資本金	11	4	1	4	1
再評価剰余金		(419,620,302)	(65,708,343)	6,722,654	1,052,700
資本合計		(419,620,298)	(65,708,342)	6,722,658	1,052,701
					0
資本及び負債合計		20,618,457,767	3,228,644,302	11,378,389,075	1,781,741,945

上記の貸借対照表における資産及び負債は、流動性の最も高いものから低い順に表示しています。

17ページから34ページ（訳者注：原文のページ）の当財務諸表は、2026年4月24日に取締役会による承認を受けて公表が承認されたため、取締役会を代表して署名されました。

ヴィノド・ラージブット

取締役

21ページから34ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の一部を構成します。

(2)【損益計算書】

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド
純損益及びその他の包括利益計算書

	注記	12月31日終了年度			
		2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益	3	48,615,713	7,612,734	35,915,853	5,624,063
費用	3	(48,615,713)	(7,612,734)	(35,915,853)	(5,624,063)
公正価値変動考慮前純損益	3	-	-	-	-
貴金属地金の公正価値の変動	7	9,438,507,291	1,477,975,857	2,269,690,333	355,410,809
貴金属証券の公正価値の変動	8	(9,864,850,247)	(1,544,736,900)	(2,266,398,237)	(354,895,300)
当期純利益/(損失) ^{1,2}		(426,342,956)	(66,761,043)	3,292,096	515,509

取締役は、当社の事業は継続するものと考えています。

- 1 貴金属地金の価値と貴金属証券の価格との差額の変動について調整を行った任意かつ非GAAPの純損益及びその他の包括利益計算書は、注記16に記載しています。
- 2 その他の包括利益の項目はないため、当期純利益/(損失)は当期包括利益合計額でもあります。

21ページから34ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の一部を構成します。

(3)【株主資本等変動計算書】

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド
株主資本等変動計算書

	資本金		利益剰余金		再評価剰余金		資本合計	
	注 記	米ドル 千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1 日現在期首 残高	4	1	-	-	3,430,558	537,191	3,430,562	537,192
当期純損益 及び包括利 益合計	-	-	3,292,096	515,509	-	-	3,292,096	515,509
再評価剰余 金への振替 ¹⁶	-	-	(3,292,096)	(515,509)	3,292,096	5,057,001	-	-
2024年12月 31日現在残 高 ³	4	1	-	-	6,722,654	1,052,700	6,722,658	1,052,701
2025年1月1 日現在期首 残高	4	1	-	-	6,722,654	1,052,700	6,722,658	1,052,701
当期純損益 及び包括利 益合計	-	-	(426,342,956)	(66,761,043)	-	-	(426,342,956)	(66,761,043)
再評価剰余 金への振替 ¹⁶	-	-	426,342,956	66,761,043	(426,342,956)	(66,761,043)	-	-
2025年12月 31日現在残 高 ³	4	1	-	-	(419,620,302)	(65,708,343)	(419,620,298)	(65,708,342)

³ 貴金属地金の価値と貴金属証券の価格との差額について調整を行った任意かつ非GAAPの資本変動計算書は、注記16に記載しています。

21ページから34ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の一部を構成します。

(4)【キャッシュ・フロー計算書】

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド
キャッシュ・フロー計算書

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
当期純利益/(損失)	(426,342,956)	(66,761,043)	3,292,096	515,509
非資金調整項目				
貴金属地金の公正価値の変動	(9,438,507,291)	(1,477,975,857)	(2,269,690,333)	(355,410,809)
貴金属証券の公正価値の変動	9,864,850,247	1,544,736,900	2,266,398,237	354,895,300
営業活動によるキャッシュ収入	-	-	-	-
現金及び現金同等物の純変動額	-	-	-	-
現金及び現金同等物期首残高	-	-	-	-
現金及び現金同等物の純変動額	-	-	-	-
現金及び現金同等物期末残高	-	-	-	-

貴金属証券の発行は、貴金属地金を指定参加者がカストディアンに直接引き渡すことにより、または貴金属証券の償還は、貴金属地金をカストディアンが指定参加者に直接引き渡すことにより行われます。また、借入貴金属地金及び当座借越に関する取引は、カストディアンとのこの直接の引渡しの過程に含まれています。このため、当社は資金取引の当事者ではありません。貴金属証券の設定及び償還並びに貴金属地金の追加及び処分は、当社にとって非資金取引であり、注記7及び8の貴金属証券及び貴金属地金の期首残高から期末残高への調整表にそれぞれ開示しています。

当社は、ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド(以下「ManJer」または「管理事務代行会社」といいます。)との間にサービス契約を締結しています。この契約により、ManJerは、当社が必要とする全ての運用・管理サービス(マーケティングを含みます。)の提供または斡旋と、貴金属証券の上場及び発行に関連する費用の支払に対する義務を負うこととなります。これらのサービスと引き換えに、当社は、稼得した管理・運用報酬並びに設定及び償還手数料の総額に等しい額の報酬(以下「ManJerへの報酬」といいます。)をManJerに支払う義務を負います。このManJerへの報酬相当の貴金属地金を、トラスティが当社のカストディアン口座からManJerのカストディアン口座に振り替えます。さらに、設定及び償還手数料に係る金額も指定参加者からManJerに直接送金されるため、当社を経由するキャッシュ・フローはありません。これらの費用は注記3に開示されています。

21ページから34ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の一部を構成します。

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド

財務諸表に対する注記

1. 一般情報

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド(以下「当社」といいます。)はジャージーで設立し、同地を本拠地とする会社です。登記上の本店の住所は IFC 5, St. Helier, Jersey, JE1 1STです。

当社の主たる業務は、貴金属の証券(以下「貴金属証券」といいます。)の発行及び上場です。貴金属証券は、投資家がプラチナ、パラジウム、銀、金の地金(以下「貴金属地金」)の現物引渡しを受ける必要なく、貴金属市場へのエクスポージャーを獲得することを可能にします。また、投資家は、ロンドン証券取引所およびその証券が随時取引に認められるその他の取引所における証券の取引を通じて、その権益を売買することができます。貴金属証券の各クラスは、リミテッド・リコースの取決めに基づき発行しています。当該取決めにより保有者が遡求権を有するのは、貴金属証券の裏付けとして保有する関連するプラチナ、パラジウム、銀及び金地金(以下「貴金属地金」といいます。)に対してのみであり、他のクラスの貴金属証券の貴金属地金や当社に対しては有していません。貴金属証券は、目論見書で公表されている合意された計算式に従って算出した各貴金属証券の貴金属地金に対する権利(以下「貴金属エンタイトルメント」といいます。)相当額の貴金属地金を担保としています。当社は、貴金属エンタイトルメントにより確定している貴金属証券の裏付けとなる貴金属地金を保有しています。この基礎となる貴金属地金の売買からは利得を得ていません。結果として、(管理・運用報酬の影響を除き)、商取引上、貴金属地金に係る利得または損失は対応する貴金属証券に係る損失または利得と常に相殺されることから、当社には商取引上正味の利得・損失も正味のリスク・エクスポージャーも残りません。但し、貴金属地金と貴金属証券の評価額の差額が、当財務諸表で報告している通り価値のミスマッチとして生じます。この評価額の差額は、その後の貴金属証券の償還及び対応する貴金属地金の引渡し時に戻入れされます。詳細は会計方針及び注記16に、当社のリスクに関する追加的情報は注記13に記載しています。また、当社は、調整後の純損益及びその他の包括利益計算書並びに調整後の資本変動計算書を財務諸表注記16に開示しています。これらの計算書には、貴金属地金と貴金属証券の評価額の差額の戻入れるという当社の経済的業績が反映されています(当該利得または損失は、その後の貴金属証券の償還及び対応する貴金属地金の引渡し時に戻入れを行う(つまり実現しない)ことを前提としています。)。

上場投資商品は、一般的にアクティブ運用ではありません。アクティブ運用型の投資信託と比較すると極めて低コストなため、投資家が利用しやすい商品です。当社は、貴金属証券の発行及び償還時にのみ貴金属地金の受取りまたは引渡しを行い、貴金属証券の裏付けとなる貴金属証券の各クラスの貴金属エンタイトルメントにより確定した貴金属地金のみを保有していることから、貴金属地金の活発な売買及び運用を行う必要がありません。

当社は、下記のものを受け取る権利を有しています。

- (1) 合意している一定量を貴金属証券の各クラスの貴金属エンタイトルメントから日次で減算し算出した管理・運用報酬(以下「管理・運用報酬」といいます。)
- (2) 貴金属証券の発行及び償還に関する設定及び償還手数料

当社は、ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド(以下「ManJer」または「管理事務代行会社」といいます。)との間にサービス契約を締結しています。この契約により、ManJerは、当社が必要とする全ての運用・管理サービス(マーケティングを含みます。)の提供または斡旋と、貴金属証券の上場及び発行に関連する費用の支払に対する義務を負うこととなります。これらのサービスと引き換えに、当社は、稼得した管理・運用報酬並びに設定及び償還手数料の総額に等しい額の報酬(以下「ManJerへの報酬」といいます。)をManJerに支払う義務を負います。このため、当社の各事業年度の公正価値変動考慮前純損益の認識額はゼロ(なし)となっています。

2. 会計方針

当社の重要な会計方針は下記の通りです。

作成の基礎

当財務諸表は、国際会計基準審議会(以下「IASB」といいます。)が公表している国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)及びIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表している解釈指針に準拠して作成されています。財務諸表は、金属地金および損益を通じて公正価値で保有する金融負債を除き、取得原価主義に基づき作成されています。

取締役会(以下「取締役会」)は、気候変動に対する当社のエクスポージャーを検討した結果、当社とその事業の性質上、気候変動が事業に及ぼす直接的な影響は見られないと判断しました。その結果、取締役会は、気候変動に関する分析情報を、会社が採用する会計基準や個々の会計方針の一部として提供する根拠はないと結論づけました。

取締役会は、物理的リスクと移行リスクを含む気候変動が、2025年12月31日現在の本財務諸表における資産と負債の認識と個別測定の見直しに対して重要な影響を及ぼさないという特別な結論を下しました。この結論は、資産がIFRSの下公正価値で報告され、注13にあるように、合意された価格算定式(目論見書に定めるもの)に基づく価格算定の第三者情報源の使用を含め、観察可能で検証可能なインプットを使用しているためレベル2に分類されるという事実に基づいています。負債は期末時点の上場市場価格を利用して評価されています。これらの観察可能なインプットと市場価格は、気候変動の影響に関連する市場観が本質的に含まれる、より広い市場の景況感を反映することになります。

継続企業

当社の事業の性質上、発行済貴金属証券は、指定参加者及び一定の状況下では個々の保有者による償還が随時可能であり、また一定の状況下では当社が強制的に償還することも可能です。貴金属証券の償還では必ず同額(価値ベース)の貴金属地金の引渡しを同時に行うので、流動性リスクは重要な残余リスクがないように軽減されています。当社のその他の費用は全てManJerが負担しています。取締役は、締結中のサービス契約に基づく義務の履行に関して、ManJerの財政状態及び業績、同社の運用資産(すなわち関連収益源)を注視しています。

貴金属地金は貴金属証券を支えるために保有されているため、未実現ポジションに計上された赤字または黒字は、その後の金属証券の償還とそれに伴う金属地金の取消によって戻入れされます。報告された赤字は、当社の支払能力に関連する問題を示すものではないと考えられ、取締役は、貴金属証券に関して生じるいかなる義務も、該当する目論見書の条項に従って管理できることに確信しています。

取締役は引き続き、貴金属地金に影響を与える価格変動を監視しています。2026年2月以降の中東における最近の紛争の著しい激化を含む地政学的動向の影響により、2026年初頭に市場のボラティリティが上昇しました。これにより地域的な不安定さが高まり、急速に変化する地政学および経済的状況が引き続きもたらされています。これらの動向は市場センチメントやグローバルな経済活動に影響を与える可能性があり、取締役は引き続き地政学的な紛争が当社の事業および運用資産に与える影響を監視・評価しています。また、事実や状況は変化する可能性があり、投資や管轄地域に特有のものであるため、必要に応じて、または目論見書の規定に従って必要な措置を講じる予定です。

取締役は、当社が2027年4月30日までは事業を存続する十分な資源を有していると合理的に予想していることから、当社の事業には継続性があると考えています。したがって、当財務諸表は継続企業の前提により作成していません。

重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した財務諸表の表示において、特定の重要な会計上の見積りを使用する必要があります。また、当社の会計方針を適用する過程で、経営者は判断を行使する必要があります。

重要な判断

当財務諸表の作成に必要な重要な会計上の判断は、下記の通りです。

1. 注記16に開示している純損益及びその他の包括利益計算書並びに資本変動計算書への任意かつ非GAAPの調整の表示に関するもの。
2. 貴金属地金に適用する適切な会計方針の決定。IFRSには現物貴金属の分類に関する標準的取扱いがないことから(現物貴金属は金融資産、現金、棚卸資産、有形固定資産のいずれの定義も満たさないため)、現物貴金属の処理方法の選択は当該資産を保有する会社の一定の解釈に委ねられています。貴金属地金の保有目的は貴金属地金の公正価値変動に対するエクスポージャーを証券保有者に提供することであるため、取締役は、貴金属地金を純損益を通じて公正価値で計上することが金融商品に適用される会計処理とも整合し、当該資産の保有目的を反映することになると考えています。

重要な見積り

当社は、資産及び負債の報告金額に影響を与える見積り及び仮定を行います。見積りは、過去の経験及びその他の要素(その状況下で合理的と考えられる将来の事象の予測を含みます。)に基づき継続的に評価を行っています。取締役は、当財務諸表の作成にあたり重要な見積りは行っていないと考えています。

会計基準

(a) 当社が検討を行った基準、修正及び解釈指針：

下記の2025年1月1日以降に開始する会計期間に適用される基準及び改正は、当社に該当はないと判断しています。

- ・ IAS第21号「外国為替レート変動の影響：交換可能性の欠如」の修正

当年度から適用されているその他の新基準、修正及び解釈指針のうち、当財務諸表に重要な影響を与えるものはありません。

(b) 公表済であるが未発効の新規及び改訂後のIFRS：

当社は、以下に記載する公表済であるが未発効の新規及び改訂後のIFRSを適用していません。

- ・ IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」(2027年1月1日以降開始する事業年度から適用される)
- ・ IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」(2027年1月1日以降開始する事業年度から適用される)
- ・ IFRS第7号及びIFRS第9号「金融資産の分類と測定」の修正(2026年1月1日以降開始する事業年度から適用される)
- ・ IFRS会計基準の年次改善 - 第II巻(2027年1月1日以降開始する事業年度から適用される)

取締役は、上記の公表済であるが未発効の基準、修正及び解釈指針の適用による将来の期間における当社の財務諸表に対する重要な影響はないと見込んでいます。

貴金属証券

i) 発行及び償還

当社が貴金属証券を発行または償還するたびに、対応する額の貴金属地金が、カストディアンが保有する関連担保設定口座から出し入れされます。当初認識時の公正価値は、振替を受けた基礎となる貴金属地金にロンドン金地市場協会(以下「LBMA」といいます。)が公表する値決め価格を適用して計上しています。貴金属証券の設定及び償還ごとの公正価値は、取引日当日にLBMAが公表する価格を使用して計上され、これが「契約上の価値」となります。金融負債は取引(売買)日に認識及び認識の中止を行います。貴金属証券の発行及び償還は、その発行及び償還に関して移転された貴金属地金の価値に対応する価額で計上されます。その結果、当社は貴金属証券及び貴金属地金に係る損益に対する純リスク敞口(エクスポージャー)を有していません。

ii) 純損益を通じて公正価値で測定するものへの分類

貴金属証券は、償還価格が基礎となる貴金属地金の価値に連動する金融商品から構成されています。貴金属証券は、組込デリバティブであるため、IFRS第9号に従い純損益を通じて公正価値で測定する負債に分類しています。またこれにより、資産若しくは負債の測定またはそれらに係る利得及び損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定または認識の不整合が大幅に低減されています。

iii) 価格決定

IFRS第13号は、当社が主要な市場を識別し、当該主要な市場において入手可能な価格を利用することを要求しています。取締役は貴金属証券が上場されている証券取引所を主要な市場と考えており、その結果として貴金属証券の公正価値は、活発な取引を示している(価格を入手する各日において最も取引量が多い)証券取引所の取引価格であると考えています。貴金属証券は、貸借対照表日現在(またはそれ以前)に取引された市場価格の仲値を使用して価格決定しています。

貸借対照表上の貴金属地金(貴金属証券の裏付けとして保有)の価値と貴金属証券の価値(市場価値)に差額が生じます。この差額は、その後の貴金属証券の償還及び対応する貴金属地金の引渡し時に解消されます。

貴金属地金

当社は、貴金属証券に基づく債務の支払いのみを目的として、貴金属証券の保有者に支払うべき償還金額に相当する貴金属地金を保有しています。

前述(「重要な会計上の見積り及び判断」に記載)の通り、IFRSには、現物貴金属の分類に関する処理を定めた基準はありません。貴金属地金は、証券保有者に貴金属地金の公正価値の変動に対するエクスポージャーを提供する目的で保有していることから、取締役は、貴金属地金に係る純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上することが、金融商品に適用される処理とも整合し、当該資産の保有目的を反映することになると考えています。

貴金属地金の価格は、保有する貴金属地金の量にLBMA公表の直近の値決め価格を適用して日次で算定しており、これを貴金属地金の公正価値とみなしています。また、一定量を「管理・運用報酬として保有する貴金属地金」に日次で振り替えています。貴金属地金のこの評価額は、貴金属証券の各クラスの総貴金属エンタイトルメントにLBMA公表の値決め価格を適用して算定した金額に等しく、「契約上の価値」といいます。

未決済の貴金属地金及び貴金属証券

貴金属証券の発行及び償還並びに貴金属地金の出し入れは、取引日に計上されます。この取引は2営業日後まで決済されません。年度末現在で取引が未決済の場合、貴金属地金及び貴金属証券の決済予定金額は、貸借対照表上の関連する資産及び負債に区分表示されます。これらの未収金額及び未払金額の公正価値は、帳簿価額と同等と考えています。

管理・運用報酬として保有する貴金属地金及び貴金属地金で支払う未払ManJerへの報酬

管理・運用報酬(収益)の未収計上は、合意している一定量を貴金属証券の各クラスの貴金属エンタイトルメントから日次で減算して行っています。当該報酬は貴金属地金で認識し、前述の貴金属地金に関する会計上の判断に基づき純損益を通じて公正価値で計上しています。貸借対照表日現在の認識額は、LBMA公表の直近の価格により再評価しています。

また、未払管理・運用報酬は、ManJerとの契約に従い、発生した収益を基に未払計上しています。当該報酬は、組込デリバティブのため、IFRS第9号では純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類されています。これは、資産若しくは負債の測定またはそれらに係る利得及び損失の認識を異なる基礎で行うことから生じる可能性のあるまたは認識の不整合を大幅に低減するためです。貸借対照表日現在の当該債務は、LBMA公表の直近の価格により再評価しています。

当座借越

当社は、カストディアンと3つの契約を締結しており、それぞれにつき金地金の延べ棒1本まで借り入れることができます(以下、総称して「当座借越」といいます。)。この当座借越は、貴金属地金(オンス)建てであり、借入貴金属地金相当の貴金属地金(オンス)で返済を行います。当座借越はLBMA公表の直近の価格を用いて貴金属地金(オンス)の公正価値で計上し、公正価値の変動は純損益に認識しています。

借入貴金属地金

当社は、当座借越により保有する金(以下「借入貴金属地金」といいます。))を使用して、ウィズダムツリー・フィジカル・スイス・ゴールド・セキュリティーズ、ウィズダムツリー・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズ、及びウィズダムツリー・コア・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズのそれぞれ全てが、ロンドン・グッド・デリバリー・バーの金(“gold in allocated form”)の保有により確実に裏付けられるようにしています。借入貴金属は、LBMA公表の直近の価格を用いて公正価値で計上しています。公正価値の変動は純損益に認識しています。

剰余金

再評価剰余金及び利益剰余金は純資産の部に計上しています。純損益は全て関連する会計期間末日現在の利益剰余金に振り替えています。また、会計上の価値のミスマッチに係る利得または損失は再評価剰余金に振り替えています。取締役は再評価剰余金を分配不能としていますが、これは当該差額が金地金(金証券の裏付けとして保有)と金証券に係る未実現の利得及び損失に関するものであり、その後の金証券の償還及び関連金地金の引渡し時に戻入れを行う(つまり実現しない)ためです。

その他の金融資産及び金融負債

その他の金融資産及び負債は非デリバティブ金融資産及び負債で、支払金額が固定の売掛金及びその他の債権並びに買掛金及びその他の債務等(主に設定及び償還手数料)であり、活発な市場での相場価格がないものです。当初測定後、その他の金融資産及び負債は、実効金利法による償却原価(金融資産のみ予想信用損失引当金控除後)で事後測定します。実効金利法は、金融商品の償却原価を計算し、関係する期間に利息を配分する方法です。実効金利は、金融商品の予想期間、または場合によってはそれより短い期間を通じて、将来のキャッシュ・フローの見積額(実効金利の不可分の一部である全ての支払または受取手数料、取引費用及びその他のプレミアムまたはディスカウントを含みます。)を、当初認識時の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。減損損失(減損損失の戻入れ及び減損利得を含みます。)は、純損益に計上しています。

収益及び費用

当社は、WisdomTree Management Jersey Limited(以下「ManJer」または「マネージャー」)との間でサービス契約を締結しており、これに基づき、ManJerは当社が必要とするすべての管理・行政サービス(マーケティングを含む)の提供またはその手配、ならびに貴金属証券の上場および発行に関する費用の支払いを担当しています。これらのサービスへの対価として、当社は、管理・運用報酬、および設定及び償還手数料に相当する金額(以下「ManJer報酬」)をManJerに支払う義務を負っています。

当社は、収益額を、一定の期間にわたり(管理・運用報酬の場合)、また一時点で(設定及び償還手数料の場合)、下記の通り算出しています。

i) 管理・運用報酬

管理・運用報酬は、発行済証券の契約条件に従い一定の料率を適用して、貴金属証券の各クラスの貴金属エンタイトルメントから日次で減算することにより算出しています。

	%料率(年間)
ウィズダムツリー プラチナ現物	0.49
ウィズダムツリー パラジウム現物	0.49
ウィズダムツリー 金現物	0.39
ウィズダムツリー スイス金貨現物	0.15
ウィズダムツリー コア金現物	0.12
ウィズダムツリー 銀現物	0.49
ウィズダムツリー コア銀現物	0.19

ウィズダム・ツリー・現物貴金属・バスケット・セキュリティー管理・運用報酬は、その構成要素である 個々の貴金属証券の貴金属エンタイトルメントを合計したものです： プラチナ：0.1、パラジウム：0.2、シルバー：1.2、ゴールド：0.4(したがって、適用される管理・運用報酬率は、これらの個別金属証券に関するものです。

貴金属エンタイトルメントの当該増減は、貴金属証券の価値を減少させます。この減算は、関連する貴金属地金建ての管理・運用報酬に等しく、当日に発行済み(流通中)の各貴金属証券に対し、その日ごとに認識されます。管理・運用報酬は、請求及び関連する貴金属地金の引渡しにより決済されるまで日次で発生・認識しています。収益認識額は、発生した管理・運用報酬合計にLBMAの値決め価格の平均を適用して月次で算出しています。

ii) 設定及び償還手数料

貴金属証券の発行及び償還に関する手数料は、取引が法的拘束力を有する日に、対価の受取見込額の公正価値で認識しています。設定及び償還手数料の未収金額は、四半期毎に請求及び決済を行っています。

外貨換算

当社の財務諸表は、当社の貴金属証券の大部分を占める発行通貨（機能通貨）で表示されます。当財務諸表では、当社の経営成績及び財政状態は、当社の機能通貨でありかつ当財務諸表の表示通貨である米ドル（「USD」）で表示されています。

外貨建取引は、当初認識時に取引日現在の直物為替レートで記録されます。年度末日現在の外貨建貨幣性資産及び負債は、同日の実勢レートで換算されます。

セグメント報告

セグメントとは、識別可能な当社の構成単位であって、商品若しくはサービスの提供（事業別セグメント）、または特定の経済環境における商品若しくはサービスの提供（地域別セグメント）のいずれかに該当し、他のセグメントとは異なるリスク及び便益の影響を受けるものです。IFRS第8号では、資源をセグメントに配分し、それらのセグメント業績を評価するため、最高経営意思決定者（以下「CODM」といいます。）が定期的にレビューする当社の構成要素に関する内部報告書を基に、事業セグメントを識別することを要求しています。取締役会がCODMと定められています

当社は、複数の異なるクラスの貴金属証券を発行していますが、CODMが検討した財務情報は、これらの異なるクラスの貴金属証券ごとに分別されておらず、集約されているため、CODMはこれらの構成要素がオペレーティング・セグメントの基準を満たさないと判断しました。さらに、貴金属証券のマーケティングは一元的に行われ、どのクラスの貴金属証券も証券取引所の上場に関係なく、すべての点で同格とされています。

その結果、当社は1つのセグメント、すなわち1つの事業または商品グループ(貴金属)及び1つの地域別セグメント（欧州）しかない、CODMは判断しました。したがって、当社はその結果を同等の集計形式で開示し、それ以上のセグメント情報を提示していません。さらに当社には、収益の10%超を生み出す単独の主要顧客も存在していません。当社の活動の理解に関連する情報は全て、当財務諸表に含まれています。

3. 公正価値変動考慮前純損益

当年度の公正価値変動考慮前純損益の内訳は下記の通りです。

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
設定及び償還手数料	148,932	23,321	58,252	9,122
管理・運用報酬	48,466,781	7,589,413	35,857,601	5,614,942
収益合計	48,615,713	7,612,734	35,915,853	5,624,064
ManJerへの報酬	(48,615,713)	(7,612,734)	(35,915,853)	(5,624,064)
営業費用合計	(48,615,713)	(7,612,734)	(35,915,853)	(5,624,064)
公正価値変動考慮前純損益	-	-	-	-

当年度の監査報酬43,050英ポンド（2024年度：48,833英ポンド）は、ManJerによって支払われます。

4. 課税

当社は、ジャージーの法人所得税が課されます。当年度に当社に適用されるジャージーの法人所得税率はゼロパーセント(2024年度：ゼロパーセント)です。

5. 管理・運用報酬

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
管理・運用報酬として保有する貴金属地金	5,577,358	873,358	3,020,864	473,037

管理・運用報酬は貴金属地金で認識し、公正価値で計上しています。

6. 売掛金及びその他の債権

12月31日現在

	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
設定及び償還手数料	40,592	6,356	15,219	2,383
関連当事者に対する債権	4	1	4	1
	40,596	6,357	15,223	2,384

これらの債権の公正価値は帳簿価額と同額です。売掛金及びその他の債権は、当年度末日から12ヶ月以内に回収予定です。

7. 貴金属地金

12月31日現在

	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
貴金属地金の公正価値の変動	9,438,507,291	1,477,975,857	2,269,690,333	355,410,809
貴金属地金の公正価値	20,539,409,002	3,216,266,056	11,363,169,481	1,779,358,709

2025年12月31日現在、取引日が年度末前で決済日が翌年度である、貴金属証券の設定または償還が未決済の一定金額の貴金属地金がありました。

- ・ 決済待ちの資産保有貴金属地金の金額は、46,342,962米ドル（2024年度：1,558,425米ドル）でした。
- ・ 決済待ちの貴金属証券に係る貴金属地金の未払金額は25,529,461米ドル（2024年：9,055,431米ドル）でした。

貴金属地金資産は全て、当年度に入手可能な最終値決め価格である、LBMA公表の2025年12月31日午前の値決め価格を用いて評価されています。

貴金属地金の増減に関する下記の調整には、非資金取引の増減のみが含まれています。

12月31日終了年度

	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
貴金属地金の期首残高	11,363,169,481	1,779,358,709	9,375,128,003	1,468,051,294
追加	6,476,572,620	1,014,166,507	4,245,694,343	664,833,277
処分	(6,690,373,609)	(1,047,645,603)	(4,491,485,597)	(703,321,730)
管理・運用報酬として保有する貴金属地金に振り替えた貴金属地金	(48,466,781)	(7,589,413)	(35,857,601)	(5,614,942)
公正価値の変動	9,438,507,291	1,477,975,857	2,269,690,333	355,410,809
貴金属地金の期末残高	20,539,409,002	3,216,266,056	11,363,169,481	1,779,358,709

8. 貴金属証券

貴金属証券には公開市場での相場がありますが、当社の最終的な負債は、各取引日に貴金属証券の各クラスの貴金属エンタイトルメントにより確定した貴金属地金と引き換えに、貴金属証券を発行及び償還する契約上の義務に関連するものです。貴金属証券のそれぞれの設定及び償還時の公正価値は、取引日のLBMA公表の価格を用いて計上され、この計上額が「契約上の価値」となります。貴金属証券の発行及び償還は、当該発行及び償還において引き渡された貴金属地金の価値と同一金額で計上されます。この結果、当社は貴金属証券及び貴金属地金に係る利得または損失に対する正味エクスポージャーを有していません。

当社は、IFRS第13号に従って、上述の契約上の価値ではなく公正価値で貴金属証券を測定しています。公正価値とは、貴金属証券の上場または売買が行われる証券取引所またはその他の市場における価格です。当財務諸表に認識されている、公開市場で入手可能な価格に基づく公正価値及び当該年度におけるその変動額は下記の通りです。

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
貴金属証券の公正価値の変動	(9,864,850,247)	(1,544,736,900)	(2,266,398,237)	(354,895,300)
貴金属証券の公正価値	20,959,029,304	3,281,974,399	11,356,446,827	1,778,306,009

当年度における、契約上の決済価額に基づく契約上の償還価額及びその変動額は、下記の通りです。

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
当年度における契約上の償還価額の変動	(9,438,507,291)	(1,477,975,857)	(2,269,690,333)	(355,410,809)
貴金属証券の契約上の償還価額	20,539,409,002	3,216,266,056	11,363,169,481	1,779,358,709

貴金属地金の価値と貴金属証券の公正価値との差額である利得または損失は、貴金属証券がIFRS第13号に基づく公正価値ではなく契約上の価値で行われる場合、償還され対応する貴金属地金が引き渡されたときに戻入れを行います。この戻入れによる損益を反映した任意かつ非GAAPの調整については、注記16を参照してください。

2025年12月31日現在、取引日が年度末前で決済日が翌年度である、設定または償還が未決済の貴金属証券がありました。

- ・ 決済待ちの貴金属証券に係る未収金額は、25,529,461米ドル（2024年度：9,055,431米ドル）でした。
- ・ 決済待ちの貴金属証券に係る未払金額は、46,342,962米ドル（2024年度：1,558,425米ドル）でした。

貴金属証券の増減に関する下記の調整は財務活動から生じる負債であり、非資金取引の増減のみが含まれていません。

12月31日終了年度

	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
貴金属証券の期首残高	11,356,446,827	1,778,306,009	9,371,697,442	1,467,514,102
証券の設定	6,476,572,620	1,014,166,507	4,245,694,346	664,833,278
証券の償還	(6,690,373,609)	(1,047,645,603)	(4,491,485,597)	(703,321,730)
管理・運用報酬	(48,466,781)	(7,589,413)	(35,857,601)	(5,614,942)
公正価値の変動	9,864,850,247	1,544,736,900	2,266,398,237	354,895,300
貴金属証券(公正価値)の期末残高	20,959,029,304	3,281,974,399	11,356,446,827	1,778,306,009

9. 当座借越/借入貴金属地金

カストディアンと締結している当座借越の取決め（JPモルガン・チェース・バンク・エヌエー（以下「JPモルガン」といいます。）と1件及びHSBCバンク・ピーエルシー（以下「HSBC」といいます。）と2件）に従い、当座借越により（取決めごとに）金地金の延べ棒1本まで借り入れることが認められています。当社は、当座借越により保有する金（以下「借入貴金属地金」といいます。）を使用して、ウィズダムツリー・フィジカル・スイス・ゴールド・セキュリティーズ、ウィズダムツリー・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズ、及びウィズダムツリー・コア・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズのそれぞれ全てが、ロンドン・グッド・デリバリー・バーの金（“gold in allocated form”）の保有により確実に裏付けられるようにしています。

当座借越により当社が借り入れている貴金属地金は、下記の通りです。

	12月31日現在					
	2025年			2024年		
	トロイ・オンス	米ドル	千円	トロイ・オンス	米ドル	千円
JPモルガンから借り入れている金	52.735	227,180	35,574	72.259	188,657	29,542
HSBCから借り入れている金	309.012	1,331,208	208,454	528.944	1,380,994	216,250
		1,558,388	244,028		1,569,651	245,792

10. 買掛金及びその他の債務

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
ManJerへの未払報酬	5,617,950	879,715	3,036,083	475,420

貴金属地金の引渡しにより支払予定の管理・運用報酬は、公正価値で計上しています。残りの債務の公正価値は帳簿価額と同額です。ManJerへの未払報酬は、当年度末から12ヶ月以内に決済予定です。

11. 資本金

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
無額面投資証券2口(1株当たり1英ポンドで発行、全額払込済)	4	1	4	1

当社は、定款に従って、無額面投資証券を無制限に発行することができます。

当社が発行している投資証券は全て、投資証券1口当たり無制限議決権を1個有するとともに、分配の権利も有しています。投資証券は全て、ウィズダムツリー・ホールディングス・ジャージー・リミテッド(以下「HoldCo」といいます。)が保有しています。

12. 関連当事者についての開示

所有を通じて、または当社の取締役であることにより、当社に対して重要な影響力を有する事業体及び個人は、関連当事者とみなされます。さらに、当社と共通の所有者である事業体及び共通の取締役である事業体も、同様に関連当事者とみなされます。

当該年度中にManJerによって請求された報酬:

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
ManJerへの報酬	48,615,713	7,612,735	35,915,853	5,624,064

当該年度末現在、ManJerに対する債務残高は下記の通りでした。

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
ManJerへの未払報酬	5,617,950	879,715	3,036,083	475,420

2025年12月31日現在のManJerに対する債権は4米ドル（2024年度：4米ドル）です。

当社と業務委託契約を結んでいる取締役はいません。ウィズダムツリー・インク・グループの社員である当社の取締役は、当社の取締役としての資格において個別の報酬を受け取っていません。アベックス・フィナンシャル・サービシーズ（オルタナティブ・ファンズ）リミテッド（以下「Apex」または「管理事務代行会社」といいます。）の社員である当社の取締役は、当社の取締役としての資格において別個の報酬を受け取っていないが、Apexの社員である取締役の提供を含む管理サービスの料金をManJerから受け取っています。

ヴィノッド・ラジプット、エリザベス・キャズリー、およびオリビア・ヴィユルマン（辞任日まで）は、Apexの社員です。当期において、ManJerがマネジャーであり、Apexが管理事務代行会社であり、ApexはManJerに対して当社とその他の事業体を含む管理事務代行報酬を請求しました。報酬料金は、1,324,915英ポンド（2024年12月31日：1,687,046英ポンド）（米ドルに換算すると1,799,630米ドル（2024年12月31日：2,291,512米ドル））であり、そのうち429,076英ポンド（2024年12月31日：471,388英ポンド）（米ドルに換算すると582,813米ドル（2024年12月31日：640,288米ドル））が期末時点で未決済となっています。

ティモシー・ダーシーは、ウィズダムツリー・インクの完全子会社であるウィズダムツリー・アイルランド・リミテッドの社員です。ピーター・ジーンバは、ウィズダムツリー・インクの業務執行取締役でした。また、ブライアン・ゴバーニーはウィズダムツリー・インクの欧州法務顧問です。

13. 財務リスク管理

当社は、その活動から生じる多くのリスク（信用リスク、決済リスク、流動性リスク及び市場リスク等）にさらされています。取締役会は、リスク管理手法全般に対して並びにリスク管理に係る戦略及び原則を承認する責任を有しています。

取締役会は頻繁に会議を開催し、当社のリスク・エクスポージャーの検討及び適切な管理方針の決定を行っています。これらのリスク管理のため当社が採用しているリスク管理方針は、下記の通りです。貴金属証券は、通常の市場の変動並びに有価証券及びその他の金融商品に対する投資に固有のその他のリスクにさらされています。有価証券の価値が上昇する保証はありませんし、投資家の当初投資の資本価値も保証されていません。投資の価値は下落及び上昇する可能性があり、投資家は当初投資金額を回収できない可能性があります。

以下に記載の情報は、貴金属証券に関連する全てのリスクの包括的な要約を意図したのではなく、貴金属証券に対する投資に固有のリスクの詳細な要約に関して、投資家は直近の目論見書を参照しなければなりません。提供された全ての情報は、将来予測または投資パフォーマンスの根拠として使用または解釈すべきではありません。

(a) 信用リスク

信用リスクは主に、指定参加者またはカस्टディアンが契約上の義務を履行できず財務上の損失が発生するリスクです。

貴金属地金と借入貴金属地金の帳簿価額、未決済の未収金額並びに売掛金及びその他の債権の帳簿価額の総額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表しています。報告日現在における当社の未決済の貴金属地金と借入貴金属地金未収金額並びに売掛金及びその他の債権は、貸借対照表上に詳述しています。

当社は、信用力があると考えられる指定参加者とのみ取引することによって、信用リスクを管理しています。指定参加者がその義務を履行しない場合には貴金属証券が設定されないため、当社には受取予想額に係る損失のリスクがありません。

信用リスクには保管リスクも含まれています。貴金属地金は、当社が受託者及び関連する貴金属証券の保有者に対して負う債務を担保するために受託者と当社が締結した担保証書に従い、The Law Debenture Trust Corporation p.l.c(以下「受託者」という)のために固定担保または法的抵当権の対象となっている(以下「担保」という)。しかし、本証券の存在により受託者が信用リスクにさらされることはありません。カストディアン契約に基づき、関連するカストディアンは受託者のために作成された担保を認め、貴金属地金が担保された貴金属口座に預けられた後は、受託者の承認後にのみ取り出すことができることに同意しています。

カストディアンは保険への加入を要求されておらず、受託者も要求されていません。したがって、担保設定された貴金属地金には紛失、盗難または破損のリスクがあり、当社がその貴金属証券に関する債務を返済できなくなる可能性があります。当社は現在、HSBC及びJPモルガンの2社をカストディアンとしています。報告日現在のカストディアンに対するエクスポージャーは、それぞれ85%及び15%(2024年度:それぞれ88%及び12%)に分散されています。

カストディアンに保管されている貴金属地金は、割り当て型または非割り当て型の形で保管されています。

- 割り当て型: 割り当て口座は、一意に識別できる地金が顧客に「割り当て」られ、カストディアンの保管庫に保管されている他の貴金属と分離されていることを証明するものである。割り当て口座は、顧客の名前(貴金属証券では、証券に基づく法的抵当権者として、また証券保有者のための受託者として受託者の名義で保有されることを意味します)で保有されます。顧客は、割り当てられた口座に保有されている地金の完全な所有権を持つ。その結果、割り当てられた地金は、カストディアンに対する信用リスク・エクスポージャーを伴わず、カストディアンに対する信用エクスポージャーは、したがって、非割り当て口座に保有されている金額に限られます。

- 非割り当て型: 割り当て口座で保有される地金とは異なり、非割り当て口座の地金は、顧客に特定の地金を得る権利を与えず、顧客の保有は、他の顧客やカストディアンと分離されていません。その代わりに、カストディアンの帳簿と記録には、顧客が特定の量の地金を得る権利があることが記録されています。地金は分離されていないため、顧客はカストディアンに対する信用リスク・エクスポージャーを負っています。非割り当て形式の地金は、現物の地金の移動ではなく、カストディアンの帳簿と記録の更新を必要とするだけなので、移動が容易であり、このため金属証券の設定と償還に関連した移動は非割り当て形式で行われます。

貴金属証券は、可能な限り割り当てられた口座の貴金属地金の現物によって裏打ちされている。一部分が短期的に非割り当てで保有されるのは、貴金属地金が設定や償還のために割り当てられたり、割り当てを解除されたりする過程にある場合、あるいは(金以外の貴金属地金に関して)地金全体で保有できない場合、などにあります。未割り当て口座の金属地金が1本分の量に達すると、その金属地金は割り当て口座に移動することができます。

当社は、すべてのウィズダムツリー・スイス・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズ、ウィズダムツリー・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズ、ウィズダムツリー・コア・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズが、それぞれ割り当てられた形の金の保有によって支えられるように、当座貸越枠を設定しているため、非割り当て金の残高は、当座貸越枠で引き出される貴金属地金に関連しています(注9参照)。金以外の貴金属地金については、非割り当て口座は(各タイプの貴金属地金の)現物1本未満であり、価値は重要ではありません。

貴金属証券の裏付けとしてカストディアンに保管されている貴金属地金は、独立した金属監査会社である Inspectorate Internationalによって年2回監査され、カストディアンに保管されている貴金属地金が、パーリストに開示されている貴金属地金とすべての点で一致していることを確認します。最初の監査は、毎年年初に前年度末に保有されていた貴金属地金が行われ、その後、年の後半にランダムに2回目の監査が行われます。

取締役会は、カストディアンの信用格付けの評価を通じてなど(HSBC: AA-(2024年: AA-)(フィッチ、2025年8月19日)およびJPモルガンAA-(2024年: AA-)(フィッチ、2025年6月03日)、当社の信用リスク・エクスポージャーを確実に管理すべく当該エクスポージャーを監視しております。

(b) 決済リスク

決済リスクは主に、指定されたカストディアンまたは当社の取引相手である参加者が契約上の義務を履行できず財務上の損失が生じるリスクです。

決済リスクは、当社の取引相手方が決済日に貴金属地金または貴金属証券を引き渡さないことのみから生じるものと取締役は考えています。貴金属証券は、CRESTシステムを通じて決済されます。取締役は、カストディアンに貴金属地金の所要量が受領されるまで貴金属証券が発行されないこと、かつ関連する貴金属証券がCRESTに引き渡されるまで貴金属地金の引渡しも行われなかったことにより、こうした決済リスクは軽減されていると考えています。結果として、取引の両当事者が契約上の義務をそれぞれ履行するまで、取引が決済されないようになっています。

未決済のポジションに関する残高は、注記7及び8に開示されています。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、金融負債の満期時に、関連する債務を履行する際に当社が困難に直面するリスクです。当社の未払金額は全て要求払いであり、通常短期間で決済されます。費用の未払金額に係る流動性リスクは低減されていますが、これは、管理・運用報酬分の貴金属地金については、当社が日次で確保し関連するManJerに対する費用累計額(月次、後払い)の請求を受け次第(貴金属地金で)決済できるようにしていること、また設定及び償還手数料額については、関連する取引相手方からManJerに直接送金され当社を経由する関連キャッシュ・フローはないためです。各クラスの金属証券は、公正価値ではなく、契約上の価値で償還され、限定責任条項に基づき発行されます。これにより、保有者は貴金属地金(貴金属証券の裏付けとして保有)に対してのみ求償権を有し、他のクラスの貴金属証券の貴金属地金は当社に対しては求償権を有しません。したがって、貴金属証券の発行に関連して、当社に流動性は制限されます。

貴金属証券には契約上の満期日はなく、証券保有者からの償還請求(請求は常時可能で、取引の決済はその2日後に請求を受けた貴金属地金の引渡しにより実施)、または強制償還(請求を受けた貴金属地金の引渡し、または貴金属地金を現金化しその現金を保有者に速やかに支払うことにより実施)の場合にのみ償還されます。通常は当社との指定参加者契約を締結している貴金属証券保有者のみ、またはウィズダムツリー・フィジカル・スイス・ゴールド・セキュリティーズおよびウィズダムツリー・コア・フィジカル・ゴールド・セキュリティーズの保有者のみが、当社に直接申込及び償還を申請できます。

貴金属証券が償還された場合、当社は、当該金属証券の貴金属エンタイトルメントにより確定した対応する額の貴金属地金を返還します。したがって、貴金属証券の償還は、当社の流動性に影響を与えません。

以上から、当社は流動性リスクに関して定量的な情報を表示していません。

(d) 自己資本管理

当社の自己資本管理方針の主な目的は、業務上十分なリソースを確実に維持することです。管理の対象となる資本は資本変動計算書に記載の資本金です。資本変動計算書に記載の利益剰余金及び再評価剰余金は管理の対象となる資本ではありません。これは、これらの残高が貴金属地金（貴金属証券の裏付けとして保有）と貴金属証券に係る未実現の利得及び損失に関するものであり、その後の貴金属証券の償還及び関連貴金属地金の引渡し時に戻入れを行う（つまり実現しない）ためです。当社は、規制当局によって課されている自己資本規制の対象となっており、当年度において自己資本管理への当社のアプローチに変更はありません。

当社の主要な活動は、貴金属証券の発行及び上場です。これらの証券は需要に応じて発行及び償還されます。当社は発行済貴金属証券の契約上の負債合計額と一致する額の貴金属地金を保有しています。ManJerは、当社へのあらゆる運営・管理サービスの提供及び提供の手配を行い、当社の運営・管理費用（受託者報酬及び保管報酬を含む）を全て支払います。これらのサービスと引き換えに、当社は、サービス契約の条件に従い、稼得した管理・運用報酬並びに設定及び償還手数料の総額に等しい額の報酬をManJerに支払う義務を負います。

発行済貴金属証券は全てカストディアンによって保管されている同量の現物地金によって裏付けられており、当社の運営費用はManJerにより支払われたため、当社の取締役は、自己資本管理及び現在の自己資本の源泉が貴金属証券の継続的な上場及び発行を維持するのに十分であると考えています。

(e) 市場リスク

市場リスクは、市場価格（為替レート、金利、エクイティ及び地金価格等）の変動リスクであり、当社の収益または保有・発行している金融商品の価値に影響を与えます。

i) 価格リスク

前述の通り、貴金属証券は、投資家に貴金属に対するエクスポージャーを提供しています。運用管理手数料の影響を除いた場合、特定の金属証券の価値は、基礎となる貴金属地金の価値の変動に連動して減少しました。

	LBMA価格（米ドル）				前期比
	2025年		2024年		%
	米ドル	千円	米ドル	千円	
プラチナ	2,027.000	317	914.000	143	121.77%
パラジウム	1,567.000	245	909.000	142	72.39%
金	4,307.950	675	2,610.850	409	65.00%
銀	71.990	11	28.905	5	149.06%

貴金属証券に関する当社の負債の価値は貴金属地金の価格に従って変動し、当該価格の変動リスクについて当社は、その負債と同量の貴金属地金を保有することによってこれを管理しています。貴金属証券は公開市場で値付けされていますが、当社の最終的な負債は各取引日に貴金属エンタイトルメントにより確定した貴金属地金と引き換えに、貴金属証券を発行及び償還する契約上の義務です。当社は、貴金属証券を契約上の価値（目論見書に記載）ではなく、IFRS第13号に従い公正価値で測定しています。貴金属地金の価値と貴金属証券の公正価値との差額である利得または損失は、その後の貴金属証券の償還及び対応する貴金属地金の引渡し時に戻入れを行います。公正価値の詳細については、注記8を参照してください。したがって、当社には貴金属地金の価格変動による財務リスクは残りません。さらに、価格の感応度による当財務諸表に対する影響に重要性はないと考えています。

しかしながら、貴金属地金の価格及び貴金属証券の価値は、特に貴金属地金の供給または需要の変動、政府及び金融上の政策や介入、グローバルまたは地域の政治、経済または金融事象を要因として大幅に変動する可能性があるため、投資家の観点からは固有のリスクがあります。貴金属証券の市場価格は、貴金属証券の売買を望む投資家の供給と需要の働きによるものであり、マーケット・メーカーが自発的に値付けする買呼値と売呼値のスプレッドとなります。これは注記16及び後述の「公正価値ヒエラルキー」で取り上げています。

上記の他、当社は当年度またはそれ以降にこれらの追加措置を開始していません。このようなアクションは、貴金属証券の構成本書に従って実施されることとなります。

ii) 金利リスク

貴金属地金も貴金属証券も無利息であるため、当社は、金利リスクに対する重要なエクスポージャーを有していません。

iii) 為替リスク

貴金属証券に表象される負債に関する利得または損失が、対応する貴金属地金に起因する損失または利得と経済的に一致するため、取締役は、世界中の多くの国々が直面している現在の景気の不透明性により生じる為替リスクに対し、当社が重要なエクスポージャーを有していないと考えています。

(f) 感応度分析

IFRS第7号により、報告日現在事業体がさらされている市場リスクの種類ごとに感応度分析を開示し、合理的な可能性のある適切なリスク変数の変化によって純損益及び持分がどれだけ影響を受けるかを示す必要があります。

貴金属証券に関する当社の権利及び負債は、各取引日に貴金属エンタイトルメントにより確定した貴金属地金と引き換えに、貴金属証券を発行及び償還する契約上の義務に関連するものです。貴金属証券の設定及び償還時の各公正価値は、取引日のLBMA公表価格により計上しています。但し、当該負債はIFRS第13号に従い公正価値（証券取引所の取引価格）で計上するため、ミスマッチが生じます。このミスマッチは、注記16に記載の通り貴金属証券の償還時に解消されます。

このように、貴金属証券の発行及び償還に関する当社の契約上及び経済上の負債は、対応する貴金属地金の変動に連動します。このミスマッチについて感応度分析の実施は可能ですが、当社が最終的に経済的影響を受けるのは貴金属証券の取引所取引価格ではなく契約上の負債額であることから、当社は市場価格リスクに対する正味エクスポージャーを有していません。また、取締役は、数値による感応度の結果に重要性はないと判断し、感応度分析を開示する必要はないと考えています。

(g) 公正価値ヒエラルキー

ヒエラルキーのレベルは下記のように定義されています。

- ・ レベル1 同一の資産に関する活発な市場における相場価格に基づく公正価値
- ・ レベル2 相場価格以外の観察可能なインプットを用いた評価技法に基づく公正価値
- ・ レベル3 観察可能な市場データに基づかないインプットを用いた評価技法に基づく公正価値

公正価値ヒエラルキーの区分は、各関連資産/負債の公正価値測定にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。

貴金属証券には公開市場での相場があり活発に取引されているため、当社は入手可能な市場価格を用いる必要があります。そのため、貴金属証券はレベル1の金融負債に分類されています。

当社は、貴金属エンタイトルメント（目論見書で公表されている合意された計算式に従って算出）によって確定している貴金属証券の裏付けとなる貴金属地金を保有しています。貴金属地金は、LBMA公表の直近の価格を用いて公正価値で評価しています。当社は、各取引日に貴金属証券の各クラスにおける貴金属エンタイトルメントにより確定した貴金属地金と引き換えに、貴金属証券を発行及び償還する契約上の義務を有しています。貴金属証券のそれぞれの設定及び償還時の公正価値は、当該貴金属エンタイトルメントに適用される取引日にLBMAが公表する価格を用いて計上しています。したがって、その価値は、観察可能で検証可能なインプットの裏付けのある第三者の価格情報を用いて算出していることから、貴金属地金はレベル2の金融資産に分類しています。

注記2及び9に開示の通り、当社は、当座借越により借り入れた貴金属地金を保有しており、これをLBMA公表の直近の価格を用いて公正価値で計上しています。このように、借入貴金属地金は第三者の価格情報を用いて価値を算出していることからレベル2の金融資産に分類し、また当座借越は観察可能で検証可能なインプットの裏付けのある第三者の価格情報を用いて価値を算出していることからレベル2の金融負債に分類しています。

12月31日現在の公正価値

	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
レベル1				
貴金属証券	(20,959,029,304)	(3,281,974,399)	(11,356,446,827)	(1,778,306,009)
レベル2				
当座借越	(1,558,388)	(244,028)	(1,569,651)	(245,792)
借入貴金属地金	1,558,388	244,028	1,569,651	245,792
貴金属地金	20,539,409,002	3,216,266,056	11,363,169,481	1,779,358,709
	20,539,409,002	3,216,266,056	11,363,169,481	1,779,358,709

貴金属証券、当座借越、借入貴金属地金、及び貴金属地金は、当社の会計方針に従って、それぞれ当初認識時に純損益を通じて公正価値で認識し、公正価値で再評価します。レベル3に分類されている資産または負債はありません。レベル間の振替は、レベル1のインプットの公開情報が入手できなくなった場合に行います。この振替は、振替の原因となる状況の変化が生じた日に認識します。年間を通じて、資産または負債のいずれについても、レベル1とレベル2の間での振替や再分類はありませんでした。

14. 最終的な支配当事者

IFRSの開示に関する要求事項に従い、取締役は、直接の親会社または最終的な支配当事者の定義を満たす企業は存在しないと判断しています。発行済株式の所有者は、ジャージーで登記された企業であるElectra Target HoldCo Limitedです。ウィズダムツリー・インク（元のウィズダムツリー・インベストメンツ・インク）は、Electra Target HoldCo Limitedの最終的な支配当事者です。

15. 後発事象

報告期間の末日以後、財務諸表の署名日までに、2025年12月31日現在の当社の貸借対照表に開示された財政状態、同日に終了した年度の経営成績またはキャッシュ・フローに影響を与える重要な事象は発生していません。

16. 任意かつ非GAAPの調整に関する情報

純損益及びその他の包括利益計算書に表示している当社の純損益及び包括利益には、貴金属地金（貴金属証券の裏付けとして保有）と貴金属証券の会計上の評価額（注記7及び8に開示）のミスマッチの結果である貴金属地金の価値と貴金属証券の価格との累積差額の変動を表した利得及び損失が反映されています。また、資本変動計算書にも、貴金属地金（貴金属証券の裏付けとして保有）と貴金属証券双方の公正価値の変動が反映されています。

貴金属地金（貴金属証券の裏付けとして保有）の価値と貴金属証券の価格との差額である当該利得または損失は、その後の貴金属証券の償還及び対応する貴金属地金の引渡し時に解消されます。

また、貴金属証券の各クラスは、リミテッド・リコースの取決めにに基づき発行しています。当該取決めににより保有者が遡求権を有するのは、この関連する貴金属地金（貴金属証券の裏付けとして保有）に対してのみであり、他のクラスの貴金属証券の貴金属地金や当社に対しては有していません。結果として、当社は、この基礎となる貴金属地金（貴金属証券の裏付けとして保有）の売買からも利得を得ておらず、また商取引上（管理・運用報酬の影響を除き）、貴金属地金（貴金属証券の裏付けとして保有）に係る利得または損失は対応する貴金属証券に係る損失または利得と常に相殺されるため、当社には正味の利得または損失は残りません。

会計上の価値のミスマッチは下記の通りです。

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
貴金属地金の公正価値の変動	9,438,507,291	1,477,975,856	2,269,690,333	355,410,809
貴金属証券の公正価値の変動	(9,864,850,247)	(1,544,736,900)	(2,266,398,237)	(354,895,300)
	(426,342,956)	(66,761,043)	3,292,096	515,509

商取引上の成果を反映させるため、当社は、貴金属証券の市場価値から契約上の価値（目論見書に記載）への調整及びこの利得または損失の分配不能な別個の剰余金への振替を反映した、当期の任意かつ非GAAPの純損益及びその他の包括利益計算書並びに資本変動計算書を以下に開示しています。

(a) 任意かつ非GAAPの純損益及びその他の包括利益計算書

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益	48,615,713	7,612,735	35,915,853	5,624,064
費用	(48,615,713)	(7,612,735)	(35,915,853)	(5,624,064)
公正価値変動考慮前純損益	-	-	-	-
貴金属地金の公正価値の変動	9,438,507,291	1,477,975,856	2,269,690,333	355,410,809
貴金属証券の公正価値の変動	(9,864,850,247)	(1,544,736,900)	(2,266,398,237)	(354,895,300)
当期純利益/(損失)	(426,342,956)	(66,761,044)	3,292,096	515,509

貴金属証券の市場価値から契約上の 価値(目論見書に記載)への調整	426,342,956	66,761,043	(3,292,096)	(515,509)
調整後純損益	-	-	-	-

[次へ](#)

(b) 任意かつ非GAAPの資本変動計算書

	資本金		利益剰余金		再評価剰余金 ⁴		資本合計		調整後資本合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年										
1月1日					3,430,558	537,191	3,430,562	537,192	4	1
現在期										
首残高	4	1	-	-						
当期純										
損益及										
び包括			3,292,096	515,509	-	-	3,292,096	515,509	3,292,096	515,509
利益合										
計	-	-								
再評価										
剰余金										
への振			(3,292,096)	(515,509)	3,292,096	515,509	-	-	-	-
替	-	-								
貴金属										
証券の										
市場価										
値から										
契約上										
の価値									(3,292,096)	(515,509)
(目論										
見書に										
記載)										
への調										
整	-	-	-	-	-	-	-	-		
2024年										
12月31					6,722,654	1,052,700	6,722,658	1,052,701	4	1
日現在										
残高	4	1	-	-						
2025年										
1月1日					6,722,654	1,052,700	6,722,658	1,052,701		
現在期										
首残高	4	1	-	-					4	1
当期純										
損益及										
び包括			(426,342,956)	(66,761,043)			(426,342,956)	(66,761,043)		
利益合										
計	-	-							(426,342,956)	(66,761,043)
再評価										
剰余金										
への振			426,342,956	66,761,043	(426,342,956)	(66,761,043)				
替	-	-								

貴金属 証券の 市場価 値から 契約上 の価値 (目論 見書に 記載) への調 整	-	-	-	-	-	-	-	-	426,342,956	66,761,043
2025年 12月31 日現在 残高	4	1	-	-	(419,620,302)	(65,708,343)	(419,620,298)	(65,708,342)	4	1

4 これは、貴金属地金の価値と貴金属証券の価格との差額です。

[次へ](#)

WisdomTree Metal Securities Limited



Statement of Financial Position

As at 31 December 2025

	Notes	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Assets			
Metal Bullion	7	20,539,409,002	11,363,169,481
Metal Bullion on Loan	9	1,558,388	1,569,651
Metal Bullion Held in Respect of Assets Awaiting Settlement	7	46,342,962	1,558,425
Amounts Receivable on Securities Awaiting Settlement	8	25,529,461	9,055,431
Metal Bullion Held in Respect of Fees	5	5,577,358	3,020,864
Trade and Other Receivables	6	40,596	15,223
Total Assets		20,618,457,767	11,378,389,075
Liabilities			
Metal Securities	8	20,559,029,304	11,356,446,827
Overdraft Facility	9	1,558,388	1,569,651
Metal Bullion Payable in Respect of Assets Awaiting Settlement	7	25,529,461	9,055,431
Amounts Payable on Securities Awaiting Settlement	8	46,342,962	1,558,425
Trade and Other Payables	10	5,617,950	3,036,083
Total Liabilities		21,038,078,065	11,371,666,417
Equity			
Share Capital	11	4	4
Revaluation Reserve		(419,620,302)	6,722,654
Total Equity		(419,620,298)	6,722,658
Total Equity and Liabilities		20,618,457,767	11,378,389,075

The assets and liabilities in the above Statement of Financial Position are presented in order of liquidity from most to least liquid.

The financial statements on pages 17 to 34 were approved and authorised for issue by the board of directors and signed on its behalf on 24 April 2026.

Vinod Rajput
Director

The notes on pages 21 to 34 form part of these financial statements.

WisdomTree Metal Securities Limited



Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income

For the year ended 31 December 2025

	Notes	Year ended 31 31 December 2025 USD	Year ended 31 31 December 2024 USD
Income	3	48,615,713	35,915,853
Expenses	3	(48,615,713)	(35,915,853)
Result Before Fair Value Movements	3	-	-
Change in Fair Value of Metal Bullion	7	9,438,507,291	2,269,690,333
Change in Fair Value of Metal Securities	8	(9,864,850,247)	(2,266,398,237)
(Loss)/Profit for the Year^{1, 2}		(426,342,956)	3,292,896

The directors consider the Company's activities as continuing.

1 A non-statutory and non-GAAP Statement of Profit or Loss and Total Comprehensive Income reflecting adjustments representing the movement in the difference between the value of Metal Bullion and the price of Metal Securities is set out in note 16 to the financial statements.

2 There are no items of Other Comprehensive Income, therefore the (Loss) / profit for the Year also represented the Total Comprehensive (Expense)/Income for the Year.

The notes on pages 21 to 34 form part of these financial statements

WisdomTree Metal Securities Limited



Statement of Changes in Equity

For the year ended 31 December 2025

	Notes	Stated Capital USD	Retained Earnings USD	Revaluation Reserve USD	Total Equity USD
Balance at 1 January 2024		4	-	3,430,558	3,430,562
Profit and Total Comprehensive Income for the Year		-	3,292,096	-	3,292,096
Transfer to Revaluation Reserve	16	-	(3,292,096)	3,292,096	-
Balance at 31 December 2024³		4	-	6,722,654	6,722,658
Balance at 1 January 2025		4	-	6,722,654	6,722,658
Loss and Total Comprehensive Expense for the Year		-	(426,342,956)	-	(426,342,956)
Transfer to Revaluation Reserve	16	-	426,342,956	(426,342,956)	-
Balance at 31 December 2025³		4	-	(419,620,302)	(419,620,298)

3 A non-statutory and non-GAAP Statement of Profit or Loss and Total Comprehensive Income reflecting adjustments representing the movement in the difference between the value of Metal Inflation and the price of Metal Securities is set out in note 16 to the financial statements.

The notes on pages 21 to 34 form part of these financial statements

WisdomTree Metal Securities Limited



Statement of Cash Flows

For the year ended 31 December 2025

	Notes	Year ended	Year ended
		31 December	31 December
		2025	2024
		USD	USD
(Loss)/ profit for the Year		(426,342,956)	3,292,096
Non-cash Reconciling Items			
Change in Fair Value of Metal Bullion	7	(9,438,507,291)	(2,269,690,333)
Change in Fair Value of Metal Securities	8	9,864,850,247	2,266,398,237
		-	-
Cash Generated from Operating Activities		-	-
Net Movement in Cash and Cash Equivalents		-	-
Cash and Cash Equivalents at the Beginning of the Year		-	-
Cash and Cash Equivalents at the End of the Year		-	-

Metal Securities are issued through a direct transfer of Metal Bullion from the Authorised Participants to the custodian or redeemed by the direct transfer of Metal Bullion by the custodian to the Authorised Participants. Transactions related to the Metal Bullion on Loan and the Overdraft Facilities are included within this direct transfer process with the custodian. As such the Company is not a party to any cash transactions. The creations and redemptions of Metal Securities and additions and disposals of Metal Bullion, which are non-cash transactions for the Company, are disclosed in notes 7 and 8 to the financial statements respectively in the reconciliation of opening to closing Metal Securities and Metal Bullion.

The Company has entered into a service agreement with WisdomTree Management Jersey Limited ("ManJer" or the "Manager"), whereby ManJer is responsible for supplying or procuring the supply of all management and administration services required by the Company (including marketing), as well as the payment of costs relating to the listing and issue of Metal Securities. In return for these services, the Company has an obligation to remunerate ManJer with an amount equal to the aggregate of the Management Fee and the creation and redemption fees (the "ManJer Fee"). The Metal Bullion in respect of the ManJer Fee is transferred by the Trustee from the Company's custodian accounts to ManJer's custodian accounts. In addition, amounts in respect of the creation and redemption fees are transferred directly from the Authorised Participants to ManJer and there are no cash flows through the Company. These fees are disclosed in note 3 to the financial statements.

The notes on pages 21 to 34 form part of these financial statements

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements

For the year ended 31 December 2025

1. General Information

WisdomTree Metal Securities Limited (the "Company") is a company incorporated and domiciled in Jersey. The address of the registered office is IFC 5, St Helier, Jersey, JE1 1ST.

The Company's principal activity is the issue and listing of metal securities ("Metal Securities"). Metal Securities allow investors to gain exposure to the precious metals market without needing to take physical delivery of platinum, palladium, silver and gold bullion ("Metal Bullion"). It also allows investors to buy and sell that interest through the trading of a security on the London Stock Exchange and any other exchange to which that security may be admitted to trading from time to time. Each class of Metal Security is issued under limited recourse arrangements whereby the holders have recourse only to the relevant platinum, palladium, silver and gold bullion ("Metal Bullion") held to support the Metal Securities and not to the Metal Bullion of any other class of Metal Security or to the Company. The Metal Securities are secured on an amount of Metal Bullion equivalent to the entitlement to that Metal Bullion in respect of each Metal Security (referred to as the "Metal Entitlement"), which is calculated in accordance with an agreed formula published in the Prospectus. The Company holds Metal Bullion to support the Metal Securities as determined by the Metal Entitlement. The Company does not make gains from trading in the underlying Metal Bullion. As a result, (and with the exception of the impact of Management Fees), from a commercial perspective gains and losses in respect of Metal Bullion will always be offset by a corresponding loss or gain on the Metal Securities and therefore commercially the Company does not retain any net gains or losses or net risk exposures. However, the difference in valuation between Metal Bullion and Metal Securities creates a mis-match between the values reported within these financial statements. This difference in valuation would be reversed on a subsequent redemption of the Metal Securities and transfer of the corresponding Metal Bullion. Further details are disclosed within the Accounting Policies and in note 16 to the financial statements, with additional information regarding the risks of the Company disclosed in note 13 to the financial statements. Furthermore, the Company presents an adjusted Statement of Profit or Loss and Total Comprehensive Income and an adjusted Statement of Changes in Equity in note 16 to the financial statements to reflect the economic results of the Company through the reversal of the difference in valuation between Metal Bullion and Metal Securities given the gain or loss would be reversed on a subsequent redemption of the Metal Securities and transfer of the corresponding Metal Bullion, and therefore will not be realised.

Exchange traded products are not typically actively managed, are significantly lower in cost when compared to actively managed mutual funds and are easily accessible to investors. No active trading or management of Metal Bullion is required of the Company because the Company only receives or delivers Metal Bullion on the issue and redemption of Metal Securities, and only holds Metal Bullion as determined by the Metal Entitlement of each class of Metals Security to support the Metal Securities.

The Company is entitled to:

- (1) a management fee which is calculated by reducing the Metal Entitlement of each class of Metal Security on a daily basis by an agreed amount (the "Management Fee"); and
- (2) creation and redemption fees on the issue and redemption of the Metal Securities.

The Company has entered into a service agreement with WisdomTree Management Jersey Limited ("ManJer" or the "Manager"), whereby ManJer is responsible for supplying or procuring the supply of all management and administration services required by the Company (including marketing), as well as the payment of costs relating to the listing and issuance of Metal Securities. In return for these services, the Company has an obligation to remunerate ManJer with an amount equal to the Management Fee and the creation and redemption fees earned (the "ManJer Fee"). As a result, the Company recognises a result before fair value movements of nil for each year.

2. Material Accounting Policy Information

The material accounting policies of the Company are described below.

Basis of Preparation

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") as issued by the International Accounting Standards Board ("IASB"), and interpretations issued by the IFRS Interpretations Committee of the IASB. The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of certain financial assets and financial liabilities held at fair value through profit or loss.

The Board has considered the Company's exposure to climate change and determined that due to the nature of the Company and its operations there are no directly observed impacts of climate change on the business. As a result, the Board concluded that there is no basis on which to provide extended information of analysis relating to climate change, including as part of the basis of accounting or individual accounting policies adopted by the Company.

The Board has concluded specifically that climate change, including physical and transition risks, does not have a material impact on the recognition and separate measurement considerations of the assets and liabilities in these financial statements as at 31 December 2025. This conclusion is based on the fact that assets are reported at fair value under IFRS, and as set out in note 13 to the financial statements are categorised as Level 2 of the fair value hierarchy due to the use of observable, verifiable inputs, including use of third party information sources within the agreed pricing formulae (set out in the Prospectus). The liabilities are valued utilising listed market prices at year end. These observable inputs and market prices will reflect wider market sentiment, which inherently includes market perspectives relating to the impact of climate change.

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

2. Material Accounting Policy Information (continued)

Going Concern

The nature of the Company's business dictates that the outstanding Metal Securities may be redeemed at any time by Authorised Participants and in certain circumstances by individual holders and also, in certain circumstances, may be compulsorily redeemed by the Company. As the redemption of Metal Securities will always coincide with the transfer of an equal amount (in value) of Metal Bullion, liquidity risk is mitigated such that there is no material residual risk. All other expenses of the Company are met by Manler.

The directors closely monitor the financial position and performance of Manler, its assets under management, and therefore its related revenue streams, in respect of fulfilling the obligations under the services agreement.

As Metal Bullion are held to support Metal Securities, any deficit or surplus reported on unrealised positions would be reversed on a subsequent redemption of the Metal Securities and the related cancellation of Metal Bullion. A reported deficit is not considered indicative of any issues relating to solvency of the Company and the directors are satisfied that any obligations arising in respect of the Metal Securities can be managed in accordance with the terms of the applicable Prospectus.

The directors continue to monitor price changes impacting the Metal Bullion. Market volatility increased at the beginning of 2026 the impact of geopolitical developments, including the recent significant escalation of conflict in the Middle East since February 2026, which has heightened regional instability and continues to create rapidly evolving geopolitical and economic conditions. These developments may influence market sentiment and global economic activity, and the directors remain alert to any potential implications for the Company's operations and Metal Bullion and, will take any potential actions needed or as required under the terms of the prospectus, as facts and circumstances are subject to change and may be specific to investments and jurisdictions.

The directors consider the operations of the Company to be ongoing, with a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue in operational existence until 30 April 2027 (being the period of assessment), and accordingly these financial statements have been prepared on the going concern basis.

Critical Material Accounting Estimates and Judgements

The presentation of financial statements in conformity with IFRSs requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise its judgement in the process of applying the Company's accounting policies.

Significant Judgements

The key accounting judgements required to prepare these financial statements are:

1. In respect of the presentation of non-statutory and non-GAAP adjustments to the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income and the Statement of Changes in Equity, as disclosed in note 16 to the financial statements.
2. The determination of the appropriate accounting policy to be applied to Metal Bullion. Under IFRS there is no standard treatment for the classification of physical metals (as they do not meet the definition of a financial asset, cash, inventory or property, plant or equipment) therefore the election of how to treat physical metals is left to some interpretation for companies which hold these assets. The Metal Bullion is held to provide the security holders with the exposure to changes in the fair value of Metal Bullion and therefore the Directors consider that carrying the Metal Bullion at fair value through profit or loss, consistent with the treatment that would be applicable to a financial instrument, reflects the objectives and the purpose of holding the asset.

Significant Estimates

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The directors do not consider that any significant estimates have been applied in the preparation of these financial statements.

Accounting Standards

(a) Standards, amendments and interpretations considered by the Company:

The following are standards and amendments effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2025 but which did not have any effect on the financial statements of the Company.

- Amendments to IAS 21 - The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates: lack of exchangeability.

There were no other new standards, amendments and interpretations adopted in the current year that resulted in a significant effect on these financial statements.

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

2. Material Accounting Policy Information (continued)

Accounting Standards (continued)

(b) New and revised IFRSs in issue but not yet effective:

The Company has not applied the following new and revised IFRSs that have been issued but are not yet effective:

- IFRS 18 - Presentation and Disclosure in Financial Statements (effective for annual periods beginning on or after 1 January 2027)
- IFRS 19 - Subsidiaries Without Public Accountability Disclosures (effective for annual periods beginning on or after 1 January 2027)
- Amendments to IFRS 7 and IFRS 9 - Classification and Measurement of Financial Instruments (effective for annual periods beginning on or after 1 January 2026)
- Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume II (effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027)

The directors do not expect the adoption of the above standards, amendments and interpretations that are in issue but not yet effective will have a material impact on the financial statements of the Company in future periods.

Metal Securities

(i) Issue and Redemption

Each time a Metal Security is issued or redeemed by the Company a corresponding amount of Metal Bullion is transferred into or from the relevant secured account held by the custodian. Upon initial recognition, the fair value is recorded using the fixing price published by the London Bullion Market Association ("LBMA") applied to the underlying Metal Bullion transferred. The fair value of each creation and redemption of Metal Securities is recorded using the price published by the LBMA on the transaction date, and is the "Contractual Value". Financial liabilities are recognised and de-recognised on the transaction (trade) date. The issue and redemption of Metal Securities is recorded at a value that corresponds to the value of the Metal Bullion transferred in respect of the issue and redemption. As a result, the Company has no net exposure to gains or losses on the Metal Securities and Metal Bullion.

(ii) Classification at fair value through Profit or Loss

Metal Securities comprise a financial instrument whose redemption price is linked to the value of the underlying Metal Bullion. Metal Securities are classified as liabilities at fair value through profit or loss under IFRS 9 due to an embedded derivative. This also significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

(iii) Pricing

IFRS 13 requires the Company to identify the principal market and to utilise the available price within that principal market. The directors consider that the stock exchanges where the Metal Securities are listed to be the principal market and as a result the fair value of the Metal Securities is the on-exchange price as quoted on the stock exchange demonstrating active trading with the highest trading volume. The Metal Securities are priced using the latest traded mid-market price on (or before) the reporting date, that is when the reporting date is not on a date that the market is open.

A difference arises between the value of Metal Bullion (held to support the Metal Securities) and Metal Securities (at market value) presented in the Statement of Financial Position. This difference is reversed on a subsequent redemption of the Metal Securities and transfer of the corresponding Metal Bullion.

Metal Bullion

The Company holds Metal Bullion equal to the redemption amount due to holders of Metal Securities solely for the purposes of meeting its obligations under the Metal Securities.

As described above (under the heading Critical Accounting Estimates and Judgements), under IFRS there is no standard treatment for the classification of physical metals. The Metal Bullion is held to provide the security holders with the exposure to changes in the fair value of Metal Bullion and therefore the Directors consider that carrying the Metal Bullion at fair value through profit or loss, consistent with the treatment that would be applicable to a financial instrument, reflects the objectives and the purpose of holding the asset.

Metal Bullion is priced on a daily basis based on the quantity of Metal Bullion held using the latest price published by the LBMA, and is considered to be the fair value of the Metal Bullion. Also on a daily basis an amount is transferred to Metal Bullion Held in Respect of the Management Fees. This valuation of the Metal Bullion is equivalent to the latest price published by the LBMA to the total Metal Entitlement of each class of Metal Security, and is referred to as the "Contractual Value".

Metal Bullion and Metal Securities Awaiting Settlement

The issue and redemption of Metal Securities, and the transfer in and out of Metal Bullion, is accounted for on the transaction date. The transaction will not settle until two days after the transaction date. Where transactions are awaiting settlement at the year end, the value of the Metal Bullion and the Metal Securities due to be settled is separately presented within the relevant assets and liabilities on the Statement of Financial Position. The fair value of these receivables and payables is considered equivalent to their carrying value.

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

2. Material Accounting Policy Information (continued)

Metal Bullion Held in Respect of Management Fees and Manler Fee Payable in Metal Bullion

Management Fee income is accrued by reducing the Metal Entitlement of each class of Metal Security on a daily basis by an agreed amount. These fees are recognised in Metal Bullion, recorded at fair value through profit or loss in accordance with the accounting judgement set out above in respect of Metal Bullion. The amount recognised at the reporting date is revalued using the latest price published by the LBMA.

Management Fees payable are also accrued based on the income accrued in accordance with the agreement with Manler. The fees payable in Metal Bullion are classified as financial liabilities measured at fair value through profit or loss under IFRS 9 due to an embedded derivative. This also significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them, on different bases. The payable at the reporting date is revalued using the latest price published by the LBMA.

Overdraft Facility

The Company has entered into three agreements with the custodians which each allow for the loan of up to one bullion bar of gold (collectively the "Overdraft Facility"). The Overdraft Facility is denominated in ounces of Metal Bullion, repayable in ounces of Metal Bullion equivalent to the Metal Bullion on Loan. The Overdraft Facility is recorded at the fair value of the ounces of Metal Bullion using the latest price published by the LBMA and changes in fair value are recognised through profit or loss.

Metal Bullion on Loan

The gold held under the Overdraft Facility (the "Metal Bullion on Loan") is used by the Company to ensure all WisdomTree Physical Swiss Gold Securities, WisdomTree Physical Gold Securities and WisdomTree Core Physical Gold Securities, respectively, are supported by holdings of gold in allocated form. The Metal Bullion on Loan is recorded at fair value using the latest price published by the LBMA. Changes in fair value are recognised through profit or loss.

Reserves

A revaluation reserve and a retained earnings reserve are maintained within equity. All profit or loss is taken to the retained earnings reserve at the end of the accounting period to which it relates and the gain or loss relating to the mis-match of accounting values is transferred to the non-distributable revaluation reserve as the balance relates to unrealised gains and losses on Gold Bullion (held to support the Gold Securities) and Gold Securities, which will be reversed on a subsequent redemption of the Gold Securities and the related transfer of Gold Bullion and will therefore not be realised.

Other Financial Assets and Liabilities

Other financial assets and liabilities are non-derivative financial assets and liabilities including trade and other receivables and trade and other payables (primarily Creation and Redemption Fees) with a fixed payment amount and are not quoted in an active market. After initial measurement the other financial assets and liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for expected credit losses (in respect of financial assets only). The effective interest method is a method of calculating the amortised cost of an instrument and of allocating interest over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash flows (including all fees paid or received that form an integral part of the effective interest rate, transaction costs and other premiums or discounts) through the expected life of the instrument, or, where appropriate, a shorter period, to the net carrying amount on initial recognition. Impairment losses, including reversals of impairment losses and impairment gains, are recorded through profit or loss.

Income and Expenses

The Company has entered into a service agreement with WisdomTree Management Jersey Limited ("Manler" or the "Manager"), whereby Manler is responsible for supplying or procuring the supply of all management and administration services required by the Company (including marketing), as well as the payment of costs relating to the listing and issuance of Metal Securities. In return for these services, the Company has an obligation to remunerate Manler with an amount equal to the Management Fee and the creation and redemption fees earned (the "Manler Fee").

The Company derives its income over time (in respect of Management Fees), and at a point in time (in respect of creation and redemption fees) as follows:

(i) Management Fees

Management Fees are calculated by applying a fixed percentage to reduce the Metal Entitlement of each class of Metal Security on a daily basis in accordance with the terms of the securities issued, as follows:

	% Rate (P.a)
• WisdomTree Physical Platinum	0.49
• WisdomTree Physical Palladium	0.49
• WisdomTree Physical Gold	0.39
• WisdomTree Physical Swiss Gold	0.15
• WisdomTree Core Physical Gold	0.12
• WisdomTree Physical Silver	0.49
• WisdomTree Core Physical Silver	0.19

The Management Fee for WisdomTree Physical Precious Metals Basket Security is the total of the Metal Entitlements of the Individual Metal Securities of which it is made up: Platinum – 0.1, Palladium – 0.2, Silver – 1.2, and Gold – 0.4 (therefore the Management Fee rate being applied is in respect of those Individual Metal Securities).

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

2. Material Accounting Policy Information (continued)

Income and Expenses (continued)

i) Management Fees (continued)

The change in Metal Entitlement reduces the value of the Metal Securities. This reduction equates to the Management Fee amount in the relevant Metal Bullion, that is recognised for that day per each Metal Security in issue on that day. The Management Fees are accrued and recognised on a daily basis, until invoiced and settled by transfer of the relevant Metal Bullion. The amount recognised as income is calculated by applying the average LIBMA fixing price to the total Management Fee accrued on a monthly basis.

ii) Creation and Redemption Fees

Fees for the issue and redemption of Metal Securities are recognised at the fair value of the consideration expected to be received, on the date on which the transaction becomes legally binding. Accrued creation and redemption fees are invoiced and settled on a quarterly basis.

Foreign Currency

The financial statements of the Company are presented in the currency in which the majority of the Metal Securities issued by the Company are denominated (its functional currency). For the purpose of the financial statements, the results and financial position of the Company are expressed in United States Dollars ("USD"), which is the functional currency of the Company and the presentation currency of the financial statements. Transactions in foreign currencies are initially recorded at the spot rate at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the year-end date are translated at rates ruling at that date.

Segmental Reporting

A segment is a distinguishable component of the Company that is engaged either in providing products or services (business segment), or in providing products and services within a particular economic environment (geographical segment), which is subject to risks and rewards that are different from those of other segments. IFRS 8 requires operating segments to be identified on the basis of internal reports about components of the Company that are regularly reviewed by the Chief Operating Decision Maker ("CODM") in order to allocate resources to the segments and to assess their performance. The CODM has been determined as the Board of Directors.

Whilst the Company has a number of different classes of Metal Securities in issue, the financial information reviewed by the CODM is aggregated and not segregated by those different classes of Metal Securities and therefore the CODM concluded that these components do not meet the criteria of operating segments. Furthermore the marketing of the Metal Securities is undertaken on a centralised basis and the terms of the Metal Securities of any class rank par passu in all respects irrespective of stock exchange listing.

As a result, the CODM determined that the Company is operating a single segment or product group, precious metals, and one geographical segment which is Europe. Therefore the Company discloses its results on an equivalent aggregated form and does not provide and further segmental information. In addition, the Company has no single major customer from which greater than 10% of income is generated. All information relevant to the understanding of the Company's activities is included in these financial statements.

3. Result Before Fair Value Movements

Result Before Fair Value Movements for the year comprised:

	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
Creation and Redemption Fees	148,932	58,252
Management Fees	48,466,781	35,857,601
Total Income	48,615,713	35,915,853
Marketing Fees	(48,615,713)	(35,915,853)
Total Operating Expenses	(48,615,713)	(35,915,853)
Result Before Fair Value Movements	-	-

Audit fees for the year amounting to GBP 43,050 will be met by MarJer (2024: GBP 48,833).

4. Taxation

The Company is subject to Jersey Income Tax. During the year the Jersey Income Tax rate applicable to the Company is zero percent (2024: zero percent).

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

5. Management Fees

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Metal Bullion held in respect of Management Fees	5,577,358	3,020,864

Management Fees are recognised in Metal Bullion and are recorded at fair value.

6. Trade and Other Receivables

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Creation and Redemption Fees	40,592	15,219
Receivable from Related Party	4	4
	<u>40,596</u>	<u>15,223</u>

The fair value of the receivables is equal to the carrying value. The Trade and Other Receivables are due to be recovered within 12 months of the year end.

7. Metal Bullion

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Change in Fair Value of Metal Bullion	9,438,507,291	2,269,690,333
Metal Bullion Held at Fair Value	<u>20,539,409,002</u>	<u>11,363,169,481</u>

As at 31 December 2025, there were certain amounts of Metal Bullion awaiting the settlement in respect of the creation or redemption of Metal Securities with transaction dates before the year end and settlement dates in the following year:

- The amount of Metal Bullion Held in Respect of Assets awaiting settlement is USD 46,342,962 (2024: USD 1,558,425).
- The amount of Metal Bullion Payable in respect of Assets awaiting settlement is USD 25,529,461 (2024: USD 9,055,431).

All Metal Bullion assets have been valued using the AM fix on 31 December 2025 as published by the LBMA being the last fix prices available for the year.

The below reconciliation of changes in the Metal Bullion includes only non-cash changes.

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Opening Metal Bullion	11,363,169,481	9,375,128,003
Additions	6,476,572,620	4,245,694,343
Disposals	(6,690,373,609)	(4,491,485,597)
Metal Bullion Transferred to Metal Bullion Held in Respect of Management Fees	(48,466,781)	(35,857,601)
Change in Fair Value	9,438,507,291	2,269,690,333
Closing Metal Bullion	<u>20,539,409,002</u>	<u>11,363,169,481</u>

8. Metal Securities

Whilst the Metal Securities are quoted on the open market, the Company's ultimate liability relates to its contractual obligations to issue and redeem Metal Securities in exchange for Metal Bullion as determined by the Metal Entitlement of each class of Metal Security on each trading day. The fair value of each creation and redemption of Metal Securities is recorded using the price published by the LBMA on the transaction date, and is the "Contractual Value". The issue and redemption of Metal Securities is recorded at a value that corresponds to the value of the Metal Bullion transferred in respect of the issue and redemption. As a result, the Company has no net exposure to gains or losses on the Metal Securities and Metal Bullion.

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

8. Metal Securities (continued)

The Company measures the Metal Securities at their fair value in accordance with IFRS 13 rather than at the Contractual Value described above. The fair value is the price quoted on stock exchanges or other markets where the Metal Securities are listed or traded and. The fair values and changes thereof during the year based on prices available on the open market as recognised in the financial statements are:

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Change in Fair Value of Metal Securities	(9,864,850,247)	(2,266,398,237)
Metal Securities at Fair Value	<u>20,959,029,304</u>	<u>11,356,446,827</u>

The contractual redemption values and changes thereof during the year based on the contractual settlement values are:

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Change in Contractual Redemption Value for the Year	(9,438,507,291)	(2,269,690,333)
Metal Securities at Contractual Redemption Value	<u>20,539,409,002</u>	<u>11,363,169,481</u>

The gain or loss on the difference between the value of the Metal Bullion and the fair value of Metal Securities would be reversed on a subsequent redemption of the Metal Securities and transfer of the corresponding Metal Bullion where the redemption of securities are at the contractual value and not at their IFRS 13 fair value. Refer to note 16 to the financial statements for the non-statutory and non-GAAP adjustments which reflect the results of this reversal.

As at 31 December 2025, there were certain Metal Securities awaiting settlement in respect of creations or redemptions with transaction dates before the year end and settlement dates in the following year:

- The amount receivable on Securities awaiting settlement is USD 25,529,461 (2024: USD 9,055,431)
- The amount Payable on Securities awaiting settlement is USD 46,342,962 (2024: USD 1,558,425)

The below reconciliation of changes in the Metal Securities, being liabilities arising from financing activities, includes only non-cash changes.

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Opening Metal Securities	11,356,446,827	9,371,697,442
Securities Created	6,476,572,620	4,245,694,346
Securities Redeemed	(6,690,373,609)	(4,491,485,597)
Management Fee	(48,466,781)	(35,857,601)
Change in Fair Value	9,864,850,247	2,266,398,237
Closing Metal Securities at Fair Value	<u>20,959,029,304</u>	<u>11,356,446,827</u>

9. Overdraft Facility / Metal Bullion on Loan

The Overdraft Facility, pursuant to the overdraft agreements entered into with the custodians (one with JP Morgan Chase Bank, NA ("JP Morgan"), and two with HSBC Bank plc ("HSBC")), allows for the loan of up to one bullion bar of gold (per agreement). The gold held under the Overdraft Facility (the "Metal Bullion on Loan") is used by the Company to ensure all WisdomTree Physical Swiss Gold Securities, WisdomTree Physical Gold Securities and WisdomTree Core Physical Gold Securities, respectively, are supported by holdings of gold in allocated form.

The Company had Metal Bullion drawn under the Overdraft Facilities as follows:

	As at 31 December 2025		As at 31 December 2024	
	Troy Ounces	USD	Troy Ounces	USD
Gold on Loan from JP Morgan	52,735	227,180	72,259	188,657
Gold on Loan from HSBC	309,012	1,331,208	528,944	1,380,994
		<u>1,558,388</u>		<u>1,569,651</u>

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

10. Trade and Other Payables

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
ManJel Fees Payable	5,617,950	3,036,083

Management Fees payable by transfer of Metal Bullion are recorded at fair value. The fair value of the remaining payables is equal to the carrying value. The ManJel Fee Payable is due to be settled within 12 months of the year end.

11. Stated Capital

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
2 Shares of Nil Par Value, Issued at GBP 1 Each and Fully Paid	4	4

The Company can issue an unlimited capital of nil par value shares in accordance with its Memorandum of Association.

All Shares issued by the Company carry one vote per Share without restriction and carry the right to dividends.
All Shares are held by WisdomTree Holdings Jersey Limited ("HoldCo").

12. Related Party Disclosures

Entities and individuals which have significant influence over the Company, either through ownership or by virtue of being a director of the Company are considered to be related parties. In addition, entities with common ownership to the Company and entities with common directors are also considered to be related parties.

Fees charged by ManJel during the year:

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
ManJel Fees	48,615,713	35,915,853

The following balances were due to ManJel at the year end:

	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
ManJel Fees Payable	5,617,950	3,036,083

At 31 December 2025, USD 4 is receivable from ManJel (2024: USD 4).

No director has a service contract with the Company. The directors of the Company who are employees within the WisdomTree, Inc group do not receive separate remuneration in their capacity as directors of the Company. The directors of the Company who are employees of Apex Financial Services (Alternative Funds) Limited ("Apex" or the "Administrator") do not receive separate remuneration in their capacity as directors of the Company, however Apex receives a fee from ManJel which includes services in respect of the Company, including for the provision of directors who are employees of Apex.

Vinod Rajput, Elisabeth Casely and Olivia Vuillemin (up to her date of resignation) are employees of Apex. During the year, Apex charged ManJel administration fees which include the Company and other entities for which the ManJel is the Manager and Apex is the Administrator. Total fee amounting to GBP 1,324,915 (31 December 2024: GBP 1,687,046) translated in USD 1,781,746 (31 December 2024: USD 2,114,712), of which GBP 429,076 (31 December 2024: GBP 471,388) translated in USD 577,021 (31 December 2024: USD 590,885) was outstanding at the year end.

Timothy Darcy is an employee of WisdomTree Ireland Limited, a wholly owned subsidiary of WisdomTree, Inc. Peter Ziemba was an executive officer of WisdomTree, Inc. Group and Bryan Governey is European General Counsel for the WisdomTree, Inc Group.

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

13. Financial Risk Management

The Company is exposed to a number of risks arising from its activities, including credit risk, settlement risk, liquidity risk and market risk. The Board is responsible for the overall risk management approach and for approving the risk management strategies and principles.

The Board meets frequently to consider the risk exposures of the Company and to determine appropriate management policies. The risk management policies employed by the Company to manage these are discussed below. The Metal Securities are subject to normal market fluctuations and other risks inherent in investing in securities and other financial instruments. There can be no assurance that any appreciation in the value of securities will occur, and the capital value of an investor's original investment is not guaranteed. The value of investments may go down as well as up, and an investor may not get back the original amount invested.

The information provided below is not intended to be a comprehensive summary of all the risks associated with the Metal Securities and investors should refer to the most recent Prospectus for a detailed summary of the risks inherent in investing in the Metal Securities. Any data provided should not be used or interpreted as a basis for future forecast or investment performance.

(a) Credit Risk

Credit risk primarily refers to the risk that Authorised Participants or the custodian will default on its contractual obligations resulting in financial loss.

The total carrying amounts of the Metal Bullion, Metal Bullion on loan, amounts receivable awaiting settlement and trade and other receivables best represent the maximum credit risk exposure at the reporting date. At the reporting date, the Company's amounts of the Metal Bullion, Metal Bullion on loan, receivable awaiting settlement and trade and other receivables are detailed on the Statement of Financial Position. Credit risk is managed by the Company by only dealing with Authorised Participants who are believed to be creditworthy. In the event the authorised participants fail to complete their obligation, no Metal Securities will be created therefore the Company does not have the risk of loss of the amount expected to be received.

Credit risk also includes custodial risk. Metal Bullion is the subject of a fixed charge or legal mortgage in favour of The Law Debenture Trust Corporation p.l.c. (the "Trustee") pursuant to security deeds entered into by the Trustee and the Company to secure the obligations owed by the Company to the Trustee and the holders of the relevant Metal Securities (the "Security"). However, there is no exposure to credit risk to the Trustee by virtue of the existence of the Security. Under the custodian agreements the relevant custodian acknowledges the Security created in favour of the Trustee and agrees that once Metal Bullion is deposited in the secured metal accounts, it may only be removed after approval from the Trustee.

The custodian is not required to take out insurance and neither is the Trustee. Accordingly, there is a risk that the secured Metal Bullion could be lost, stolen or damaged and the Company would not be able to satisfy its obligations in respect of the Metal Securities. Currently the Company has two custodians, HSBC and JP Morgan. At the reporting date the exposure to the custodians was split approximately 85% and 15% (2024: 88% and 12%) respectively.

Metal Bullion held with the custodians is held either in allocated or unallocated form.

- **Allocated:** An allocated account evidences that uniquely identifiable bars of bullion have been "allocated" to the customer and are segregated from other metal held in the custodian's vault. An allocated account is held in the customer's name (which, for the Metal Securities, means in the name of the Trustee as legal mortgagee pursuant to the Security and in its capacity as trustee for the Security Holders). The customer has full title to the bullion held in the allocated account. As a result, allocated Bullion does not entail any credit risk exposure to the custodian, and the credit exposure to the custodians is therefore limited to the amounts held in unallocated accounts.
- **Unallocated:** Unlike bullion held in an allocated account, bullion in an unallocated account does not entitle the customer to a particular bar of bullion and the customer's holding is not segregated from that of other customers or the custodian. Instead, the books and records of the custodian record that the customer is entitled to a specific amount of bullion. As the bullion is not segregated, the customer has a credit risk exposure to the custodian. Bullion in unallocated form is easier to transfer as it simply requires an update of the custodian's books and records rather than movements of physical bullion and for this reason transfers in connection with creation and redemption of Metal Securities are carried out in unallocated form.

The Metal Securities are backed by physical Metal Bullion in allocated accounts to the extent possible. A small portion may be held in unallocated form on a short term basis when Metal Bullion is in the process of being allocated or de-allocated for a creation or redemption, or (in respect of Metal Bullion other than gold) where it cannot be held in whole bars. Once the level of Metal Bullion in an unallocated account reaches an amount equal to one bar, that bar can be transferred to an allocated account.

The Company has entered the Overdraft Facility to ensure all WisdomTree Physical Swiss Gold Securities, WisdomTree Physical Gold Securities and WisdomTree Core Physical Gold Securities, respectively, are supported by holdings of gold in allocated form, and therefore the unallocated gold balances relate to the Metal Bullion drawn on the Overdraft Facility (see note 9 to the financial statements). For Metal Bullion other than gold, the unallocated account will be less than 1 physical bar (of each type of Metal Bullion) and immaterial in value.

The Metal Bullion held at the custodians to back the Metal Securities is audited twice a year by an independent metal audit firm – Inspectorate International – who inspect the Metal Bullion held at the custodians to ensure that it matches in all respects the Metal Bullion disclosed as held on the Bar List. The first audit takes place at the start of each year of the Metal Bullion held at the end of the previous year and then a second audit is carried out at random at a later point in the year.

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

13. Financial Risk Management (continued)

(a) Credit Risk (continued)

The Board monitors credit risk exposure, including through an assessment of the credit rating of the custodians (HSBC: AA- (2024: AA-) (Fitch, 19 August 2025) and JPMorgan: AA- (2024: AA-) (Fitch, 03 June 2025)), to ensure the Company's exposure is managed.

(b) Settlement Risk

Settlement risk primarily refers to the risk that an Authorised, the Custodian or the Company's trading counterparty Participant will default on its contractual obligations resulting in financial loss.

The directors believe that settlement risk would only be caused by the Company's trading counterparty not delivering Metal Bullion or Metal Securities on the settlement date. The Metal Securities settle through the CREST system. The directors believe that this risk is mitigated as Metal Securities are not issued until the required amount of Metal Bullion has been received in the custodian account, and Metal Bullion is not transferred until the relevant Metal Securities have been delivered in CREST. As a result, each transaction does not settle until both parties have fulfilled their contractual obligations.

Amounts outstanding in respect of positions yet to settle are disclosed in notes 7 and 8 to the financial statements.

(c) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting the obligations associated with its financial liabilities as they fall due. The Company's payables are all payable on demand and generally settled on a short term basis. Liquidity risk in respect of payables related to expenses is reduced as Metal Bullion in respect of the Management Fees are secured by the Company on a daily basis, in order for the related Manler expense accumulated (for the month, in arrears) to be settled (in Metal Bullion) once invoiced, and amounts in respect of the creation and redemption fees are transferred from the relevant counterparties directly to Manler and there are no related cash flows through the Company. Each class of Metal Security is not redeemable at fair value but at their contractual value and is issued under limited recourse arrangements whereby the holders have recourse only to the Metal Bullion (held to support the Metal Securities) and not to the Metal Bullion of any other class of Metal Security or to the Company, therefore limiting the liquidity of the Company in connection with the issue of the Metal Securities.

The Metal Securities do not have a contractual maturity date and will only be redeemed at the request of the holder of the security, which may be requested at any time, with the transaction settling through the transfer of the required Metal Bullion two days after the transaction date, or in the case of a compulsory redemption by either transferring the required Metal Bullion, or by realising the Metal Bullion for cash and settling the cash proceeds to holders on a short-term basis. Generally, only holders of Metal Securities who have entered into an authorised participant agreement with the Company or any holder of WisdomTree Physical Swiss Gold Securities and WisdomTree Core Physical Gold Securities can submit applications and redemptions directly with the Company.

When Metal Securities are redeemed, the Company returns the corresponding amount of Metal Bullion determined by the Metal Entitlement of those Metal Securities, therefore the redemption of Metal Securities would not impact the liquidity of the Company. Consequently, the Company has not presented any quantitative information in respect of liquidity risk.

(d) Capital Management

The primary objective of the Company's capital management policy is to ensure that it maintains sufficient resources for operational purposes. The capital being managed is the Stated Capital as presented in the Statement of Changes in Equity. Retained Earnings and the Revaluation Reserve, as presented in the Statement of Changes in Equity, are not considered managed capital as these balances relate to unrealised gains and losses on Metal Bullion (held to support the Metal Securities) and Metal Securities, which are reversed on a subsequent redemption of the Metal Securities and the related transfer of Metal Bullion and will therefore not be realised. The Company is not subject to any capital requirements imposed by a regulator and there were no changes in the Company's approach to capital management during the year.

The Company's principal activity is the issue and listing of Metal Securities. These securities are issued and redeemed as demand requires. The Company holds a corresponding amount of Metal Bullion which matches the total contractual liability of the Metal Securities issued. Manler supplies or arranges the supply of all management and administration services to the Company and pays all management and administration costs of the Company, including Trustee and custodian fees. In return for these services the Company has an obligation to remunerate Manler, which under the terms of the service agreement by an amount which is equal to the aggregate of the Management Fee and creation and redemption fees earned.

As all Metal Securities on issue are supported by an equivalent amount of physical bullion held by the custodian and the running costs of the Company were paid by Manler, the directors of the Company consider the capital management and its current capital resources are adequate to maintain the ongoing listing and issue of Metal Securities.

(e) Market Risk

Market risk is the risk that changes in market prices (such as equity and bullion prices, interest rates and foreign exchange rates) will affect the Company's income or the value of its financial instruments held or issued.

(i) Price Risk

As described above, Metal Securities provide investors with exposure to precious metals. Excluding the impact of Management Fees, the value of certain Metal Securities also dropped in line with the changes in the underlying Metal Bullion values.

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

13. Financial Risk Management (continued)

(e) Market Risk (continued)

i) Price Risk (continued)

	LBMA Price USD		Movement %
	2025	2024	
Platinum	2,027,000	914,000	121.37%
Palladium	1,567,000	909,000	72.39%
Gold	4,307,950	2,610,850	65.00%
Silver	71,990	28,905	149.06%

The value of the Company's liability in respect of the Metal Securities fluctuates according to the Metal Bullion prices and the risk of such change in price is managed by the Company by holding Metal Bullion in the same quantity as its liability. Whilst the Metal Securities are quoted on the open market, the Company's ultimate liability relates to its contractual obligations to issue and redeem Metal Securities in exchange for Metal Bullion as determined by the Metal limitment on each trading day. The Company measures the Metal Securities at their fair value in accordance with IFRS 13 rather than at the Contractual Value (as described in the Prospectus). The gain or loss on the difference between the value of the Metal Bullion and the fair value of Metal Securities would be reversed on a subsequent redemption of the Metal Securities and transfer of the corresponding Metal Bullion. Refer to note 8 to the financial statements for the further details regarding fair values. Therefore, the Company bears no residual financial risk from a change in the price of Metal Bullion. Furthermore, the impact of price sensitivity is considered immaterial to these financial statements.

However, there is an inherent risk from the point of view of investors as the price of Metal Bullion and the value of the Metal Securities may vary widely due to, amongst other things, changing supply or demand for Metal Bullion, government and monetary policy or intervention and global or regional political, economic or financial events. The market price of Metal Securities is (and will remain) a function of supply and demand amongst investors wishing to buy and sell Metal Securities and the bid or offer spread that the market makers are willing to quote. This is highlighted further in note 16 to the financial statements, and below under the Fair Value Hierarchy.

Other than as described above, the Company has not initiated any of these further actions during the current year or subsequently to date. Any such action will be undertaken in accordance with the constitutive documents of the Metal Securities.

ii) Interest Rate Risk

The Company does not have significant exposure to interest rate risk as neither the Metal Bullion or the Metal Securities bear any interest.

iii) Currency Risk

The Company's assets and securities are denominated in USD.

The directors do not consider the Company to have a significant exposure to currency risk arising from the current economic uncertainties facing a number of countries around the world as the gains or losses on the liability represented by the Metal Securities are matched economically by corresponding losses or gains attributable to the Metal Bullion.

(f) Sensitivity Analysis

IFRS 7 requires disclosure of a sensitivity analysis for each type of market risk to which the entity is exposed to at the reporting date, showing how profit or loss and equity would have been affected by a reasonably possible change to the relevant risk variable.

The Company's rights and liabilities in respect of Metal Securities, relate to its contractual obligations to issue and redeem Metal Securities in exchange for Metal Bullion as determined by the Metal limitment on each trading day. The fair value of each creation and redemption of Metal Securities is recorded using the price published by the LBMA on the transaction date. However, under IFRS 13, the liability is recorded at fair value (being the on-exchange price) which results in a mismatch. As described in note 16 to the financial statements this mismatch is reversed on the redemption of Metal Securities.

As a result, the Company's contractual and economic liability in connection with the issue and redemption of Metal Securities is matched by movements in the corresponding Metal Bullion. Whilst sensitivity analysis could be performed on this mismatch, the Company does not ultimately have economic exposure to the on-exchange price, but to the contractual liability of the Metal Securities and consequently, the Company does not have any net exposure to market price risk. Furthermore the result of the numeric sensitivity is considered not material by the directors and in their opinion, no sensitivity analysis is required to be disclosed.

(g) Fair Value Hierarchy

The levels in the hierarchy are defined as follows:

- Level 1 fair value based on quoted prices in active markets for identical assets.
- Level 2 fair values based on valuation techniques using observable inputs other than quoted prices.
- Level 3 fair values based on valuation techniques using inputs that are not based on observable market data.

Categorisation within the hierarchy is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement of each relevant asset/liability.

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

13. Financial Risk Management (continued)

(g) Fair Value Hierarchy (continued)

The Company is required to utilise the available on-market price as the Metal Securities are quoted and actively traded on the open market. Therefore, Metal Securities are classified as Level 1 financial liabilities.

The Company holds Metal Bullion to support the Metal Securities as determined by the Metal Entitlement (which is calculated in accordance with an agreed formula published in the Prospectus). Metal Bullion is marked to fair value using the latest price published by the LBMA. The Company has contractual obligations to issue and redeem Metal Securities in exchange for Metal Bullion as determined by the Metal Entitlement of each class of Metal Security on each trading day. The fair value of each creation and redemption of Metal Securities is recorded using the price published by the LBMA on the transaction date applied to that Metal Entitlement. Therefore, Metal Bullion is classified as a Level 2 asset, as the value is calculated using third party pricing sources supported by observable, verifiable inputs.

As disclosed in notes 2 and 9 to the financial statements, the Company holds Metal Bullion on Loan under the Overdraft Facility, which are recorded at fair value using the latest price published by the LBMA. Therefore, Metal Bullion on Loan is classified as a Level 2 asset, as the value is calculated using third party pricing sources, and the Overdraft Facilities are classified as a Level 2 liability as the value is calculated using third party pricing sources supported by observable, verifiable inputs.

	Fair value As at 31 December 2025 USD	Fair value As at 31 December 2024 USD
Level 1		
Metal Securities	(20,959,029,304)	(11,356,446,827)
Level 2		
Overdraft Facility	(1,558,388)	(1,569,651)
Metal Bullion On Loan	1,558,388	1,569,651
Metal Bullion	20,539,409,002	11,363,169,481
	20,539,409,002	11,363,169,481

Each of the Metal Securities, Overdraft Facility, the Metal Bullion on Loan and the Metal Bullion are recognised at fair value upon initial recognition and revalued to fair value in line with the Company's accounting policy. There are no assets or liabilities classified in Level 3. Transfers between levels would be recognised if there was a change in circumstances that prevented public information in respect of Level 1 inputs from being available. Any such transfers would be recognised on the date of the change in circumstances that cause the transfer. There were no transfers or reclassifications between Level 1 and Level 2 for any of the assets or liabilities during the year.

14. Ultimate Controlling Party

In accordance with the disclosure requirements of IFRS the directors have determined that no entity meets the definition of immediate parent or ultimate controlling party. The holder of issued equity shares in Electra Target HoldCo Limited, a Jersey registered company, WisdomTree, Inc (formerly WisdomTree Investments, Inc) is the ultimate controlling party of Electra Target HoldCo Limited.

15. Subsequent Event

The Directors have evaluated events occurring after the reporting date up to the date of approval of these financial statements and have determined that there were no events subsequent to 31 December 2025 that require adjustment to, or disclosure in, the financial statements. No matters have arisen that would materially affect the Company's financial position, performance, or the presentation of these financial statements.

16. Non-GAAP and Non-Statutory Information

As a result of the mis-match in the accounting valuation of Metal Bullion (held to support the Metal Securities) and Metal Securities (as disclosed in notes 7 and 8 to the financial statements) the profits and losses and comprehensive income of the Company presented in the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income reflect gains and losses which represent the movement in the cumulative difference between the value of the Metal Bullion and the price of Metal Securities. The Statement of Changes in Equity also reflects the fair value movements on both the Metal Bullion (held to support the Metal Securities) and

These gains or losses on the difference between the value of the Metal Bullion (held to support the Metal Securities) and the price of Metal Securities would be reversed on a subsequent redemption of the Metal Securities and transfer of the corresponding Metal Bullion.

Furthermore, each class of Metal Security is issued under limited recourse arrangements whereby the holders have recourse only to the relevant Metal Bullion (held to support the Metal Securities) and not to the Metal Bullion of any other class of Metal Security or to the Company. As a result, the Company does not make gains from trading in the underlying Metal Bullion (held to support the Metal Securities) and, from a commercial perspective (with the exception of the impact of Management Fees) gains and losses in respect of Metal Bullion (held to support the Metal Securities) will always be offset by a corresponding loss or gain on the Metal Securities and the Company does not retain any net gains or losses.

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

16. Non-GAAP and Non-Statutory Information (continued)

The mismatched accounting values are as shown below:

	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
Change in Fair Value of Metal Bullion	9,438,507,291	2,269,690,333
Change in Fair Value of Metal Securities	(9,864,850,247)	(2,266,398,237)
	(426,342,956)	3,292,096

To reflect the commercial results, the Company has presented below a non-GAAP and non-Statutory Statement of Profit or Loss and Total Comprehensive Income and Statement of Changes in Equity for the year which reflect an Adjustment from Market Value to Contractual Value (as set out in the Prospectus) of Metal Securities, together with those gains or losses being transferred to a separate reserve which is deemed non-distributable.

(a) Non-GAAP and Non-Statutory Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income

	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
Income	48,615,713	35,915,853
Expenses	(48,615,713)	(35,915,853)
Result Before Fair Value Movements	-	-
Change in Fair Value of Metal Bullion	9,438,507,291	2,269,690,333
Change in Fair Value of Metal Securities	(9,864,850,247)	(2,266,398,237)
(Loss) Profit for the Year	(426,342,956)	3,292,096
Adjustment from Market Value to Contractual Value (as set out in the Prospectus) of Metal Securities	426,342,956	(3,292,096)
Adjusted Result	-	-

WisdomTree Metal Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

16. Non-GAAP and Non-Statutory Information (continued)

(b) Non-GAAP and Non-Statutory Statement of Changes in Equity

	Stated Capital USD	Retained Earnings USD	Revaluation Reserve ^a USD	Total Equity USD	Adjusted Total Equity USD
Balance at 1 January 2024	4	-	3,430,558	3,430,562	4
Profit and Total Comprehensive Income for the Year	-	3,292,096	-	3,292,096	3,292,096
Transfer to Revaluation Reserve	-	(3,292,096)	3,292,096	-	-
Adjustment from Market Value to Contractual Value (as set out in the Prospectus) of Metal Securities	-	-	-	-	(3,292,096)
Balance at 31 December 2024	4	-	6,722,654	6,722,658	4
Balance at 1 January 2025	4	-	6,722,654	6,722,658	4
Loss and Total Comprehensive Expense for the Year	-	(426,342,956)	-	(426,342,956)	(426,342,956)
Transfer to Revaluation Reserve	-	426,342,956	(426,342,956)	-	-
Adjustment from Market Value to Contractual Value (as set out in the Prospectus) of Metal Securities	-	-	-	-	426,342,956
Balance at 31 December 2025	4	-	(419,620,302)	(419,620,298)	4

^a This represents the difference between the value of Metal Bullion and the price of Metal Securities.

(5) 【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

該当ありません。

【株式以外の投資有価証券明細表】

該当ありません。

【投資不動産明細表】

該当ありません。

【その他投資資産明細表】

	2025年12月31日	2024年12月31日
発行済み上場投資信託の ための担保として公正価 格で保有されている棚卸 資産	米ドル(千円)	米ドル(千円)
白金	706,832,002 (110,682,823)	560,764,520 (87,810,116)
パラジウム	262,374,079 (41,085,157)	114,670,704 (17,956,285)
銀	3,767,341,418 (589,927,992)	1,385,893,719 (217,017,097)
金	7,726,984,146 (1,209,968,447)	4,915,401,006 (769,702,643)
金(スイス保管)	5,235,472,266 (819,822,602)	3,198,259,422 (500,815,442)
金(コア保管)	1,964,474,814 (307,617,111)	1,145,146,118 (179,318,430)
合計	19,663,478,725 (3,079,104,133)	11,320,135,494 (1,772,620,017)

白金は、ロンドン白金・パラジウム市場における2025年12月31日午前値決めによる一トロイ・オンス当たり2,027.000米ドル(317,407.93円)(2024年:914.00米ドル(143,123円))の価格を用いて、市場価値により記録されています。

パラジウムは、ロンドン白金・パラジウム市場における2025年12月31日午前値決めによる一トロイ・オンス当たり1,567米ドル(245,376.53円)(2024年:909.00米ドル(142,340円))の価格を用いて、市場価値により記録されています。

銀は、ロンドン地金市場協会における2025年12月31日午前値決めによる一トロイ・オンス当たり71.99米ドル(11,272.91円)(2024年:28.91米ドル(4,527円))の価格を用いて、市場価値により記録されています。

金は、ロンドン地金市場協会における2025年12月31日午前値決めによる一ファイン・トロイ・オンス当たり4,307.95米ドル(674,581.89円)(2024年:2,610.85米ドル(408,833円))の価格を用いて、市場価値により記録されています。

2025年12月31日現在、期末及び翌年の決済日前が取引日となる証券の設立(又は償還)を控える貴金属地金がありました。これらの取引が完了した場合に受領し得る(又は支払われる)額は、46,342,962米ドル(7,256.84円)(2024年:1,558,425米ドル(244,033,770円))及び25,529,461米ドル(3,997,658,297円)(2024年:9,055,431米ドル(1,417,989,940円))です。

期末現在、期末前の取引日で、翌期に決済日の予定の外国投資法人債券の設定待ち、償還待ちの貴金属地金はありませんでした。

期間中に保有された貴金属地金の変動は以下のとおりです。

白金

	オンス	米ドル	円
前期繰越額	613,528	560,764,520	87,810,116,186
設定額	415,441.45	550,192,080	86,154,577,729
償還額	(677,853.67)	(909,740,560)	(142,456,274,287)
管理・運用報酬	(2,407.26)	(2,913,210)	(456,179,477)
公正価値の変動	-	508,529,172	79,630,583,024
次期繰越額	348,708.52	706,832,002	110,682,823,175

パラジウム

	オンス	米ドル	円
前期繰越額	126,150	114,670,704	17,956,285,539
設定額	113,920	128,752,053	20,161,283,953
償還額	(71,894)	(88,154,233)	(13,804,071,334)
管理・運用報酬	(738.92)	(866,045)	(135,613,997)
公正価値の変動	-	107,971,601	16,907,272,946
次期繰越額	167,437	262,374,079	41,085,157,108

銀

	オンス	米ドル	円
前期繰越額	47,946,504	1,385,893,719	217,017,097,458
設定額	50,213,233	1,694,772,213	265,384,380,831
償還額	(45,550,300)	(1,666,992,874)	(261,034,414,169)
管理・運用報酬	(277,983)	(11,046,459)	(1,729,764,969)
公正価値の変動	-	2,364,714,819	370,290,693,481
次期繰越額	52,331,454	3,767,341,418	589,927,992,633

金

	オンス	米ドル	円
前期繰越額	1,882,682	4,915,401,006	769,702,643,529
設定額	430,821	1,263,954,366	197,922,614,243
償還額	(512,602)	(1,565,954,777)	(245,212,858,524)
管理・運用報酬	(7,244)	(24,848,330)	(3,890,999,938)
公正価値の変動	-	(3,138,431,880)	491,447,048,162
次期繰越額	1,793,657	7,726,984,146	1,209,968,447,473

金(スイス保管)

	オンス	米ドル	円
前期繰越額	1,224,988	3,198,259,422	500,815,442,890
設定額	171,349	495,227,787	77,547,719,114
償還額	(179,240)	(494,438,705)	(77,424,156,802)
管理・運用報酬	(1,792)	(6,167,269)	(965,732,719)
公正価値の変動	-	2,042,591,032	319,849,329,661
次期繰越額	1,215,305	5,235,472,266	819,822,602,145

金(コア保管)

	オンス	米ドル	円
前期繰越額	438,610	1,145,146,118	179,318,430,617
設定額	244,163	660,454,045	103,420,498,964
償還額	(226,187)	(661,337,827)	(103,558,890,393)
管理・運用報酬	(574.81)	(1,968,657)	(308,272,008)
公正価値の変動	-	822,181,135	128,745,343,912
次期繰越額	456,011	1,964,474,814	307,617,111,093

貴金属バスケット

	2025年合計		2024年合計	
	米ドル	円	米ドル	円
前期繰越額	11,363,169,481	1,779,358,709,029	9,375,128,003	1,468,051,293,989
設定額	4,245,694,343	664,833,277,095	4,245,694,343	664,833,277,170
償還額	(4,491,485,597)	(703,321,729,600)	(4,491,485,597)	(703,321,729,634)
管理・運用報酬	(48,466,781)	(7,589,413,182)	(35,857,601)	(5,614,941,740)7
公正価値の変動	9,470,497,556	1,482,985,212,294	2,269,690,333	355,410,809,244
次期繰越額	20,539,409,002	3,216,266,055,623	11,363,169,481	1,779,358,709,029

【借入金明細表】

該当事項はありません。

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(注) 発行体は、その負債となる外国投資法人債券に一致する額の資産を保有しています。このため、各外国投資証券について、常に純資産額は、零となるため、併せて、1口当たりの資産額を記載しています。

WisdomTree白金上場投資信託 (2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	日本円(円)
資産総額	635,351,677.93	99,489,719
負債総額	635,351,677.93	99,489,719
純資産総額(-)	-	-
発行済数量	3,654,498口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	173.85	27,223.91

WisdomTreeパラジウム上場投資信託 (2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	日本円(円)
資産総額	184,526,472.01	28,895,000
負債総額	184,526,472.01	28,895,000
純資産総額(-)	-	-
発行済数量	1,398,563口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	131.94	20,660.49

WisdomTree銀上場投資信託 (2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	日本円(円)
資産総額	3,225,897,922.02	505,143,356
負債総額	3,225,897,922.02	505,143,356
純資産総額(-)	-	-
発行済数量	48,707,715口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	66.23	10,370.91

WisdomTree金上場投資信託 (2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	日本円(円)
資産総額	7,895,053,555.82	1,236,286,436
負債総額	7,895,053,555.82	1,236,286,436
純資産総額(-)	-	-
発行済数量	18,447,697口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	427.97	67,015.76

WisdomTree金(スイス保管)上場投資信託 (2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	日本円(円)
資産総額	5,210,955,169.45	815,983,470
負債総額	5,210,955,169.45	815,983,470
純資産総額(-)	-	-
発行済数量	11,825,454口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	440.66	69,002.30

WisdomTree金(コア保管)上
場投資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	日本円(円)
資産総額	2,110,303,180.45	330,452,375
負債総額	2,110,303,180.45	330,452,375
純資産総額(-)	-	-
発行済数量	4,609,924口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	457.77	71,682.82

WisdomTree貴金属バスケット
上場投資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	日本円(円)
資産総額	408,422,067.80	63,954,812
負債総額	408,422,067.80	63,954,812
純資産総額(-)	-	-
発行済数量	1,387,129口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	294.44	46,105.89

第6【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における商品上場投資信託の発行及び償還の実績並びに下記の会計年度末現在の発行口数は以下のとおりです（本邦内における発行及び償還はありません。）。

WisdomTree白金上
場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度（2022年12月31日終了）	1,754,100	2,584,419	4,712,551
第17会計年度（2023年12月31日終了）	2,577,177	3,141,576	4,148,152
第18会計年度（2024年12月31日終了）	7,993,300	5,531,485	6,609,967
第19会計年度（2025年12月31日終了）	4,480,475	7,378,963	3,711,479

WisdomTreeパラジ
ウム上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度（2022年12月31日終了）	717,191	865,592	821,578
第17会計年度（2023年12月31日終了）	617,400	379,200	1,059,778
第18会計年度（2024年12月31日終了）	736,425	584,600	1,211,603
第19会計年度（2025年12月31日終了）	1,120,337	718,300	1,613,640

WisdomTree銀上場
投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度（2022年12月31日終了）	21,303,962	58,588,034	63,810,780
第17会計年度（2023年12月31日終了）	13,736,456	21,357,500	56,189,736
第18会計年度（2024年12月31日終了）	75,995,772	80,873,399	51,312,109
第19会計年度（2025年12月31日終了）	54,139,777	49,419,546	56,032,340

WisdomTree金上場
投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度（2022年12月31日終了）	5,260,397	10,021,143	27,781,015
第17会計年度（2023年12月31日終了）	1,178,102	5,990,672	22,968,445
第18会計年度（2024年12月31日終了）	2,465,747	5,588,909	19,845,283

第19会計年度(2025年12月31日終了)	4,375,709	5,369,019	18,851,973
------------------------	-----------	-----------	------------

WisdomTree貴金属
バスケット上場投
資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2022年12月31日終了)	126,800	157,400	1,178,529
第17会計年度(2023年12月31日終了)	68,400	238,000	1,008,929
第18会計年度(2024年12月31日終了)	461,300	648,200	822,029
第19会計年度(2025年12月31日終了)	629,700	343,200	1,108,529

第三部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

1. 概要

1.1 このサマリーは、一以上の投資者による資金のプールの要素を含む投資ストラクチャー（以下「資金プール型投資ストラクチャー」といいます。）の設立及び運営を規制するジャージーにおける規制にかかる制度の概要を提供するものです。（ジャージーと何らかの関連のある）資金プール型投資ストラクチャーは、1998年共同投資ファンド法（ジャージー）（Collective Investment Funds(Jersey) Law 1998、以下「CIF法」といいます。）、又は、1958年借入管理令（ジャージー）（Control of Borrowing (Jersey) Order 1958、以下「借入管理令」といいます。）のいずれかによって規制されています。資金プール投資型ストラクチャーが、借入管理令のみによって規制されている場合には、ジャージー金融サービス委員会（Jersey Financial Services Commission、以下「委員会」といいます。）は、投資ファンドとして規制するか、又は、ただ単に、顕著な規制上の調査は伴わない借入管理令の下での同意のみを要求します。以上は下記2.1より2.3のパラグラフにより詳細に概説されています。

2. 投資ファンドの定義

2.1 いかなる法律又は規制においても、その法律等の適用のための投資ファンドにかかる公式の定義は置かれていません。その結果、より高度な程度の規制上の調査及び監督が適用されることとなります。しかし、一般的に、資金プール型投資ストラクチャーは、当該ストラクチャーの投資口の売り付けにかかる申込みが、潜在的投資者に対して、当該ストラクチャーによって、又は、そのために行われる場合には、投資ファンドとして取り扱われます。そこで、売り付けの申し込みがあったとされるためには、通常は、資金プール型投資ストラクチャーによって、又は、そのために発行された、売り付けの申込みのための文書、目論見書、情報メモランダム等の性質を有する何らかの文書がなければなりません。

そのような売り付けの申込みがなされていない場合であっても、委員会は、以下の一又はそれより多くが当てはまる場合には、資金プール型投資ストラクチャーは、投資ファンドであるとの検討を開始します。

- (a) 15以上の投資者が存在する場合、特にその全ての投資者が当該ストラクチャーの設立時において既知の者ではない場合
- (b) 投資者が、家族、事業、又はその他の関係に、以前からある訳ではない場合
- (c) 第三者が投資管理者又は投資助言者として任命され、原ポートフォリオの構成が随時に変更される場合、又は、
- (d) 資金プール型投資ストラクチャーがオープン・エンド型であって、特に、そのローンチの後に、新規の投資者が投資することを予定している場合

従って、事業の共同経営者、又は、家族の構成員などのような何らかの関係を有する個人の集団が、一緒になって、ジャージーにおけるビークルを通じて、投資する場合にあっては、当該ビークルによって、当該ビークルのために、発行された売り付けのための文書という形態が存在しなければ、また、上記の要因についての検討に従って、このような取決めは、委員会によっては、規制上の目的のためには、投資ファンドとなると見られることはなく、容易に、また、短期間で設立が可能となるに違いないものと考えられます。

2.2 CIF法

資金プール型投資ストラクチャーは、「共同投資ファンド」となり、当該資金プール型投資ストラクチャーが、投資口の引受、売却、若しくは交換にかかる公衆に対する申込により、取得された資金を共同投資することを、その目的、又は、その目的の一つとする、金銭の投資のためのスキーム又は取決めである場合であって、以下の基準が、資金プール型投資ストラクチャーに当てはまる場合にあっては、CIF法に従うこととなります。

- (a) 投資口が、継続して、若しくは、短期間の内に一塊として、その所有者の要請があった際には、当該ファンドの資産によって、買い戻され、若しくは、償還される、又は、買い戻されることとなっている、又は、償還されることとなっている、又は、
- (b) 投資口が、継続して、若しくは、短期間のうちに一塊として、発行されている、又は、発行されることになっている、又は、
- (c) 資金プール型投資ストラクチャーが、リスク分散の原則に基づいて運営されている。

上記の基準に該当することに加えて、資金プール型投資ストラクチャーは、公衆に対して、売り付けの申込みをするものでなければなりません。この趣旨から、売り付けの申込みは、以下にあたる場合以外は、公衆に対する申込みとなります。

- (a) 投資家は、申込にかかる合理的な評価を行うために十分な情報を提供されている。
- (b) 申込みが伝達された者の数が50を超えない、及び、
- (c) 申込みの対象となる投資口が、申込みがなされてから一年以内において、いかなる株式取引所においても上場されていない。

以上の趣旨に鑑みると、重要なのは、「申込み」の数であって、最終的な投資者の数ではありません。従って、特定の資金プール型投資ストラクチャーがCIF法の下での共同投資ファンドであるか否かを判断するに際しては、最終的な投資者の数のみならず、行われた「申込み」の数を分析することが必要となります。

資金プール型投資ストラクチャーが、共同投資ファンドである場合にあっては、その資金プール型投資ストラクチャーが、非規制ファンドに分類されない限り(下記パラグラフ5.2を参照してください。)、CIF法に基づく許可が必要となります。

2.3 借入管理令

資金プール型投資ストラクチャーが、共同投資ファンドではない(即ち、50又はそれよりも多い投資者に対して申込みがなされない、及び、上場されていない)場合にあって、なおかつ、投資ファンド(上記パラグラフ2.1を参照してください。)である場合には、資金プール型投資ストラクチャーが、ジャージーと何らかの関わりがあるのであれば、借入管理令に基づく同意が必要とされる可能性があります。

このような投資ファンドは、一般的に、「借入管理令ファンド」とよばれており、借入管理令ファンドは、3週間から6週間の期間の委員会による詳細な調査に服することになります。この中には、目論見書の検査も含まれます。しかしながら、その各々の場合にあって、委員会はファンドのプロモーターが要件に適合していることを求めることになります。

ファンドに対するファンド設立後の規制は、借入管理令に基づく同意において規定された条件に対する遵守によるものとなります。

プロモーターが、委員会のプロモーターに対する規制を満たすためには、委員会は、所有権の分散、及び、金融資産といった事柄だけでなく、プロモーターとしての、その過去の遵守の状況、評価、及び、経験についても、適合していると判断する必要があります。

各投資者が、専門的投資者である場合、又は、少なくとも250,000ポンド以上の投資を行っている場合にあって、及び、それぞれの場合にあって、規定された警告を正式に認識している場合にあっては、当該スキームに対する業務提供者に対する監督については、大きな柔軟性が存在しており、これは、業務提供者の行為にかかる1998年金融サービス法(ジャージー)(Financial Services (Jersey) Law 1998、以下「FSL法」といいます。)に基づく規制の適用除外によることとなります。

借入管理令ファンドにかかる重大な変更は、委員会の事前の同意が必要となります。

3. FSL法の適用

ジャージーのファンドは、CIF法の下において規制されています。ジャージーに拠点を有するファンド、及び、ジャージーに拠点を有さないファンドの双方について、その担当機関は、現在、FSL法の規定に従って規制されています。

FSL法に基づくファンド・サービス業務にかかる規制は、その業務が、ジャージーにおいて、若しくはジャージー内から、又は、世界中のいずれかに所在するジャージーの会社によって遂行される、非分類ファンド、並びに、非規制、専門、及び上場ファンドに対して適用されます。

ジャージーからジャージーに所在していないファンドに対するファンド・サービスの提供は、同様に、FSL法の規定に基づく規制に服します。

規制により、一又はそれよりも多い種類のファンド・サービス業務の提供にかかるファンド・サービス業務については、登録が必要とされます。適用のある種類については、FSL法において掲げられており、一般的に、ファンドにかかるストラクチャーに対して提供される主要な機能が含まれます。

実務規則(以下「規則」といいます。)が、最近の法改正に伴って、制定されており、ファンド・サービス業務を遂行する、FSL法の下で登録を受けた者がその遵守が求められる実務原則及び基準が定められています。特定の種類のファンド・サービス業務に登録を受けると、ファンド・サービス業務は、ジャージーに拠点を有するファンド、及び、ジャージーに拠点を有さないファンドの双方に対して、提供ができます。しかし、後者のファンドの場合にあっては、記録及び統計上の目的から、ジャージーに拠点を有さないファンドの詳細を委員会に対して通知しなければなりません。

ある種類のファンド・サービス業務にかかる登録を受けた者は、当該種類の業務の提供について、新規のファンドの各々にかかる承認を申請する必要はありません。

4. 管理対象者及び管理対象者管理者

管理対象者(managed entity)とは、ジャージーにおいて、第三者のサービス提供者によって、管理又は運営されている投資ファンドの担当機関です。当該者は、当該第三者であるサービス提供者との間で、ファンド・サービス業務の提供について、規則の全て又は一部の遵守に関する契約を締結することができます。かかる第三者によるサービス業務の提供自体が、ある種類のファンド・サービス業務であって、別の登録が必要とされます。この種類は、「管理対象者管理者(manager of a managed entity)」又は「MoME」とよばれ、既に規制対象となっているファンド・サービス業務提供者によって遂行されるのが通常です。

専門ファンド、非規制ファンド、又は、実質的に同等のファンド(以下を参照してください。)のために活動することを目的として設立された管理対象者は、規則の主要な原則を満たすことのみが求められています。

専門ファンド、関連する専門ファンド、又は、実質的に同等のファンド以外の非分類ファンドとして設立された管理対象者は、規則を完全に遵守しなければなりません。

5. ファンドの種類

5.1 非規制ファンド

非規制ファンドは、CIF法に基づく共同投資ファンドとしての規制の適用除外となっています。これは、以下のいずれかとして設立されたスキーム又は取決めを明記する適用除外令に基づくものです。

- (a) ジャージーにおいて、設立されたスキーム又は取決めであって、クローズド・エンド型ファンドであり、かつ、株式取引所若しくは市場に上場されている、又は、その出資証券又は投資口にかかる上場についての承認を申請している非規制の上場ファンド、又は、
- (b) ジャージーにおいて、設立されたスキーム又は取決めであって、(最初の申込みを通じてか、若しくは、その後の取得を通じてか、にはかわりなく)最低初期投資が百万米ドル若しくは他の通貨で同等の額の投資を行う投資者、又は、令において定義された機関投資者若しくは専門的投資者である適格投資者のみが、投資を行うことができる非規制適格投資者ファンド。非規制適格投資者ファンドは、オープン型であってもクローズド型であってもよく、その受益権の移転がその他の適格機関投資者に限って可能となっているものでなければなりません。非規制適格投資者ファンドの株式取引所への上場は、上記の譲渡制限の適用があることを条件として、可能です。

いずれかの種類の非規制ファンドは、ジャージーの会社(セル会社を含みます。)として、少なくとも一のジャージーにおける会社一般パートナーを有するジャージーの有限責任パートナーシップとして、又は、ジャージーにおける会社受託者又は管理者を有するユニット型投資信託として、ジャージーの法に基づいて認定され得る、いかなる形態をも取ることができます。

法を遵守したストラクチャーであることを条件として、かかる非規制ファンドの設立条件又は行為に関しては、規制上の調査、監督は行われません。従って、その設立にかかる手続についても、非規制ファンドに関する適用除外令に従って、行われるところに依ることになります。

非規制ファンドの売り付けの申込み及び/又は上場書類には、ファンドは、指示された形態による投資警告とともに、規制されていないことが、顕著に記述されなければなりません。

非規制ファンドとしての提供除外を主張するためには、完全に記載された通知が、ジャージー会社登記所に登録されなければなりません。

5.2 専門ファンド

投資ファンドが、共同投資ファンドとして規制されている場合には、無制限の数の投資者に対して、無制限の数の売り付けの申込みがなされる可能性があることを意味することになります。全ての投資者が専門投資者としての有資格者であって、明確に投資警告を理解する場合には、当該ファンドは、委員会の専門ファンド規準書のもとにおける専門ファンドとしての有資格であるということになり、軽減された規制の対象となる可能性があります。専門投資者として該当するためには基準がありますが、その中には、就中、少なくとも100,000米ドル又はその他の通貨による同等の額を投資している者であることが含まれます。ファンドにかかる許可の申請のための承認手続は、合理化されており、申請の公式な提出から3日間以内にその設立が許可されます。

投資管理者は、OECD加盟国である国によって規制される、又は、委員会との間での了解取決めに服している、若しくは、委員会によって承認された国によって規制されなければなりません。

専門ファンドは、専門投資者のみ利用可能です。

専門ファンドの売り付けの申込みにかかる文書は、一定の内容に関する規制上の要請を遵守しなければなりません。

ファンド会社、無限責任パートナー、又は、受託者には、少なくとも二のジャージーに居住する取締役が必要とされます。また、ファンド自体は、ジャージーの会社ジャージーの無限責任パートナー(有限責任パートナーシップである場合には)、又はジャージーの受託者(ユニット型投資信託である場合には)でなければなりません。

専門ファンドには、ジャージーの管理者又は運営者であるジャージーの「監理担当機関」がいなくてはなりません。

5.3 上場ファンド

委員会の上場ファンド規準書においては、認定株式取引所又は市場に上場されている会社型クローズド・エンド型ファンドの設立にかかる迅速化された手続が規定されています。

上場ファンド規準書は、ユニット型投資信託又は有限責任パートナーシップには適用ありません。

上場ファンドの投資管理者は、OECD加盟国である国において設立されている、又は、委員会との間での了解取決めに服している、若しくは、委員会によって承認された地域によって設立されていなければなりません。

上場ファンドは、少なくとも、二のジャージーに居住する取締役、又は、上場ファンド規準書の遵守を確保するための監理担当機関がいなくてはなりません。

上場ファンドにかかる現在の取り扱いにおいては、クローズド・エンド型のジャージーの会社に対してのみ、上場ファンドとなり得ます。

上場ファンドについては、専門ファンドに倣った迅速化された承認手続が利用可能となっており、承認まで申請書の正式の提出から3日間を要します。

上場ファンドについては、引受に係る最少額はなく、いかなる種類の投資者にも利用可能です。

5.4 非分類ファンド

ファンドが、50よりも多い投資者に対して売り付けの申込みがなされる、又は、上場されており、かつ、当該ファンドが非規制ファンドとしての種類のファンドとなることが可能であり、又は、専門ファンド規準書若しくは上場ファンド規準書の下における迅速化された規制アプローチの適用がない場合にあっては、共同投資ファンドは、非分類ファンドとして規制されることとなります。この場合にあっては、委員会は、その規制方針に従って、ファンドの規制を行うことになり、当該ファンドのプロモーターは委員会のプロモーターにかかる規制方針を遵守することが必要となります。この中には、所有権の分散、及び、金融資産といった事柄だけでなく、プロモーターとしての、その過去の遵守の状況、評価、及び、経験についても、適合していると判断することが含まれます。委員会は、目録書、設立関係文書、及び重要な契約を調査します。ファンドの運営及び投資、並びに、借入れ制限は、委員会が当該類型のファンドを評価する際に適用する確立された基準を遵守している必要があります。

規制にかかる規準について遵守が求められる程度は、投資額の最低水準、及び、ファンドがオープン・エンド型（より厳格な規制が行われます。）であるかクローズド・エンド型であるかに依存します。

非分類ファンドのストラクチャーについては、オープン・エンド型の場合には、ジャージーに居住する管理者及びカストディアンが必要となります。クローズド・エンド型のファンドについては、別個のカストディアンは必要ありません。

最低投資額が低ければ低いほど、委員会は、当該類型のファンドをより緊密に規制します。

1995年共同投資ファンド（非分類ファンド）目論見書令（ジャージー）（Collective Investment Funds (Unclassified Funds) (Prospectus) (Jersey) Order 1995、以下「非分類ファンド令」といいます。）では、非分類ファンドによる目論見書の市場への持ち込みにかかる一定の制限、目論見書における虚偽又は誤解を招く記述にかかる担当機関の義務、及び、目論見書に含有されるべき情報について規定しています。委員会は、CIF法に基づく同意に対する申請の調査に当たっては、非分類ファンド令の遵守が確保されるよう求めます。

5.5 認定ファンド

認定ファンドは、別個に指示された規制を遵守している共同投資ファンドとして承認されています。この類型のファンドは、英国の2000年金融サービス市場法に基づき、ジャージーが当該法における指定地域としての地位を取得していることを利用して、英国のリーテル公衆へ直接販売することが可能となります。認定ファンドは、より高度に規制されており、また、投資者は法定補償制度の適用を受けることとなります。認定ファンドは、オーストラリア、ベルギー、ドバイ、香港、オランダ、及び南アフリカ等の多数のその他の地域の公衆に対しても販売が可能です。認定ファンドの担当機関は、CIF法に基づき規制されます。

2003年共同投資ファンド（認定ファンド）（ジャージー）令（規則）（Collective Investment Funds (Recognized Funds) (Rules) (Jersey) Order, 2003、以下「認定ファンド令」といいます。）は、認定ファンドについて一定の一般的及び特定の要件を規定しています。その中には、担当機関の所有者及び義務、目論見書、証券の設定及び解約、並びに、投資及び借入権限に関するものが含まれます。委員会は、CIF法に基づく同意に対する申請の調査に当たっては、認定ファンド令の遵守が確保されるよう求めます。

6. 税制

ジャージーにおいては、税制中立性が確保されており、投資ファンドは、いかなる所得、法人、譲渡益税も支払いません。ジャージーのファンドの証券の譲渡については印紙税は課されません。

7. ファンドのストラクチャー

ジャージーに所在する投資ファンドは、会社、有限責任パートナーシップ、又は、ユニット型投資信託として組成されます。オープン・エンド型又はクローズド・エンド型のいずれも可能です。ジャージーは、最近、保護セル会社及び設立セル会社にかかる立法を行い、会社の範囲の拡大を行いました。

7.1 会社

1991年ジャージー会社法(Companies (Jersey) Law 1991、以下「会社法」といいます。)は、ジャージーにおける会社の設立及び運営に関する全ての側面を規律する包括的、現代的法律です。

ジャージーにおいて会社を設立することによって、別個の法人格、出資者の有限責任、所有権及び課税にかかる地位の移転の容易性等の利点が享受できます。会社法によって、資本金は、いかなる通貨によっても、償還可能出資証券を含めた種類出資証券による額面又は無額面の出資による出資金とすることができます。会社法では、保証会社、無限責任会社、及び保護セル会社が許容されています(特に後者は投資業務について特定の柔軟性を提供するものです)。

定款には、当該会社の規約、並びに、就中、会社の名称、その法人としての権能、及び以下の詳細(適用のある場合には)が規定されます。

- (a) 承認された資本の額(額面出資証券の会社について)
- (b) 会社の発行が承認された各々の種類の出資証券の数(無額面出資証券の会社について)
- (c) 清算の際に各社員が会社資産に拠出する額(保証会社について)、又は、
- (d) 会社の社員の義務には制限がないこと(無限責任会社について)

設立と同時に、基本定款及び付属定款は、会社及びその出資者を拘束する契約となります。

基本定款及び付属定款は、少なくとも会社の出資者となることに同意している一の応募者によって、承諾される必要があります。当然のことながら、一よりも多い応募者が存在することは可能であり、通常は、基本定款は、二の応募者によって承諾されます。

出資証券は、無記名式は許されておらず、記名式により発行されなければなりません。しかし、無記式預託証券を用いることで、授与による移転と同様の効果を達成することが可能となっています。無議決権出資証券は、許容されており、比例議決権制度は、加重議決権を利用することによって達成することができます。

資本は、異なる出資証券に対して異なる権利を付与することにより、構成することができます。例えば、

- (a) 普通出資証券 - 異なった種類に更に細分化して、そのそれぞれが異なった種類の権利を有することとすることができます。
- (b) 優先出資証券 - 普通出資証券よりも清算に際しての配分につき優先的権利に加えて、配当に関して優先的かつ累積的優先権を有するものとして発行することができます。
- (c) 償還可能出資証券 - 出資者又会社の選択により、現金により償還が可能なものとして発行することができます。普通出資証券は、非償還可能な種類の出資証券が発行され続けている限りにおいて、償還可能出資証券への転換ができます。

ジャージーの会社は、自身の出資証券を金庫出資証券として保有することが許容されており、かかる出資証券の保有者として社員とは扱われないことになっています。かかる出資証券を保有することは、ファンド管理者がファンドの出資証券が投資者に短期間の通知で利用可能とすることができるようにしたいと考えている投資ファンドにあっては、特別に価値のあることとなります。

会社の取締役は、通常、その業務を管理し、また、基本定款及び付属定款の規定に従って、会社の権能を行使する権限を付与されています。新たに成立された会社は、無制限の法人としての権利能力を有します。取締役は会社に対して信任義務を負い、正直に、かつ、誠意をもって、会社に最大の利益をもたらすよう行為しなければなりません。取締役は、会社を契約上の義務に拘束する権限を表見上、有していますが、会社の利益と相反する取引にかかる利害を会社に開示することが求められます。取締役がそのようにしない場合にあっては、会社又は投資者の求めに応じて、取引が無効となる可能性があります。

会社は、略式清算として知られている支払いの能力を有したままの(自発的な)清算手続、又は、債権者清算として知られている債務不履行による(非自発的な)清算手続のいずれかに従うことができます。

略式清算は、会社の投資者によって採択された特別決議によって開始されます。取締役又は清算人のいずれかが、清算を実施し、清算手続の最初と最後に、取締役は、支払能力があることについての供述書に署名しなければなりません。

債権者清算は、投資者によって採択された特別決議によって開始されますが、清算は、取締役によってではなく清算人によって実施されます。債権者集会所が、清算人の任命並びに最終決算及び債権者への配分の承認のために開催されなければなりません。

7.2 セル会社

(a) 概説

セル会社は、一又はそれより多いセルを設立し、その資産及び負債を、他のセルの資産及び負債、並びに、セル会社自身の資産及び負債から区分する権能を有する会社です。このセルは、異なった、また、別個の業務を実施するために利用することができます。

二の類型のセル会社が、ジャージー法の下では利用可能です。

- ・ 設立セル会社 (Incorporated Cell Company、以下「ICC」といいます。)
- ・ 保護セル会社 (Protected Cell Company、以下「PCC」といいます。)

(b) 主要な相違点

設立セルは、個別の法人となります。保護セルは、異なった法人であるかのように取り扱われることが要求されます。

設立セルの債務は、ストラクチャーにより限定されています(異なった法人格となります。)。保護セルの債務は、手続規則によって限定されています。セルの債権者が、非セル資産に対して請求を行うことを防ぐ規定により、保護が強化されています。

設立セルは、異なった法人格であるために、契約締結権能を有しています。特別な規定によって、保護セルは契約締結が許容されています。

設立セルは、別個の法人であって、当該設立セルの資産に対する請求権は、法律上の重要事項として、制限されています。取締役は、適正に、保護セルのセルにかかる資産を区分し、保護セルのために契約を締結する際には、通知及び記録するよう義務付けられています。

セル会社は、一又はそれより多いセルを設立し、その資産及び負債を、他のセルの資産及び負債、並びに、セル会社自身の資産及び負債から区分する権能を有する会社です。このセルは、異なった、また、別個の業務を実施するために利用することができます。各々のセルには、別個の基本定款及び付属定款、並びに、社員が存在します。セル会社の社員は、必ずしも、あるセルの社員である訳ではありません。

セル会社は、公開会社でも私会社でも、額面投資証券会社でも非額面投資証券会社でも、又は、保証会社でも、有限責任会社若しくは無限責任会社でも、可能となっています。一定の事象の場合におけるセルの解散又は清算にかかる規定を置くことができます。

ジャージー法制の特徴は、ICCの設立セル、PCCの保護セルのいずれもが、セルとしての依存性のためだけによって、セル会社の子会社となる訳ではないことです。付属定款に従って、あるセルは、会社のいかなるその他のセルに投資することができます。但し、セルは、セル会社そのものに投資することはできません。

ICCは、そのセルに対して基本的に異なった方法を採用します。ICCは、セル会社が関連するセルに対して投資者としての関係を有することなく、各セルを異なった法人として設立することができます。

従って、ICCの設立セルは、異なった会社として取り扱われる一方で、PCCの保護セルは、会社ではなく、異なった法人格を有しないことが、主要な差異となります。

セルの最初の取締役は、セル会社によって任命されます。しかし、セル及びセル会社が同一の取締役となっているにもかかわらず、セルは、セル会社と同一の取締役会を共有しなければならないという要請はなく、また、セルの取締役は、セルの付属定款に規定された方法により、解任され、また、入れ替えられます。

セルの取締役は、セルの取締役であるということだけで、セル会社又は他のセルにかかるいかなる義務も、また、債務を負うことはなく、また、セル会社又はその他のいかなるセルにかかる情報を得る権限も有していません。

7.3 1994年有限責任パートナーシップ法(ジャージー)

(a) 概説

1994年有限責任パートナーシップ法(ジャージー)(Jersey Limited Partnerships (Jersey) Law 1994、以下「有限責任パートナーシップ法」といいます。)は、有限責任パートナーシップの設立及び運営にかかる現代的かつ包括的なフレームワークを規定しています。有限責任パートナーシップには、少なくとも一の無限責任パートナーと一の有限責任パートナーがいなければなりません。

無限責任パートナーは、有限責任パートナーシップの債務につき、無制限の債務を負いますが、他方で、有限責任パートナーの債務は、その拠出に合意した金額に限定されています(以下の注意が必要となります。)

(b) 経営への参加

有限責任パートナーシップ法は、明示的に、有限責任パートナーに対して、有限責任の保護を失うことなく、有限責任パートナーシップの経営への参加を認めています。その中には、有限責任パートナーシップの資産の購入及び売却、有限責任パートナーシップの義務の設定、有限責任パートナーシップの代理人としての行為、並びに、無限責任パートナーにかかる取締役としての行為が含まれます。従って、有限責任パートナーは、投資委員会の一員として、投資勧告を承認することができます。

(c) 無限責任パートナーの取り分

無限責任パートナーが、利益のなにがしかについて配分を受けることについての何らの必要性もありません。

(d) 出資

パートナーシップが、その配分の際に債務超過でない限り、有限責任パートナーは、出資を返済する債務を負わない、また、その際にパートナーシップが債務超過であったとしても、出資の返済義務は6月の間のみ存続します。

(e) 債権者としての順位

パートナーシップに対して貸付を行っている、又は、その他のパートナーシップに対する請求権を有する有限責任パートナーは、当該請求権に関して、第三者である債権者と、パートナーシップに対する債権者として、同順位となります。

(f) その他の情報

ジャージーにおける有限責任パートナーシップは、別個の法人格を有しません。ジャージーの有限責任パートナーシップは、税法上、存在しているものとはなりません。

有限責任パートナーシップは、その解散を完結させる規定に従って、清算及び解散されます。解散の供述書は、ジャージー有限責任パートナーシップ登記所に記録されます。

8. ユニット型信託

ジャージーにおける信託の運営は、現代化された包括的な法律である1984年信託(ジャージー)法(Trusts (Jersey) Law 1984、以下「信託法」といいます。)によって規律されています。信託法は、受託者が、受益者のために、資産を保有する、又は、資産を授与された場合において、それが確定したものであるか、若しくは未だ確定していないか、存在しているか否か、又は、特定の目的のためであるか否かを問わず、信託が存在し、また、ジャージーの裁判所によ

て執行されると規定しています。当信託としてのユニット型信託の場合にあっては、投資者は、委託者としての地位を取得し、その利益を表象するユニットが発行され、信託財産に対するその受益権の証拠となります。

信託法第54条により、信託財産は、別個の資産を構成し、そして、受託者の個人財産のいかなる部分ともなり得ないことが確認されています。また、信託法では、受託者に信託義務を課し、信託の管理が規制され、及び、受益者の権利が規定されています。他の一定のオフショアの管轄区域とは異なり、ジャージーにおける信託は、無限定の期間のものとすることができます。

ジャージーにおける信託は、受託者のみが署名した文書による宣誓書により設定することができます。委託者が契約書の相手方として掲載される必要はありません。しかし、投資管理者等のその他の相手方も、信託証書の相手方となることができます。

第2【参考情報】

発行体は、当期中に以下の書類を関東財務局長に提出しています。

提出日	提出書類
2025年6月30日	有価証券報告書
2025年9月30日	半期報告書

【総経費率】

Class Name	管理報酬	ライセンス料	スワップ手数料	合計
WisdomTreeコア金上場投資信託	0.12%	0.00%	0.00%	0.12%
WisdomTree金上場投資信託	0.39%	0.00%	0.00%	0.39%
WisdomTreeパラジウム上場投資信託	0.49%	0.00%	0.00%	0.49%
WisdomTreeプラチナ上場投資信託	0.49%	0.00%	0.00%	0.49%
WisdomTree銀上場投資信託	0.49%	0.00%	0.00%	0.49%
WisdomTreeスイス金上場投資信託	0.15%	0.00%	0.00%	0.15%

(別添)

以下の語句は、以下の原語を翻訳したものであり、その定義は、以下の通りです。

語句	原語	定義
FCA	FCA	英国金融行為監督機構 (Financial Conduct Authority of the United Kingdom) 及びその継承者を意味します。
FCA ハンドブック	FCA Handbook	FCAの規則及びガイダンスにかかるハンドブック (その後の改正を含みます。) を意味します。
FCA用語集	FCA Glossary	FCAハンドブックにおいて用いられている定義された表現の意味を示した用語集を意味します。
FSMA	FSMA	英国2000年金融サービス及び市場法 (その後の改正を含みます。) を意味します。
LBMA	LBMA	ロンドン地金市場協会 (London Bullion Market Association) を意味し、並びに、文脈上の必要性に応じて、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィキシング・リミテッド (London Gold Market Fixing Ltd) 及びロンドン・シルバー・マーケット・フィキシング・リミテッド (London Silver Market Fixing Ltd) を含みます。
LPPM	LPPM	ロンドン白金及びパラジウム市場を意味します。
RIS	RIS	発行体により随時選択される規制情報サービス (上場規則の目的のために定義されます。) を意味します。
営業日	Business Day	以下を意味します。 (ア) WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託及びWisdomTree貴金属バスケット上場投資信託 (及び、その他の、とりわけWisdomTree白金上場投資信託又はWisdomTreeパラジウム上場投資信託によって構成されている全てのバスケット上場投資信託)、並びに、それらに関して担保対象資産の一部をなす地金のいずれかについて、ロンドンにおける営業日かつチューリッヒにおける営業日 (イ) WisdomTree銀上場投資信託及びWisdomTree金上場投資信託 (及び、WisdomTree銀上場投資信託及びWisdomTree金上場投資信託のみにより構成される全てのバスケット上場投資信託)、並びに、それらに関して担保設定資産の一部をなす地金のいずれかについて、ロンドンにおける営業日 (ウ) WisdomTreeスイス保管金上場投資信託及びこれに関して担保設定資産の一部をなす地金のいずれかについて、ロンドンにおける営業日かつチューリッヒにおける営業日

カストディアン	Custodian	<p>当初カストディアン（HSBCバンク・ユー・エス・エー・エヌ・エー（HSBC Bank USA, N.A.））及びスイス・ゴールド・カストディアンをいい、次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>（ア）当初貴金属上場投資信託（WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託、WisdomTree銀上場投資信託、WisdomTree金上場投資信託及び、WisdomTree貴金属バスケット上場投資信託をいう。）及びその担保対象資産の地金について、当初カストディアンを意味します。</p> <p>（イ）WisdomTreeスイス保管金上場投資信託及びその担保対象資産の地金について、スイス・ゴールドのカストディアンを意味します。</p>
カストディアン契約	CustodianAgreements	<p>当初カストディアン契約及びスイス・ゴールド・カストディアン契約をいい、</p> <p>（ア）当初貴金属上場投資信託及びその担保対象資産の地金について、当初カストディアン契約を意味します。</p> <p>（イ）WisdomTreeスイス保管金上場投資信託及びその担保対象資産の地金について、スイス・ゴールド・カストディアン契約を意味します。</p>
元本金額	PrincipalAmount	各貴金属上場投資信託に関し目論見書に記載された金額を意味します。
管理事務代行会社	ManJer	ジャージーにおいて設立され、登録番号106921で登録されたウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド（WisdomTree Management Jersey Limited）を意味します。
管理事務代行契約	Administration Agreement	2025年2月4日付けの管理契約（随時修正および再制定）を意味します。同契約は、Apex Financial Services (Alternative Funds) Limitedと発行会社の間で締結され、Apex Financial Services (Alternative Funds) Limitedが発行会社に提供する特定の管理、会社秘書業務及び登録サービスについて規定しています。
関連する者	Affiliate	いかなる者に関しても、当該者によって、直接的又は間接的に支配されているあらゆる団体、当該者を直接的又は間接的に支配しているあらゆる団体、又は、直接的又は間接的に当該者との共同支配の下にあるあらゆる団体を意味します。ここでは、いかなる団体、又は、者であっても、団体又は者による「支配」とは、当該団体又は者の議決権の過半数の所有を意味します。
貴金属エンタイトルメント	MetalEntitlement	全ての貴金属上場投資信託について、あらゆる時点において、当該貴金属上場投資信託の償還に当たって、当該時点において目論見書の定めに従い、投資口保有者が、受領する権限を有する地金の量を意味します。
グッド・デリバリー	Good Delivery	関連する協会によって定められた地金の精錬基準及び重量を意味します。

クレスト	CREST	ユーロクリアーUK・アンド・アイルランド・リミテッド (Euroclear UK & Ireland Limited) により運営されている、非証券証券の取引決済及び保管を電子的に行う制度を意味します。
公式上場表	Official List	FSMAパートVIに従って維持されている英国上場機関による公式上場表を意味します。
合同管理資金 (プール)	Pool	特定の種類の個別上場投資信託(及び、当該種類の個別上場投資信託から構成されている限りにおいて WisdomTreeバスケット上場投資信託)を帰することのできる個別の基金又は合同管理資金を意味します。
個別上場投資信託	Individual Securities	<p>1)種類が白金であって、期日の定めのない、遡求権が限定された保証付である、その個々の元本が20米ドルとなる債券、2)種類がパラジウムあって、期日の定めのない、遡求権が限定された保証付である、その個々の元本が5米ドルとなる債券、3)種類が銀あって、期日の定めのない、遡求権が限定された保証付である、その個々の元本が2米ドルとなる債券、4)種類が金あって、期日の定めのない、遡求権が限定された保証付である、その個々の元本が10米ドルとなる債券、5)種類がスイス・ゴールドであって、期日の定めのない、遡求権が限定された保証付である、その個々の元本が10米ドルとなる債券、6)種類がコア・ゴールドであって、期日の定めのない、遡求権が限定された保証付である、その個々の元本が15米ドルとなる債券で、各々の場合について、発行体が、信託約款に従って、これに基づいて発行し、及び、個別上場投資信託の関連する登録機関によって登録されているもの、並びに、その他の種類の個別上場投資信託であって、随時設定、組成されるものを意味します。</p> <p>WisdomTree白金上場投資信託(WisdomTree PhysicalPlatinum Securities)、WisdomTreeパラジウム上場投資信託(WisdomTree Physical Palladium Securities)、WisdomTree銀上場投資信託(WisdomTree Physical Sliver Securities) WisdomTree金上場投資信託(WisdomTree Physical Gold Securities)は、同様に、定義されます。</p>

サブ・カストディアン	Sub-Custodians	当初カストディアン契約又はスイス・ゴールド・カストディアン契約(各々)に従って当初カストディアン又はスイス・ゴールド・カストディアンによって選任された、地金のカストディー及び保管を含む、適用あるカトディアン契約の下でのあらゆる義務を遂行するサブ・カストディアン、代理人、又は、受託者を意味します。ただし、チューリッヒのサブ・カストディアンとしての以下の者を除きます。(1)当初カストディアンの場合にはイングランド銀行(Bank of England)(金に関する場合のみ)、ノバスコシア銀行(スコティアモカッタ)(TheBank of Nova Scotia (ScotiaMocatta))、JPモルガン・チェース銀行エヌ・エー(JPMorgan Chase Bank, N.A.)、UBS AG(UBSAG)、バークレイズ銀行PLC(Barclays Bank PLC)、ジョンソン・マッセイ・ピーエルシー(Johnson Mattheyplc)、ブリンクズ・グローバル・サービス・インク(Brink's Global Services Inc.)、ルームス・インターナショナル(Loomis International)、及びマルカ・アミット・コモディティーズ・リミテッド(Malca-Amit Commodities Ltd)並びに(2)スイス・ゴールド・カストディアンの場合にはブリンクズ・グローバル・サービス・インク、ルームス・インターナショナル及びグループ4セキュリティ・リミテッド(Group 4 Security Limited)。
地金	Bullion	白金、パラジウム、銀、及び金のいずれか、又は全てを意味します。
受託者	Trustee	信託約款に基づき選任されたザ・ロー・ディベンチャー・コーポレーション・ピーエルシー(The LawDebenture Trust Corporation p.l.c.)を意味し、信託約款の下での代替受託者を含みます。
上場	Listing	上場規則に基づく公式上場表への貴金属上場投資信託の承認及び貴金属上場投資信託のロンドン証券取引所における取引の承認を意味し、それによって、ロンドン証券取引所市場(もしくは、ロンドン証券取引所が市場を複数有している場合には、当該市場のいずれか)において上場証券として取引が有効となります。
上場規則	Listing Rules	英国2000年金融サービス及び市場法第73A条の下で、随時策定される英国上場審査機関の上場規則を意味します。
ジャージー	Jersey	チャンネル諸島ジャージーを意味します。
種類	class	個別上場投資信託の種類を意味し、それに基づき、ある特定の金属について、支払いを行う、及び/又は、地金を引き渡す発行体の義務が決定されるものをいいます。
償還	Redemption	発行体による、信託約款に基づく条件に則った貴金属上場投資信託の償還を意味します(「償還する」も同様に解釈されます。)。
償還手数料	Redemption Fee	上場投資信託保有者が、貴金属上場投資信託の償還の際に支払うべき金額を意味します。

償還請求	Redemption Form	発行体によって、随時指定される様式による貴金属上場投資信託の償還を請求する通知を意味します。
責任	Liability	いかなる損失、損害、費用、手数料、債権、請求、費用、判決、訴訟提起、法的手続、又はその他全ての責任(税金の観点を含みますがこれに限られません。)、及びいかなる付加価値税又はそれに関する課税される若しくは課税可能な同様の税金、並びに全額償還される法的な及び専門家に対する報酬及び費用を意味します。
担保証書	Security Deeds	各合同管理資金(プール)について発行体と受託者との間で締結されるもので、WisdomTree白金上場投資信託、WisdomTreeパラジウム上場投資信託、WisdomTree銀上場投資信託、WisdomTree金上場投資及びWisdomTreeコア保管金上場投資信託に帰属する場合には、当該合同管理資金(プール)に関する2007年4月18日付担保証書、WisdomTreeスイス保管金上場投資信託に帰属する場合には2009年12月11日付担保証書(但しWisdomTreeコア保管金上場投資信託に関しては2020年11月20日付担保証書)を意味します。
チューリッヒ地金市場	Zurich BullionMarket	LPPMによって組織された白金及びパラジウムの店頭市場を意味します。
チューリッヒにおける営業日	Zurich BusinessDay	商業銀行及びチューリッヒ地金市場がチューリッヒにおいて業務取引のために通常営業している日(チューリッヒにおける土曜日、若しくは日曜日、又は、休日を除く。)を意味します。
投資口保有会社	HoldCo	ジャージーにおいて設立され、登録番号106817で登録されたウィズダムツリー・ホールディングス・ジャージー・リミテッド(WisdomTree Holdings Jersey Limited)を意味します。
登録機関	Registrar	ジャージー、JE1 1ES、セント・ハリアー、キャッスルストリート13(13 Catsle Street, St. Helier, Jersey JE1 1ES)に住所を有するコンピューターシェア・インベスター・サービシーズ(ジャージー)リミテッド(Computershare Investor Services (Jersey)Limited)又は登録を維持し、貴金属上場投資信託にかかる申込書及び償還請求を受領し、処理するために発行体が随時選任するその他の者を意味します。
登録簿	Registers	各々のタイプの上場投資信託保有者について、登録機関によって保管され、また、維持されている登録簿を意味します。単数形の"Register"も同様に解釈されます。目論見書の日付現在、信託約款に従って設定されることが現在予期されている6の異なるタイプの貴金属上場投資信託それぞれについて各1個、合計6の登録簿があります。

登録名義書換事務代行契約	RegistrarAgreement	登録名義書換事務代行会社、発行体及び受託者との間で2012年12月14日に締結された登録名義書換事務代行契約を意味します。
--------------	--------------------	---

取締役会	Board	発行体の取締役会を意味します。
認定参加者契約	AuthorizedParticipantAgreement	発行体及びその他の者の間の文書による契約であって、それに基づき認定参加者、販売代理人、又は、貴金属上場投資信託に関して実質的に同様の機能を果たす者が選任され、当該契約が前提条件に従うことが必要とされている場合には、当該前提条件が満たされている場合を意味します。
認定受領者	AuthorizedPerson	FSMAの目的のために承認された者を意味します。
認定免除者	Exempt Person	認定参加者契約を締結し、又は、その条項を履行するに際して、FSMAの条項又は付随する下位の法律により、認定参加者となる必要を免除されている規制された行為を構成する業務を行う者を意味します。
値決め	Fixing	関連する市場が開かれている全ての日における各々の種類の地金について、特定の日における特定の値決めにおいて特定の種類の地金にかかる価格を決定するための、値決めにかかる手続き、又は、関連の協会の規則及び手順に基づく手続きを意味します。
値決めによって設定された価格	Fixing Price	全ての種類の地金に関する値決めに関して、値決めによって設定された価格を意味します。
発行体	Issuer	ジャージーにおいて、登録番号95996をもって、設立され、登録された会社であるウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド(WisdomTree Metal Securities Limited)を意味します。
プログラム	Programme	貴金属上場投資信託の発行のためのプログラムを意味します。
申込み	Application	認定参加者による発行体に対する貴金属上場投資信託の購入にかかる申込みを意味し、申込みの条件は、申込様式、目論見書に記載されており、また、関連する認定参加者契約に従ったものでなければなりません。
申込み者	Applicant	貴金属上場投資信託についての申込みを行う認定参加者を意味します。
申込様式	ApplicationForm	プログラムに関連して用いられる申込様式を意味します。
類型	category	バスケット上場投資信託について、バスケット上場投資信託を構成する様々な種類の個別上場投資信託の混合によって決定されるバスケット上場投資信託の類型を意味します。

ロンドン午前値決め	London AM Fix	白金、パラジウム及び金に関して、関連する市場が営業している全ての日における当該地金にかかる午前値決めを意味します。銀に関して、ロンドン地金市場が営業している全ての日における正午12時の銀値決めを意味します。
ロンドン地金市場	London BullionMarket	LBMAによって調製される金及び銀の店頭市場を意味します。

ロンドン証券取引所	London StockExchange	文脈上の必要に応じて、ロンドン証券取引所ピーエルシー、又はその上場証券の市場（若しくは、ロンドン証券取引所が市場を複数有している場合には、当該市場のいずれか）を意味します。
ロンドンにおける営業日	London BusinessDay	商業銀行が一般的に、及び、ロンドン地金市場がロンドンにおいて業務取引のために営業している日（英国における土曜日、若しくは日曜日、又は、休日を除く。）を意味します。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

意見

私たちは、ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド(以下「会社」という。)の財務諸表、すなわち2024年12月31日現在の財政状態計算書、同日をもって終了した年度の純損益及びその他の包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本変動計算書、並びに重要な会計方針の要約を含む関連する注記1から注記16について監査を行った。財務諸表の作成に適用された財務報告の枠組みは、適用法令及び国際会計基準審議会が発行する国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)である。

添付の財務諸表に対する私たちの意見は以下の通りである。

25
BA 2024年12月31日現在の会社の財政状態並びに同日に終了した年度の会社の経営成績及びキャッシュ・フローは真実かつ公正な概観を提供しており、

25
BA IFRSに準拠して適切に作成されており、かつ

25
BA 1991年会社法(ジャージー)の要求事項に準拠して適切に作成されている。

意見の根拠

私たちは、国際監査基準(英国)(ISAの英国版、以下「ISA(UK)」という。)及び適用法令に準拠して監査を行った。当該基準における私たちの責任は、当報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」に記載されている。私たちは、財務諸表監査に関する倫理規定(上場している社会的影響度の高い事業体に適用される英国財務報告評議会(UK FRC)の倫理基準を含む。)に基づき会社から独立しており、またこれらの要求事項に従いその他の倫理的責任も果たしている。

私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関連する結論

財務諸表の監査にあたり、私たちは、取締役による継続企業を前提とした財務諸表の作成は適切であると結論付けている。会社が継続企業を前提とした会計処理を継続することに関する取締役の評価について私たちが実施した検討には、以下の事項が含まれる。

25
BA 私たちは、経営者が継続企業を前提とした会計処理を行う根拠について理解するとともに、経営者による継続企業の評価プロセス(当該評価におけるすべての重要な要素の把握を目的として経営者が採用するプロセスを含む。)に関する私たちの理解を確かめた。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

- ²⁵_{BA} 財務諸表署名日から2026年4月30日までを評価期間とした、取締役会承認後の経営者による継続企業に関する評価を入手した。経営者による継続企業の評価は以下を中心に複合的に行われた。
- ²⁵_{BA} カストディアン及び指定参加者の継続的参加による会社の継続的存続能力について評価
- ²⁵_{BA} ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド(以下「ManJer」という。)の管理事務代行会社としての義務の履行及び会社の費用全額の支払を続ける継続的能力について評価。これには、会社も含めたManJerが管理しているすべての発行事業体(以下「発行体プラットフォーム」という。)の運用資産に関する検討が含まれる。この能力の評価にあたり、変動する発行体プラットフォームの総運用資産を裏付けとする固定及び変動の運営コストについて検討を実施
- ²⁵_{BA} 事業に関する理解を基に、経営者が継続企業の評価にあたり実施した考察及び手法の適切性について検討した。
- ²⁵_{BA} 私たちはリバースストレステストを実施し、業績悪化シナリオ(特にプラットフォームの運用資産の減少)がどの程度深刻であればプラットフォームの運営コストを賄えない程の管理・運用報酬の不足をもたらすかについて理解した。現在の運用資産(AUM)の水準では、管理・運用報酬は固定費を十分に上回る余力があることが観察された。これは、高まっているAUMのボラティリティ水準を発行体プラットフォームが吸収し得るとする経営者の仮定を裏付けるものであった。
- ²⁵_{BA} 私たちは、経営者が年次報告書及び財務諸表に行った開示が、継続企業的前提を適用した場合に要求される情報を十分かつ適切に開示しているかについて、開示に関する基準の検討により確かめた。

私たちは、実施した作業に基づき、2026年4月30日までの期間にわたり、単独でまたは複合して会社の継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性は識別していない。

継続企業的前提に関する私たちの責任及び取締役の責任は、本報告書の該当セクションに記載している。但し、将来のすべての事象や状況の予測はできないことから、この記載は会社の継続企業としての存続能力を保証するものではない。

私たちの監査手法の概要

監査上の主要な ²⁵_{BA} 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の評価 - 貴金属証券
検討事項

重要性の基準値 ²⁵_{BA} 財務諸表全体の重要性の基準値：113.6百万米ドル(総資産の1%)

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

私たちの監査範囲の概要

範囲の決定方法

私たちは、監査リスクの評価、重要性の判断、及び手続実施上の重要性の配分を行うことにより、会社の監査範囲を決定している。これにより、財務諸表に対する監査意見の形成が可能となる。私たちは、実施すべき監査作業の水準を判断するにあたり、会社の規模、リスク特性及び組織、並びに内部統制の有効性、事業環境の変化、気候変動の潜在的な影響などを考慮している。当監査チームは、全ての監査作業を直接実施している。

前事業年度からの変更点

前事業年度と比較して私たちの監査範囲に変更はない。

気候変動

気候変動が企業に与える影響について、ステークホルダーの関心が高まっている。会社および事業の性質上、気候変動が事業に及ぼす直接的な影響はないと会社は判断している。このことは、監査済み財務諸表ではなく、「その他の情報」の一部を構成する企業の社会的責任のセクションで5ページ（訳者注：原文のページ）に説明されている。

したがって、当該開示に関する私たちの手続は、あくまでも、当該開示と会社の財務諸表若しくは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することである。

気候変動に関する私たちの監査の労力は、気候変動リスク、物理的及び移行的影響に関する経営者の評価、注記2に記載されている財務諸表における会社の開示の適切性、及び重要な資産及び負債がIFRSで要求されている市場価格に基づいて評価されているため、気候変動によるさらなる考慮すべき影響はないという結論に焦点を当てた。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、私たちの職業的専門家としての判断によって、私たちの当事業年度の財務諸表監査において最も重要であると決定された事項であり、私たちによって識別された最も重要な虚偽表示リスク（不正によるものかどうかを問わない）も含まれている。これらの中には、全体的な監査戦略やリソース配分、監査チームの労力の掛け方に最も大きな影響を及ぼした事項も含まれている。これらは財務諸表全体に対する私たちの監査の過程及び監査意見の形成において対応した事項であって、私たちが当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

リスク	監査上の対応	取締役会に伝達した主要な見解
<p>純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 - 貴金属証券の評価</p> <p>2024年度：11,356,446,827米ドル (2023年度：9,371,697,442米ドル)</p> <p>会計方針(22ページ(訳者注：原文のページ))及び財務諸表に対する注記8(25-26ページ(訳者注：原文のページ))を参照</p> <p>発行済貴金属証券の価値に虚偽表示がある、または評価が正確に行われないリスク</p> <p>発行済貴金属証券は、証券保有者に貴金属の価格変動エクスポージャーを現物の引渡しに提供する多様な金融商品から構成されている。</p> <p>貴金属証券は金融負債として公正価値で計上されている。</p> <p>このリスクは、評価手法の適用並びに評価に使用されたインプットの情報源及び時期の双方に誤謬が生じるリスクから構成されている。</p> <p>貴金属証券の残高は、会社の2024年12月31日現在の負債合計の99%(2023年：99%)超を占めている。このため、評価手法に誤謬が生じた場合重要となり得る。</p> <p>このリスクは前事業年度に観察されたリスクと同一である。</p>	<p>私たちの監査上の対応は以下の通りである。</p> <p>貴金属証券の評価に関して導入されている会社のシステム、内部統制及びプロセスについてウォークスルーを実施</p> <p>貴金属証券の評価に関して導入されている会社のシステム及び内部統制のデザインを評価</p> <p>監査戦略の実行にあたり、完全な実証アプローチを採用</p> <p>適用されている評価手法(貴金属証券の価値に証券の取引価格を使用する等)の適切性を関連IFRSの要求事項に照らし検証</p> <p>外部の価格算定ソースを利用して貸借対照表日現在の証券価格を独自に入手</p> <p>2024年12月31日現在の貴金属証券の価値について、証券価格に発行済証券の確認実施後の残数を乗じて再計算。これは発行済貴金属証券の総額の100%となった。</p>	<p>貴金属証券の評価に関して私たちが監査作業の過程で識別した、会社の取締役会の注意を喚起する事項はなかった。</p> <p>私たちは、テストを実施した結果、貴金属証券の評価に重要な虚偽表示はないと判断している。</p>

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

私たちが適用した重要性の基準値

私たちは、識別した虚偽表示が監査及び監査意見の形成に与える影響を評価するにあたり、監査計画上の重要性及び手続実施上の重要性の概念を適用している。

重要性の基準値

脱漏または虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性がある。重要性の基準値は、私たちの監査手続の内容及び範囲を決定する際の基礎となる。

私たちは、会社の重要性の基準値を113.6百万米ドル(2023年:93.8百万米ドル)と決定した。これは総資産の1%(2023年度:1%)である。総資産は発行済証券の保有者の原資産に対する関連エクスポージャーを反映していることから、私たちは総資産が監査上の重要性の基準値の適切な基礎を提供するものであると考えている。

前事業年度と比較して使用した重要性の基準値に関する変更はない。

手続実施上の重要性

個々の勘定または残高レベルで適用する重要性の基準値である。これは、未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために設定する金額である。

リスク評価及び会社の全般的な統制環境に関する評価を基に、私たちは、手続実施上の重要性を、重要性の基準値の50%(2023年度:50%)、すなわち56.8百万米ドル(2023年度:46.9百万米ドル)とした。私たちは、財務諸表の決算手続において認識され修正された誤謬の価値に対応して、手続実施上の重要性をこの割合に設定した。財務諸表のクローズ・プロセスで発見され修正された誤謬の価値に対応するため、手続実施上の重要性の基準値を前事業年度と同じく設定した。

僅少許容金額

識別した虚偽表示が以下の金額を下回る場合、明らかに僅少と判断している。

私たちは、5.68百万米ドル(2023年度:4.69百万米ドル)を超える未修正の監査差異はすべて取締役会に報告することに合意している。この金額は重要性の基準値の5%に設定しており、僅少許容金額を下回る監査差異については、私たちが定性的理由により報告が必要と考える場合に行う。

私たちは、監査意見の形成にあたり、上記の重要性の基準値という定量的方法と、その他必要な定性的検討の両面から、未修正の虚偽表示について評価を行っている。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

その他の情報

その他の情報は、年次報告書の1ページから8ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている情報から構成される、財務諸表及び私たちの監査報告書以外の情報である。取締役は、年次報告書に記載されているその他の情報に対して責任を有している。

私たちの財務諸表に対する意見の対象にはその他の情報は含まれておらず、本報告書に明記している範囲を除き、私たちはいかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表若しくは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することにある。私たちは、そのような重要な相違または明らかな重要な虚偽表示を識別した場合には、これが財務諸表自体の重要な虚偽表示に繋がっているかどうかを判断することが求められている。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論付けた場合には、その事実を報告することが求められている。

これに関して、私たちが報告すべき事項はない。

例外として報告が要求されている事項に関して報告すべき事項

私たちの意見では、1991年会社法(ジャージー)によりいずれかに該当する場合に報告が要求されている以下の事項に関して、報告すべき事項はない。

²⁵_{BA} 会社が適切な会計記録を保持していない、または私たちが往査していない支店から私たちの監査において十分な適切な回答を得ていない。

²⁵_{BA} 財務諸表が会社の会計記録及び回答と一致していない。

²⁵_{BA} 私たちが監査に必要な全ての情報及び説明を受領していない。

取締役の責任

8ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている取締役の責任に関する記述に詳細に説明されている通り、取締役は、財務諸表の作成と、財務諸表が真実かつ公正な概観を提供するものであること、並びに不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために取締役が必要と判断した内部統制を整備及び運用する責任を有している。

財務諸表を作成するにあたり、取締役は、継続企業として存続する会社の能力を評価し、継続企業的前提に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また取締役が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした財務諸表を作成する責任を有する。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

財務諸表監査に対する監査人の責任

私たちの目的は、全体としての財務諸表に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は高い水準の保証であるが、ISA(UK)に準拠して行った監査が、存在する全ての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計した金額が財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査により不法行為(不正を含む。)の発見が可能と考えられる範囲に関する説明

不法行為(不正を含む。)は法令違反の一例である。私たちは、先述の通り、私たちの責任に応じた不法行為(不正を含む。)を発見するための手続を立案している。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクを上回るが、これは不正が、例えば偽造や意図的な虚偽の陳述、共謀により計画的に隠蔽される場合があるためである。私たちの手続により不法行為(不正を含む。)の発見が可能な範囲は、以下の通りである。

尚、不正を防止及び発見する主たる責任は、監査役及び経営者にある。

25
BA 私たちは、会社に適用される法規制の枠組みを理解し、IFRS及び1991年会社法(ジャージー)から構成される財務報告の枠組みが最も重要であると判断した。また、財務諸表の表示及び開示に影響を与える可能性のある一定の重要な法規制が存在しており、それらはアイルランド中央銀行の(投資市場行動(Investment Market Conduct))規則及び英国上場管理機関の上場規則であると結論付けている。

25
BA ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドが当該枠組みにどのように準拠しているかについて、取締役及び管理業務を担当する主要経営者に質問を行い理解した。また、取締役会議事録、取締役会に提出された資料、規制当局からの回答の閲覧により私たちの質問の裏付けを入手したが、矛盾を示す証拠は識別されなかった。

25
BA 会社の財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性(不正を行い得る方法を含む。)について、会社の投資目的の理解及び経営者とのディスカッションを通じて評価し、財務報告のどの部分に不正が起こりやすいかを理解した。リスクが相対的に高いと考えられる部分について、識別した不正リスクに対応した監査手続を実施した。これらの手続には、取引の証憑書類による検証、特定の仕訳入力テスト、及び先述の監査上の主要な検討事項のセクションに記載した重点的検証が含まれる。これらの手続の立案は、財務諸表に不正または誤謬がないことについて合理的な保証を行うことを目的としている。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

2.5
BA このような理解を基に、当該法規制への違反を識別する監査手続を立案した。私たちの手続には、法規制への違反の識別を目的とした取締役会議事録の閲覧、法規制への準拠に関する取締役会に提出された関連する報告書の閲覧、及び選任された行政サービス・プロバイダーの経営陣への質問が含まれる。

2.5
BA 監査責任者は、会社がアセットマネジメント業界で事業を行っていることを踏まえ、監査チームの経験について評価した結果、監査チームは適切な適正及び能力を有していると判断している。

財務諸表監査に対する私たちの責任についての詳細な説明は、財務報告評議会のウェブサイト (<https://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities>) で閲覧可能である。この説明は、私たちの監査報告書の一部を形成するものである。

対応が要求されているその他の事項

2.5
BA 私たちは、監査役による議案の決定後、2019年12月3日に会社に任命され、2019年12月31日終了事業年度及びその後の事業年度の財務諸表監査を実施している。

連続関与期間合計(任期更新・再任を含む。)は、2019年12月31日終了事業年度から2024年12月31日終了事業年度までの6年である。

2.5
BA 会社に対して財務報告評議会の倫理基準で禁止されている非監査業務の提供は行っておらず、私たちは監査の実施にあたり会社からの独立性を維持している。

2.5
BA 監査意見は、監査役宛の追加報告書と一致している。

本報告書の利用

本報告書は、1991年会社法(ジャージー)第113のA条に準拠して、一団を構成する会社のメンバーのみに対して作成されている。私たちの監査業務は、会社のメンバーへの表明が要求されている事項を監査報告書で私たちが表明するために実施されたものであって、それ以外の目的のために実施されたものではない。私たちは、法令により最大限認められる範囲内において、会社及び一団を構成する会社のメンバー以外のいかなる者に対しても、私たちの監査業務、本報告書、及び私たちの形成した意見につき責任を負わない。

オーヴェ・トーネンス・スヴェイストルプがアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーを代表して
ジャージー、チャンネル諸島

2025年4月28日

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

意見

私たちは、ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド(以下「会社」という。)の財務諸表、すなわち2025年12月31日現在の貸借対照表、同日をもって終了した年度の純損益及びその他の包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、並びに重要な会計方針の要約を含む関連する注記1から注記16について監査を行った。財務諸表の作成に適用された財務報告の枠組みは、適用法令及び国際会計基準審議会が発行する国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)である。

添付の財務諸表に対する私たちの意見は以下の通りである。

25
BA 2025年12月31日現在の会社の財政状態並びに同日に終了した年度の会社の経営成績及びキャッシュ・フローは適正に表示しているものと認める、

25
BA IFRSに準拠して適切に作成されており、かつ

25
BA 1991年会社法(ジャージー)の要求事項に準拠して適切に作成されている。

意見の根拠

私たちは、国際監査基準(英国)(ISAの英国版、以下「ISAs(UK)」という。)及び適用法令に準拠して監査を行った。当該基準における私たちの責任は、当報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」に記載されている。私たちは、財務諸表監査に関する倫理規定(上場している社会的影響度の高い事業体に適用される英国財務報告評議会(UK FRC)の倫理基準を含む。)に基づき会社から独立しており、またこれらの要求事項に従いその他の倫理的責任も果たしている。

私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関連する結論

財務諸表の監査にあたり、私たちは、取締役による継続企業を前提とした財務諸表の作成は適切であると結論付けている。会社が継続企業を前提とした会計処理を継続することに関する取締役の評価について私たちが実施した検討には、以下の事項が含まれる。

25
BA 私たちは、経営者が継続企業を前提とした会計処理を行う根拠について理解するとともに、経営者による継続企業の評価プロセス(当該評価におけるすべての重要な要素の把握を目的として経営者が採用するプロセスを含む。)に関する私たちの理解を確かめた。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

- ²⁵_{BA} 財務諸表署名日から2027年4月30日までを評価期間とした、取締役会承認後の経営者による継続企業に関する評価を入手した。経営者による継続企業の評価は以下を中心に複合的に行われた。
- ²⁵_{BA} カストディアン及び指定参加者の継続的参加による会社の継続的存続能力について評価
- ²⁵_{BA} ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド(以下「ManJer」という。)の管理事務代行会社としての義務の履行及び会社の費用全額の支払を続ける継続的能力について評価。これには、会社も含めたManJerが管理しているすべての発行事業体(以下「発行体プラットフォーム」という。)の運用資産に関する検討が含まれる。この能力の評価にあたり、変動する発行体プラットフォームの総運用資産を裏付けとする固定及び変動の運営コストについて検討を実施
- ²⁵_{BA} 事業に関する理解を基に、経営者が継続企業の評価にあたり実施した考察及び手法の適切性について検討した。
- ²⁵_{BA} 私たちはリバースストレステストを実施し、業績悪化シナリオ(特にプラットフォームの運用資産の減少)がどの程度深刻であればプラットフォームの運営コストを賄えない程の管理・運用報酬の不足をもたらすかについて理解した。現在の運用資産(AUM)の水準では、管理・運用報酬は固定費を十分に上回る余力があることが観察された。これは、高まっているAUMのボラティリティ水準を発行体プラットフォームが吸収し得るとする経営者の仮定を裏付けるものであった。
- ²⁵_{BA} 私たちは、経営者が年次報告書及び財務諸表に行った開示が、継続企業的前提を適用した場合に要求される情報を十分かつ適切に開示しているかについて、開示に関する基準の検討により確かめた。

私たちは、実施した作業に基づき、2027年4月30日までの期間にわたり、単独でまたは複合して会社の継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性は識別していない。

継続企業的前提に関する私たちの責任及び取締役の責任は、本報告書の該当セクションに記載している。但し、将来のすべての事象や状況の予測はできないことから、この記載は会社の継続企業としての存続能力を保証するものではない。

私たちの監査手法の概要

監査上の主要な検討事項	²⁵ _{BA} 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の評価 - 貴金属証券
重要性の基準値	²⁵ _{BA} 財務諸表全体の重要性の基準値：206.2百万米ドル(総資産の1%)

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

私たちの監査範囲の概要

監査範囲の決定方法

私たちは、監査リスクの評価、重要性の判断、及び手続実施上の重要性の配分を行うことにより、会社の監査範囲を決定している。これにより、財務諸表に対する監査意見の形成が可能となる。私たちは、実施すべき監査作業の水準を判断するにあたり、会社の規模、リスク特性及び組織、並びに内部統制の有効性、事業環境の変化、気候変動の潜在的な影響などを考慮している。当監査チームは、全ての監査作業を直接実施している。

前事業年度からの変更点

前事業年度と比較して私たちの監査範囲に変更はない。

気候変動

気候変動が企業に与える影響について、ステークホルダーの関心が高まっている。会社および事業の性質上、気候変動が事業に及ぼす直接的な影響はないと会社は判断している。このことは、監査済み財務諸表ではなく、「その他の情報」の一部を構成する企業の社会的責任のセクションで5ページ（訳者注：原文のページ）に説明されている。

したがって、当該開示に関する私たちの手続は、あくまでも、当該開示と会社の財務諸表若しくは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することである。

気候変動に関する私たちの監査の労力は、気候変動リスク、物理的及び移行的影響に関する経営者の評価、注記2に記載されている財務諸表における会社の開示の適切性、及び重要な資産及び負債がIFRSで要求されている市場価格に基づいて評価されているため、気候変動によるさらなる考慮すべき影響はないという結論に焦点を当てた。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、私たちの職業的専門家としての判断によって、私たちの当事業年度の財務諸表監査において最も重要であると決定された事項であり、私たちによって識別された最も重要な虚偽表示リスク（不正によるものかどうかを問わない）も含まれている。これらの中には、全体的な監査戦略やリソース配分、監査チームの労力の掛け方に最も大きな影響を及ぼした事項も含まれている。これらは財務諸表全体に対する私たちの監査の過程及び監査意見の形成において対応した事項であって、私たちが当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

リスク	監査上の対応	取締役会に伝達した主要な見解
<p>純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 - 貴金属証券の評価</p> <p>2025年度：20,959,029,304米ドル (2024年度：11,356,446,827米ドル)</p> <p>会計方針(23ページ(訳者注：原文のページ))及び財務諸表に対する注記8(26-27ページ(訳者注：原文のページ))を参照</p> <p>発行済貴金属証券の価値に虚偽表示がある、または評価が正確に行われないリスク</p> <p>発行済貴金属証券は、証券保有者に貴金属の価格変動エクスポージャーを現物の引渡しに提供する多様な金融商品から構成されている。</p> <p>貴金属証券は金融負債として公正価値で計上されている。</p> <p>このリスクは、評価手法の適用並びに評価に使用されたインプットの情報源及び時期の双方に誤謬が生じるリスクから構成されている。</p> <p>貴金属証券の残高は、会社の2025年12月31日現在の負債合計の99%(2024年：99%)超を占めている。このため、評価手法に誤謬が生じた場合重要となり得る。</p> <p>このリスクは前事業年度に観察されたリスクと同一である。</p>	<p>私たちの監査上の対応は以下の通りである。</p> <p>貴金属証券の評価に関して導入されている会社のシステム、内部統制及びプロセスについてウォークスルーを実施</p> <p>貴金属証券の評価に関して導入されている会社のシステム及び内部統制のデザインを評価</p> <p>監査戦略の実行にあたり、完全な実証アプローチを採用</p> <p>適用されている評価手法(貴金属証券の価値に証券の取引価格を使用する等)の適切性を関連IFRSの要求事項に照らし検証</p> <p>外部の価格算定ソースを利用して貸借対照表日現在の証券価格を独自に入手</p> <p>2025年12月31日現在の貴金属証券の価値について、証券価格に発行済証券の確認実施後の残数を乗じて再計算。これは発行済貴金属証券の総額の100%となった。</p>	<p>貴金属証券の評価に関して私たちが監査作業の過程で識別した、会社の取締役会の注意を喚起する事項はなかった。</p> <p>私たちは、テストを実施した結果、貴金属証券の評価に重要な虚偽表示はないと判断している。</p>

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

私たちが適用した重要性の基準値

私たちは、識別した虚偽表示が監査及び監査意見の形成に与える影響を評価するにあたり、監査計画上の重要性及び手続実施上の重要性の概念を適用している。

重要性の基準値

脱漏または虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性がある。重要性の基準値は、私たちの監査手続の内容及び範囲を決定する際の基礎となる。

私たちは、会社の重要性の基準値を206.2百万米ドル(2024年:113.6百万米ドル)と決定した。これは総資産の1%(2024年度:1%)である。総資産は発行済証券の保有者の原資産に対する関連エクスポージャーを反映していることから、私たちは総資産が監査上の重要性の基準値の適切な基礎を提供するものであると考えている。

前事業年度と比較して使用した重要性の基準値に関する変更はない。

手続実施上の重要性

個々の勘定または残高レベルで適用する重要性の基準値である。これは、未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために設定する金額である。

リスク評価及び会社の全般的な統制環境に関する評価を基に、私たちは、手続実施上の重要性を、重要性の基準値の50%(2024年度:50%)、すなわち103.1百万米ドル(2024年度:56.8百万米ドル)とした。私たちは、財務諸表の決算手続において認識され修正された誤謬の価値に対応して、手続実施上の重要性をこの割合に設定した。財務諸表のクローズ・プロセスで発見され修正された誤謬の価値に対応するため、手続実施上の重要性の基準値を前事業年度と同じく設定した。

僅少許容金額

識別した虚偽表示が以下の金額を下回る場合、明らかに僅少と判断している。

私たちは、10.31百万米ドル(2024年度:5.68百万米ドル)を超える未修正の監査差異はすべて取締役会に報告することに合意している。この金額は重要性の基準値の5%に設定しており、僅少許容金額を下回る監査差異については、私たちが定性的理由により報告が必要と考える場合に行う。

私たちは、監査意見の形成にあたり、上記の重要性の基準値という定量的方法と、その他必要な定性的検討の両面から、未修正の虚偽表示について評価を行っている。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

その他の情報

その他の情報は、年次報告書の1ページから9ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている情報から構成される、財務諸表及び私たちの監査報告書以外の情報である。取締役は、年次報告書に記載されているその他の情報に対して責任を有している。

私たちの財務諸表に対する意見の対象にはその他の情報は含まれておらず、本報告書に明記している範囲を除き、私たちはいかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表若しくは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することにある。私たちは、そのような重要な相違または明らかな重要な虚偽表示を識別した場合には、これが財務諸表自体の重要な虚偽表示に繋がっているかどうかを判断することが求められている。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論付けた場合には、その事実を報告することが求められている。

これに関して、私たちが報告すべき事項はない。

例外として報告が要求されている事項に関して報告すべき事項

私たちの意見では、1991年会社法(ジャージー)によりいずれかに該当する場合に報告が要求されている以下の事項に関して、報告すべき事項はない。

²⁵_{BA} 会社が適切な会計記録を保持していない、または私たちが往査していない支店から私たちの監査において十分な適切な回答を得ていない。

²⁵_{BA} 財務諸表が会社の会計記録及び回答と一致していない。

²⁵_{BA} 私たちが監査に必要な全ての情報及び説明を受領していない。

取締役の責任

9ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている取締役の責任に関する記述に詳細に説明されている通り、取締役は、財務諸表の作成と、財務諸表が真実かつ公正な概観を提供するものであること、並びに不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために取締役が必要と判断した内部統制を整備及び運用する責任を有している。

財務諸表を作成するにあたり、取締役は、継続企業として存続する会社の能力を評価し、継続企業の前提に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また取締役が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした財務諸表を作成する責任を有する。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

財務諸表監査に対する監査人の責任

私たちの目的は、全体としての財務諸表に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は高い水準の保証であるが、ISAs(UK)に準拠して行った監査が、存在する全ての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計した金額が財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査により不法行為(不正を含む。)の発見が可能と考えられる範囲に関する説明

不法行為(不正を含む。)は法令違反の一例である。私たちは、先述の通り、私たちの責任に応じた不法行為(不正を含む。)を発見するための手続を立案している。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクを上回るが、これは不正が、例えば偽造や意図的な虚偽の陳述、共謀により計画的に隠蔽される場合があるためである。私たちの手続により不法行為(不正を含む。)の発見が可能な範囲は、以下の通りである。

尚、不正を防止及び発見する主たる責任は、監査役及び経営者にある。

25
BA 私たちは、会社に適用される法規制の枠組みを理解し、IFRS及び1991年会社法(ジャージー)から構成される財務報告の枠組みが最も重要であると判断した。また、財務諸表の表示及び開示に影響を与える可能性のある一定の重要な法規制が存在しており、それらはアイルランド中央銀行の(投資市場行動(Investment Market Conduct))規則及び英国上場管理機関の上場規則であると結論付けている。

25
BA ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドが当該枠組みにどのように準拠しているかについて、取締役及び管理業務を担当する主要経営者に質問を行い理解した。また、取締役会議事録、取締役会に提出された資料、規制当局からの回答の閲覧により私たちの質問の裏付けを入手したが、矛盾を示す証拠は識別されなかった。

25
BA 会社の財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性(不正を行い得る方法を含む。)について、会社の投資目的の理解及び経営者とのディスカッションを通じて評価し、財務報告のどの部分に不正が起こりやすいかを理解した。リスクが相対的に高いと考えられる部分について、識別した不正リスクに対応した監査手続を実施した。これらの手続には、取引の証憑書類による検証、特定の仕訳入力テスト、及び先述の監査上の主要な検討事項のセクションに記載した重点的検証が含まれる。これらの手続の立案は、財務諸表に不正または誤謬がないことについて合理的な保証を行うことを目的としている。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

25
BA このような理解を基に、当該法規制への違反を識別する監査手続を立案した。私たちの手続には、法規制への違反の識別を目的とした取締役会議事録の閲覧、法規制への準拠に関する取締役会に提出された関連する報告書の閲覧、及び管理業務担当経営者への質問が含まれる。

監査責任者は、会社がアセットマネジメント業界で事業を行っていることを踏まえ、監査チームの経験について評価した結果、監査チームは適切な適正及び能力を有していると判断している。

財務諸表監査に対する私たちの責任についての詳細な説明は、財務報告評議会のウェブサイト (<https://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities>) で閲覧可能である。この説明は、私たちの監査報告書の一部を形成するものである。

対応が要求されているその他の事項

25
BA 私たちは、監査役による議案の決定後、2019年12月3日に会社に任命され、2019年12月31日終了事業年度及びその後の事業年度の財務諸表監査を実施している。

連続関与期間合計(任期更新・再任を含む。)は、2019年12月31日終了事業年度から2025年12月31日終了事業年度までの7年である。

25
BA 会社に対して財務報告評議会(FRC)の倫理基準で禁止されている非監査業務の提供は行っており、私たちは監査の実施にあたり会社からの独立性を維持している。

25
BA 監査意見は、監査役宛の追加報告書と一致している。

本報告書の利用

本報告書は、1991年会社法(ジャージー)第113のA条に準拠して、一団を構成する会社のメンバーのみに対して作成されている。私たちの監査業務は、会社のメンバーへの表明が要求されている事項を監査報告書で私たちが表明するために実施されたものであって、それ以外の目的のために実施されたものではない。私たちは、法令により最大限認められる範囲内において、会社及び一団を構成する会社のメンバー以外のいかなる者に対しても、私たちの監査業務、本報告書、及び私たちの形成した意見につき責任を負わない。

オーヴェ・トーネンス・スヴェイストルプがアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーを代表して
ジャージー、チャネル諸島

日付：2026年4月24日

[次へ](#)

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED**

Opinion

We have audited the financial statements of WisdomTree Metal Securities Limited (the “company”) for the year ended 31 December 2025 which comprise the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income, the Statement of Financial Position, the Statement of Changes in Equity, the Statement of Cash Flows and the related notes 1 to 16, including material accounting policy information. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (“IFRS”).

In our opinion, the financial statements:

- 25
BA give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2025 and of its loss for the year then ended;
- 25
BA have been properly prepared in accordance with IFRS;
- 25
BA have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies (Jersey) Law 1991.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (ISAs (UK)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, including the UK FRC's Ethical Standard as applied to listed entities, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate. Our evaluation of the directors' assessment of the company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting included:

- 25
BA We obtained an understanding of management's rationale for using the going concern basis of accounting and confirmed our understanding of management's Going Concern assessment process including the process they adopted to capture all key factors in their assessment;

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)**

²⁵_{BA} We obtained management's board approved going concern assessment covering the period of assessment from the date of signing to 30 April 2027. Management's assessment has focussed on a combination of;

²⁵_{BA} Assessing the ongoing viability of the company through continued involvement of its Custodian and Authorised Participants;

²⁵_{BA} Assessing the ongoing ability of WisdomTree Management Jersey Limited (“ManJer”) to continue to meet its obligations as manager and pay all expenses of the company. This includes consideration of the assets under management of all managed issuer entities (“Issuer Platform”) which includes this company. In assessing this ability management considered the fixed and variable operating costs that could be supported under varying levels of total assets under management for the Issuer Platform.

²⁵_{BA} Using our understanding of the business, we evaluated whether the considerations and method adopted by management in assessing going concern was appropriate.

²⁵_{BA} We performed reverse stress testing on the forecasts to understand how severe the downside scenarios would have to be, and the reduction in platform assets under management, to result in the platform generating insufficient management fees to cover operating costs. We observed significant headroom in management fee income, at current Assets Under Management (“AUM”) levels, in excess of fixed and AUM based costs which supports management's assumption that the Issuer Platform is able to absorb heightened levels of volatility in AUM.

²⁵_{BA} We considered whether management's disclosures, in the Annual Report and financial statements, sufficiently and appropriately discloses information required in respect of the going concern assumption applied through consideration of relevant disclosure standards.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period to 30 April 2027.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report. However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern.

Overview of our audit approach

Key audit matters	²⁵ _{BA} Valuation of Financial Liabilities at fair value through profit and loss – Metal Securities
Materiality	²⁵ _{BA} Overall materiality of US\$206.2m which represents 1% of total assets.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****An overview of the scope of our audit****Tailoring the scope**

Our assessment of audit risk, our evaluation of materiality and our allocation of performance materiality determine our audit scope for the company. This enables us to form an opinion on the financial statements. We take into account size, risk profile, the organisation of the company and effectiveness of controls, changes in the business environment and the potential impact of climate change when assessing the level of work to be performed. All audit work was performed directly by the audit engagement team.

Changes from the prior year

There were no scoping changes compared to the prior year.

Climate change

There has been increasing interest from stakeholders as to how climate change will impact companies. The company has determined that there are no directly observed impacts of climate change on the business due to the nature of the company and its operations. This is explained on page 5 in the corporate social responsibility section, which form part of the "Other information," rather than the audited financial statements. Our procedures on these disclosures therefore consisted solely of considering whether they are materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appear to be materially misstated.

Our audit effort in considering climate change was focused on evaluating management's assessment of the impact of climate risk, physical and transition, the adequacy of the company's disclosures in the financial statements as set out in note 2 and conclusion that there was no further impact of climate change to be taken into account as the material assets and liabilities are valued based on market pricing as required by IFRS.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial statements of the current period and include the most significant assessed risks of material misstatement (whether or not due to fraud) that we identified. These matters included those which had the greatest effect on the overall audit strategy, the allocation of resources in the audit; and directing the efforts of the engagement team. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)

Risk	Our response to the risk	Key observations communicated to the Board
<p>Valuation of Financial Liabilities at fair value through profit or loss – Metal Securities</p> <p>2025: USD 20,959,029,304 (2024: USD 11,356,446,827)</p> <p><i>Refer to the Accounting policies (page 23); and Note 8 of the Financial Statements (pages 26-27)</i></p> <p>Risk that values of securities in issue are misstated or that valuations are incorrectly captured.</p> <p>The Metal Securities in issue comprise a range of financial instrument that provide holders of issued securities with exposure to movements in prices of metals without needing to take physical delivery.</p> <p>The Metal Securities are carried at fair value as a Financial Liability.</p> <p>The risk comprises the risk of errors in both the valuation methodology applied and, in the source, and timing of valuation inputs utilised.</p> <p>The balance of Metal Securities represents 99% of the company's total liabilities as at 31 December 2025 (2024: 99%) and therefore any error in valuation approach could be significant.</p> <p>The risk has remained consistent with that observed in the prior year.</p>	<p>Our response to the risk comprised:</p> <p>We walked through the company's systems, controls and process implemented in respect of the valuation of Metal Securities.</p> <p>We assessed the design of the company's systems and controls implemented in respect of Metal Securities valuation.</p> <p>In executing our strategy, we adopted a fully substantive approach.</p> <p>We assessed the appropriateness of the valuation methodology applied, comprising the use of traded security prices to value the Metal Securities, against relevant IFRS requirements.</p> <p>We independently obtained security prices using external pricing sources at the balance sheet date.</p> <p>We recalculated the value of Metal Securities held at 31 December 2025, by multiplying the security price by the confirmed security balance in issue. This represented 100% of the total value of Metal Securities in issue.</p>	<p>There were no matters identified during our audit work on valuation of Metal Securities that we brought to the attention of the Board of Directors of the company.</p> <p>Based on our testing we are satisfied that the valuation of Metal Securities is not materially misstated.</p>

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****Our application of materiality**

We apply the concept of materiality in planning and performing the audit, in evaluating the effect of identified misstatements on the audit and in forming our audit opinion.

Materiality

The magnitude of an omission or misstatement that, individually or in the aggregate, could reasonably be expected to influence the economic decisions of the users of the financial statements. Materiality provides a basis for determining the nature and extent of our audit procedures.

We determined materiality for the company to be US\$206.2 million (2024: US\$113.6 million), which is 1% (2024: 1%) of Total Assets. We believe that Total Assets provides us with an appropriate basis for audit materiality as Total Assets reflects the relevant exposure of holders of issued securities to the underlying asset base.

There has been no change in the basis of materiality used compared to the prior year.

Performance materiality

The application of materiality at the individual account or balance level. It is set at an amount to reduce to an appropriately low level the probability that the aggregate of uncorrected and undetected misstatements exceeds materiality.

On the basis of our risk assessments, together with our assessment of the company's overall control environment, our judgement was that performance materiality was 50% (2024: 50%) of our planning materiality, namely US\$103.1m (2024: US\$56.8m). We have set performance materiality in both periods at this percentage in response to the value of errors identified and corrected in the financial statement close process.

Reporting threshold

An amount below which identified misstatements are considered as being clearly trivial.

We agreed with the Board that we would report to them all uncorrected audit differences in excess of US\$10.31m (2024: US\$5.68m), which is set at 5% of materiality, as well as differences below that threshold that, in our view, warranted reporting on qualitative grounds.

We evaluate any uncorrected misstatements against both the quantitative measures of materiality discussed above and in light of other relevant qualitative considerations in forming our opinion.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****Other information**

The other information comprises the information included in the annual report set out on pages 1 to 9, other than the financial statements and our auditor's report thereon. The directors are responsible for the other information contained within the annual report.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether this gives rise to a material misstatement in the financial statements themselves. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of the other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which the Companies (Jersey) Law 1991 requires us to report to you if, in our opinion:

proper accounting records have not been kept by the company, or proper returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or

the financial statements are not in agreement with the company's accounting records and returns; or

we have not received all the information and explanations we require for our audit

Responsibilities of directors

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 9, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Explanation as to what extent the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect irregularities, including fraud. The risk of not detecting a material misstatement due to fraud is higher than the risk of not detecting one resulting from error, as fraud may involve deliberate concealment by, for example, forgery or intentional misrepresentations, or through collusion. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud is detailed below.

However, the primary responsibility for the prevention and detection of fraud rests with both those charged with governance of the company and management.

25
BA We obtained an understanding of the legal and regulatory frameworks that are applicable to the company and determined that the most significant are those that relate to the reporting framework, comprising IFRS and the Companies (Jersey) Law 1991. In addition, we concluded that there are certain significant laws and regulations that may have an effect on the presentation and disclosure of the financial statements being the applicable Listing Rules of the Central Bank of Ireland (Investment Market Conduct) and UK Listing Authority Rules;

25
BA We understood how WisdomTree Metal Securities Limited is complying with those frameworks by making enquiries of the directors and key management of the administrative service provider. We corroborated our enquiries through our review of minutes of Board meetings, papers provided to the board and correspondence received from regulatory bodies and noted no contradictory evidence;

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)**

25
BA We assessed the susceptibility of the company's financial statements to material misstatement, including how fraud might occur by understanding the investment objectives of the Company and discussing with management to understand where reporting was considered susceptible to fraud. Where this risk was considered to be higher, we performed audit procedures in response to the identified fraud risk. These procedures included testing of transactions to supporting documentation, testing of specific accounting journal entries, and focused testing, including that referred to in the key audit matters section above. These procedures were designed to provide reasonable assurance that the financial statements were free from fraud or error;

25
BA Based on this understanding we designed our audit procedures to identify non-compliance with such laws and regulations. Our procedures involved reading board minutes to identify any non-compliance with laws and regulations, a review of any associated reporting submitted to the board on compliance with laws and regulations and enquiries of members of management of the appointed administrative service provider;

As the Company operates in the asset management industry the Audit Partner assessed the experience of the engagement team and concluded that the team had the appropriate competence and capabilities.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the Financial Reporting Council's website at <https://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities>. This description forms part of our auditor's report.

Other matters we are required to address

25
BA Following the recommendation from those charged with governance, we were appointed by the company on 3 December 2019 to audit the financial statements for the year ending 31 December 2019 and subsequent financial periods.

The period of total uninterrupted engagement including previous renewals and reappointments is 7 years, covering the years ending 31 December 2019 to 31 December 2025.

The non-audit services prohibited by the FRC's Ethical Standard were not provided to the company and we remain independent of the company in conducting the audit. The audit opinion is consistent with the additional report to those charged with governance.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****Use of our report**

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with Article 113A of the Companies (Jersey) Law 1991. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Ove Toennes Svejstrup
for and on behalf of Ernst & Young LLP
Jersey, Channel Islands
Date: 24 April 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED**

Opinion

We have audited the financial statements of WisdomTree Metal Securities Limited (the “company”) for the year ended 31 December 2024 which comprise the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income, the Statement of Financial Position, the Statement of Cash Flows, the Statement of Changes in Equity and the related notes 1 to 16, including material accounting policy information. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (“IFRS”).

In our opinion, the financial statements:

- 25
BA give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2024 and of its profit for the year then ended;
- 25
BA have been properly prepared in accordance with IFRS;
- 25
BA have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies (Jersey) Law 1991.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (ISAs (UK)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, including the UK FRC's Ethical Standard as applied to listed public interest entities, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate. Our evaluation of the directors' assessment of the company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting included:

- 25
BA We obtained an understanding of management's rationale for using the going concern basis of accounting and confirmed our understanding of management's Going Concern assessment process including the process they adopted to capture all key factors in their assessment;

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)**

^{2 5}_{B A} We obtained management's board approved going concern assessment covering the period of assessment from the date of signing to 30 April 2026. Management's assessment has focussed on a combination of;

^{2 5}_{B A} Assessing the ongoing viability of the company through continued involvement of its Custodian and Authorised Participants;

^{2 5}_{B A} Assessing the ongoing ability of WisdomTree Management Jersey Limited (“ManJer”) to continue to meet its obligations as manager and pay all expenses of the company. This includes consideration of the assets under management of all managed issuer entities (“Issuer Platform”) which includes this company. In assessing this ability management considered the fixed and variable operating costs that could be supported under varying levels of total assets under management for the Issuer Platform.

^{2 5}_{B A} Using our understanding of the business, we evaluated whether the considerations and method adopted by management in assessing going concern was appropriate.

^{2 5}_{B A} We performed reverse stress testing on the forecasts to understand how severe the downside scenarios would have to be, and the reduction in platform assets under management, to result in the platform generating insufficient management fees to cover operating costs. We observed significant headroom in management fee income, at current Assets Under Management (“AUM”) levels, in excess of fixed and AUM based costs which supports management's assumption that the Issuer Platform is able to absorb heightened levels of volatility in AUM.

^{2 5}_{B A} We considered whether management's disclosures, in the Annual Report and financial statements, sufficiently and appropriately discloses information required in respect of the going concern assumption applied through consideration of relevant disclosure standards.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period to 30 April 2026.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report. However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern.

Overview of our audit approach

Key audit matters	^{2 5} _{B A} Valuation of Financial Liabilities at fair value through profit and loss – Metal Securities
Materiality	^{2 5} _{B A} Overall materiality of US\$113.6m which represents 1% of total assets.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****An overview of the scope of our audit****Tailoring the scope**

Our assessment of audit risk, our evaluation of materiality and our allocation of performance materiality determine our audit scope for the company. This enables us to form an opinion on the financial statements. We take into account size, risk profile, the organisation of the company and effectiveness of controls, changes in the business environment and the potential impact of climate change when assessing the level of work to be performed. All audit work was performed directly by the audit engagement team.

Changes from the prior year

There were no scoping changes compared to the prior year.

Climate change

There has been increasing interest from stakeholders as to how climate change will impact companies. The company has determined that there are no directly observed impacts of climate change on the business due to the nature of the company and its operations. This is explained on page 5 in the corporate social responsibility section, which form part of the "Other information," rather than the audited financial statements. Our procedures on these disclosures therefore consisted solely of considering whether they are materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appear to be materially misstated.

Our audit effort in considering climate change was focused on evaluating management's assessment of the impact of climate risk, physical and transition, the adequacy of the company's disclosures in the financial statements as set out in note 2 and conclusion that there was no further impact of climate change to be taken into account as the material assets and liabilities are valued based on market pricing as required by IFRS.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial statements of the current period and include the most significant assessed risks of material misstatement (whether or not due to fraud) that we identified. These matters included those which had the greatest effect on the overall audit strategy, the allocation of resources in the audit; and directing the efforts of the engagement team. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)

Risk	Our response to the risk	Key observations communicated to the Board
<p>Valuation of Financial Liabilities at fair value through profit or loss – Metal Securities</p> <p>USD 11,356,446,827 (2023: USD 9,371,697,442)</p> <p><i>Refer to the Accounting policies (page 22); and Note 8 of the Financial Statements (pages 25-26)</i></p> <p>Risk that values of securities in issue are misstated or that valuations are incorrectly captured.</p> <p>The Metal Securities in issue comprise a range of financial instrument that provide holders of issued securities with exposure to movements in prices of metals without needing to take physical delivery.</p> <p>The Metal Securities are carried at fair value as a Financial Liability.</p> <p>The risk comprises the risk of errors in both the valuation methodology applied and, in the source, and timing of valuation inputs utilised.</p> <p>The balance of Metal Securities represents in excess of 99% of the company's total liabilities as at 31 December 2024 (2023: 99%) and therefore any error in valuation approach could be significant.</p> <p>The risk has remained consistent with that observed in the prior year.</p>	<p>Our response to the risk comprised:</p> <p>We walked through the company's systems, controls and process implemented in respect of the valuation of Metal Securities.</p> <p>We assessed the design of the company's systems and controls implemented in respect of Metal Securities valuation.</p> <p>In executing our strategy, we adopted a fully substantive approach.</p> <p>We assessed the appropriateness of the valuation methodology applied, comprising the use of traded security prices to value the Metal Securities, against relevant IFRS requirements.</p> <p>We independently obtained security prices using external pricing sources at the balance sheet date.</p> <p>We recalculated the value of Metal Securities held at 31 December 2024, by multiplying the security price by the confirmed security balance in issue. This represented 100% of the total value of Metal Securities in issue.</p>	<p>There were no matters identified during our audit work on valuation of Metal Securities that we brought to the attention of the Board of Directors of the company.</p> <p>Based on our testing we are satisfied that the valuation of Metal Securities is not materially misstated.</p>

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****Our application of materiality**

We apply the concept of materiality in planning and performing the audit, in evaluating the effect of identified misstatements on the audit and in forming our audit opinion.

Materiality

The magnitude of an omission or misstatement that, individually or in the aggregate, could reasonably be expected to influence the economic decisions of the users of the financial statements. Materiality provides a basis for determining the nature and extent of our audit procedures.

We determined materiality for the company to be US\$113.6 million (2023: US\$93.8 million), which is 1% (2023: 1%) of Total Assets. We believe that Total Assets provides us with an appropriate basis for audit materiality as Total Assets reflects the relevant exposure of holders of issued securities to the underlying asset base.

There has been no change in the basis of materiality used compared to the prior year.

Performance materiality

The application of materiality at the individual account or balance level. It is set at an amount to reduce to an appropriately low level the probability that the aggregate of uncorrected and undetected misstatements exceeds materiality.

On the basis of our risk assessments, together with our assessment of the company's overall control environment, our judgement was that performance materiality was 50% (2023: 50%) of our planning materiality, namely US\$56.8m (2023: US\$46.9m). We have set performance materiality in both periods at this percentage in response to the value of errors identified and corrected in the financial statement close process.

Reporting threshold

An amount below which identified misstatements are considered as being clearly trivial.

We agreed with the Board that we would report to them all uncorrected audit differences in excess of US\$5.68m (2023: US\$4.69m), which is set at 5% of materiality, as well as differences below that threshold that, in our view, warranted reporting on qualitative grounds.

We evaluate any uncorrected misstatements against both the quantitative measures of materiality discussed above and in light of other relevant qualitative considerations in forming our opinion.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****Other information**

The other information comprises the information included in the annual report set out on pages 1 to 8, other than the financial statements and our auditor's report thereon. The directors are responsible for the other information contained within the annual report.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether this gives rise to a material misstatement in the financial statements themselves. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of the other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which the Companies (Jersey) Law 1991 requires us to report to you if, in our opinion:

proper accounting records have not been kept by the company, or proper returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or

the financial statements are not in agreement with the company's accounting records and returns; or

we have not received all the information and explanations we require for our audit

Responsibilities of directors

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 8, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Explanation as to what extent the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect irregularities, including fraud. The risk of not detecting a material misstatement due to fraud is higher than the risk of not detecting one resulting from error, as fraud may involve deliberate concealment by, for example, forgery or intentional misrepresentations, or through collusion. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud is detailed below.

However, the primary responsibility for the prevention and detection of fraud rests with both those charged with governance of the company and management.

25
BA We obtained an understanding of the legal and regulatory frameworks that are applicable to the company and determined that the most significant are those that relate to the reporting framework, comprising IFRS and the Companies (Jersey) Law 1991. In addition, we concluded that there are certain significant laws and regulations that may have an effect on the presentation and disclosure of the financial statements being the applicable Listing Rules of the Central Bank of Ireland (Investment Market Conduct) and UK Listing Authority Rules;

25
BA We understood how WisdomTree Metal Securities Limited is complying with those frameworks by making enquiries of the directors and key management of the administrative service provider. We corroborated our enquiries through our review of minutes of Board meetings, papers provided to the board and correspondence received from regulatory bodies and noted no contradictory evidence;

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)**

2 5
B A We assessed the susceptibility of the company's financial statements to material misstatement, including how fraud might occur by understanding the investment objectives of the Company and discussing with management to understand where reporting was considered susceptible to fraud. Where this risk was considered to be higher, we performed audit procedures in response to the identified fraud risk. These procedures included testing of transactions to supporting documentation, testing of specific accounting journal entries, and focused testing, including that referred to in the key audit matters section above. These procedures were designed to provide reasonable assurance that the financial statements were free from fraud or error;

2 5
B A Based on this understanding we designed our audit procedures to identify non-compliance with such laws and regulations. Our procedures involved reading board minutes to identify any non-compliance with laws and regulations, a review of any associated reporting submitted to the board on compliance with laws and regulations and enquiries of members of management of the appointed administrative service provider;

2 5
B A As the Company operates in the asset management industry the Audit Partner assessed the experience of the engagement team and concluded that the team had the appropriate competence and capabilities.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the Financial Reporting Council's website at <https://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities>. This description forms part of our auditor's report.

Other matters we are required to address

2 5
B A Following the recommendation from those charged with governance, we were appointed by the company on 3 December 2019 to audit the financial statements for the year ending 31 December 2019 and subsequent financial periods.

The period of total uninterrupted engagement including previous renewals and reappointments is 6 years, covering the years ending 31 December 2019 to 31 December 2024.

2 5
B A The non-audit services prohibited by the FRC's Ethical Standard were not provided to the company and we remain independent of the company in conducting the audit. The audit opinion is consistent with the additional report to those charged with governance.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE METAL SECURITIES LIMITED (continued)****Use of our report**

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with Article 113A of the Companies (Jersey) Law 1991. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Ove Toennes Svejstrup
for and on behalf of Ernst & Young LLP
Guernsey, Channel Islands
Date: 28 April 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。